
令和7年 6月12日開会

令和7年 6月27日閉会

令和7年 第2回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日程と目次

会期 16日間〔本会議5日間、休会11日（議案調査3日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
6. 12	木	本 会 議（第1号）	
		1 久家公安委員長の就任挨拶……………	1
		1 長野監査委員の再任挨拶……………	2
		1 渡辺企業局長の就任挨拶……………	2
		1 佐藤病院局長の就任挨拶……………	2
		1 若林総務部長の就任挨拶……………	2
		1 工藤企画振興部長の就任挨拶……………	2
		1 首藤福祉保健部長の就任挨拶……………	2
		1 首藤生活環境部長の就任挨拶……………	2
		1 小野土木建築部長の就任挨拶……………	2
		1 藤川防災局長の就任挨拶……………	2
		1 井下人事委員会事務局長の就任挨拶……………	2
		1 岩尾監査委員事務局長の就任挨拶……………	2
		1 開会……………	2
		1 諸般の報告（131か所の定期監査、7か所の臨時監査、51 か所の財政的援助団体等監査、3か所の財務監査、3月及び4 月の例月出納検査結果、報告6件）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第60号議案から第66号議案まで及び第2号報告を一括議題…	3
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	3
6. 13	金	休会（議案調査のため）	
6. 14	土	休会（県の休日のため）	
6. 15	日	休会（県の休日のため）	
6. 16	月	休会（議案調査のため）	
6. 17	火	休会（議案調査のため）	
6. 18	水	本 会 議（第2号）	
		1 第67号議案……………	7
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	8
		1 一般質問及び質疑……………	8
		1 森議員（自由民主党）の質問……………	8
		・ 県経済について	
		・ 観光政策について	
		・ 芸術文化の振興について	
		・ 教育を巡る諸課題について	
		・ 居住支援について	
		・ 里親支援について	
		1 若山議員（県民クラブ）の質問……………	20

		・宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした観光振興について ・少子化対策について ・障害福祉サービス事業所の環境改善について ・教員不足への対応について ・県道の整備について
		1 梶田議員（自由民主党）の質問…………… 29 ・産業の振興について ・福祉保健施策について ・障がい者による芸術活動の促進について ・持続可能な環境づくりについて
		1 佐藤議員（無所属の会）の質問…………… 39 ・国東半島芸術文化祭について ・地域の県立高校における魅力向上について ・特定空家等への対応について
6. 19	木	本 会 議（第3号）
		1 一般質問及び質疑…………… 51
		1 成迫議員（県民クラブ）の質問…………… 51 ・農林水産物の海外展開について ・市町村と連携した人口減少対策について ・自殺対策について ・学校現場での性教育について ・闇バイト対策について
		1 阿部（長）議員（自由民主党）の質問…………… 62 ・一次産業の振興について ・大阪・関西万博について ・大分空港へのアクセスについて ・警察行政について
		1 澤田議員（公明党）の質問…………… 72 ・中小企業への支援について ・県職員の働き方改革について ・空き家の利活用について ・オンライン診療の推進について ・高齢者施策について ・給食費の無償化について
		1 小川議員（自由民主党）の質問…………… 83 ・農業政策について ・こども・子育てについて ・県民の安全・安心について ・民生委員の一斉改選について
6. 20	金	本 会 議（第4号）
		1 諸般の報告（請願の処理結果）…………… 93
		1 一般質問及び質疑、委員会付託…………… 94

		1 岡野議員（自由民主党）の質問…………… 94 ・ 県民の安全・安心について ・ 誰もが活躍できる社会づくりについて ・ 人口減少対策について ・ 日田地域の道路の交通安全対策について 1 御手洗（朋）議員（県民クラブ）の質問…………… 104 ・ 物価高対策及び賃上げの促進について ・ 人口減少対策について ・ 民間企業のハラスメント対策について ・ 女性への支援について ・ 教育現場の働き方改革について ・ スポーツの振興について 1 首藤議員（自由民主党）の質問…………… 115 ・ 男女の出会い応援について ・ 本県のPR戦略について ・ 物流を巡る諸課題について ・ 指定管理施設の活性化について ・ いじめ・不登校対策について 1 今吉議員（自由民主党）の質問…………… 125 ・ 南海トラフ地震に備えた防災対策について ・ 産業の振興について ・ 持続可能な地域社会の構築について 1 猿渡議員（日本共産党）の質疑…………… 136 ・ 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について ・ 令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）について 1 第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告並びに請願2件を所管の常任委員会に付託…………… 139 1 付託表…………… 139 1 特別委員会設置の件…………… 139
6. 2 1	土	休会（県の休日のため）
6. 2 2	日	休会（県の休日のため）
6. 2 3	月	休会（常任委員会開催のため）
6. 2 4	火	休会（常任委員会開催のため）
6. 2 5	水	休会（常任委員会予備日）
6. 2 6	木	休会（議事整理のため）
6. 2 7	金	本 会 議（第5号） 1 諸般の報告（防災減災・県土強靱化対策特別委員会の正副委員長互選結果、5月の例月出納検査結果）…………… 144 1 第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告並びに請願10、11に対する各常任委員長の報告…………… 144

第2回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

	1	今吉福祉保健生活環境委員長の報告……………	144
	1	小川商工観光労働企業委員長の報告……………	144
	1	森農林水産委員長の報告……………	144
	1	阿部（長）土木建築委員長の報告……………	144
	1	清田文教警察委員長の報告……………	145
	1	太田総務企画委員長の報告……………	145
	1	堤議員の討論……………	145
	1	猿渡議員の賛成討論……………	147
	1	第60号議案から第65号議案まで、第67号議案及び第2号 報告を委員長の報告のとおり可決……………	148
	1	第66号議案を委員長の報告のとおり可決……………	148
	1	請願10を委員長の報告のとおり不採択……………	148
	1	請願11を委員長の報告のとおり不採択……………	148
	1	第68号議案から第70号議案までを一括議題……………	148
	1	佐藤知事の提案理由説明……………	148
	1	第68号議案から第70号議案に同意……………	149
	1	議員提出第2号議案（里親制度の充実を求める意見書）、議員 提出第3号議案（地方財政の充実・強化を求める意見書）、議 員提出第4号議案（2025年度大分県最低賃金の改定等に関 する意見書）、議員提出第5号議案（義務教育費国庫負担制度 の堅持を求める意見書）、議員提出第6号議案（地方消費者行 政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書）、議員提出第 7号議案（事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書 ）、議員提出第8号議案（米国の関税措置に対応した中小企業 等支援策の拡充を求める意見書）を一括議題……………	149
	1	森議員の提案理由説明……………	149
	1	福崎議員の提案理由説明……………	150
	1	吉村（哲）議員の提案理由説明……………	151
	1	堤議員の反対討論……………	152
	1	議員提出第2号議案、第5号議案、第6号議案及び第8号議案 を原案のとおり可決……………	153
	1	議員提出第3号議案及び第7号議案を原案のとおり可決……………	153
	1	議員提出第4号議案を否決……………	153
	1	議員派遣の件……………	153
	1	閉会中の継続調査の件……………	153
	1	閉会……………	155
付	1	請願……………	157
	1	請願処理結果……………	159

令和7年第2回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程第1号

令和7年6月12日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 第60号議案から第66号議案まで及び
第2号報告
(議題、提出者の説明)

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 第60号議案から第66号議案まで
及び第2号報告
(議題、提出者の説明)

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史

猿渡 久子
末宗 秀雄
三浦 由紀

堤 栄三
佐藤 之則

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	久家 里三
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	渕野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時

嶋議長 開会に先立ち、先般新たに就任された久家里三公安委員長、監査委員に再任されました長野恭子監査委員から御挨拶があります。久家里三公安委員長。

久家公安委員長 5月1日付で公安委員長に就任しました久家里三です。どうぞよろしくお

願いいたします。(拍手)

嶋議長 長野恭子監査委員。

長野監査委員 4月1日付けで監査委員に就任いたしました長野恭子でございます。今年で3期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

嶋議長 次に、先般新たに部局長に就任された方々から御挨拶があります。

渡辺企業局長 4月1日付けで企業局長を拝命しました渡辺淳一です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

佐藤病院局長 4月1日付けで病院局長を拝命いたしました佐藤昌司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

若林総務部長 総務部長を拝命いたしました若林拓でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

工藤企画振興部長 企画振興部長を拝命いたしました工藤哲史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

首藤福祉保健部長 福祉保健部長を拝命いたしました首藤丈彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

首藤生活環境部長 生活環境部長を拝命しました首藤圭です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

小野土木建築部長 土木建築部長を拝命いたしました小野克也でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

藤川防災局長 防災局長を拝命しました藤川将護でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

井下人事委員会事務局長 人事委員会事務局長を拝命しました井下秀子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

岩尾監査委員事務局長 監査委員事務局長を拝命いたしました岩尾誠二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

→...←

午前10時4分 開会

嶋議長 ただいまから令和7年第2回定例会を開会します。

→...←

嶋議長 これより本日の会議を開きます。

→...←

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、総務事務センターなど131か所の定期監査の結果について、大分県南部振興局など7か所の臨時監査の結果について、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学など51か所の財政的援助団体等監査及び大分県西部振興局など3か所の財務監査の結果について、同条第10項の規定により、監査の結果に関する意見について及び同法第235条の2第3項の規定により、3月及び4月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は、朗読を省略します。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく令和6年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてなど6件の報告がありました。

なお、報告書は、いずれも配付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配付の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

→...←

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

→...←

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、阿部長夫議員及び原田孝司議員を指名いたします。

→...←

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定します。

日程第3 第60号議案から第66号議案まで及び第2号報告

(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第3、第60号議案から第66号議案まで及び第2号報告を一括議題とします。

第60号議案 大分県税条例の一部改正について

第61号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第62号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

第63号議案 工事請負契約の締結について

第64号議案 工事請負契約の変更について

第65号議案 土地の取得について

第66号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

第2号報告 大分県税条例等の一部改正について

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

令和7年第2回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて、今回提出しました諸議案について説明を申し上げます。

国内経済を見渡しますと、自動車への追加関税措置に象徴される米国の通商政策の転換により、経済の先行きの不確実性が一段と増しております。政府には、米国に対し国際経済秩序の重要性を訴えるとともに、戦後に培われた多国

間による自由貿易の維持に向けて、粘り強く交渉を進めていただきたいと考えております。

県では、追加の関税率が示された直後から影響が懸念される中小企業や輸出関連事業者向けに相談窓口を開設し、支援体制を整えてきました。あわせて、令和6年度の補正予算や7年度当初予算に盛り込んだ物価高騰対策や中小企業支援策などについても速やかに実行に移しています。

今後も関税の動向が県経済に与える影響について、冷静に見極めつつ、米国関税措置の影響に備え、国が追加措置した交付金も活用しながら、必要な対策を迅速に講じてまいります。

一方、6月5日に公表された日本銀行大分支店の景気動向調査によれば、県内の景気回復のペースは鈍化しているものの、企業の設備投資は依然として高水準を維持しているとされています。昨年度の企業誘致件数は50件に上り、長期総合計画の目標を達成するとともに、設備投資額も過去5年で一昨年度に次ぐ603億円に達するなど、積極的な投資が続いている状況です。

今後も企業の投資を呼び込めるよう、市町村や民間開発事業者と連携して産業用地の確保を進めるほか、首都圏でのセミナーの開催などを通じ、企業誘致に関する情報発信の強化に努めてまいります。

県内経済の底上げに向けては、経済への波及効果が大きい観光振興も重要な柱です。特にインバウンドは1人当たりの旅行支出額が高く、国の宿泊旅行統計調査によると、昨年の県内での外国人宿泊者数は、過去最高の約150万人を記録し、今年もその勢いを維持しております。この好機を逃さず、大分県の魅力を国内外に広く発信し、観光による経済の好循環を生み出していく必要があります。

こうした中、4月に開幕した大阪・関西万博は、日に日に盛り上がりを見せており、外国人観光客の来場も好調で、誘客の絶好の機会となっています。私も日経地方創生フォーラムでの講演など、2度にわたり万博会場でのイベントに参加し、現地の熱気を実感したところであり

ます。特に5月28日から6月1日の期間中に約4万人が訪れた地方創生SDGsフェスでは、地熱や温泉染めといった本県の特徴を紹介するブースを出展し、多くの方に多彩な魅力を体感いただく場となりました。大分への関心を高めるよいきっかけになったと考えています。

また、万博開催期間中、大分空港は、大分ハローキティ空港としてサンリオキャラクターで華やかに装飾されています。この取組には早速大きな反響があり、大分へ向かう機内では、大分ハローキティ空港として開港していることを伝えるアナウンスが流れ、実際に空港を訪れる方からは、わくわくしたなど好意的な声が多く寄せられています。今後は、空港とJR杵築駅、ハーモニーランドを結ぶバスの実証運行も予定しており、空港からのアクセス向上を図ることで国内外からの誘客促進を後押しをしてまいります。

さらに、インバウンド促進の弾みとなる動きとして、4月2日にはタイガーエア台湾による台湾最大の都市、台北と大分を結ぶ初の直行便が就航しました。県の調査では、4月の台湾からの宿泊者数が前年同月と比べ3割以上増加するなど、直行便の効果があつたものと考えています。

今後、観光はもとより経済交流や教育振興等、幅広い分野で台湾との関係強化を推進し、台湾路線の定着を図ります。

国内外からの誘客を一層促進するためには、県内観光資源の磨き上げも不可欠であります。そこで、国内外に向けて発信したい文化、自然、食、物産といった地域資源をまとめた「地域資源素材集」を作成するとともに、9月には市町村と連携したおおいた地域博覧会を開催し、地域資源の発進力を高めてまいります。

さらに、今年は宇佐神宮御鎮座1300年の年となります。5月には記念行事の一環として、第83期将棋名人戦第4局が宇佐神宮で開催され、大きな注目を集めました。秋には10年に一度の勅祭をはじめとする様々な行事が予定されており、これらに合わせて地元自治体や関連団体のほか、交通事業者や旅行会社といった多

様な関係者と連携した誘客プロモーションを展開をしていきます。

加えて、昨年の福岡・大分デスティネーションキャンペーンで好評を得たバスツアーなどを通じて、県内の広域周遊を促進できるよう、準備を進めてまいります。

本県の魅力を発信していく上で、芸術文化の力も欠かせません。平成27年に開館した県立美術館OPAMは、この春10周年を迎えました。誰もが気軽に立ち寄り、楽しむことができ、訪れるたびに新たな発見がある、そのような美術館を目指してきた結果、この10年で県民の芸術活動の発表の場としても着実に根付いています。昨年度も県美術協会の絵画会や大学等の卒業制作展、新聞社が主催する書道展など、多様な主催者による展覧会等が40回にわたり行われ、多くの方にお越しいただきました。こうした県民主体の活動に加え、美術館としての取組も重なり、これまでに累計で500万人を超える方々に来館いただいています。これも県民の皆様と共に美術館が歩んできた成果であると考えております。

このような中、4月26日に行われました開館10周年記念式典は、多くの御来賓に御参加いただくとともに、10歳を迎える子どもたちによるハンドスタンプアートが披露されるなど、節目を祝う晴れやかな催しとなりました。この日から始まった記念展では、第一弾として、モネやピカソといった近現代美術の名作が展示され、11月からの第二弾では、国宝、重要文化財をはじめとした貴重な古美術品の展覧会を予定しております。小学生の無料招待などを通じて、多くの方が本物の芸術作品を間近にできる機会といたします。

加えて、新たなアトリウム作品の展示やキッズスペースの整備により美術館の魅力を一層高め、次の10年を見据えた芸術文化の拠点づくりを皆様と共に進めてまいります。

さらに、芸術文化では、本県が世界に誇る別府アルゲリッチ音楽祭が記念すべき第25回を迎えました。これまで同音楽祭は、国際的な文化発信にとどまらず、若手音楽家の育成や子ど

もの感性を育む取組を通じ、本県の文化や教育の振興に大きく貢献をいただいております。5月21日の特別公演「祝祭の日」では、マルタ・アルゲリッチさんが気鋭の演奏家たちと共に祝祭にふさわしい華やかな演奏を披露くださいました。また、この特別公演には親子25組が招待され、参加者から世界的な音楽家の演奏を身近で感じる事ができたとの声が聞かれるなど、次代を担う子どもたちが一流の音楽に触れられる貴重な機会となったところであります。

県としても、こうした芸術文化の力を県内全域に広げるため、コンサートホールに限らず、より多くの県民が音楽に親しめる機会づくりに力を入れています。5月17日にはまちなかアートフェスタの一環として、音楽祭とも連携したおおいたクラシックフェスティバルを大分市中心部で開催したところ、1万人を超える方が来場して、気軽に上質な音楽を楽しんでいただきました。さらには、10月から始まる国東半島芸術文化祭に合わせて国東市や豊後高田市でもミニコンサートを予定しております。

今後も県内各地で芸術に触れられる場を広げるとともに、芸術文化の力を生かして、本県の魅力を広く発信してまいります。

6月8日に梅雨入りをしました今年は、10日には早くも警報が出されるなど、大雨への備えが欠かせない状況でございます。本県は急峻な地形が多いため、今後も秋にかけて土石流や崖崩れへの警戒が必要です。

そのような中、令和2年7月豪雨で土石流により甚大な被害が発生しました由布市の花合野川では、湯平温泉街の約1キロメートル区間の復旧工事を昨年度までに完了し、地域の安全性の向上が図られました。引き続き上流部の砂防ダム整備などを進め、地域全体の防災力をさらに高めていきます。

加えて、危険な盛土等の崩落を防ぐため制定されました盛土規制法に基づき、県内における盛土等の規制区域を新たに指定し、5月から運用を開始しました。適切な運用と周知の徹底を図り、県民の命と暮らしを守ってまいります。

一方、近年の豪雨災害は頻発・激甚化してお

り、昨年も6月末の大雨や県内を直撃した台風第10号において、多大な被害が発生しました。県では、被災した土木施設の早期復旧に全力を挙げるとともに、大型土のうによる河岸の補強や堆積土砂の撤去といった応急措置を行うなど、出水期に備えた対策を可能な限り講じたところでもあります。農地や農業用施設についても、水路や畦畔の仮復旧といった応急対応のほか、市町村とも連携して、現場の状況に応じた生産指導を行うなど、営農活動へ支障が出ないよう取り組んでいます。

加えて、治水対策の一層の強化も不可欠であります。従来の河川改修やため池の点検・防災対策を図るとともに、AIによるダム水位の予測システムの導入や住民への情報伝達を強化する放送機器の整備などを進めています。これにより治水ダムの管理を高度化し、住民の確実な避難につなげてまいります。

防災の観点から、地震への備えも怠ることができません。国が3月31日に公表した南海トラフ巨大地震の新たな被害想定によると、県内の人的被害は前回想定を上回る約1万8千人に達する可能性が示され、特に津波による被害が大きくなっています。

一方で、早期避難者が7割に達すれば、人的被害を約300人にまで抑制できるとの試算も示されており、迅速な避難行動の重要性が改めて明らかになりました。これを受け、早速県では、早期避難の前提となる市町村ごとの大分県地震被害想定の見直しに着手したところであります。見直しにあたっては、国東半島沖で新たに確認された活断層も想定に含め、進めてまいります。あわせて、早期避難の取組を促進するため、関係機関と連携した住民参加型の実践的な総合防災訓練を実施するほか、市町村や地域の自主防災組織が行う避難路の整備や避難訓練を積極的に支援してまいります。

災害時の救命活動や支援物資の輸送を支えるいのちの道の確保も重要であります。緊急輸送道路としても欠かせない役目を果たす東九州自動車道では、宇佐一院内間のうち、新たに3.1キロメートルの4車線化が3月に完了し、災

害時のリダンダンシーが強化されました。さらに、災害発生時に道路上の瓦礫や障害物を取り除き、優先的に通行可能な経路を確保する大分県道路啓開計画も3月に改定しました。今年度は、地域別の実施計画についても見直しを行い、緊急輸送体制確保の実効性を一層強化する方針であります。

引き続き、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、災害に強い大分県の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、提出しました諸議案について、主な内容を説明申し上げます。

第60号議案大分県税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、個人県民税における大学生年代の被扶養者を対象とする特定親族特別控除の創設や加熱式たばこに係る県たばこ税の課税方式の見直し等を行うものであります。

第65号議案土地の取得については、佐伯港女島地区における慢性的なヤード不足に対応し、既存施設との一体的な利用を可能とするため、隣接する企業から土地を購入し、埠頭用地の拡張を行うためのものがございます。

以上をもちまして提出しました諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

————→…←————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明13日、16日及び17日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明13日、16日及び17日は、議案調査のため休会と決定しました。

なお、14日、15日は、県の休日のため休会とします。

次会は、18日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

————→…←————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時21分 散会

令和7年第2回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月18日（水曜日）

議事日程第2号

令和7年6月18日
午前10時開議

第1 第67号議案

（議題、提出者の説明）

第2 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 第67号議案

（議題、提出者の説明）

日程第2 一般質問及び質疑

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	渕野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	井下 秀子
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

→…←

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により行います。

→…←

日程第1 第67号議案

（議題、提出者の説明）

嶋議長 日程第1、第67号議案を議題とします。

→…←

第67号議案 令和7年度大分県一般会計補正
予算（第1号）

→…←

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

ただいま追加提案をしました第67号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

県では、これまで物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、国の対策を補完する支援を講じてきました。今回の補正予算案においても、国が追加措置した交付金を活用し、県民の暮らしの下支えのための取組を実施します。

具体的には、暑くなる夏への対応として、7月から9月にかけて国が行う電気・都市ガス料金への支援と歩調を合わせ、対象外となるLPガス消費者や特別高压で受電する中小企業等の利用料金の一部を助成し、負担軽減を図ります。補正額は4億1,644万円であり、これに既決予算額を合わせますと7,030億9,344万円となります。

今後も物価高騰が県内経済へ及ぼす影響を見極めながら、必要な対策を検討してまいります。

以上をもちまして、提出しました議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

→…←

日程第2 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第2、第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。森誠一議員。

〔森議員登壇〕（拍手）

森議員 おはようございます。15番、自由民主党、森誠一でございます。本定例会において、トップバッターの質問の機会をいただきました。先輩・同僚議員の皆様に心からの感謝を申し上げます。

そして、議場に傍聴に来てくださった皆様、また動画で御視聴の皆様、ありがとうございます。しっかりとこれからの大分県のためと思い、質問させていただきます。

執行部の皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、県経済についてお伺いします。

賃金と物価の好循環の実現による成長を目指してきた我が国の経済は、今、岐路にあるのではないかと感じております。足下の情勢を見ますと、賃金については、これまでの政策の効果もあり、着実に上昇しております。経団連がまとめた5月時点の春季労使交渉の状況によれば、昨年、バブル期以来33年ぶりの5%超えとなった月例賃金の引上げ率は、今年も5%を超え、2年連続で2万円近い引上げ額となっています。政府が1,500円への引上げを目指す最低賃金についても、先月開催された政労使会議において、補助金等により都道府県を支援する考えが示されるなど、引き続き、その引上げに力が注がれております。

こうした賃上げを起点とする雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しの動きなどから、現時点では、国内景気は緩やかに回復しているものと判断されています。

他方、物価については、その上昇の継続が消費者マインドの下振れを招き、景気を下押しするリスクとなっています。厚生労働省の発表によれば、昨年度の実質賃金は、前年度比0.5%減と3年連続のマイナスとなっており、歴史的な賃上げ率を記録する一方で、物価高騰に賃金の伸びが追いつかない状態が続いているというのが実情です。長引く物価高騰に対しては、手綱を緩めることなく対策を講じていく必要があると考えます。

こうした中、さらに景気の下押しリスクとなっているのが米国による関税措置の強化や貿易摩擦の激化などに対する懸念です。現時点では直接的な影響はまだ多くないとの報道がなされる一方で、多くの企業では米国向けの販売減や値下げ圧力、受注減、資金繰りの悪化などを不

安視する声が聞かれます。

本県においても関税措置の対象となっている製造業をはじめ、農林水産物の輸出に携わる方々など、幅広い事業者はその影響が懸念されております。県では、4月早々に相談窓口を設置したほか、500社企業訪問等により丁寧な実態把握を進めるなど、迅速に対応して下さっております。

しかしながら、今、正に米国との関税交渉が大詰めを迎えており、その影響がどこまで及ぶのかなど、県内企業にとってもいまだ不透明な状況が続いております。直接的な影響が出てしまうことはもちろんですが、こうした不確実性は、投資や賃上げなど積極的な企業活動を鈍らせるおそれもあります。コロナ禍を乗り越え、これまで継続してきた賃上げや消費の持ち直しなどによる県経済の活性化をここで腰折れさせないためにも、長引く物価高騰の中、関税措置の強化などによって生じる影響に対し、必要に応じた対策を躊躇なく実施していただくことが必要だと思えます。

そこで、こうした社会情勢を踏まえ、今後どのように県経済の活性化を図っていくのか、知事の御見解をお伺いします。

あとは対面席で行います。

〔森議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの森誠一議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 森誠一議員の県経済についての質問にお答えいたします。

県内景気は、日本銀行大分支店によれば、個人消費が底堅く推移しているものの、鉱工業生産は弱めの動きとなるなど、回復のペースが鈍化しているというふうにされております。長引く物価高や米国の関税措置等が回復基調にある県内景気へ与える影響について、引き続き注視していく必要があります。

こうした中、本日、物価高対策として補正予算案を提案させていただきました。国が実施する電気・ガス料金の支援を歩調を合わせて、国の対策では支援対象外となっていますLPガス

の一般消費者や特別高圧で受電する中小企業等に対して、県独自の支援を行います。

米国の関税措置については、4月4日に経営・金融と農林水産物輸出に関する相談窓口を庁内に設置したほか、500社企業訪問等によるヒアリングを行っております。現在のところ、大きな影響は顕在化していないと認識しておりますが、議員御指摘のとおり、影響拡大等を懸念する声もあり、関連事業者への支援には万全を期す必要があります。

関税措置の影響を受ける事業者には、運転資金として活用できる県制度資金等により支援を行ってまいります。今後影響が拡大する場合には、国の追加対策と併せて、県としてもさらなる資金繰り支援を躊躇なく講じてまいります。

加えて、食品や農林水産物等の輸出事業者に対しましては、ジェットロと連携したセミナー等を通じて正確な情報提供を行うほか、例えば、牛肉のEU市場への販路拡大など、輸出先の多角化に向けた取組も後押ししていきます。

県経済の持続的な発展に向けましては、こうした環境下においても賃金と物価の好循環の創出にしっかりと取り組むことが重要であります。県では、中小企業が賃上げに踏み出せるよう、補助事業における賃上げ枠を今年度から12事業に拡大したほか、国の業務改善助成金に対し、奨励金を上乘せしています。昨年度は賃上げ枠で71件、奨励金で181件採択しておりまして、引き続き積極的な活用を促してまいります。

また、賃上げを持続的なものとするために、商工団体等と連携して、円滑な価格転嫁に向けた環境整備にも取り組んでおります。

今後とも環境変化や中小企業のニーズを的確に捉え、国や関係機関と連携しながら県経済の活性化に取り組んでまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 知事、ありがとうございました。今、不安を感じられておる中小事業者、また関連事業者に対する万全の措置を講じていただけると、また、一方で積極的な取組を行うということで、心強く感じておるところでございます。

今朝のニュースなどで見ますと、まだ米国と

の関税交渉が合意には至っていないというような状況もございましたけれども、今後の状況を注視しつつ、また県経済の発展のために御尽力いただければというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。観光政策についてですが、まず、観光振興について伺います。

観光庁の旅行・観光消費動向調査によると、昨年の日本人国内旅行消費額は過去最高となる25兆円に達し、前年より14.8%増と大きな伸びを実現するとともに、令和7年の目標値である22兆円を大きく上回りました。

さらに、インバウンドの状況を見てみますと、令和6年の訪日外国人数は3,687万人に達し、こちらも過去最高となっています。内訳は、韓国からが882万人、中国が698万人、台湾が604万人と東アジアが最も多く、その67%を占めています。一方で、17%を占めるのが欧米豪、中東であります。16%を占める東南アジア、インド等の地域においても実数を伸ばしたことが、コロナ禍前の令和元年以来となる過去最高の更新につながったようです。

また、訪日客の消費額を見てみしても8.1兆円と前年の5.3兆円を大きく上回り、過去最高を更新するなど、今や観光産業は、経済の成長を左右する重要な産業と言っても過言ではありません。

翻って本県の観光統計調査の速報値を見てみますと、宿泊者数は、本年3月期及び4月期ともに昨年を上回っており、さらに外国人観光客についても、1月から4月が平均11%増の伸び率で、順調に推移しています。また、4月の観光施設の入場客数も、前年同月比13.9%増となっている状況です。

他方、国内外から多くの方々が訪れる開催中のお阪・関西万博は、1日当たり約10万人の来場があり、累計では600万人を突破、目標の2,820万人の2割を超えたとのこと。この万博開催が本県をPRする好機と捉え、様々な取組を行う予定であるとは伺っておりますが、こうした絶好の機会を逃すことなく、国内外に向け効果的なPRを行い、しっかりと本県

の誘客へつなげていただきたいと思います。

昨年度策定された本県の長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」においても、この大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1300年を契機とし、地域の特色をいかしたツーリズムの推進と観光産業の振興が掲げられています。

また、本年3月に策定された第5期ツーリズム戦略では、「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県～おおいた観光を次のステージへ～」をスローガンとし、本年度から3年間を本県の観光地域づくりに向けた基盤を構築・強化する期間と位置づけるとともに、観光消費額や住民満足度などの高い成果指標を掲げ、取組を進めていくとされています。インバウンドの増加など、環境を取り巻く環境が刻々と変化中、こうした高い目標を実現するためにも、ビジョン実行元年にあたる今年度はとても重要な年であると考えます。

そこで、今後、本県の観光振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。
嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 観光振興についてでございます。

観光産業は、インバウンドをはじめとします旺盛な旅行需要を取り込み、消費の創出・拡大を通じまして地域経済への波及効果が大きい、非常に重要な成長産業であります。

県では、市町村や観光協会、観光関連事業者等と一体となって取り組む共通目標としまして、本年3月に第5期ツーリズム戦略を策定して、二つの指針を柱に各種施策を推進しています。

まずは住んでよし、訪れてよしの経済・環境・社会における持続可能な観光地域づくりでございます。地域住民と事業者が旅行者と共生する地域づくりを推進するために、多様な地域資源を守りながらも、それをいかした高付加価値コンテンツの造成や磨き上げを行い、情報発信を図ってまいります。また、誰もが旅行を楽しめる受入れ環境整備に力を入れるとともに、将来の本県観光を担う人材の確保・育成に努めます。

こうした持続可能な観光地域づくりを推進す

るためには、安定的な財源の確保が必要でございます。宿泊税等の観光振興財源の導入可否を含めた検討についても、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら進めていきたいというふうに考えております。

二つ目は、データマーケティングに基づく施策の展開でございます。勘や経験だけではなくて、データに基づき、エリアや属性等に応じたきめ細かいターゲティングを行うとともに、多様なニーズに応じて効果的に情報を発信するなど、戦略的な誘客を図ってまいります。

特に今年は大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1300年という好機でございます。それを捉えて、デジタル広告等を活用した誘客を進めるとともに、サンリオエンターテイメントと連携しました大分ハローキティ空港の取組などによりまして、本県の認知度向上にも努めております。

こうした戦略を着実に推進していくためには、観光推進体制の強化が不可欠であります。そのため、県観光の旗振り役となるべきツーリズムおおいたについて、県観光局との役割分担を明確化した上での効果的な施策実施体制の構築やマーケティング等の専門性強化について検討を進めてまいります。

本年は、本県観光の基盤を強化して、地域経済に好循環をもたらす持続可能な観光地域づくりを進める上で非常に重要な1年となります。しっかりと土台を固めると同時に、時代の潮流を捉えた観光振興に取り組んでまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 今、知事の御答弁にもございました観光の推進体制について、引き続きお伺いします。

昨年の第2回定例会において、私は、観光関連産業の活性化と公益社団法人ツーリズムおおいたについて質問させていただきました。その際、大分県のツーリズム振興において要となるツーリズムおおいたの課題について、真っ正面から考えていただきたいと、知事にもお願いさせていただいたところでございます。

その後、昨年の11月にはツーリズムおおいたの和田会長から知事に対し、三つの申入れが

あったと伺っております。その一つ目は、県との役割分担の見直し、一体となった推進体制の強化、二つ目が、ツーリズムおおいたの専門性を最大限に発揮するための人材確保・育成及び財政基盤の強化、三つ目に、県域版DMOとして地域を支えるマーケティング機能の強化です。

これらを受けて、昨年12月に県は、大分県観光のさらなる発展に向けた有識者会議を設置、大学教授や宿泊事業者など県内外の有識者による3回の会議を開催されました。年度末には検討結果として、県とツーリズムおおいたとの連携の在り方やプロパー人材の育成・確保、財源の確保について提言が取りまとめられています。

この1年間でツーリズムおおいたの役割や推進体制について様々な議論がなされ、本県の観光推進体制強化に向け、大きくかじを切っていただいたことについては大変感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、この改革はスピード感も必要です。県がどれだけ本気度を持って取り組むかがこれからの本県の観光振興の行方を左右することになると考えます。ツーリズムおおいたが発足して20年、これまで培ってきたノウハウをいかしながら、戦略的かつ大胆に施策を展開していくために、今後、県とツーリズムおおいたとの連携や人材・財源確保について、どのように取り組んでいくのが重要だと考えます。

そこで、今後の本県における観光推進体制の在り方について、観光局長の見解をお伺いいたします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

昨年度開催されました有識者会議からは、主に三つのポイントについて御提言いただきました。

一つは、県とツーリズムおおいたの役割分担の明確化と連携強化です。マーケティングやプロモーション等のDMOが担うべき役割は、ツーリズムおおいたに集約して一元的に実施することや、県と一体的にPDCAを回し、効果的・効率的な施策推進を図るため、同一場所で業務を行うことなどについても盛り込まれており

ます。

二つ目は、ツーリズムおおいの専門性強化です。設立の原点であります民間主体による民間発想の機動的な組織を実現するため、マーケティング知識を有し、熱意と人柄を備えた民間経験者を事業執行責任者として登用することでありましたり、専門知識を継続的に蓄積し、地域の関係団体等との人的ネットワーク構築を図るため、プロパー職員の確保・育成や専門人材を有効活用することについても言及されております。

三つ目としまして、ツーリズムおおいが主体的に事業を展開できるよう、財源面からその仕組みを構築することについても求められています。

そのような提言内容を踏まえ、早速庁内にプロジェクトチームを立ち上げたところです。県としてしっかりと議論し、本気度とスピード感を持って検討を進めていきたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 さきほど取り上げた大分県観光のさらなる発展に向けた有識者会議においては、新たな観光需要の増加に対応するため、施策の実施に必要な人と人材の確保に引き続き取り組む必要があり、宿泊税等、特定財源の検討についても提言がなされました。

また、3月末に策定された第5期ツーリズム戦略にも観光地域づくりに必要な財源確保に向けて、宿泊税等特定財源の導入可否を含めた検討が主な取組の一つとして記載をされています。

これらを受けて、本年5月に大分県観光振興財源検討会議が開催され、本県全体の観光振興に係る施策を将来にわたり安定的に実施するための財源の在り方についての議論が始まりました。正に県の本気度を感じることもできる、スピード感を持った取組だと思います。

宿泊税については、海外では一般的に付加されており、国内でもインバウンドなどによる宿泊需要の増加を背景に、東京都、大阪府、福岡県、京都市、長崎市などでも導入されておりますし、県内では別府市での議論がスタートして

いると伺っております。

今後、大分県全体の観光施策を力強く前に進めていくために、宿泊税等特定財源の検討をしっかりと行っていくべきだと考えますが、観光局長の見解をお伺いします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

人口減少、少子高齢化が進む中、交流人口や関係人口の拡大につながる観光振興は、地域経済を活性化していくために、ますます力を入れていくべき分野であります。特に今後、インバウンドをはじめ、さらに増加が見込まれる観光需要の取組は大変重要で、受入れ環境の整備や人材の確保・育成等の課題に対応していくためには、積極的に投資をしていくことも必要だと考えています。

そこで、新たな観光需要に対応するための中長期的な財源を検討することを目的に、先月、有識者による財源検討会議を立ち上げて議論を開始したところです。来週からは、県内12か所で観光振興財源に関する意見交換会を、宿泊事業者を中心に、広く意見を伺う予定としております。

今後も宿泊事業者をはじめ、県民の皆さんの御意見を丁寧に伺いながら、会議での議論も踏まえて、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 本日議論させていただいた大分県の今後の観光施策についてですが、これまでの県庁の常識を超えた本気度がなければなし得ない組織づくりと財源確保の議論であると思います。商工観光労働部、そして観光局、人事や財政をつかさどる総務部を含め、全庁で観光推進体制の再構築に力を注いでいただくことを強く強く要望いたします。

それでは、次に移ります。芸術文化の振興について伺います。

芸術文化は、人々に喜びや感動、生活の楽しさや心の安らぎをもたらす、豊かな人間性や創造性を育むものです。県では、平成16年に大分県文化振興条例を制定、翌年大分県文化振興

基本方針を策定。その後、平成27年4月に県立美術館OPAMが開館したことなどを契機として、翌28年に基本方針の一部見直しを行うとともに、3年ごとの短期目標として大分県文化創造戦略を策定、現在は、第3期戦略に基づいて様々な取組が行われております。

誰もが芸術文化を享受できる機会の充実、その創造性をいかした地域づくりに取り組む中、OPAMは本年4月に開館10周年を迎えたところです。目前の2月16日には通算来館者数が500万人を突破するなど、県民に親しまれる美術館として定着してきたことは本当にうれしい限りであります。

そして、今年は10周年を記念した特別企画展や様々なイベントが予定されていることから、OPAMを通じて、改めて芸術文化の魅力に触れてもらえるものと期待しておりますし、さらに多くの県民の方々に御来館いただけるよう、魅力的な企画運営に努めていただきたいと思います。

また、第1回定例会においては、別府アルゲリッチ音楽祭の拠点でもある、しいきアルゲリッチハウスの県有化について、その請願を全会一致で採択したところですが、今後は、その音楽祭が第25回という節目を迎えています。引き続き、このような国内外の優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図っていただきたいと思います。

そのほかにも、この10年間を振り返ると、平成30年の国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会や、令和4年の東アジア文化都市2022大分県など、様々なイベントの開催を通じ、県内各地域においても芸術文化活動が促進されてきているものと感じております。

個人的には、一昨年に開催された地元豊後大野市の朝倉文夫先生生誕140周年記念「猫と巡る140年、そして現在」は、前年度にこの議場で一般質問に思いを込めたこともあり、今でも感動を忘れられません。

大分県の芸術文化の今後を考えると、人口減少による担い手不足など課題も多いところです。

また、大分県文化振興基本方針も改定後10年を経過する中で、取り巻く環境も変化してまいりました。こうしたことを踏まえ、これまでの取組の成果や課題なども含め、今後のさらなる芸術文化の振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 芸術文化の振興についてでございます。

本県では、平成27年の県立美術館の開館を機に文化振興基本方針を改定しまして、三つの視点から芸術文化施策を進めてきております。

一つ目は、質の高い芸術文化に触れる機会の創出でございます。今年25回目を迎えました別府アルゲリッチ音楽祭、累計500万人の来館をいただいております県立美術館等を通じて、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図ってきております。

また、昨年はi i c h i c o総合文化センターのリニューアルを行いまして、より魅力的な公演を提供するための機能強化、そして鑑賞環境の改善や快適性の向上を図りました。

二つ目は、新たな担い手の創出・育成であります。小・中学校へのアウトリーチ、各地でのアートイベントに加えまして国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭、そして東アジア文化都市の開催等を通じまして、年齢や障がいの有無を問わず、本県の芸術文化の新たな担い手も育ちつつあります。

三つ目は、文化的資源を活用した地域振興でございます。豊後大野市の朝倉文夫先生を記念しました大分アジア彫刻展などに加えまして、近年は別府市や国東半島に生まれました個性豊かな現代アートの作品、また、昨年県内から2人目の人間国宝、岐部笙芳さんが認定されましたけれども、竹工芸などを活用した企画も増えてきているところであります。

その一方で、この間、県内の人口減少、一段と加速しておりまして、芸術文化活動の縮小も懸念されます。担い手の創出・育成の支援がより一層重要になっているところであります。

そこで、昨年7月には県内の無形民俗文化財

を守り継いでいくために、地域や芸能種別を超えた連絡協議会を発足させました。今後もビジョン2024に掲げた10年後の目指す姿を見据えまして、本県芸術文化の魅力を広く発信して、担い手の創出や芸術文化活動の維持・発展に努めていきたいと考えております。

基本方針の改定からこの10年、コロナ禍によりまして、イベントの中止や縮小を経験しました。また、デジタル技術の発展による芸術表現、鑑賞方法の多様化、カルチャーツーリズム等が急速に進展しているところであります。これまでの成果や課題を踏まえまして、時代の潮流に即した芸術文化振興を進めるために、文化振興県民会議の意見等も伺いながら、今年度中に基本方針を改定しまして、創造県おおいのさらなる推進を図ってきたいというふうに考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。

芸術文化振興の議論に関連しまして、ユネスコ無形文化遺産について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

ユネスコ無形文化遺産は、伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産を消滅の危機から保護し、次世代へ伝えていくための国際的な協力及び援助体制を確立することを目的に、世界184か国が締約し、667件の登録がございます。そのうち日本の登録件数は23件で、県内では日田祇園の曳山行事や国東市の吉弘楽が登録されております。

このたび、伝統芸能である神楽を登録しようという機運が知事会を中心に盛り上がってきたとお聞きしております。本年の3月24日に神楽継承・振興知事連合の立ち上げ式が、また5月23日には神楽のユネスコ無形文化遺産登録推進総決起大会が開催され、佐藤知事もオンラインで出席されたとお聞きしております。

全国の神楽保存団体は4千を超えと言われるますが、近年は少子高齢化や人口減少などにより保存・継承が困難となってきました。今回の知事連合には32道府県が加盟し、保存ネットワークが形成されたことは大きなインパク

トがあると思っております。

令和10年の登録を目指しているということで、私も神楽の継承者の一人として、非常に期待しております。私どももしっかりと連携を図ってまいりたいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

それでは、次に、教育をめぐる諸課題について伺います。まず、通学区域制度検証委員会の答申について伺います。

県立高校の全県一区制度についての検証等については、昨年の我が会派の阿部英仁議員の代表質問でも取り上げられ、これまでも幾度となく議論されてきたところであります。特に課題と考えるのが、人口減少や大分市内の高校への入学希望者の集中などによる地域の高校の定員割れです。地域の高校は、生徒の学びの場であると同時に、地域の活力を支える重要な役割を担っています。

こうした中、令和7年度の県立高校入試の状況を見ますと、一次入試においては、全日制高校の志願倍率が県全体で1.02倍と、これまでで最も低く、実際に受験した人数による受験倍率は、初めて1倍を下回るなど、その低下傾向に歯止めがかからない状況となっています。最終的な欠員数は、全日制39校のうち23校で、昨年を100名ほど上回る568名となっています。特に大分市及び別府市以外の地域の高校では欠員が多く、普通科においては16校中12校が未充足の状況となっています。

この背景には、私立を専願とする受験生の増加や通信制を含む県外高校への進学増加など、様々な要因も考えられるものの、かねてから全県一区制度との関連が指摘されているところであり、こうした状況を踏まえ、県教育委員会が昨年設置した通学区域制度検証委員会における全県一区の在り方をめぐる議論に注目していたところであります。

この検証委員会に対し、入試制度の在り方、高校の魅力づくり、教育の質の担保を諮問した結果、先般答申があり、今後の通学区域制度の在り方については、生徒の主体的な進路選択を促すという全県一区の理念を大切に、これを

入試制度のベースとしつつ、地域の生徒が地域の学校を選択しやすくする制度の設計もあり得るという内容となっています。

他方、この検証を行っている間、高校の授業料が実質無償化されることが示され、一部では地域の高校の維持・存続に対して懸念する声も上がっております。また、4月のデジタル行政改革会議における総理の発言もあり注目されておりましたが、受験生の公立高校への受験機会を増やすためとして提案されたデジタル併願制は、かえって都市部の高校への志願者の増加を招くおそれがあり、慎重な議論が必要との意見も聞かれるところであります。

少子化が進む中、地域の高校の維持・存続に向けて、何らかの取組が必要ですし、高校を取り巻く様々な状況の変化がある中、県教委において答申の内容を踏まえ、今後の在り方などがしっかり検討されることを期待しております。

これらを踏まえ、今回の答申に対する受け止めと、今後どのように対応しようとしているのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

通学区域制度検証委員会では、今年の高校入試結果や高校授業料無償化の影響、国において検討されているデジタル併願制の議論も踏まえ、4回にわたる協議がなされました。

答申では、生徒の主体的な進路選択を可能とする全県一区制を引き続き入試制度のベースとしつつ、地域の高校の活性化に配慮して、一部の選抜方法で通学区域を設定する制度設計もあり得るとされております。ほかにも魅力化・特色化の推進など、5項目の具体的方策の提言に加え、今後の生徒数の減少も踏まえた本県における県立高校の将来像を示す必要性が指摘されました。

県教委といたしましては、答申を踏まえ、必要な対策を可能な限り迅速に進めたいと考えており、例えば、入試制度に関しては、地域の生徒が地元の高校を第2志望として同時に受験できる仕組みを早速検討しているところであります。

子どもたちの期待に応える質の高い学びを確保する一方で、地域における高校の存続の重要性もしっかりと認識する必要があります。今後も地域住民や生徒、保護者の声に耳を傾けながら、遠隔教育の充実や魅力化の推進など、必要な対策を講じてまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ただいま教育長からは、入試において、二次募集がなくて、第2志望を入試の時点で選ぶような仕組みを一部考えているということですが、その実現については、来年度の入試に反映されるのであれば、今年度、急ぎ制度設計をしなければならないと思いますが、その辺のスケジュール感等はどうなっていますでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 第2希望制については、定員割れ対策として非常に有効であるというふうに考えております。ただ、その実施にあたっては、いろんな今、高校入試の事務処理をシステム化しておりまして、システムの改修等かなりの作業が予想されます。来年度から高校の無償化が本格化するという一方で、公立高校の活性化に向けて、この第2希望制の導入、極力急ぎ進めたいと考えておりますが、この段階でいつからということを明言するのは差し控えたいと思います。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 このことについては、さらにまた慎重な議論も必要だと思いますが、スピード感も必要だと思っておりますので、是非とも急ぎの検討をお願いします。

続いて、魅力ある学校づくりについて伺います。

地域の高校維持・存続に向けては、何よりも選ばれる学校となることが重要と考えます。そのためには、他校と差別化された魅力づくりが不可欠であり、どの地域においても生徒自らの可能性を最大限に伸ばし、多様で質の高い高校教育を提供できる環境を整備していくことが重要です。

例えば、生徒が思い描くキャリアが学校選択のきっかけとなるような魅力づくりや地域なら

ではの魅力づくりを実現する取組が重要だと思います。

昨年、情報科学高校に伺った際、昼食時、お昼のお弁当の購買予約システムの構築を授業の一環として生徒が実施していることをお聞きしました。この件については、以前、木田議員がPECOFREE（ペコフリー）というアプリの紹介もあったかと思いますが、情報科学高校では自分たちでシステムを構築したということでもあります。昼食時間のチャイムの後、生徒が購買でお弁当を購入する際に起こる、時間の都合で購入できない生徒、売れ残りによる業者側の食品ロスの発生、いわゆる購買ダッシュによって起こるけがの危険などといった課題の解決に向けた取組です。

生徒たちは、Webサイトを使用し、無料のシステムを構築していました。私がお話を伺った際にはシステムの検証の段階であり、その後、キャンセル機能の追加などの改良も重ね、今、少しシステムは止まっているそうなんですけれども、2年生が見直しをしているというふうに聞いております。

この取組は、高校の昼食、お昼のお弁当における課題に対応するだけでなく、受発注のミスマッチの解消やデータベース化による弁当の販売予測など、販売事業者にとっても大きなメリットをもたらすものであり、何より生徒の自主性や探究的思考を向上させる、優れたものだと感じました。

今回、情報科学高校のこのような事例を伺い、県内のほかの高校においても様々な切り口で地域の事業者や産品、イベント、自然、文化など、その地域の特色もいかし、地域全体としてその魅力化に取り組むことができるのではと、可能性を感じました。

こうしたことを踏まえ、地域の魅力ある学校づくりにどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

学校の魅力づくりには、地域との連携・協働が重要であり、各高校において、地域の特色を

いかした学びが実践されています。

例えば、安心院高校では、地元企業と連携して、発酵醸造をテーマとした探究学習に取り組んでいます。廃棄物に付加価値を加え、新たな商品を作るアップサイクルの手法を用いて、酒かすを使ったスイーツ等を開発しました。商品のパッケージデザインから地元のイベントでの販売まで、全て生徒が行うなど、地域の活力創出にもつながる取組を実践しています。

地域と連携した学びは、専門学科の課題研究でも展開されています。三重総合高校のメディア科学科では、豊後大野市の関係人口増加をテーマとして、サウナ事業を軸とした観光プランの研究に取り組みました。昨年度は市役所や観光協会へのリサーチや現地でのフィールドワークを重ね、観光プランを考案し、今年度は商品化に向けた研究を進めているところです。

今後も地域資源を活用した、生徒の自己実現やキャリア形成にもつながる学びの充実を図り、その地域ならではの魅力ある学校づくりを推進してまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 高校のお昼、お弁当の問題は、保護者の皆さんからもいろいろお話を聞いているところでもあります。この後、また佐藤議員等からも議論があるかと思います。

そして、小・中学校の昼食については、現在、国において無償化の検討が進められているところでありまして、小学校は来年度、中学校についてもできる限り速やかにとされております。

保護者の経済的負担軽減に資するものと考えますが、その際、気になるのが、県立中学校である豊府中学校のお昼であります。第1回定例会における予算特別委員会でも質問いたしましたが、現在でも自治体によっては無償化が進む中、豊府中学校の保護者からは、ミルク給食でなく、完全給食を望む声を多く伺っております。遠方から通う生徒も多く、そのためにお弁当を作るのが大変だという家庭もあります。大分市との給食センターとの連携や時間割の見直しなど、様々な課題があることは承知しておりますが、家庭の負担なども考慮し、魅力ある学校づ

くりの観点から、完全給食について検討してはどうかと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

豊府中学校の給食ですけれども、中学の給食は、学校給食法上、設置者の努力義務というふうになっておりますので、私もそのミルク給食であるというのを聞いて、その過去の経緯をちょっと調べてみました。平成19年に開校したんですけれども、その当時の記録を見ますと、食育の観点から手作りの弁当を持たせたいという保護者の意見が多かったと、そういう意向を踏まえてミルク給食を導入したという記録が残っております。

ちなみに、現在九州にある県立中学、全部で26校あるんですけれども、その半数の13校がミルク給食、それから7校は給食未実施、完全給食が4分の1の6校にとどまっていると、そういう状況です。

今、議員から御指摘のありましたとおり、生徒の栄養バランスの確保、あるいは保護者の負担軽減、そういった観点から、完全給食の導入についての御意見は考慮すべきものと考えております。

今後、関係機関や保護者の御意見も伺いながら、施設整備や財政面も含めた課題の整理を進め、豊府中学における給食の提供の在り方について検討してみたいと考えております。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。是非検討をお願いします。

高校の魅力化の取組ということで、一つ提案させていただきたいことがございます。

今年は、豊後大野と姫島ジオパークは3回目の再認定審査の年となっております。ジオパークは地質系の博物館であり、豊後大野市においても小・中学生がジオサイトを通じて、高校の地学レベルの学びに触れることができます。地学の学びは防災学習にも直結するものであります。しかしながら、大学入試科目の設定等の影響もあって、高校地学の科目を履修できる高

校が県内にはなくなっております。全国的にも地学を履修できる高校が少なくなっているようです。

現在、三重総合高校では、探究的な学習などにおいてジオパーク学習に取り組んでいただいておりますが、地域の特色的な科目として地学を履修することで単位が認定されると、地域の自然、歴史、文化への理解が一層深まることにつながると考えます。

今後、私自身のテーマとして議論させていただきたいと思いますので、ここでは提案としてとどめさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。居住支援についてであります。

昨年の10月31日と11月1日の2日間、大分県が主催で居住支援九州サミット in べつぽが、延べ400名もの方々が参加する中、開催されました。九州各県における居住支援法人の取組の発表や居住支援を所管する国土交通省住宅局、厚生労働省社会援護局、法務省矯正局からの情報提供やパネルディスカッションも行われ、居住支援の最前線の取組などを学ぶよい機会となりました。

昨年の宮成公一郎議員の一般質問でも取り上げられましたが、居住支援法人や市町村の居住支援協議会では、住宅確保要配慮者に対する支援や再犯防止に向けた立ち直り支援の取組が行われております。

豊後大野市においては、社会福祉法人偕生会と豊後大野市建設課が事務局となり、豊後大野土木事務所がその補助を務めるという体制で居住支援協議会の運営がなされており、日本文理大学工学部建築学科や更生保護サポートセンターなどとも連携し、居住支援の輪を広げる取組が行われています。

昨年の県議会での議論において、土木建築部長からは、令和3年度に県独自の取組として、関係団体と行政から成るネットワーク会議を市町村ごとに創設し、支援体制を強化したことで、全国でもトップクラスの数の協議会が設立され、活動が行われているとの答弁がございました。

現在でも18市町村全てにおける体制構築に向けて、力を入れてくださっていることに感謝申し上げます。

一方で、単身の高齢者や生活困窮者の増加などに伴い住宅確保要配慮者が増加傾向にあることに加え、抱える課題も複合化してきており、現状の体制では対応に限界があるといった声も聞かれております。

こうした中、改正住宅セーフティネット法が今年10月に施行されます。改正法では、住宅政策と福祉政策が連携した地域の居住支援体制の強化や居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅、居住サポート住宅の創設、要配慮者に賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備などが盛り込まれています。

居住支援の取組に関しては、支援の手を届きやすくするため、協議会の存在や取組内容について、県民の方々にもっと知っていただく必要があります。こうしたことを踏まえ、支援体制の充実も含め、本県における居住支援に今後どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

高齢者や障がい者など、住宅確保要配慮者が増加している現状を踏まえ、住居支援の充実と拡大が重要と認識しております。そのため、県では、要配慮者と家主のマッチングなどの入居支援を行う市町村ごとの居住支援協議会設立に取り組んでいるところです。既に設立された6市町の協議会では、構成員の不動産業者や福祉事業者などが連携し、要配慮者が必要とする支援を行っています。その結果、障がい者が福祉サービスを受けながら賃貸住宅で自立生活を開始したケースや単身高齢者がシェアハウス入居と就労を同時に実現したケースなど、円滑な入居につながっています。

未設立の市町村には、自治体や地域の事業者が参加するネットワーク会議を通じて居住支援の意義や先進事例の周知を図ってきました。引き続きこの取組を継続し、全市町村で協議会が設立されるよう後押ししてまいります。また、

多くの要配慮者が利用できるよう、広報誌やケーブルテレビなどを活用し、居住支援の取組や相談窓口の周知にも努めてまいります。

今後も関係者と協力し、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 これまで市町村において居住支援協議会が設立されるにあたっては、土木建築部また土木事務所が主体となって、福祉保健部局と連携した伴走支援が行われてきました。引き続きこの体制でよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、最後に、里親支援について伺います。

近年増加傾向に歯止めがかからない児童虐待などの事情により、家庭での養育が困難な子どもたちが年々増加する中、社会的養護の重要性はますます高まっています。その中でも家庭的な環境で子どもを養育する里親制度は、子どもの健全な成長に資する重要な制度であります。しかしながら、実際には里親登録数・委託数ともに十分とは言えず、乳児院や児童養護施設への入所が依然として中心となっているのが実情です。

こうした中、平成28年の児童福祉法の改正により、国や地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、児童養護の場を可能な限り施設から家庭へと移行させる、子どもの家庭養育優先が原則として示されたところであります。

本県においては、こうした方針を踏まえ、大分県社会養育推進計画において、3歳未満の里親等委託率を令和11年度に75%以上とする高い目標を掲げて取り組んだ結果、令和5年には全国でも2番目に高い66.7%を実現しております。加えて、県では、さらなる里親制度の充実として、日本財団と連携し、全国初となる独自のモデル事業に取り組んでおります。

その一つが乳幼児短期緊急里親制度です。これは、一次保護所での対応が困難であるなどの乳幼児の課題解決に向け、夜間、休日に緊急受入れが可能な里親を確保しておく取組です。ま

た、里親の心理的・身体的な負担を軽減するため、一時的に子どもを預かるレスパイト支援体制の強化も行っております。

これらの取組は、乳幼児の保護や家庭的養育の推進において非常に有効な手段であると考えますが、日本財団からの助成期間は本年度までと伺っており、終了後の支援策がどのようなのか心配しております。

先般、国における乳幼児短期緊急里親制度の創設などをこども家庭庁に知事が要望されたとお聞きしております。引き続き、一人でも多くの子どもが家庭的な愛情の中で成長できるよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで、里親支援について、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

本県では、かねてより家庭的養育の重要性に着目しまして、児童相談所に順次、里親制度等専任の職員の配置や部署の設置を進めてまいりましたほか、各児童養護施設等に里親支援の専門相談員配置を進めるなど、積極的に里親委託を推進してまいりました。その一環として、現在モデル実施しております乳幼児短期緊急里親の取組や児童家庭支援センターによる里親のレスパイト支援については、子どもの迅速な安全確保や里親の負担軽減に大きく寄与しております。

これらの取組を来年度以降も継続して実施できるよう、先日、知事がこども政策担当副大臣に直接制度化を要望いたしまして、その意義を御理解いただいたところでございます。

また、里親制度の充実には里親の確保が何より不可欠でございますので、里親支援専門のNPOと連携いたしまして、説明会の開催や認定前研修などに注力した結果、昨年度末には238組まで増加いたしました。現在、里親の確保から子どもとのマッチング、里親に委託した後の支援までを包括的に担います里親支援センター、こちらの早期設置に向けましても、児童相談所を中心に関係者との協議を進めていると

ころです。

今後とも関係機関としっかり連携しながら、里親支援の一層の充実に努めてまいります。

嶋議長 森誠一議員。

森議員 ありがとうございます。

今回、私どもの会派から本議会において、さきほどお話のあった、知事が国に要望した里親制度の充実に関して意見書を取りまとめさせていただきました。全国的にモデル的な取組でもあり、大分県からしっかり里親制度の充実の輪を広げていきましょう。よろしくお願いいたします。

最後に、今月1日、別府市の社会福祉法人別府光の園で統括施設長などを務められ、大分県において社会的養育に熱心に取り組んでこられた松永忠先生の追悼の会が執り行われたとお聞きし、愕然といたしました。私自身、7年ほど前に松永先生とお会いし、以来、大変多くの御指導をいただきました。全国的にもその取組が注目されていた先生が、まだ63歳という年齢での御逝去は、本当に残念と言わざるを得ません。

松永先生は、大分合同新聞に「灯」というタイトルで、令和5年11月まで月に1回のペースで137回寄稿されておりました。その中から令和4年10月29日の内容の一部を紹介させていただきます。

人は皆、幼い頃の愛された出来事や楽しかった思い出を心のアルバムにして大切に抱いています。心の内に宿る人、大切にされた記憶、これら子ども時代の思い出は、寂しさや悲しみ、つらいことや困難を乗り越える力となると思います。

社会的養育を必要とする子どもの幸せのために生涯をささげ、子どもたちに愛情を注ぎ続けた松永先生に、深甚なる敬意と感謝を申し上げ、心からの哀悼の意を表しますとともに、松永先生の思いを関係者の皆様とともにしっかりと引き継いでいくことを決意し、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で森誠一議員の質問及び答弁は終

りました。若山雅敏議員。

〔若山議員登壇〕（拍手）

若山議員 皆さん、こんにちは。28番、県民クラブの若山雅敏です。

この一般質問の機会を与えていただきました先輩・同僚議員の皆様や支援者の方々に心より感謝申し上げます。

また、本日傍聴においでくださった方々やインターネット等で視聴される皆様にも感謝申し上げます。

いただいた意見がしっかり届きますよう、精一杯頑張ります。

クールビズではあるんですが、これまで私が2回ほど質問したときにもクールビズで、ネクタイをしたことがなかったんで、今日はネクタイをさせていただきたいと思うんですが、ちょっと緊張のためか、汗が止まりません。やっぱりクールビズは大切だなということを実感しながら一般質問に入っていきたいと思います。

1項目めの宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした観光振興についてですが、今回の一般質問は、まず、本県が誇る国宝宇佐神宮の1300年の歴史に思いをはせながら、いかにしてその歴史的価値や意義を次の100年、さらには200年先の未来へと継承していくかについて、皆さんと共に考えてみたいと思います。

宇佐神宮は、全国に約11万あるとされる神社のうち、最も多くを占める、約4万余りの八幡社の総本宮です。昨年のNHK大河ドラマ「光る君へ」では、平安時代の貴族社会を舞台に紫式部の生涯が描かれました。その中で、紫式部の夫である藤原宣孝が宇佐神宮への奉幣使に任命される場面が登場し、改めて宇佐神宮の歴史的存在感を実感された方も多かったのではないのでしょうか。

このように、宇佐神宮は古代より多くの人々の信仰を集めてきた歴史ある神社であり、神道と仏教が融合した日本独自の宗教観、神仏習合の発祥の地、さらには、日本各地の神社で行われるみこしの発祥の地としても広く知られております。

本年、宇佐神宮は、勝負の神様としても知ら

れる八幡大神を祀った一之御殿の建立から1300年という大きな節目を迎えます。さらに、10年に一度、天皇のお使いである勅使が御参向し、天皇からのお供え物を奉獻する勅祭が行われる年にも当たり、正に歴史的な重要な年となっております。

こうした節目を迎えるにあたり、宇佐神宮では、より多くの参拝客や観光客を迎えるべく、本殿入り口である西大門の檜皮葺屋根のふき替えや参拝路のバリアフリー化など、境内の大規模な改修を進めてきたところです。

私は、昨年第2回定例会において、宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした観光振興について、広域的な観光誘客や二次交通対策も含めて質問いたしました。その後、年が明け、いよいよ1300年の節目の年を迎えた今、県としても宇佐市や商工会議所、宇佐神宮など関係機関と連携し、様々な取組を進めているものと思います。

今回の取組で得られる成果を県北地域だけではなく、広く県全体の観光振興に結びつけるとともに、次代にも継承していくことができるよう、関係機関が一丸となって臨む必要があるのではないのでしょうか。

そこで、この宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした観光振興に県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以下は対面席にて行います。

〔若山議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの若山雅敏議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 若山雅敏議員の宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした観光振興についての質問にお答え申し上げます。

本県が誇る観光資源の中には、日本史の舞台として登場する歴史文化遺産も数多くあり、宇佐神宮は、正にその筆頭というふうに言えるのではないかと思います。御鎮座1300年を機に多くの行事が予定されており、例年以上に観光客の来訪が期待されております。

既にゴールデンウィーク期間中の国宝本殿特

別拝観には、昨年を上回る人手がありました。また、5月17日、18日に宇佐神宮で行われました将棋の名人戦第4局では、藤井聡太名人と永瀬拓矢九段の熱戦が繰り広げられました。報道でもたくさん取り上げられました勝負めしや勝負スイーツは反響が大変大きく、ある和菓子店では購入希望者が数多く訪れて、製造が追いつかずに予約販売のみになったというふうにも聞いております。この機を逃さず、新たな食の魅力もしっかり発信しながら誘客を進めていくことが大事ななというふうに考えております。

この後も、例年夏に行われます流鏑馬神事が10年に一度の臨時奉幣祭に合わせて秋にも特別に行われるほか、巫女体験ツアーや時代祭なども予定されております。歴史文化を感じさせる行事や取組を、引き続き宇佐市や商工会議所等と一緒に盛り上げてまいります。

また、宇佐神宮を起点としまして県内の様々な観光地を周遊することで、経済効果が県全域に及ぶような仕組みづくりも重要でございます。そのため、7月以降、交通事業者等と連携しまして、航空券付宿泊旅行の割引やフェリーのマイカー割引などを行うことで、御鎮座1300年のタイミングに合わせて、県外の方々に対して訴求力のある商品造成を促してまいります。

また、9月にはフェリー船内において、宇佐神宮など歴史的な名所のほか、刀鍛冶体験や自然の中での瞑想体験など、各地域の体験プログラムをPRすることとしております。

加えまして、宇佐神宮の歴史や周辺文化にも思いをはせていただけますように、安心院の仙の岩などゆかりの地を巡るデジタルスタンプラリーのほか、大分の文化をより深く感じられるようなコース設定をしたバスツアーなども実施する予定にしております。

このような取組を通じまして、本県の魅力を体感してもらうことで県北地域そして県全体の持続的な観光振興につなげるとともに、宇佐神宮への理解を深めて、その歴史的価値を次の世代に継承できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 知事、ありがとうございました。是非、そういった、たくさんの取組を行っていただきたいと思いますが、昨年、私の質問にデスティネーションキャンペーン特別企画の日帰り周遊バスや御鎮座1300年に合わせたバスの実証運行などに加え、レンタカーやレンタサイクルも含めた二次交通強化の可能性を宇佐市とともに協議していくこととしているとの答弁がありました。さきほど知事のほうも若干の御説明いただきましたが、もっと具体的な部分があれば、周遊バスや実証運行の結果を踏まえて、現在宇佐市とどのような協議状況になっているのか、観光局長にお伺いいたします。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

御鎮座1300年に向けましては、宇佐市や商工会議所等でつくる実行委員会に北部振興局がオブザーバーとして参加しておりまして、準備を進めてまいりました。

実行委員会での検討の結果、レンタカーによる周遊促進については実現に至っておりませんが、レンタサイクルについては、観光協会等で貸出しを実施しております。

一方、昨年のデスティネーション期間中に県が実施いたしました日帰りバスツアーでありますけれども、2,206名に御参加いただきました。アンケートの結果でも満足したという声を大変たくさんいただいたところであります。

こうした結果も踏まえまして、御鎮座1300年の今年もバスツアーによる県内周遊に取り組んでいく予定であります。

実行委員会においても正月三が日に駅から宇佐神宮へのシャトルバスを運行したほか、1月から3月には貸切りタクシーの割引というようなことを実施するなど、観光客の足の確保に力を入れているところであります。

今後は、御鎮座1300年以降も見据えました二次交通の充実を検討中ということでありますので、県としてもできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 ありがとうございます。1300年

だけでなく、1300年、1301年、2年と続いていくわけですから、今後の県内の観光誘客に向けての土台となっていなければならないというふうに思いますし、宇佐神宮は勝負の神様を祀ってある神社であります。実は、まだ多くの方が知らないということもあるのではないかと実感をしております。さきほど知事の話にもありましたように、5月には名人戦が行われました。大変盛り上がったところでございますし、出雲大社が日本一の縁結びの聖地として有名なように、宇佐神宮もぜひ勝負の神様としての知名度を高めていただいて、例えば、市と連携してスポーツ合宿の聖地としてのまちづくりを進めていくとか、勝負というコンセプトを大事にした取組、またそういった部分を視野に入れて、次の100年、200年に向けて取り組んでいただきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

続いて、少子化対策についてですが、毎年こどもの日を前に、総務省は子どもの数を発表しております。今年の発表によりますと、我が国における外国人を含む15歳未満の子どもの数は1,366万人と、初めて1,400万人を割り込みました。これにより44年連続の減少となり、過去最小を更新するなど、改めて少子化の深刻な進行が浮き彫りとなっているところ です。

本県についても6月4日に発表された人口動態統計によると、2024年の県内出生数は5,957人で、初の6千人割れとなったとのこと でありました。

このように、少子化は、都市部、地方部を問わず、国全体で非常に厳しい状況が続いており、これまでの県議会において繰り返し取り上げられてきた重要課題です。

少し詳しく分析してみますと、配偶関係のある15歳から49歳の女性1千人当たりの年間出生数である有配偶者出生率は、2020年時点で全国は70.3%で、1990年から2020年までの30年間で4.6ポイントの増となっております。

一方、本県については78.5%で、全国よ

り8.2ポイント高く、また、同じ30年間で見ると13.6ポイントも増加しており、全国平均の3倍の伸びを示しております。

くしくもこの30年は失われた30年と呼ばれ、バブル経済崩壊以降、日本経済が長く低成長やデフレに苦しんだ時期でした。しかし、そうした状況下においても男女が出会い、結婚に至る機会が生まれ、その結果として全国平均以上のお子さん方が安定的に生まれてきたということが言えます。

少子化対策においては、結婚を希望する男女の出会いを創出し、少子化の進行を何とかして食い止めていくことも非常に大切だと考えます。

さきに述べた本県の有配偶者出生率は、全国的には高い水準にありますが、九州内ではむしろ低い傾向にあり、今後さらに取り組むべき余地があると考えております。これまで取り組んできた若者への経済的支援や子育て等の支援施策を充実させていくことはもちろんのこと、若者の出会いや結婚の希望を後押しするおおいた出会い応援事業についても、令和7年度は予算を増額させ取り組むこととしており、大変期待しているところであります。

こうしたことを踏まえ、なお歯止めがかからない出生数の減少への対応を含め、今後、少子化対策にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 少子化対策でございます。

昨年策定しました安心・元気・未来創造ビジョン2024では、子育て満足度日本一を目指して、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援することとしております。

まず、結婚への支援については、経済を活性化させて、若者の経済的安定を図ることが欠かせませんが、結婚を希望しながらも適当な相手に巡り会えないという若者も多く、その対策にも力を入れていく必要があります。

そこで、今年度は、これまで大分市、別府市に集中していました婚活イベントを、六つの振興局ごとに開催しまして、企業や団体と連携しながら、各地域の特色や観光資源をいかした出

会いの場を提供することとしております。

次に、妊娠・出産への支援については、先進医療も含めた不妊治療費への県独自助成を行っています。昨年度、妻が30歳以上の場合は結婚後2年以内との要件を撤廃したこともありまして、利用件数は前年度から約1.8倍に増加しました。

また、母親が安心して出産前後を過ごせるよう、検診等に要する交通費の助成や産後ケアの利用拡大にも取り組んでいるところであります。

子育ての面では、経済的支援への要望が最も多いことを踏まえて、高校生年代までの医療費助成や第2子以降の保育料の全額免除、県立学校の給食費無償化など、全国トップクラスの支援を行っているところでございます。

他方、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現のためには、男女が協力して家事や育児を行う共育で、共働きの推進が求められております。職場や地域の理解が大変重要でございます。

今年度から男性の育児休業の取得に取り組む中小企業への助成金について、対象となる子どもの年齢を1歳から2歳までに引き上げるなど、支援を拡充しまして活用促進していきます。

また、この秋にはサンリオエンターテインメントと連携しまして、イクボス宣言企業や子育てタレントを招いたトークイベントとキャラクターショーといたしますのをハーモニーランドで開催するなど、男性育休が当たり前となる職場意識や社会全体で子育てを応援する機運の醸成も図ってまいります。

今後とも結婚を希望している方への支援も含めて、子どもを産み育てやすい大分県づくりに力を入れてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 自分が申しましたように、結婚をして、子どもさんを希望する男女が増えれば、当然少子化対策に対応していくということにもなりますし、まずは結婚できる経済支援、結婚に向けて、皆さんが夢や希望を持っていけるような経済支援、また、様々な子育て支援も充実させていくこともお願いしながら、是非またそう

いった取組を進めていっていただきたいと思います。

一方、次の地域の産科医療についてであります。少子化に対しては、様々な支援や対策が今言われたように行われておりますが、その成果が出てくるまでには時間もかかりますので、ほかの対策も必要です。

そこで、地域の分娩施設の現状について質問してみたいと思います。

宇佐市内の民間分娩施設に伺いましたが、ここ20年で大分市を除く県内の民間分娩施設は、21施設から11施設へと半減し、5市町の民間分娩施設がなくなったとのことです。昨年3月に策定された第8次大分県医療計画によると、令和5年12月1日現在で分娩可能な医療機関は25か所、助産所は2か所であり、また、分娩可能な施設のない市町村は8市町村に上るなど、産みたい場所で産めない状況となっております。

本県の令和5年人口動態統計によると、県内の出生数は、かつては年間約1万人でありましたが、少子化の進行に伴い年々減少し、令和2年の7,582人から令和5年には6,259人と、3年間で17.4%減少しております。大分市でも3,737人から3,249人と13.1%の減少となっており、別府市を含むほかの地域では3,845人から3,010人となり、約21.7%と著しく減少しております。僅か3年間で出生数が5分の1近くも減少することは、当初の想定をはるかに上回る深刻な事態です。

ちなみに、宇佐市の出生数は284人から231人と約18.7%減少しており、私がお伺いした宇佐市内の分娩施設の分娩数は、令和3年から令和6年の3年間で約25%の減少となっております。

分娩は、予測不能な緊急事態に対応する救急医療です。分娩を取り扱う施設では、たとえ分娩数がどんなに減っても、医師は365日24時間拘束され、休暇を取るためには複数の医師で診療するか、当直に医師を配置するしかありません。また、安全分娩のためには、助産師や

看護師の日勤、準夜勤、深夜勤といったシフト体制を確保する必要があり、分娩数にかかわらず一定数の人員配置とそれに伴う人件費が必要です。

こうした中で、分娩数が一定を下回ると経営が成り立たなくなり、赤字に陥ることで分娩の取扱いを中止し、外来診療のみに移行するか、最終的には廃業に至るケースも少なくありません。

宇佐市内のその分娩施設では、医師2名体制で診療を行っておりますが、県北地域における出生数の減少により、経営的に苦境に立ちつつあるとのこと。さらに、佐伯市の分娩施設では、院長1名が診療を担っており、同様の状況に直面しているという話も伺っております。現在、多くの分娩施設が正に存続の瀬戸際にある状況です。

分娩施設の経営改善を図るには、分娩費用を上げることが一つの手ではありますが、そうなれば、出産育児一時金等では費用を賄えず、自己負担が増え、ますます出産をためらうことにもなります。現在、産科医師確保対策として、分娩を担当した医師、助産師への分娩手当の支給に対し、分娩1件当たり1万円を上限に3分の1を補助する制度があるものの、僅かな足しにしかありません。

また、県では、分娩数が減少した病院、診療所に対して250万、助産所に対して100万円を支給する事業に取り組んでおりますが、年間5件分の分娩にしか相当しない、厳しい現実があります。

結婚支援や子育て支援といった各種の少子化対策を講じたとしても、このまま周辺地域の出生数がさらに減少すれば、地元で出産できる施設が失われる市町村が今後一層増えることが懸念されます。そうすると、出産施設までの距離が遠くなり、母体や胎児への安全性の確保が困難になるだけでなく、若者の都市部への移住や県外への流出も加速し、県内の少子化がますます深刻化するおそれがあります。今でさえ地域に産科がなく、通院等も大変ですとの多くの声を聞いております。

さきほども触れました第8次医療計画においても、近年、産科医の減少や高齢化等により、分娩の取扱いを休止したり廃業する施設があり、引き続き、状況を注視する必要があると課題を指摘し、周産期医療体制の整備などの各種施策を進めることとしておりますが、分娩施設の確保・維持も進めていただきたいと考えております。

こうしたことを踏まえ、地域の産科医療について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県の第8次医療計画においては、県内1県域でありました周産期医療圏を三つに再編いたしまして、県域ごとに産科医を提供できる体制を確保することといたしました。各県域では、一次、二次、三次施設の産科や新生児科などが相互に連携いたします周産期医療ネットワークを構築して、分娩リスクに応じた医療が提供されているところです。

また、産科医の不足については、自治医科大学卒業医師や大分大学医学部の地域卒の生徒のほか、県内で産科医を目指す医師への研修資金の貸与などによりまして、これまでに45人の産科医を確保・養成いたしましたところでございます。

また、分娩施設から遠い地域でも安心して妊娠や出産ができるよう、令和5年度から国の制度に先駆けまして、妊産婦健診等の交通費や宿泊費を支援しております。昨年度は275人が利用いたしました。今年度からは、新たに1市が助成を開始することとしており、12市村に制度が拡大したところでございます。

さらに、産後の母親の心身をサポートいたします産後ケアについても、産科施設や助産所などと共に取組を進めております。昨年度は、訪問型サービスも加わりまして、前年の約3倍の1,599人が利用していただきました。

今後とも関係機関と連携しながら、地域の産科医療の確保をしっかりと努めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 様々な取組があることも存じておりますし、さきほど言いましたように、産む方々に対してはいろんな施策が取られているものと思います。しかし、出生数が少なくなれば、医師の減少、ひいては、産科自体、分娩施設自体の存続が難しくなる、また無痛分娩等が増えていけば、当然麻酔科医の配置等々も必要になってきますし、そういった方への人件費への対応ということも問題となります。

正常分娩の保険対象の議論というのも進められようとしている中で、地方の実情をしっかりと把握しながら、国に対しての要望や県として対応できる取組をしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目の障がい福祉サービス事業所の環境改善について伺います。

中小企業では、物価高騰、最低賃金の上昇等の状況下で、十分な価格転嫁ができず、人材も集まらない状況が続いており、政府の目標どおりの最低賃金の上げが行われた場合、2割の企業が休・廃業を検討しているとの報道がありました。さらに、後継者不足により、黒字経営であっても事業継続が困難なケースも少なくありません。こうした影響は、介護、障がい、子ども等に必要なサービスを提供する社会福祉施設の現場にも及んでおり、このままでは事業が維持できず、地域の暮らしが成り立たなくなるとの悲痛な声が上がっております。

福祉の仕事はサービス業であり、対象者の尊厳を守り、生活の質を高める、なくてはならない職業です。専門知識と人間的なケアが求められるにもかかわらず、その労働環境は依然として低賃金で重労働です。

厚生労働省の令和6年賃金構造基本統計調査に基づいた試算によると、障がい福祉職員の令和6年の賞与を含む給与は30万8千円で、全産業平均の38万6千円に比べ7万8千円も低くなっております。また、本県をはじめ小規模事業所が多い地方では、全国平均よりもさらに低いという声をよく聞きます。

私は、これまでに障がい福祉に尽力されてきた方々と何度も話し合う機会を持ってきました。

その中では、電気代や材料費の高騰で運営費が圧迫され、利用者工賃の引上げどころか維持すら難しい。スタッフの人件費を抑えざるを得ず、経験ある職員の退職も危ぶまれるなど、多くの声が上がっております。

政労使による物価上昇を上回る賃上げや最低賃金の引上げが強く叫ばれておりますが、障がい福祉サービス分野はこうした流れから取り残されており、他産業との処遇格差はむしろ拡大しております。求人を出しても応募がなく、やっと採用できても短期間で離職するケースが後を絶たず、深刻な人材不足が慢性化しております。

物価上昇に対応した賃上げは、経済全体の健全な発展のために重要です。しかし、それを現実のものとするための余力がないのが現場の実情です。

昨年的一般質問では、中小企業の賃上げへの支援の必要性を取り上げましたが、同様に、物価高や賃上げへの対応に苦悩しながら地域を支えている福祉事業者がその役割を継続できるよう、業態に応じた支援が必要だと思います。特に障がい福祉サービス事業所では、処遇改善が進まなければ人材の確保が難しく、サービスの質や提供体制の維持が危ぶまれます。

こうしたことを踏まえ、物価高や処遇改善への対応も含め、障がい福祉サービス事業所の環境改善に県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、物価高騰に対応するため、令和4年度から5年度にかけまして、障がい福祉サービス事業所の電気代高騰分や省エネ設備の整備などに対しまして、延べ1,120事業所に対し助成してまいりました。

加えて、6年度の補正予算においても緊急支援の補助金を措置しておりまして、切れ目なく対応しているところです。

また、処遇改善については、令和4年と6年の2度にわたりまして、報酬改定に先駆けた臨時の交付金を延べ1,378事業所に交付いた

しました。

さらに、昨年度の報酬改定では、1.5%を上回る水準の本体報酬の引上げとともに、ベースアップに確実につながることを要件とした加算制度も創設されたところです。この加算の取得に向けましては、社会保険労務士と連携して事業所への支援を実施しているところです。

このほかICTやロボットなどの導入支援や働きやすい職場を評価いたしますふくふく認証の障がい分野への対象拡大など、事業所の環境改善に向けた施策を講じているところです。

また、さらなる人材確保や職場環境の改善に向けた取組について、職員1人当たり5万4千円相当を臨時に助成する予定でございます。

今後こうした取組を通じまして、障がい福祉サービス事業所の環境改善を進めてまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 是非、そういった部分の取組も進めたいと思いますけれども、一方、障がい福祉サービス事業所の利用者の方々にとっても、物価高騰、最低賃金の上昇による影響が出てきているというふうに聞いております。事業所の方々の話の中で、就労継続支援A型事業所では、仕事をこれまで発注していただいていた中小企業や農業法人の方々から、そこ自体の経営が悪化すれば、これまでのように発注ができなくなると言われておったり、そうすれば利用者の仕事が減少し、当然利用者の収入確保もできなくなる、そういった声も上がっております。

また、地場の中小企業や農業法人からの受注が多く、地域に貢献してきたと自負しておりますが、このままでは共倒れになってしまうなどの声も聞きました。

こうした地域の実態を十分把握し、対策を取っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 今、議員がおっしゃったようなA型事業所の経営実態については、毎年度、県も実態調査で事業の収支報告などいただいて、

把握はしております。

昨年度の調査では、全体A型事業所が43か所ございますけれども、そのうちの10か所が赤字であったという報告をいただいております。議員がおっしゃるように、中には廃止や休止、あるいは定員を減らさざるを得ないというような事業所も出ているということで、利用者はほかの事業所につないで、移動していただくというような対応を取っているというふうに伺っているところです。

また、事業を継続して、赤字から何とか黒字化に転換したいという事業所は、経営改善計画書というのをを出していただくような仕組みになっていまして、それに基づいてヒアリングをしていくというような仕組みもございます。

また、今年度から、そういうA型事業所が新たな仕事を開拓するとか、新たな分野にチャレンジするとか、例えば、施設外で農業に新たにやってみようとか、そういう取組の際に必要ないろんな資機材とか経費を見る補助制度も今年度から創設しましたので、そういったものも使いながら、そのA型事業所の経営改善を引き続きしっかりやっていきたいと考えています。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 経営改善に向けて、それぞれの事業所で取り組んでいると思うんですが、さきほど言いましたように、そもそもの発注する業務がなくなれば、当然経営改善もままならないという状況になっていると思います。

私は、地方創生とは、少子高齢化が進む中で、人を取り合うのではなくて、今住んでいる人たちが人としての尊厳を保ち、幸福度をより高められる地域づくりが重要だと考えております。そのために企業や農林水産業者、そして、今や地域の雇用と経済を支えていると言っても過言ではない福祉事業所の存続が必要だと思っております。

福祉事業所の存続に向けて、例えば、県に縦割りではなく横断的な部署を設けて、市町村と連携し、企業や農業者に対する障がい者雇用のニーズ調査等々を行いながら、福祉施設とのマッチングができないかなというふうにも思いま

すし、また、介護サービスや障がい福祉サービスの報酬が現下の物価高や賃金の上昇に追いつかない場合など、さきほど答弁にもいただきましたけれども、定期の改定とは別に、臨機に単価をスライドさせる仕組みは、これからも続けてほしいというふうに思います。

事業所の仕事のマッチング等々の部分の調査等については、ぜひ検討して取り組んでいただきたいと思います。また、そういったことを国に働きかけてもいただきたいということを要望して、次に移ります。

教員不足の対応についてです。

昨年の第2回定例会では、我が会派の御手洗朋宏議員が教員確保の取組について、一般質問で取り上げました。それに対して山田教育長は、できることは何でもやると意気込みで、さらなる改善を図ると答弁しています。教育長のこの言葉に大いに期待していたところですが、今年度も教員不足は解決されるどころか、さらに拍車がかかっております。必要な人員が配置されるまでは始業式を行わないくらいの強い決意が期待されたところですが、何とか学級担任を確保するのがやっとで、加配措置などは後回し、子どもたちが安心して学校生活を送る環境が整っていないのが現状です。

今年4月8日時点で、義務制で39人、県立学校で17人の教員が未配置のまま新学期が始まりました。本来配置されるべき人員が配置されていない職場では、当然ながら一人一人の負担が増大し、心身ともに疲弊していく状況となります。

さらに、新年度が始まって、まだ3か月も過ぎておりませんが、既に3名の教員が職場を去り、4名の教員が病気により休職されているというふうに聞いております。当然その代替がすぐに見つかるはずもなく、校長や教頭といった管理職や、当初は担任ではなかった教員を代替として充てざるを得ません。しかし、そういった教員がこれまで担ってきた業務がなくなるわけではなく、1人で2人分の仕事を担うことになってしまいます。

特に教頭は、校長と共に学校運営を担うこと

から、仕事内容は多岐にわたっております。ただでさえ多忙な教頭が学級担任までしなければならない状況の異常さをしっかりと認識し、速やかに対策を講じなければならないと思います。

私は、教員確保の最重点は採用試験であると考えます。第1次試験の県外会場の増設や大学3年生の一般選考受験を可能とするなど、受験者数の拡大に向けた取組は評価できます。しかし、今年度の最終的な出願倍率は2.8倍となっており、採用辞退者数が近年増加傾向にあることを踏まえると、既に来年度の教員不足が懸念されます。

高知県では、令和6年度に実施した小学校教員採用試験で、採用予定数130人程度に対し280人を合格にしましたが、7割を超える204人が辞退したという報道がありました。大分県教育委員会は、採用辞退者数を非公表としております。私は、こういった閉鎖的な体質は見直すべきだと考えます。既に教員の勤務実態の苛酷さは、残念ながら広く認知されていますので、まずは勤務実態の改善に取り組み、その上で、その成果を広く県民にアピールすることで教員の確保を進め、教員不足の解消につなげていってほしいと考えます。

そこで、教員不足にどのように対応していくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

教員不足は、大量退職に伴う教員需要が高まる中で、学校を取り巻く環境変化や処遇上の問題など、様々な要因が複雑に絡み合っており、個別の課題に丁寧に対応していく必要があります。そのような中で、学校現場の欠員解消は正に急務であり、市町村教育委員会と連携して臨時講師の掘り起こしや退職教員への声かけなど、総力を挙げて取り組んでいるところであります。

さらには、議員御指摘のとおり、採用試験の改善も重要であり、今年度から県外会場の増設や大学3年生の受験を可能とする受験要件の緩和など、大幅な見直しを行いました。

また、大学訪問や高校生向けガイダンス、SNS等を活用した情報発信も強化してまいりま

した。

その結果、九州8県中5県で出願者数が前年に比べ減少する中で、本県では九州で最も多い175人の増となるなど、一定の成果を得たところであります。

加えて、補欠合格制度も導入することとしており、採用辞退による影響を最小限にとどめたいと考えております。

今後とも働き方改革の推進や教職の魅力を積極的に発信するとともに、他県で成果を上げている事例なども研究しながら、引き続き、できることは何でもやろうという意気込みで教員確保に向けた取組を強化してまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 様々な取組を取っていただけていると思いますが、まだまだ教員不足解消には至っていない。まず、勤務実態の改善、そういった部分が急務ではないかというふうにも思いますし、教員不足の実態と、それが子どもたちにどのような影響を与えているのかについては、保護者に対する説明責任も生まれてくるというふうに思います。教員免許更新制も廃止され、教員免許も保持しながら学校現場で働いていない人は数多いはずであります。それ以外でも地域住民を中心に、学校に協力したいという方は少ないというふうに考えます。

教育長には、記者会見等で教員不足の実態を包み隠さず明らかにするとともに、その上で教職員の勤務実態改善に取り組み、県民の皆さんに学校現場を助けてほしいというアピールすることが必要不可欠だと考えますが、いかがでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 今、議員から御指摘のあったとおり、非常に学校の現場、厳しい状況にあります。

そういったことを踏まえまして、昨年度からペーパーティーチャーの掘り起こしということで、教員免許を持っている方に声かけをして、数度にわたり講習会を開き、教員の掘り起こしをしているところであります。

また、大事なのは、今その教員に対するイメージが、非常にその長時間労働とかブラック職

場とか、そういった悪いイメージが広がっていると、これを払拭する必要があるんじゃないかというふうに思っております。実際に現場の先生の声を聞くと、本当にその子どもの成長を目の当たりにできる、すばらしい、やりがいのある仕事だと、誇りを持って仕事に取り組んでいらっしゃる先生方が多いということで、そういった教員という仕事の魅力を積極的に訴えかけて、教員を希望する若者が増えるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 よろしくお願ひいたします。

最後に、周辺地域を結ぶ県道の維持・補修・改良計画等について伺います。

県道は、集落同士や地域間を結び、地域生活に欠かせない、非常に重要な道路です。集落や地域に店舗がなくなり、買物のための移動距離が長くなるほか、遠距離通勤が広がるなど、生活圏の広域化が進んだ現在においては、地域の県道は市道等と同様に生活に欠かすことのできない道路となっております。過疎化が進み、集落の人口が減ることで交通量が減少している箇所も多いとは思いますが、日々の通勤や通学、買物など、地域での生活を維持するためにも県道の重要性は増していると考えます。

県としても様々な県道の維持管理・補修に取り組んでいるところでありますが、大型車の利用により路面の傷みも激しく、白線が消えているなど危険と思われる箇所や、支障木や草の管理が不十分な箇所も散見されます。

そうした状況のほかにも、地域の県道の中には、例えば宇佐市と中津市の旧町村部を結ぶ県道など、特に市町村の周辺部同士をつなぐ県道は、高度成長期に行われていた拡幅などの改良工事の計画が止まって20年近くたっているとか、長期間離合が困難となっている状況も散見されます。生活道路としての必要性が増していることに加え、災害時に孤立集落になることを防ぐための道路として、防災面でも重要であり、計画の再開を望む地域の方々の声は少なくありません。計画の再開を今すぐにとは言いませんが、離合場所の確保など、改良していくことは

必要ではないかと思います。

県として、予算の制約がある中で、様々な要望に対応していただいているのは十分承知している上ですが、生活に必要な維持管理はもとより、全ての県道の改良計画を計画的に進めていくべきと考えます。

そこで、地域の生活を支える県道の整備について、どのように進めていくのか、土木建築部長の考えをお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

本年3月に策定したおおいたの道構想2024では、市町村間を結ぶ幹線道路や日々の暮らしで利用される生活道路の整備など、地域を支える道路ネットワークの充実を目標に掲げ、取組を進めているところでございます。事業化にあたっては、道路に求められる役割や利用状況、地形状況等を勘案しながら、現道の拡幅やバイパスといった整備の在り方を検討しています。

特に中山間地域や半島部の道路の整備においては、地形条件が厳しく、抜本的な改良に多額の費用や長い年月を要するのが現状です。このため地域の方々の意見を伺いながら、待避所設置等の局所的な改良と2車線改良を組み合わせた1.5車線の道路整備を行うなど、早期の効果発現にも取り組んでいるところです。

加えて、維持管理については、定期点検により路面の損傷状況を調査しながら舗装補修を実施するとともに、日常パトロールにより路面の補修や支障木の伐採といった応急的な対応も行っております。

引き続き、地域の実情に応じた効率的、効果的な道路の整備を推進してまいります。

嶋議長 若山雅敏議員。

若山議員 いろいろな取組をしていただきたいと思いますけれども、効率化でいうと、どうしても人口の少ない周辺部同士のつなぐ道というのは後回しになってしまう、どうしても優先順位が効率化で落ちてしまうということになりますけれども、その地域で暮らす方々にとっては、さきほど申しましたように、県道も本当に今、生活道なんですね。何もされていなければ、

計画もいろんなコミュニケーションも地域の方と取らなければ忘れられてしまうというふうに危機感持っていますんで、是非ともその辺の地域との交流も含めてよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で若山雅敏議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。梶田貢議員。

〔梶田議員登壇〕（拍手）

梶田議員 皆様、こんにちは。3番、自由民主党の梶田貢です。

今回、この一般質問の機会をいただきました先輩議員、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。

初日の午後1番ということで、本日、初日の午前中の一番最初が、私の大学の先輩であります森議員がされました。私も大学の後輩として、森議員に負けないよう、しっかりこの質問に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

私も当選して2年が過ぎ、今任期の半分が過ぎました。これからの任期は、私は後半戦だと思っております。前半戦以上に頑張っていきたいと思っておりますので、佐藤知事はじめ執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入ります。産業の振興について。企業誘致について。

人口減少は、本県の直面する課題の中でも大きなテーマの一つです。その対応は待ったなしであり、減少に歯止めをかけるべく、人口の自然増と社会増の両面からあらゆる対策を講じる必要があります。

中でも社会増効果として影響が大きいのが企業誘致、つまり、職の選択肢の幅を増やすことだと考えます。昨年度の企業誘致件数は50件と、前年比で10件の減となっていますが、佐藤知事も企業誘致に対して情報発信に力を入れ、

さらなる誘致を目指していくことを表明されたことから、その効果の広がりについても大いに期待されるところです。

一方、昨年度の誘致件数の市町村別の内訳を見ると、中津市11件、国東市8件、大分市7件と、上位3市で52%、全体の半分以上を占めており、偏りがあるように思われます。業種別で見ても、自動車製造業関係などの輸送用機械が毎年十数件誘致されていることなど、やはり各市町村における環境が大きく反映されていると、この数値を見て再確認することができます。裏を返せば、市町村ごとに適した企業誘致の戦略を見直すよい機会なのではないかと考えます。

また、企業誘致は、若年層の方々が地元に残るきっかけにもなります。本県には10校の大学、短大があり、多くの優秀な若者がこの大分県で青春を過ごします。私の地元別府市では、人口約11万人のまちに、APUをはじめ、様々な大学等があることから、多くの国内外出身の学生が暮らしています。

ただ、一つ感じることは、そうした学生をはじめ、若者の大分県への定着率が低いのではないかということです。地元の若者と話す際、多く耳にするのが、やりたい仕事がないから残れない。就職に偏りがある。別府市に來ているのではなく、その大学に來ているという学生からの答えです。

そこで考えるのは、こうした学生たちの受皿となる企業の誘致対策も必要ではないかということです。確かに現在、企業誘致を強力に進めています。それは土地ありきの工場誘致が目立つようにも感じます。他方、IT関連企業の誘致等は、大規模な用地や開発が不要であり、別府のような土地のない地域でも企業誘致により若者が求める就職の幅を広げることができるのではないかと考えます。

別府市では、昨年東京都からIT企業の進出がありました。その企業では、フルリモートでの雇用を実現し、IターンやUターンを考える若者の受皿となると宣言しています。熊本へのTSMC進出をきっかけとした新生シリコンア

일랜드九州の中で後れを取らないことも大事ですが、並行してIT関連企業の大型誘致などへの取組も必要ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、土地のない市町村地域における誘致対策も含め、企業誘致をどのように進めていこうと考えているか、知事にお伺いします。

以降、対面席にて質問させていただきます。

〔梶田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの梶田貢議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 梶田貢議員の企業誘致についての御質問にお答えいたします。

企業誘致は、本県経済の基盤を拡大し、地域に新たな雇用と活力を創出するものであります。未来創造の大分県づくりにとって最も重要な施策の一つと考えております。

本県には、これまでの積極的な企業誘致によりまして、幅広い分野で国内有数の企業がバランスよく立地して、さらには、地場の企業と共に発展する中で、厚みのある産業集積が進んできております。引き続き、企業の投資ニーズに迅速に応えられるように、市町村と連携して産業用地やオフィスの確保も進めていきます。特に用地確保については、大規模なものに限らず、市町村の取組を後押ししており、早速日出町では用地整備が進み、11月には入居募集が開始予定となっております。

私は、誘致にあたりましては、特定地域に偏ることなく、県内各地に企業を呼び込み、多様な雇用を創出することが重要というふうに考えております。議員御指摘のとおり、IT関連企業は大規模な用地を必要とせず、既存のオフィスビルやサテライトオフィスでの立地も可能となります。今週月曜日に別府市へのIT企業の立地表明式もあったところでありますけれども、県としましてもIT関連企業の誘致に力を入れておりまして、直近4年間で10市町村に40件、計598名の新たな雇用がこれにより創出されております。

今後もさらに多くの企業を呼び込むために、

本県に関心を持つ企業と市町村とのオンライン面談や現地視察等によるマッチング支援を進めていきます。

また、IT企業等22社、3団体と締結しております転職なき移住の促進に向けたパートナーシップも活用して、モニターツアー等を開催しながら、UIJターンのみならず、企業誘致にもつなげていきたいというふうに考えています。

他県との誘致競争が激しさを増しております。積極的な情報発信が不可欠でありまして、昨年度から始めました東京や台湾での企業誘致セミナーを今年も継続しまして、より多くの企業に本県に関心を持ってもらえるように、本県の魅力をPRしてまいります。

こうした取組に加えまして、中九州横断道路や中津日田道路など、広域交通ネットワークの構築や産業人材の育成など、必要な環境整備も進めてまいります。

引き続き、市町村と連携して、スピード感を持って多様な企業の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

大友副議長 榊田貢議員。

榊田議員 今後、人手不足はさらに深刻になると思われます。社会増対策としても、企業誘致は大きな効果が期待される施策の一つです。海外のPRも実施されるということですが、ぜひ誘致実現につなげていただきたいというふうに思っております。

また、県内の若者の受皿として、IT企業等誘致にも力を入れていただきたいと思います。そのためには、その若者がどういった職業、働き方を希望しているか、実態を把握することが重要です。

例えば、大学がたくさんあるので、学生にアンケートを実施するなど、若者へのアプローチを強化すべきと考えていますが、企業誘致に際して、県内の大学と連携をどのように考えているか、商工労働部長にお伺いします。

大友副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えいたします。

県内の大学卒業者の県内就職率は3割程度に

とどまっております。より多くの大学生に県内で就職してもらうための仕組みづくりが重要であると考えております。県は、理系学生と企業の若手社員との交流会などを開催し、学生が関心を持っている業種についてのアンケートなどを実施しているところでございます。企業誘致にあたっては、そうした結果も参考にしていきたいと考えております。

また、昨年度、東京で開催しました企業誘致セミナーでは、APUの教授にも参加いただき、多様な人材などをPRいただきました。本県の学生の強みも最大限いかして企業誘致を進めていきます。

このほか大分大学や日本文理大学とは、県内企業が学生に向けてリレー講義を行う取組なども実施しています。企業誘致のみならず、県内企業の人材確保など、様々な施策を進めるためにも、大学と連携した学生へのアプローチ強化を図ってまいります。

大友副議長 榊田貢議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。人口減少は、これ待ったなしの課題です。雇用の創出、そして地域経済の活性化のためにもしっかりと企業誘致に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

本当に、大学があるというのは、これすごく宝であり、やはり大学生がその地域に残るための一つきっかけだと思うので、そういった部分で、今、本当に残っている方が3割ということで、これを上げられるように、本当に何を求めているかということをしつかりアンケート取って、調整していただいて、企業誘致しつかり進めていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。中小企業等の倒産防止について。

雇用の創出という意味では、地域の中小企業や小規模事業者のことも忘れてはなりません。先般、昨年度、県内の倒産件数が14年ぶりに70件を超えたという報道を拝見しました。民間の調査会社の発表であり、各社それぞれ内容が異なりますが、いずれにせよ、かつてのリーマンショック後の不況時と同程度の倒産件数と

なっている状況です。

昨今の県内中小企業等を取り巻く経営環境は極めて厳しさを増しています。とりわけ急激な物価の高騰やエネルギー価格の上昇、さらには最低賃金の引上げを含む人件費の増加が重なり、多くの企業が収益の圧迫に直面しています。原材料費や物流費の上昇は、コスト増として企業経営を直撃しており、特に価格転嫁が難しい取引構造の中にある地方の中小企業等にとっては、体力を削られる深刻な事態です。

加えて、コロナ禍における持続化給付金や融資、また社会保険料の支払いの猶予などによって、一時的に経営困難な状況を乗り越えてきた企業も、返済や支払いの本格化によるポストコロナ倒産の段階に入りつつあります。足元の金利上昇や今後さらなる金融引締めの影響も経営に大きな影を落とすことが予想され、経営改善が追いつかないまま資金ショートに至るケースも増えるのではないかと危惧されます。

さらに、慢性的な人手不足も企業体力を奪っています。人材の確保をしようとすれば、賃上げは避けられません。採用難が続けば、業務効率は低下し、生産やサービス提供に支障が出るなど、企業活動は停滞せざるを得ません。

このように、企業倒産の背景には外的要因と構造的課題が複雑に絡み合っており、単発的な支援だけでは抜本的な解決に至らないのが実情だと考えます。

先行きを見れば、後継者不足や米国関税の影響など、中小企業等を取り巻く経営環境はより厳しさを増すことが予想されますが、地域経済を支える中小企業や小規模事業者の継続・発展がなければ、県内経済の活性化は実現できないものと言っても過言ではありません。

そこで、県内中小企業等の倒産防止に向けて、どのように取り組んでいくか、商工労働部長にお伺いします。

大友副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えいたします。

企業の倒産は、地域経済や雇用に大きな影響を与えることから、厳しい経営環境の中でも中小企業や小規模事業者が事業を継続できるよう、

様々な支援策を講じていくことが重要であると考えております。

資金繰り支援では、ゼロゼロ融資の借換え需要の継続が見込まれることや返済期間延長を希望することが多いことなどを踏まえ、今年度、融資期間を最大15年とするなど、企業ニーズに応える新たな県制度資金を創設いたしました。また、金融機関に元本返済猶予などの条件変更に対応できるよう、繰り返し要請しております。

さらに、県信用保証協会では、専門家派遣などによる早期の経営改善支援を強化しています。

物価高騰対策といたしましては、円滑な価格転嫁に向けた環境整備を行うとともに、賃上げを後押しする生産性向上支援などに関係機関などと連携して取り組んでおります。

事業承継対策では、後継者不在による廃業を防ぐため、今年度、事業承継診断の早期着手や市町村などとの連携体制強化を行っております。

今後とも米国関税などの外的要因や後継者、人手不足などの構造的課題の双方をしっかりと見極めながら、関係機関と連携し、中小企業などの倒産防止を図ってまいります。

大友副議長 榊田貢議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。

人口減少対策という意味では、雇用の受皿を確保するため、県内の事業者が安定的な経営をされることも重要です。残念ながら、4月に別府市内で大型の企業の倒産がありました。2022年10月以来の大型倒産とも報道されており、地域にとっては、やはり大きな痛手となっております。国際情勢等、より先行きが不透明感が増す中、地域の雇用・経済を守るためにも、中小企業等の支援に一層力を入れていただきたいというふうに思っております。

そして、本当に今、コロナ禍前の売上げよりも返済があるために売上げを上げていけないといけない。そこら辺の部分がすごく苦勞している業者さんが多いという部分もありますので、そういった形で何かしっかり価格転嫁ができるように進めていただけたらなというふうに思ひまして、次の質問に移ります。

福祉保健施策について。新興感染症への対策について。

3年半もの長きにわたり繰り返された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の脅威の中で、私たちは感染症危機管理の重要性を改めて認識しました。突如発生する感染症リスクに備え、広範に及ぶ危機対応力を持つことが必要であり、特に新型インフルエンザのような新興感染症は、発生時の国民への影響が甚大となることから、迅速かつ適切な対応が求められます。

そのため、国は昨年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定しました。この計画は、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限りに抑制し、国民の生命及び健康を保護することに加え、コロナ禍でも大きな問題となった国民生活や社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方自治体、事業者等の連携・協力して、発生段階に応じて行動するための指針とされています。

こうした国の方針を受け、先般、県においても新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されました。この計画では、コロナ禍の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルスの新興感染症のほか、幅広い感染症危機への対策が新たに定められていると伺っています。これにより、平時からの備えを含めたフェーズごとの感染症危機管理の強化を図り、県民の安全と健康を守るとともに、県民生活や経済への影響を最小限に抑えるための体制整備が進められているものと期待しています。

一方で、流行初期の検査・診療体制の確立から流行時の病床確保、関係機関BCP策定の必要な対策は多岐にわたりますが、これらの実効性をいかに確保していくかについても気になるところです。

そこで、次なる危機に備え、今後新興感染症対策について、どのように進めていくか、知事にお伺いします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 新興感染症への対策についてでございます。

先月改定しました新型インフルエンザ等対策

行動計画では、新型コロナの経験を踏まえて、発生前の準備期から発生初動期、そして対応期と、フェーズに応じた対策を盛り込んでおります。

まず、PCR検査については、昨年度、県衛生環境研究センターに機器を増設したほか、大分市や大分大学とも連携して、これまでより約200件増加させ、1日最大1,100件の検査が可能となる体制を確保しました。

次に、医療提供体制については、医療機関との協定締結を進め、昨年9月時点で入院病床を目標の525床に対して659床、発熱外来を400か所に対して430か所確保したところであります。

また、マスクや防護服などの物資については、感染症蔓延時には急激な利用の増加が見込まれます。そのため協定締結医療機関や県において、新型コロナの対応を踏まえて、初動1か月分を目安に備蓄することとしております。

他方、県民生活や社会経済活動への影響を最小に抑えるためには、事業継続計画の策定が肝要であります。現在、医療・福祉関係施設をはじめ、各事業者に対して、業界団体を通じて策定を促しているところです。

加えて、有事の際に迅速かつ適切な対応が取れるように、保健所ごとに医療機関、消防、社会福祉施設などと連携した初動対応訓練を毎年実施しています。

さらに、コロナ禍においてクラスターの対応に迫られました高齢者施設には、感染症発生時に中心的役割を果たせるリーダーの育成研修を行っております。御昨年度は275人が修了したところであります。

市町村についても、来年夏までに行動計画の改定が求められており、ワクチン接種体制の確保などを含め、地域の実情を踏まえた計画となるよう、説明会等を通じて支援いたします。

これらの対策にあたっては、保健・医療・福祉・学識経験者などから成る協議会において、最新の知見や訓練の検証を踏まえながら、検討を重ねて実効性を高めていきます。

今後ともこうした取組を通じて、次なる感染

症危機に備えて、万全を期してまいりたいと考えております。

大友副議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。3年半にも及ぶコロナ禍では、経験したことのない未知なる状況の中で、手探りでの対応をし続けた結果、今、まだ様々な課題が残っています。次なる新興感染症が来たときも、まずは何より県民の安全を守ると同時に、国民の生活や社会経済活動への影響を最小限として、県民の暮らしを守ることができるよう、実効性のある計画として運用していただきますよう申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

県民の健康づくりについて。

昨年12月に公表された令和4年度本県の健康寿命の全国順位は、男性25位、女性10位と、前回の男性11位、女性4位から大幅ダウンという大変残念な結果になりました。

この健康寿命の全国順位は、厚生労働省が3年に一度実施する国民生活基礎調査から得られたデータを基に算出されることになっておりますが、今年はその調査の実施年度に当たります。そこで、県としても今回の調査を通じて、全国トップレベルの順位に返り咲けるよう、全力を挙げて様々な取組の強化を図っていることと思います。

そうした中で、私が注目しているのが、新健康アプリ「あるとつく」です。健康寿命日本一の実現に向けて、平成30年度に導入した公式健康アプリおおいた歩得がリニューアルされ、この4月から装いも新たに本格稼働されています。

旧アプリでは、10万件を超えるダウンロード数がありましたが、新「あるとつく」でも多くの方に使っていただくことが大切です。現在、新アプリ導入に合わせたダウンロード促進キャンペーンに加え、イベントや街頭でのチラシの配布など、広報・周知に力を入れていると伺っています。是非ともこうした県の取組が「あるとつく」の利用者増につながることを期待していますが、あくまでも県民の健康づくりが目的であるため、このアプリの活用をすることで、

いかに運動習慣の定着や健康意識の向上につながっていくかが重要なのではないのでしょうか。

まずは、アプリの利用者増に向けた県の広報を推し進めていく必要があると思いますが、さらに、アプリをダウンロードして終わってしまうことのないよう、しっかりとアクティブユーザーを増やすための戦略や健康づくりに向けた県民の行動変容を促していく取組なども必要と考えます。

そこで、健康アプリ「あるとつく」を活用し、どのように県民の健康づくりを進めていこうと考えているか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

新しい「あるとつく」は、健康寿命日本一の実現のための最重要ツールと認識しておりまして、その魅力の向上のため、機能の充実を図ったところです。

まず、日常のウォーキングや健康の記録によってポイントが付与されまして、たまったポイントを協力店で割引や追加の特典と交換できるようになりました。

また、健康づくりに役立つ情報をコラムや動画によりまして、プッシュ型で配信するほか、毎日の健康状態や生活習慣を記録できる機能も充実させております。

この新アプリを多くの方に利用していただくため、現在、今月末までの登録者の方2万人を対象に500円相当の電子マネーをプレゼントするキャンペーンを実施中でございます。

加えまして、大分市中心部でのイベントや大型商業施設、トリニータのホームゲームなどで、応援企業と連携したPR活動も実施したところでございます。こうした取組の結果、既に2万3千人を超える方に登録いただいているところでございます。

さらに、7月からは、様々な事業所間で歩数を競い合う職場対抗戦や健康診査、がん検診、歯科検診といった検診を受診することによって特典が得られるようなキャンペーンも実施予定でございます。

今後ともこうした取組を通じまして、誰もが

自然に健康となれるよう、「あるとつく」を活用した県民総ぐるみの健康づくり運動を進めてまいります。

大友副議長 梶田貢議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

これ利用者が歩くきっかけになるよう、しっかりと利用者を増やしていただきたいというふうに思っております。

ただ、ただやみくもに運動すればいいということではありません。1日1万歩以上歩いても、健康効果は頭打ちであるとか、過度になると、逆にストレスがかかって免疫機能を下げるリスクもあるといったことも言われています。大事なのは、健康を適正に自己管理しながら、適度な運動の運動習慣を習慣づけることではないでしょうか。朝タウオーキングをしている方々が多く今、おられます。そういった方々含めて、健康管理ツールとしても活用できるよう、「あるとつく」を浸透させていただきたいなというふうに思っております。

今は、もう本当に正しい情報を「あるとつく」が流してくれると私はうれしいなということがありまして、1日何千歩歩いたほうがいいのか、例えば、階段は、上るのはいいけれども、下りはエスカレーター使ったほうがいいのかというふうな、多分そういった部分の情報なんかも流していただけると、より精度が上がってくるのではないかなということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

障がい者による芸術活動の促進について。

昨年、全国各地で障がい者アートの個展や展示会、コンテストが開催されるなど、障がいのある方による芸術文化活動が注目を集めています。県内でも昨年の福岡・大分デスティネーションキャンペーンの際には、アミュプラザおおいたや別府国際観光港ターミナルにおいて、様々なアート作品が展示され、本県を訪れる観光客の皆様をお出迎えました。

また、大分市末広町の再開発現場では、工事用のフェンスを利用して、約50のアート作品が展示されており、駅前のにぎわいを創出しています。

こうして障がい者の自己表現の場が広がっていくことは大変素晴らしいことであり、共生社会を実現するためにも、今後さらにこうした機会を創出していくことが重要です。

また、障がい者アートのビジネス化に取り組む動きも活発になってきています。岩手県に拠点を置く株式会社ヘラルボニーは、障がいのある作家とライセンス契約を結び、シャツやジャケット、財布などの商品を製作しているほか、企業とコラボしたアートイベントの開催等を積極的に展開しています。現在150を超える作家と契約しており、商品数としては2千点近くに上っています。また、タイアップしている企業も年間で100社を上回っており、岩手から世界へを目指し、挑戦を続けているとのことでした。

このように、作品の販売を通じて収益を確保し、障がい者自身が生計を立てていくことも大事な視点となっており、これから力を入れていかなければならない取組の一つだと思います。

障がい者活躍日本一を目指す大分県としては、障がい者アーティストの活動の場づくりや作品の商品化に向けた支援に力を入れていくべきと考えています。今後、障がい者による芸術活動の促進について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、これまで県立美術館における公募展や企画展などを通じまして、障がい者アートの発表や鑑賞の機会を創出してまいりました。公募展への出品数は、この5年間で約1.7倍に増えたほか、企画展の来場者数も年々増加し、昨年は、過去最多の5,300人に上っております。

今年度は、県内外で活躍する作家の作品展示を企画しており、県民の障がい者アートへの理解をより深め、活動の場を広げてまいりたいと考えております。

また、障がい者が生み出す作品には新たな価値観や文化の創造に寄与するものが多く、企業

等を中心に、その魅力を活用する機会が増えてきております。議員の御紹介もありましたヘラルボニーが主催いたしました今年の国際公募展では、県内の作家が初めて入賞するなど、ビジネス面でも障がい者アートへの関心が高まっております。

そこで、この機をいかすべく、今年度新たに大分駅や周辺商店街において県内作家の作品の実証販売を行い、消費者の嗜好や店舗形態に応じた販売方法などを検証し、商品化への足がかりとしたいと考えております。

今後もこうした取組を通じまして、障がい者の芸術活動を促進してまいります。

大友副議長 榎田貢議員。

榎田議員 答弁ありがとうございます。

障がい者の活躍も含めて、誰もが生き生きと活躍する共生社会大分の実現に向けては、周りの誰もの多様性を認め合い、取組を支え合う姿勢が必要なんだと考えます。

芸術文化については、高い関心を持つ方と、そうでない方の温度差が激しい現実があります。私の知り合いの方も障がい者アートをしていまして、さきほどおっしゃられました秋からその大分駅を含めた部分の展示会があるということで、大分県はすごい前向きだというふうなことを言われました。

ただ、やっぱり今後のアーティストがしっかり作品が売れたりとか、そういった部分ですね、あとは障がいを持たれている方のアーティストのこだわりというものがあるので、こちらが欲しいものが、言ったところで作ってくれるかどうかって難しいところもあるんですけども、そういった部分をしっかりヒアリングしていくことが今後進んでいく要因の一つになるのかなと思いますので、やっぱり、しっかり膝と膝を突き合わせて意見交換をしていただきたいなというふうに思います。そして、多くの方の理解が得られるよう、一層の取組をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

持続可能な環境づくりについて。事業者の脱炭素推進について。

令和5年9月に改定された第5期大分県地球

温暖化対策実行計画では、環境と経済のバランスを保つこと、企業の環境対策をビジネスチャンスにつなげることが大きな方向性として示されており、経済や企業活動を重視することがその特徴であるというように理解しています。

また、昨年10月から開始された環境に関する新しい県民運動グリーンアップおおいたでは、環境を守るだけでなく、活かして選ばれることを目指しているとされています。具体的には、環境に配慮した取組を行う企業等が消費者や観光客、取引先から選ばれるような展開をイメージしているものと伺っています。

国においても本年2月に2040年、新たに温室効果ガスの排出削減目標を設定、これと同時に脱炭素社会の産業振興の両立を目指す国家戦略として、GX2040ビジョンを発表しています。その中では、大企業だけでなくサプライチェーン全体で脱炭素を進めていくことの必要性が示されており、実際に脱炭素の取組が進まない企業がサプライチェーンからはじき出されるといったリスクも顕在化しつつあるとまで記されています。

また、製品・サービスの排出削減量や貢献量が見える化したGX製品の普及を目指すとしており、こうした動きが広がれば、ますます中小企業も含めたサプライチェーン全体での脱炭素の重要性が高まっていくことが予想されます。

さらに、民間企業の脱炭素を進める上では、当然ながらその資金の確保が不可欠であり、新たな金融手法を活用していくという方針も併せて示されているところです。環境と経済・社会のバランス保ちながら取り組む大分県版カーボンニュートラルの今後の展開を考える上で、こうした国のビジョンも大いに参考にさせていただきたいと考えます。

一方で、県では既に企業環境貢献が見える化し、企業価値の向上を後押しする制度として、おおいたグリーン事業者認証制度を令和5年8月から開始されています。制度開始から2年近くが経過していますが、事業者の脱炭素の取組がどのように進んでいるのかが気になるところです。

こうしたことを踏まえ、認証制度の現状も含め、中小企業を中心とする事業者の脱炭素推進について、今後どのような展開を考えているのか、生活環境部長にお伺いします。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えします。

おおいたグリーン事業者の認証数は、現在143社まで増加しております。業種別で見ますと、建設業が36社、次いで卸・小売業が24社であり、省エネや太陽光発電、燃料電池自動車の導入など様々な取組が行われております。

国の地球温暖化対策計画では、県に中小企業の脱炭素化への支援を求めている、今後は、取引先からの要請が多い製造業など、より広範に認証を拡大させる必要があります。そのため、制度の周知に加え、認証事業者を対象とした省エネ設備導入補助金の上限額の引上げや商用電気自動車とその充電器への補助を新たに実施いたします。

また、金融機関と連携しまして、CO₂削減目標の達成と金利が連動する新しい融資の枠組みを現在準備しているところでございます。

中小企業の脱炭素を進める上では、こうした支援策などにより、環境に配慮した取組を行う企業が消費者や取引先などからも広く評価される社会をつくり出すことが重要と考えております。県では今年度、現行の地域温暖化対策実行計画が終期を迎えることから、新たな排出削減目標などを含む次期計画を策定する予定でありまして、事業者の皆さんの意見も聞きながら、より効果的な施策を検討してまいります。

大友副議長 榊田議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。

脱炭素実現には、事業者の積極的な参加が欠かせません。いかにして事業者が前向きに取り組んでもらえるか、そして取り組むことへのメリットを感じられるような仕掛けづくりが、今、さきほどいろいろおっしゃいましたけれども、そういったものがやっぱり必要かなというふうに思っております。

経済社会の活性化に向けた企業活動の中で、同時に脱炭素の推進にも資するような制度や指

標を検討していただきながらも、これはやっぱり本当に1社でも多く、大分県全体として進めていくこと、そして、これが大分県のモデルケースになるぐらい、しっかり進めていただきたいなというふうなことは思いますので、そういった部分をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

特定外来生物の被害防止対策について。

国内には、人間の活動によって持ち込まれた様々な外来種が生息しており、地域の生態系を乱す原因となっています。外来生物法では、特に影響の大きい動植物を特定外来生物に指定し、国等による被害防止措置について定めています。

また、令和5年4月には外来生物法が改正され、国内に定着した特定外来生物の被害防止対策については、県や市町村の責務として定められているところです。

そこで、大分県内の状況を見ますと、これまでアライグマやブラックバスなど20種もの特定外来生物が確認されており、各地域で様々な問題を引き起こしていると伺っています。

外来種が地域に侵入することにより、在来種の減少など生態系のバランスが崩れてしまうことに加え、田畑や果樹が荒らされているなど、農林水産業への被害が懸念されていることは皆様御承知のとおりです。また、近年ではヒアリやセアカゴケグモらが県内でも確認されるなど、人体への被害が発生するおそれのある生物が存在しています。こうした外来生物は、一度定着してしまうと、その駆除や管理に多大な労力と費用を要するため、早期の対応が何よりも重要であり、その被害の防止は県民の暮らしを守り、安全を確保する上で見過ごしてはならない課題だと考えます。

その中でも特に近年影響が心配されるのが、外来生物はクリハラリスです。クリハラリスは、ペットや動物園の飼育のために輸入され、人間の管理下から逃げたり、放たれたりして、野生化したとされています。

国内では、11都府県で確認されており、果実や店の商品を食べたり、神社の建物、電線をかじるなど、被害が確認されています。

県内においても、もともと大分市佐賀関の数キロ沖合にある高島だけ確認されていたところですが、令和5年1月に、別府市でも初めて生息が確認されました。離島の高島とは異なり、別府市から県内全域に拡大していくおそれがあり、生態系や農林業に深刻な影響を及ぼすことが危惧されている喫緊の課題です。

そこで、特定外来生物クリハラリスの被害防止対策について、生活環境部長の考えをお伺いいたします。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えします。

本県では、地域の生態系に悪影響を与え、人体や農林業等への被害のおそれが高い特定外来生物の防除を重点的に実施しております。クリハラリスについても、高い繁殖力や食性から深刻な被害を引き起こすおそれが高いため、令和5年1月に捕獲個体によって生息を確認した後、直ちに生息状況の調査を別府市内で進めてまいりました。これまでの調査では、木の皮をかじった跡が86件確認されたほか、センサーカメラによる検知が15地点、実際の捕獲も47頭に上っております。この調査結果及び専門家の科学的知見を踏まえ、本年2月には、別府市とともに、令和7年度、今年度から14年度を計画期間とする防除実施計画を策定したところでございます。この計画に基づき、実績のあるNPO法人と協働し、生息状況のモニタリング範囲を広げるとともに、防除従事者の育成や箱わなを用いた防除を強化することで生息域の拡大を防ぎ、クリハラリスの根絶を目指してまいります。

大友副議長 梶田議員。

梶田議員 答弁ありがとうございます。

クリハラリスですね、さきほど部長が答弁いただいたとおり、繁殖率が高いということで、大体年間3回ほど繁殖すると、私も調べたらそういうふうになっていました。広範囲な地域に定着しないよう、是非とも早期対策に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

一方、同じ野生動物として、猿の被害ですね。これが非常に私は気になります。別府市内でも

民家付近に出没するため、怖いという声が住民から伺います。近年、別府市も対策に力を入れているようで、ICTを利用した大型わなの設置による捕獲などにより農作物の被害が減少傾向であるようです。ただ、その被害額は昨年度でも100万円以上発生していることに加え、今まだ発生していませんが、今後、人的被害が危惧されるところです。こういった部分で一層の対策強化が求められると思います。本当に今、民家とかに来て、子猿がいたら人を襲ったりとか、民家のサクランボを食べたりとか、球根を食べたりとかしているという話もよく聞きます。そういった部分で、市町村が主体となることは理解をしているんですけども、ぜひ市と連携組んで、県民の安全性の確保に向けて、県としても対策に向けた後押しをしていただようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

オーバーツーリズムによる渋滞への対応について。

最近では、オーバーツーリズムという言葉が聞かないことがないほど、国内ではその現象が当たり前になってきています。国内外から多くの観光客が訪れるということは、本県の魅力をより多くの方々に伝えることができ、県内で消費していただくという、より良いこともたくさんあります。本県も「おんせん県おおいた」とうたっているとおり、観光戦略に力を入れてきた成果と言えます。

一方、許容範囲を超える来訪は、時に弊害をもたらします。中でも特にオーバーツーリズムの状況になるのが、由布市と私の地元であります別府市です。

私は、昨年第2回定例議会において、今回と同じくオーバーツーリズムによる渋滞対応について質問させていただきました。そのときの内容は、別府インターや別府湾スマートインターが市街地から利用しにくく、特に観光のシーズンになると渋滞を引き起こすため、県道51号別府挾間線と東九州自動車道との交差点付近にインターチェンジ若しくはスマートインターチェンジを設置してはどうかというものでした。

土木建築部長からは、現時点では設置は難しいという旨の答弁をいただきましたが、この4月からは台湾との直行便もスタートし、ハーモニランドとの提携も進むなど、新たな施策の効果もあいまって、今後インバウンドは確実に増加するものと見込まれます。

そうすると、平常時しかり、観光シーズンはさらなる交通渋滞が発生してしまい、観光客の方々に対する本県のイメージダウン、低下はやはり避けられない状況になるのではないのでしょうか。

昨年のデスティネーションキャンペーンに続き、大阪・関西万博を契機とした誘客促進など、観光に本当に勢いがある今だからこそ、交通インフラを整えるときだと考えます。

そこで、別府市における渋滞対策を含め、今後の観光地におけるオーバーツーリズムによる渋滞への対応にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

観光地における渋滞対策として、まずは、観光地周辺の渋滞状況の提供による観光客の分散や交通手段の転換など、ソフト対策が有効であると考えております。

由布市由布院町では、市や観光関係者、道路管理者などで構成される協議会において、渋滞対策の検討を行い、現在、市がAIカメラを活用し、渋滞の有無や迂回路の案内をホームページやデジタルサイネージで発信しているところです。

また、渋滞の原因となっている交差点の改良など、ハード対策にも取り組む必要があります。

そこで、別府市では、県道別府庄内線の堀田三差路交差点において、交通管理者と連携し、区画線の引き直しなど、本年4月に実施したところです。これにより、市街地から別府インターチェンジや鉄輪方面へ右折できる車線数が1車線から2車線となり、本年のゴールデンウィークにおいても一定の渋滞緩和の効果を確認しているところです。引き続き観光地における交通状況を注視するとともに、関係機関と連携し

ながら、ソフト、ハード両面から対策に取り組んでまいります。

大友副議長 榊田貢議員。

榊田議員 御答弁ありがとうございました。

別府インター付近の渋滞緩和が、今後ますます図られることを今期待しています。答弁いただいた内容の道路も地元新聞にも取り上げていただきました。地元の方からも、ふだん使うときもやっぱり渋滞はしていたんですけど、インター使わなくても、前は左に行って途中でUターンして右に行っていた方も、すんなり右に行けたんでよかったという声もたくさん聞きます。今後、統計データしっかり取って、本当に何が対策があるかというふうな部分をしっかり進めていただきたいというふうに思っております。

一方、今年のゴールデンウィーク、別府をはじめ観光施設、人の出はますます増加している状況です。今後も渋滞悪化が危惧されるところではありますが、抜本的な解決手段の一つとしては、私はやっぱりちょっと諦め切れないんですけど、県道51号別府挾間線と東九州自動車道との交差点付近へのインターの設置は、これはやっぱり効果的だと思います。いまだに私も地元の方も佐伯方面、宮崎方面に行くときは大分インターを利用します。是非ともそういった対策を御検討いただき、お願い申し上げ、後半戦最初の一般質問を終わりたいと思います。そして、大友副議長の初めての本議会の仕切り、私、一般質問を最初にさせていただきますことを光栄と思います。ありがとうございます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

大友副議長 以上で榊田貢議員の質問及び答弁は終わりました。佐藤之則議員。

〔佐藤議員登壇〕 (拍手)

佐藤議員 皆さん、こんにちは。本日のトリを務めさせていただきます議席番号42番、無所属の会、佐藤之則でございます。質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、お忙しい中、地元から駆けつけていただいた皆さん、厚くお礼を申し上げます。本当

にありがとうございます。

執行部席では、4月の異動で異なる部署から移られた方、それから、新たに席に着かれることになった方など、皆さん方、改めてよろしく願いたいします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1点目、国東半島芸術文化祭についてでございます。

国東半島芸術祭は、大分県の呼びかけにより実施した芸術作品整備であるアートプロジェクトがきっかけで平成24年から始まった、国東市と豊後高田市と大分県等が実施するイベントと記憶をしております。芸術作品の展示と芸術イベントの取組とともに、六郷満山などに足を運んでもらうというものでありまして、観光的な要素も大きい取組だったと思います。

その後も県の支援をいただきながらアートプロジェクトは継続しておりまして、豊後高田市では、特に長崎鼻に作品を集中させるとともに、不均質な自然と人の美術館という美術館も整備したところであります。

長崎鼻は、コテージやキャンピングトレーラーなどの宿泊施設、バーベキューテラス、サウナロッジなど新施設を整備し、コロナ禍においてもその入り込み客を増やしてまいりました。それ以外でも、豊後高田市では、今回、県立美術館の10周年記念展示の一つであります、夏の目玉となりますチームラボの作品、これを市内3か所に3点常設展示をしております。

そうした中、本年10月から、国東半島芸術文化祭が開催されるということは、関係者が地道にアート作品を整備してきた取組が実を結ぶということに加えて、集客の起爆剤になり得るものとして大変歓迎しております。

先日、私は、瀬戸内国際芸術祭を調査させていただく機会がありました。平成26年の国東半島芸術祭の事前の打合せの中で、県の担当の方から、平成22年に香川県の直島を中心に始まった瀬戸内国際芸術祭が大変注目を集め、成功しているという事例をお聞きしまして、国東半島でも同様のことができないのかなというふ

うに考えておりました。

今回の瀬戸内国際芸術祭は6回目となっておりまして、年間や100日間の会期は、春、夏、秋の3シーズンに分かれておりまして、258作品224組のアーティストが参加し、約100万人の人々が国内外から訪れると予想されているようであります。

このイベントは、民間企業であるベネッセが中心となって行っておりまして、企画も仕掛けもお金も民間でやるから成功したのではないかと考えておりました。

しかし、現地でお聞きしますと、決してそういうわけではなくて、県や市、町の行政の力が大きいそうであります。特にボランティア等のスタッフの手配は徹底されておりました。駅や港には案内所が設置され、それぞれに多くのスタッフが配置されておりまして、島の中の展示場内にもそれぞれに2人以上のスタッフが、受付、作品説明、そして、案内をしておりました。スタッフは委託を受けた専門の方と、それから、ボランティアで参加されている方とで構成されておりまして、ある島の中では、島民の高齢者、もう80代の方だったんですけども、案内スタッフとして作品以外のお薦めのスポットも紹介してくれたところであります。スタッフの説明なしには分からなかった作品も多く、ただ作品を見るだけでなく、現地の人と交流することで楽しみが増すということ。そして、大きな地域のイベントには行政の力が大きいということも再認識いたしました。

今回の国東半島芸術文化祭は、豊後高田市と国東市が中心となって開催しているイベントであります、これを瀬戸内国際芸術祭レベルとして、これから成長させていくことを県として目指してはいかがかと思います。

こうした大きな芸術文化イベントは、地域の交流人口の増加をもたらすと同時に地域の住民の誇りとなり、地域の活性化に大いに貢献する催しとなります。県内各地でも、午前中の森議員の質問にもありましたように、多くの著名な作家の作品もありますので、関連イベントとして様々な取組を行うことでより大きな効果を大

分県にもたすことができると考えます。

そこで、国東半島芸術文化祭への取組も含めまして、芸術文化を活かした地域づくりについてどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

以降については対面席から質問させていただきます。

〔佐藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの佐藤之則議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 佐藤之則議員の芸術文化を活かした地域づくりについての御質問にお答えいたします。

芸術文化は、人々の感性や創造力を育み、教育や産業などのあらゆる分野と融合して地域の元気を創出する可能性を秘めているものでございます。これまで大分県では、豊後大野市の大分アジア彫刻展など、地域の個性を活かした芸術文化活動を支援してきているところでございます。とりわけ今年で25回目を迎えましたアルゲッチ音楽祭、国内外から訪れる多くの観客を魅了しまして、世界に誇る大分の宝と成長してきております。これは地元自治体の支援はもとより、関係者の熱意、それに賛同する多くの企業、団体、県民に支えられたたまものでございます。県では、こうした多くの好事例をさらに各市町村へ横展開できるように、地域の顔となる特色ある芸術文化の創出を支援をしてみたいというふうに考えております。

例えば、佐伯市でも大道芸による地域活性化などのイベントを進めておりますし、交流人口の拡大につながるような専門家を派遣しての具体的な手法というのをアドバイスをしているところでございます。

これに加えて、今年度から県内各地で芸術文化活動を力強く牽引できる人材を養成するためのアートプロジェクトに精通した講師を招いて、企画力、情報発信力を磨く実践的なセミナーを開催をしていくこととしております。今回の国東半島芸術文化祭についても、県として実行委員会の運営をサポートするとともに、若

手音楽家によるコンサートを開催することなど参画をしてみたいというふうに考えているところでございます。

国内外に名をはせております瀬戸内国際芸術祭については、地元の熱意と多くの支援者に支えられて大きく成長してきているところでございます。国東半島芸術文化祭についても、そうした息の長い活動となることを期待をしておりますし、芸術文化を活かした地域づくりの模範となる、そういうイベントになることを大いに期待をしているところでございます。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

いろいろな取組と、それから、今後の対応ということをいろいろ上げていただいて考えていただいております。

大分県内でも国東半島に限らず、芸術、文化、アートの取組は大変多くあります。本格的な絵画や彫刻から、映像や音楽、さきほどのアルゲッチの問題もありますし、大変いろいろあると思います。

また、昨今では、アニメ作品やデジタルコンテンツなど、幅広い表現活動全般が人々に影響を与えるものとして確立をしているところであります。そういった取組を総合的に取り上げまして、観光素材として呼び込みしてはどうかと考えているところであります。

そこで、次の質問に移ります。

国東半島芸術文化祭を契機とした誘客についてお尋ねいたします。

瀬戸内国際芸術祭に実際に行ってみて感じたことでありますが、私の感覚では、半数以上がインバウンドの客でありまして、大半の来場者が観光感覚だったように思います。そのため、そういった国際イベントの開催に当たりましては、その効果を地域に波及させられるよう、しっかりと観光誘客に取り組む必要があると考えます。どういった地域からどのように呼び込むのか、どういう経路で来ていただくのかということに加えて、事前広報、交通対策、鑑賞パスポートの発行などを検討する必要があると思います。来場者を広域周遊に誘導したり、グ

ッズやお土産などの観光消費、地域経済への波及効果についても地域全体を巻き込んで検討しなければならないと思っております。一過性のイベントではなく、地域に根差した催しとなるとともに、来ていただく方々にリピーターになってもらえるよう、観光誘客にも戦略的に取り組まなければなりません。こうしたことを主催者である豊後高田市と国東市にしっかりと検討してもらい、これを国内外に打って出る観光コンテンツとして、県にはぜひ活用していただきたいと考えます。

そこで、国東半島芸術文化祭を契機とした誘客にどのように取り組んでいくのか、観光局長にお伺いいたします。

大友副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

空の玄関口である国東半島エリアに観光客を呼び込むことは県内周遊を促進する上でも重要であり、本芸術文化祭には、それを牽引する役割を期待しているところであります。

芸術観光の先駆けと言われております、さきほどから出ております瀬戸内国際芸術祭でありますけれども、国内外から大変注目を集めておりまして、この春の来訪者、実に約32万人ということで、コロナ禍前と同じ水準に戻り、非常ににぎわったと伺っております。

これは、アートを道しるべに、美しい島々を巡りながら、地元の方々との会話を通じ、地域の文化に触れる独特なガイド手法に多くのファンが魅せられたことが主な要因だと言われております。国東半島芸術文化祭においても、現代アート作品や名所を巡るバスツアー、寺院を美術館に見立てた展覧会などが企画されております。そうしたコンテンツに加えまして、地域住民が行事やおもてなしなどで積極的に関わり、その魅力を観光客に伝え、リピーターになってもらうことが重要であり、事務局であります国東市を中心に、既に実行委員会の中で官民一体の準備が進められていると承知しております。

県といたしましては、本芸術文化祭を今年開催されております大阪・関西万博でありましたり、戦略パートナーを通じた海外プロモーション

ンといった手法によりまして国内外に周知することで両市とも連携しながら、本県への誘客と県内各地への広域周遊を促進したいと考えております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございました。

瀬戸内国際芸術祭と同じなんですけれども、いろんなところをやっぱり周遊して回るというのが、訪ねたときにとても楽しいところで、その地域地域を見て回れることをプラスしながらいろいろ広めていただきたいと思っております。

それから、瀬戸内国際芸術祭は、さきほどもおっしゃいましたけれども、3年ごとに開催されておまして、現在6回目となっておりますが、毎回100万人以上の来場者数を記録しております。実行委員会の収支で、開催までの3年でおおむね12億7千万円、そのうち県と関係市町で40%以上の負担があるようですので、簡単にはこれをやりましょうということにはならないと思います。しかしながら、ちなみにその香川県においては、広報と交通対策、受入れ対応については行政中心のようであります。さきほど言いましたように、スタッフの関係や島への交通としてのフェリー等船舶対応、インターネットによる発券など、仕組みがしっかりとしていました。特に船舶については、本来、あの辺りは、島が大変多いんで、住民の足として支援しなければならないというもので、行政の負担がとても大きいと思われますけれども、芸術祭による集客で利用者はかなり増えているようで、平日でも、朝の島へ向かう便や夕方島から帰る便は大変混み合っておりまして、座ることができずに立ったままの客も見られるほどでありました。そういうことで交通施策としても一役買っているように思われます。

そのほかにも、島にはなかった飲食店が立ち並んでにぎわっておりまして、観光は正に裾野の広い分野であるということを実感したところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2点目、地域の高校における魅力向上についてでございます。

これまでも議会の中でも多く議論されてまいりましたけれども、地域の県立高校を存続させるための施策についてはいろんな考え方があると思います。県内のどの県立高校でも受験ができる全県一区制度には良し悪しがあり、学業レベル、スポーツや文化活動における実績や環境整備、指導者のレベル、学校施設環境など、子どもたちの選択基準になる各高校の実績や取組状況は、現状においてかなりの開きがあるように思えます。

県教育委員会においても、議会や市町村などからの要望を受けて通学区域制度検証委員会を設置し、通学区域制度の在り方などを検討し、答申したところでありますが、その答申を受けて、今後の対応については私も注視しておりますし、午前中の森議員の質問に対する教育長の答弁にもありましたけれども、地域の高校の第2希望に選択できる制度というのも、よく研究してみたいというふうに思っております。それに対する子どもたちや保護者、地域の人などの意見も聞きたいと思っているところであります。

また、今年度、遠隔教育配信センターが開所したところでありますけれども、遠隔授業を実施することは、地方の高校においてもレベルの高い教育を受けることが可能となり、大変期待をしているところであります。

先般、上野丘高校の配信センターの現場を見せていただきました。始まったばかりにしては、大変先生と生徒のやり取りがスムーズで、違和感なく授業が進められておったところであります。取組の成果が大変大きくて期待ができるものでしたので、早く県下全体に拡大して、必要に応じて人数や科目の拡大もお願いしたいと思っております。

学業以外でもスポーツや文化活動においては、環境整備もさることながら、実績ある指導者の確保も生徒を集めるためには重要であります。特に部活動の指導者については地域移行が進められておりますけれども、人材の少ない地方にとっては非常に厳しい実態があると思います。こういった地方の県立高校が抱える問題は多く、県だけに要望すればどうにかなるものではもう

なくなっているように思われます。

県立高校の存続については、人口減少が進む中において、近い将来、確実にその判断を迫られるようになると思われます。しかしながら、地域の高校がなくなることは、これまでの議論の中で訴えられてきましたように、その影響は計り知れないものがあります。特に私の地元でございますけれども、豊後高田市の高田高校のように1市1校である地域にとっては、もし高校がなくなれば、中学校卒業後に全ての高校生が市外に通うことになります。当然地域の活力がなくなります。それに加えて、通学のための公共交通機関の対応や市内の経済活動の低下などが予想され、大きな影響があると考えます。

高校への進学については、基本として子どもたちの意思を重視すべきであると思います。子どもたちの将来の目的のために、行きたい学校を選択することを尊重することに全く異論はありません。しかしながら、地域の住民の多くは地方の高校の魅力が増して、子どもたちの目的達成のための選択肢の一つになることを強く望んでいます。

そのため、豊後高田市では、地域の活力は人であるという認識の下、人口増施策に取り組んでまいりました。子育て支援、移住定住対策、教育施策、高齢者対策などがその主な取組であります。その中には、高田高校存続に密接につながる取組があります。そのうち特徴的なものが高校生への昼食の無料提供、それと、学びの21世紀塾「うみね」の取組であります。

地域の高校における取組として、ここからは高田高校の魅力向上のための施策について具体的にお話をさせていただきます。

まず、今年4月21日から取組を始めた、高田高校生への昼食無料提供であります。

昼食の提供は、子育て支援の一環として始めたものでありますが、保護者への経済的支援に加え、働き方改革の一環として、共働き家庭に対する支援、生徒間での差別解消などにつながる取組として、保護者や生徒、教職員からも大変好評なようであります。

昼食は、小中学校の給食センターと一緒に作

っておりまして、実質的には高校生への給食を開始したということでもあります。もちろん豊後高田市では、子育て支援の一環で、保育所、幼稚園、小・中学校の給食も完全無料化をしているところでもあります。佐々木市長が提案してから実現までに約1年かかりました。本来、給食制度のない県立高校への導入のために県教育委員会や市議会などの関係機関との協議、それから、保護者及び生徒への説明、そして、希望者の調査、高校の施設や設備の整備、食缶や食器等の購入、給食センターの設備の改修など、事業準備に時間を要したところでもあります。

昼食の無料提供を希望する生徒は、スタート時で95%とほぼ全員でありました。提供開始後の調査によりますと、給食の献立や味、量についてもおおむね好評でした。給食の提供を受託した地元業者さんが、子どもたちのためにと頑張っていたいただいた結果だと思っております。

実は豊後高田市の給食は、小中学校でも大変好評でありまして、先生たちの間でも他の地域に転任するのが残念との声もあるほどであります。

特徴的なことといたしましては、給食の提供がスムーズにできるように市の教育委員会が雇用する昼食支援員を配置し、配膳や片づけの手伝い、緊急時の対応ができる体制を整えております。また、給食の材料には自然環境に配慮して栽培されている夢叶野菜や自然栽培米も使われておりまして、地域の農業者との連携もできております。

高田高校の昼食の無料提供は、ある保護者の方が、子どもが高校に行きだしたら、朝、弁当を作らんといかん。共働きするのも大変というのを市長が聞きつけまして、どうにかならんのかと職員と議論したのがきっかけとなりました。国会でも子育てに対する施策の議論が主流でありまして、医療費の支援や授業料の無償化、給食費の支援などが議論されているところでもあります。

大分県では、子ども医療費助成を先駆けて実施するなど、全国の自治体からも人口減少対策として、その子育て施策が注目されているとこ

ろであります。

高田高校の昼食無料提供については、完全給食制度として全国的にも珍しい取組であり、地域の独自性を出した高校の魅力化であると思っております。

そこで、全国的な取組状況も含め、県立高校における昼食について、教育長の御見解をお伺いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

義務教育とは異なり、高校における昼食提供には法的な義務づけはありませんが、議員から御紹介のありましたとおり、高田高校では、豊後高田市が子育て支援や生徒の栄養確保の観点から、昼食の無料提供を実施いただいております。

一方、県立高校全体への展開については、給食センターの設備拡充や新たな人員の確保に加え、無償提供となれば、食材費も含め、多額の予算が必要となります。さらに市町村が負担する場合、地元以外の通学生に対する財政負担の取扱いなど様々な課題が想定されます。

全国的にも、高校に昼食を提供している自治体は、北海道足寄町や愛媛県愛南町など、ごく少数にとどまっております。本来、学校給食は公平性の観点から全国一律の制度であるべきであり、高校の昼食提供についても国において慎重に検討すべき課題と考えております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、現行制度にない給食について、県として踏み込んでいくというのは大変難しいことだと理解をしております。しかしながら、地域の取組として先行していることに対して御理解をいただき、そして、今後、御支援等を検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

高田高校生のための学びの21世紀塾「うみね」の取組についてであります。

うみねは、豊後高田市教育委員会が地方創生推進交付金事業として取り組んでいる、学力の向上、難関大学受験のための無料公設民営塾で

あります。令和4年度から事業がスタートしたところであります。豊後高田市では、幼稚園児、小中学生に対する公営塾は、これまで20年以上も学びの21世紀塾の名称で、学校や公民館などで学校教育や社会教育の補填活動として実施をしてまいりました。

うみねは、高田高校の魅力化事業として取り組んでおりますけれども、生徒が自ら思考、決定、行動する力を伸ばし、進路実現を支援する取組として、キャリアコースと受験コースを設定しているところであります。

キャリアコースは、将来の就職に向けた資格や必要知識の習得のためのサポートをし、進学先の掘り起こしや科目選択、公務員試験のための専門学習、面接対策など、幅広い対応を行っております。

受験コースは、難関大学合格を目標に、数学、英語、国語の学習を中心に個別カリキュラムを作成し、サポートをしているところであります。令和6年度は、制度スタート時に1年次から入塾した生徒が3年間積み上げた成果が反映されまして、東京大学、神戸大学、九州大学など難関大学をはじめ、国公立大学、有名私大に多くの合格者を出しました。最終的には、国公立大学だけで28名になったということであります。聞くとおるところによりますと、高田高校から東大への進学は32年ぶりということで、高田高校のOBとしても非常にうれしく、今後に期待のできる成果であったと思っております。

今回のこの結果は、高田高校の先生方からのうみねや一般の学習塾との連携、情報交換があり、学年全体のレベルアップと進学クラスにおける生徒間の目標達成意識の向上の成果であったようであります。うみねの取組がその中でも一つの契機となったことは間違いなく、高校側においても好意的な受け止めをしていただいております。

また、県においては、地方の高校生にも多様で質の高い高校教育を提供するために、今年の4月に遠隔教育配信センターを設置し、遠隔授業を開始したところでありますが、本来の授業と放課後の公営塾による取組を生徒がうまく活

用することが重要だと思っております。そのためにも、遠隔授業を受講した生徒や先生方のフォローアップを的確に行っていただきたいと考えます。

こうしたことを踏まえまして、県内の公営塾の状況も含め、県立高校における学力向上にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

学力の向上を図るためには、組織的な授業改善が不可欠であり、本県では、全ての県立高校にプロジェクトチームを設置し、授業力向上に向けた研修の充実やICTを活用した最新の指導方法の普及等を進めております。また、個別最適な学びを推進するため、普通科等設置校では、学習の習熟度に応じた指導ができるよう、英語や数学の教員を全県で39人加配措置しております。こうした取組は、生徒の進学実績にも着実に結びついており、令和7年度大学入試では、国公立大学現役合格率は26.5%と、平成元年以降37年間で最も高い数字となりました。

一方、豊後高田市、国東市、玖珠町の2市1町において公営塾が設置され、地元の高校と連携した個に応じた指導が行われております。県教育委員会といたしましても、遠隔配信による長期休業中の特別講座や大学入試対策に役立つ動画教材の配信などに取り組み、生徒一人一人の進路実現につなげてまいりたいと考えております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問であります。地域の県立高校が生徒や保護者に選ばれるようになるためには、その魅力の向上が欠かせません。これまで申し上げたように、高田高校においては、市や地域と連携し、その独自の取組により魅力の向上に努めております。このことに加えまして、地域と協働して課題に取り組むコーディネーター事業にも取り組んでいます。高田高校における高校魅力化コーディネーターの取組は、

昭和の町の新メニューを提案したり、ジビエプロジェクトとして、捨てられていた駆除動物の革を使った名刺入れを、移住してきた地域の事業者とともに製作、販売する事業として注目をされているところであります。こうした学校の枠を越え、地域の事業者や住民と連携した活動は、生徒の自主性や行動力を高め、学力だけではない人材の育成につながるとともに、協働した事業者等に対しても新たなビジネスチャンスを提供できる優れた取組だと考えます。

そこで、このような地域の県立高校の魅力向上にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

地域の高校では、中学生に選ばれる学校づくりに向け、平成28年度から魅力化推進事業に取り組んでいます。当初、高田高校など11校であった採択校は、現在20校まで拡大しています。

本事業では、地域と連携した探究学習の拡充、地元行事への参加等による活力創出、高校の魅力発信を3本柱に、地域や学校の特色に応じた実績が展開されています。

さきほど高田高校の取組を御紹介いただきましたが、他の採択校においても、探究学習でのフィールドワークや事業者等との連携を通じ、生徒の課題解決力と意欲の向上が図られています。

例えば、佐伯豊南高校では、地域の活性化につながる取組として、IT企業や地元商店街などと連携し、市内の店舗や名所をゲーム感覚で巡るロゲイニングという体験活動を企画しました。この取組は、地域への誇りを醸成し、地域創生の観点からも評価され、内閣府主催のコンテストで九州経済産業局長賞を受賞したところであります。

このように、高校の魅力向上には、市町村や地元企業等との連携が不可欠であることから、令和8年度までに地域関係者による学校運営協議会を地域の高校全てに設置し、地域との協働を深めたいと考えております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

地域の高校を存続させる取組について質問させていただきました。その中で私どもの取組を述べさせていただきましたが、目指すところは県内どこでも同じでございます。できるだけ地域の中で子どもたちを育て、教育していきたいと願っております。

これまで、教育長からの答弁をいただきましたけれども、この高校の魅力向上という件の最後に、知事のお考えをお伺いしたいと思います。地域の高校のためにこういった独自の取組を進めていることに対し、知事の考える地域の教育についての思いと地域の高校の存続も含めて、魅力向上の取組についてどのように考えるのか、コメントいただければと思います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域の高校というのは、正にそれぞれの地域において中心的な存在の一つだと思います。地域の皆様にとりまして、それぞれの高校というのは大変重要な存在でありまして、そして、それぞれの地域がいろんな活動をしていく上で高校もいろんな役割を果たしておりますし、また、その高校があることが地域の活性化につながっていている、そういう存在ではないかというふうに思います。

そのような中で、いろいろ環境も変化してきますけれども、やはりまずは学びの質を維持、確保、そして、さらにそれぞれの地域で向上させていくということが大変重要だと思います。

そのために、学校、教育委員会だけではなくて、市町村でありますとか、地域の方々、例えば、同窓会がいろんな奨学金をつくってやっている例など様々な取組をしていただいています。

そういうふうな全ての方々のご貢献でありますとか取組によって地域の学校が存続をし、また、発展をしていくということが大変重要じゃないかなというふうに思います。

遠隔教育というの、これから地域の高校の魅力の向上に大変つながっていくものだというふうに考えております。

今、専属の教員が9人ですけれども、全ての

普通科高校に広げていきますと43人になります。そのための体制の整備、つまりは先生方の配置を国費によって措置をしてもらうということが大変大事でありますので、地方交付税の対象としてもらうために、先々週、文科省をはじめ、霞ヶ関に行きまして要請をしてきました。

国の制度変更もしてもらいつつ、体制の整備を進めていき、遠隔教育の充実を一刻も早くしていくということも大事だというふうに考えております。

また、さきほど教育長が答弁しましたが、第2希望制等によりまして、生徒さんにとりまして、より地域の高校が選びやすくなるような制度の変更ということについても、できるだけ早く行えるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、地域の高校が、受験される生徒さんそれぞれにとって魅力的なものになるようにということが大切です。学業のみならず、スポーツ、芸術もそうだと思いますし、いろんな地域活動において魅力をさらに高められるような取組、これを行っていくということも大変重要なことであります。

そして、いくつかの高校で取り組んでいただいておりますけれども、全国から学生を募集していくと。特色ある教育というのが行われています。国東高校の宇宙コースもその一つだと思いますし、農業関係の高校では、全国から例えば畜産を学びたいお子さんが来ております。

各地で県人会行いますと、例えば三重総合高等学校から校長先生とか教頭先生が来まして、自分たちの高校はこういうふうな魅力があります、特色があります、教育していますので、是非、全国から応募してくださいということを在京の県人会でありますとか、関西県人会で先生方にPRしていただいたりしています。

このようないろんな取組によりまして、普通科も専門高校もそれぞれの高校の魅力を高めていき、地域の核としてさらにそれぞれの学校が発展をしていくということをお願いしたいと思っております。

また、私どもも教育委員会と一緒に、

そういった取組をしていきたいというふうに考えております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございました。

知事の熱い思いもいただきましたので、本当にありがたいと思います。そして、特に予算の裏づけを考えていただいているというのは、本当にありがたいことで、今後とも是非よろしくお願いいたします。

そして、知事のお考えも基本線として我々と同じであるというふうに思っておりますので、今後の事業展開に注目をさせていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

3点目、危険な空き家への対応についてでございます。

空き家の対策については、これまでも多くの観点で質問をされてきたことと思います。空き家の問題は、大きく分けて、まだ住むことができる建物をいかに使ってもらうかという活用の対策、老朽化した危険な空き家をいかに補修するのか、又は取り壊すのかという対策になると思われま。

今回、私は、後者の取り壊す関係について質問をしたいというふうに思います。

私は、県議会議員として、この2年間、県民の皆さんの意見や要望を聞くために地域の中を歩いてまいりました。そこで気づいたのは、この2年間の間でも多くの建物が空き家になってしまっているということでもあります。高齢の単身世帯が多いということがその原因でありますけれども、住民が入院したり、高齢者施設に入所したり、お亡くなりになったりしても、その家を相続する子どもさんなどが実家に帰ることはほとんどないため、即空き家になってしまうということでもあります。

大半は家財などの片づけが終わらないまま、また、仏壇があるのでたまには帰るからと思っけていても、そのまま放置に至るケースが多いようであります。空き家対策という観点で考えますと、空き家となった時点で、貸すなり売るなりして建物の活用を図るべきでありますけれど

も、実際はなかなか難しいというのが実情であります。住む人がいないと建物はすぐに傷み、崩壊が懸念される危険空き家となるということです。

豊後高田市でも、空き家の活用を第一に考えまして、相続者などに空き家バンクへの登録を積極的に呼びかけまして、移住者に提供をしております。質のよい物件がありますと、移住者がすぐに活用してくれますが、担当者が機会あるごとにも願いをしても、登録されない空き家は増え続けているというのが実態であります。

危険空き家は、建物の崩壊や敷地内の植栽によって近隣の方に迷惑をかけます。また、建物が道路に面している場合には、通行者や車両を危険にさらしております。特に通学路の場合には早急な対策が必要となります。

令和5年に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法では、国、県、市町村の役割が明確にされていますが、私はこれまでの国の考え方が主であるというふうに思っております。

市の職員時代に空き家対策の担当課にいた経験からしますと、価値のない土地建物を地方自治体が行政代執行した場合、その費用捻出に対して補償がないこと、行政代執行までの手間が大きいこと、こういったことが撤去が大きく進まない理由であると思っています。建物や土地の所有権に関わる問題であるために一概に撤去を認めるということとはできないと思います。相続時の所有権移転の義務化、危険空き家の撤去に対する補助金等の拡充など、国も対応を進めようとしておところはよく分かります。しかしながら、実際には既に相続されておらず、2代も3代も前の所有者のまま、相続人調査に多大な手間と時間、費用を要する事例がたくさんあります。

そこで、空き家の実態等を踏まえ、危険な空き家の問題にどのように対応していくのか、企画振興部長にお伺いをします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

適正に管理されていない空き家は年々増加し

ておりますけれども、倒壊などの危険がある特定空家の所有者に対しましては、市町村長がその除却を勧告、命令あるいは代執行できるとされております。また、空き家の除却費用を助成する国の制度を活用しまして、昨年度は県内14の市町村が計162件の危険な空き家の除却を支援しております。加えまして、今回の空家特措法の改正により新設されました管理不全空き家という概念がありますが、この所有者には敷地の固定資産税を6分の1に、これまで減免しておりました優遇制度、これが廃止されましたので、結果的に空き家放置の抑制効果が今後期待できるところでございます。

そこで、県では、この法改正を受けまして、この管理不全空き家と認定するための具体的なチェック項目を列挙した判断基準を県独自に示しまして、市町村の適正な制度運用を支援しているところでございます。

県としましては、こうした技術的な支援に加えまして、空き家の適正管理の手引を使いまして所有者への啓発や、相談窓口での対応も随時行っているところでございます。また、市町村への情報提供、あるいは市町村相互間の連絡調整を行うための官民連携会議、こういったものも開催しておりまして、法に定められている県の役割を踏まえてしっかりと対応してまいります。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

技術的な支援、情報提供とか、市町村とうまく連携していただきたいと思いますけれども、1点再質問させていただきます。

危険空き家対策としての撤去費用の補助金については、多くの県内市町村が社会資本整備総合交付金とかの補助金を使って所有者等に交付しておりますけれども、応募者多数のため、抽せんを行っている自治体もあるようで、全てのケースに対応できていないようであります。また、建物取壊し費用も高額化しておりまして、自己資金が捻出できないケースも多いように聞いています。こういった法整備と実態のずれは大きく、今後とも対策の必要性は高いと感じて

います。

そこで、今現在、国、県、市で支援しています耐震改修補助金と同様に建物の取壊し費用についても市町村がその枠を広げるために県から支援することができないか、企画振興部長にお尋ねをします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 地域で増えておりますこの空き家の除却に向けましては、例えば所有者の特定、あるいは相続人を探していくと、こういったような作業に各町村、大変苦慮されているという実態は少なからず承知をしております。ただ、例えば市町村がお持ちの税情報などがあるかと思いますが、こういったもので所有者がある程度、市内、あるいは近隣のところにいらっしゃるというようなことで把握できている物件もかなり多いんじゃないかなと思いますけれども、そういった物件の中から、今回、改正法で定められた管理不全空き家という形で判定すべきものはないのだろうかというようなことを探していけば、結果的には固定資産税を減免せずに満額市町村が取れるというようなこともございますので、そうした物件を先行して調査していくというようなことで、今回の改正に合わせまして、さきほど申し上げた、県がつくっております判断基準、これをまず積極的に活用して、各市町村に是非進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、空き家の除却費に対する国の助成制度、県内の除却実績、さきほど、昨年でいうと162件と申し上げました。各市町村ごとにちょっと見てみますと、実は豊後高田市は2件使っていただいています。ただ、近隣の中津市、宇佐市、こういったところは25件ということでございますし、また、一方で4つの市町はその制度を使っていらないと思います。というようなことで、各市町村間で投じる予算にかなり開きがあるのが実態のようでございます。

内容的には、さきほど言いました、国庫補助もございますし、市町村が負担すれば、その負担分には特別交付税の措置もあるというようなことでありますので、現時点では県が一緒にな

って協調しての助成というものは念頭にはございませんで、県としては、さきほど申し上げましたように、法で定められた県の役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

大友副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。

そうですね、そのとおりです。市町村によってまだまだ温度差がありますし、豊後高田市も決断していいほうではないということも理解しております。引き続き市町村への御指導方、よろしく願いいたします。

今回は危険な空き家対策を中心に議論させていただきましたが、さきほども申し上げましたとおり、本来としては、活用できる空き家対策を講じることが望ましいと思っております。全国的には空き家活動事業に多くの事例があります。県内でも実例があるふさと納税による空き家対策サービスを使った返礼事業として、空き家の点検管理や庭木の剪定などがありますし、空き家活用資金としてのクラウドファンディング活用事例もあります。また、空き家対策の予防プランの一つ、自治会やNPOが高齢者世帯に対して、元気なうちに将来の計画として、施設入所や入院した場合などに本人の家などについて、賃貸するのか売却するのか、又は取り壊すのかなどを決めておく取組も始まっております。

兵庫県においては、空き家活用条例を制定し、市町村からの特区指定を受けて、それに対して財政支援をしているという事例もあるようです。

こういった問題がいろんなところにまた派生してきますので、つまるところ、地方行政の維持にも影響を与えるということになると思われまますので、そういった広い観点からの問題として、今後対策を講じることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で佐藤之則議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りいたします。

本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

—————→…←—————

大友副議長 本日はこれをもって散会します。
お疲れさまでした。

午後2時37分 散会

令和7年第2回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月19日（木曜日）

議事日程第3号

令和7年6月19日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	木付 親次
三浦 正臣	古手川正治
元吉 俊博	麻生 栄作
阿部 英仁	御手洗朋宏
福崎 智幸	吉村 尚久
若山 雅敏	成迫 健児
高橋 肇	木田 昇
二ノ宮健治	守永 信幸
原田 孝司	玉田 輝義
澤田 友広	吉村 哲彦
戸高 賢史	猿渡 久子
堤 栄三	末宗 秀雄
佐藤 之則	三浦 由紀

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	井下 秀子
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

大友副議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

大友副議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

大友副議長 日程第1、第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。成迫健児議員。

〔成迫議員登壇〕（拍手）

成迫議員 29番、県民クラブ、成迫健児です。本日、質問の機会をいただきました同僚議員の

皆様、そして、私の一般質問に御協力いただきました現場の皆様にご感謝申し上げながら、一般質問のほう始めさせていただきます。

そして、今日は佐伯から遠路はるばる、この議場まで私の一般質問を聞きにお越しいただいた、日頃から支えてくださっております後援会の皆様、本当にありがとうございます。

私の質問は、基本的には佐伯から出た県全体に関わる課題を質問として投げかける予定となっていますので、執行部の皆様も前向きな御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、農林水産物の海外展開について、農林水産業における海外関税措置の影響について伺います。

本年1月に、米国のトランプ大統領が就任し、数々の新たな方針が打ち出されたことにより、世界各国がその動向に驚きをもって注視し、世界経済の先行きには不透明感が広がっております。その中でも、追加関税措置は、世界経済に大きな混乱を招いております。

この関税措置により、4月3日からは米国に輸出される自動車に25%の関税が、同5日からはそのほかの輸出品目にも一律10%の関税が適用されました。日本との相互関税に取扱いについては、現在、両政府で協議中ですが、一刻も早い解決が強く望まれるところです。

本県においても、製造業から農林水産業に至るまで幅広い業種で影響が懸念されており、とりわけ経営基盤の弱い農林水産業では、より深刻な影響が予想されます。

知事も1月の記者会見において、米国は大分県にとって農林水産物の重要な輸出先で、2023年度輸出額は約5.9億円、そのうち養殖ブリが3.3億円、牛肉が1.9億円と大きな割合を占めている。個別の経済や産業への影響については、一つ一つ丁寧に議論を進めていく必要があると述べています。

現在、トランプ大統領による追加関税措置を受け、経営・金融相談窓口と農林水産物相談窓口をそれぞれ本庁に開設し、県内事業者への聞き取り調査を始めておりますが、私自身も地元の事業者の皆様から、米国による追加関税の影

響に対する様々な不安の声を直接いただいております。

新潟県では、米国の関税政策による影響について、日本酒や金属製品など、米国に輸出実績のある企業に調査を行った結果、約2割の企業が現段階で既に影響が出ていると答えており、今後の予想も約7割の企業で影響があるとなっております。

きめ細やかな相談対応はもちろん必要ですが、既に影響が出始めていると考えられる県内企業や農林水産事業者に対しては、県制度資金を活用した資金繰り支援や新たな事業等による支援など、事業者の不安解消に向けた機動的な対応が急務となっています。

また、仮に米国への輸出が困難になった場合には、他国への輸出体制の強化も含めた対応を進める必要があると考えます。

以上のことを踏まえ、米国も重要な輸出先である本県農林水産業において、今回の米国の関税措置の影響をどのように受け止めているのか、また今後、県としてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以後は、対面席にて伺います。

〔成迫議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの成迫健児議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。成迫健児議員の農林水産業における米国関税措置の影響についての御質問にお答え申し上げます。

本県農林水産物の米国向け輸出は、養殖ブリと牛肉が大半を占めております。令和6年度の輸出額は全体の1割に当たります約6億円となっております。

県では、相互関税発動に備え、4月4日に相談窓口を庁内に設置したほか、輸出事業者等への影響調査を継続して行っておりますが、これまでのところ、農林水産業に関する具体的な相談は寄せられておりません。

輸出事業者等によりますと、養殖ブリは米国で生産がなく輸入に依存していること、牛肉は高級食材であり高所得者層をターゲットとして

いることから、いずれも関税措置の影響は軽微であるとの声を今のところ伺っているところでございますけれども、引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

一方で、中国に輸出されている杉丸太の一部はフェンス材等に加工された後に米国に再輸出されておまして、間接的に影響が及ぶ可能性もあります。そのため、米中間の交渉の動きについても注意が必要であります。

現在、米国とは、日本をはじめ各国政府間で協議が続いておりますけれども、その多くは、まだ合意の見通しが立っていない状況でございます。引き続き、今回の関税措置が県内に与える影響を見極めながら、必要に応じた対策を迅速に講じてまいります。

また、こうした国際情勢の変動に柔軟に対応できるように、前もって輸出先国の多角化を進めておくことも大切であります。

養殖ブリではニーズの高い台湾等を対象に、フィレやロイン等加工品の販路拡大を進めております。また、中国の日本産水産物の輸入解禁を念頭に置いて、既に現地商社との連携を強化しているところであります。

牛肉では、米国、台湾等続く新たな輸出先国を開拓するために、本年4月に、畜産公社がEU向けの輸出施設認定を取得したところであります。おおいた和牛の輸出に向けて準備を進めております。早速、この秋には、ドイツで開催予定の国際展示会への出展を計画しています。

今後も、米国をはじめとする海外市場の多様なニーズを的確に捉え、新たなマーケットの開拓に取り組み、県産農林水産物の輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 答弁ありがとうございます。今、知事からは農林水産の分野に関しては具体的な相談は今のところは届いていないというところと、また、販路の多角的な戦略についてのお話もいただきました。

アメリカへの輸出品目として半分を占めている、さきほどの話にありました養殖ブリや大分の和牛については、関係者のお話だと、今の段

階では大きな影響はないとの声を私も聞いております。ただ、長期的に見て、その関税の影響を受けてアメリカ全体の経済が落ち込んだら、そこでブリや和牛の消費も落ち込んでくる不安があるというふうな声もいただいております。

一方で、現場の方々からは、割と前向きな意見も聞いております。今後の状況の中で、アメリカ内での価格が上昇したとしても、需要が減らなければブランドとして絶対的なポジションを確立できるから、今が頑張りどきなんだと、本当に前向きな体制で頑張っておられております。

ただ、アメリカが大分県産の輸出農林水産物を高く評価し、また、取引を積極的にしてくれているのは、現地でのその品質、味に対しての需要が非常に高く、商社がもうかっているところがあります。例えばブリに対しては、向こうのバイヤーさんから大分県の生産者に対しまして、日本一、世界一のブリを送り続けてほしいといった直接のオファーもいただいております。今の段階では利益が大きく見込める価格での輸出交渉ができていうふうに聞いております。

ただ、それほどに認められ、求められるものを生み出していることの前提としましては、いいブリを育てるための質の高い餌の確保と、また、環境の整備など、相当な努力もされております。今の相手に求められる品質の価値を維持できるかどうか、今後のトランプ関税の影響を左右する大きな要因となっていきますので、県も課題として認識されておりますように、これはもう長きにわたって大きな課題になっておるんですが、飼料代の高騰や燃料費等の問題について、品質を左右するものに対しては、手厚い支援を実行いただくようお願いいたします。

それらの支援が農林水産分野の今後の海外展開にも大きく貢献するものとなりますので、是非よろしく願います。

次の質問に移ります。

水産物の輸出促進について、本県では、養殖業の成長産業化を進めていく中で、国内外のニーズに対応した魚づくりや輸出先のニーズに対

応できる整備などに支援しています。

こうした成果もあり、令和5年度の水産業産出額のうち、海面養殖業は、高騰していた養殖ブリ類の価格が落ち着いたことで、238億円と昨年度から60億円減少しておりますが、キログラム当たりの単価においては過去最高額を記録した1,523円に近い数字を維持しており、今後のブランド力の推進や販路の拡大によっては、さらなる成長が期待されます。

しかしながら、近年の国内における水産物消費量の減少に加え、生産資材価格の高騰や大規模な赤潮発生への対応など、水産業を取り巻く環境は厳しく、克服すべき課題も山積しています。

一方、海外では新興国の経済発展や欧米における健康志向の高まりなどを背景に、水産物の志向が広がっており、世界的には水産物需要は増加しています。これは、水産物の海外輸出にとって絶好の機会と言えます。

このような中で、本県においても直面する諸課題に対処しながら、こうした海外展開の機会を捉えて、養殖ブリをはじめとする水産物の輸出拡大を積極的に進め、さらに成長していくためには、生産体制の強化や販路拡大などに取り組むことが大変重要と考えています。

こうしたことを踏まえ、水産物の輸出促進について、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

大友副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 お答えいたします。

養殖業の発展には、拡大する海外需要の取組が重要でございます。昨年度の県産水産物の輸出額は、過去最大の20.1億円に達しまして、農林水産物輸出額の約3割を占めるなど、輸出を牽引しております。

さらなる輸出拡大には、国や地域ごとに求められるニーズへの対応が重要です。そのため、産地づくりと販路開拓の両輪で取組を進めてまいります。

産地づくりでは、本格稼働をしております県漁協の蒲江加工センターを活用しまして、養殖ブリのフィレやロイン等の高次加工品に加えま

して、冷凍品の開発にも取り組み、国内外で多様化するニーズへの対応を加速してまいります。

また、環境に配慮した事業者を認証するマリンエコラベルの取得も積極的に進め、国際的な信頼性の確保を通じまして、輸出競争力の強化を図ってまいります。

次に、販路開拓においては、まず、養殖ブリについて、米国に加え、韓国や台湾での新たな販路拡大を図るとともに、中国の輸出解禁を見据え、現地商社との連携を強化しているところでございます。

また、議員の地元でも生産が盛んな養殖マガキについても、バイヤー招聘や展示会への出展機会を活用しまして、生鮮に加えまして冷凍品の提案も行い、販路拡大に取り組んでいるところでございます。

引き続き、こうした取組を着実に進めるとともに、ジェトロ等関係団体とも連携しながら、県産水産物の輸出拡大を一層推進してまいります。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。今、部長の答弁の中で国外への販路拡大という言葉もいただきました。

その中にあった韓国との取引についてなんですけれども、今、養殖ブリというのが韓国での需要が非常に高まっている。それは県も捉えておと思うんですが、国内での出荷サイズが4キログラムから5キログラムに対しまして、海外へは、韓国へは6キログラムから8キログラムの大きさで、キログラム単価もFOB価格（本船引渡し価格）1,500円で取引がされているので、大きな利益も獲得できている水産業者も存在しています。韓国では、カンパチのキログラム単価の取引額が1,950円というような相場にあるのに対しまして、ブリも同じ価格感で現地では食されておりますので、まだまだブリ自体の価格の上昇が期待できるというふうに、現地の方からもお話を伺っております。

また、韓国に輸出している業者については、取引の詳細を県に申告しているはずですので、県も把握されているとは思いますが、既に成功

されて勢いもありますので、そういったところに是非調査をされて、同じようにチャレンジできる養殖業者が次にどんどん続くように、仕組みづくりをまた一緒に考えていただければというふうに思っております。

一方で、ブランドブリについては、昨年6月に大分県台湾プロモーションを開催しまして、県のそのプロモーションに佐伯市も参加させていただきまして、佐伯の浪井丸天水産さんの若武者ハマチをPRさせていただきました。様々なつながりやきっかけをいただきまして、今年度中には、台湾から直接佐伯に、数社の水産物商社の方が来られる計画も進んでおります。いよいよ本格的な取引が始まろうとしており、期待が高まっております。

そして、今後については、台湾とはどのような関係性を築けて販路を構築できるか、台湾のような販路を構築できるような国を増やしていけるかといった、これからの販路拡大というのが、部長の答弁からもありましたように、大きな課題となるとは思いますが、大分県にはAPU、立命館アジア太平洋大学があり、多くの国籍を持った留学生が在籍しております。既に創立から20年以上が経過していますので、当時の学生はそれぞれの国で活躍しているはずですから、それを見越して、佐伯市も大学の学長へ、市と連携していけないかというふうな相談に行ったと聞いております。これから海外への販路の拡大を目指していく上では、APUとの連携も大きな可能性として期待できると考えますが、いかがでしょうか。農林水産部長に見解を伺います。

大友副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

今おっしゃられましたAPUの卒業生は、帰国後も各国において、経済や流通等、各分野で重要な役割を担っている方も多いとお聞きしております。そうした方々との連携においては、様々な分野で必要だろうと思っておりますけれども、ここにおいては、水産業の関係でお答えさせていただければと思っております。

輸出促進には、今、議員がおっしゃられたよ

うに、人脈を活用していくということがとても大事でありまして、これまでも、例えばタイで輸入業を営むAPUの卒業生と連携しまして、かぼすブリやひがた美人など、地元高級レストランへの商談を実施しているところでございます。

また、上海においては、飲食店を経営する卒業生と協力しまして、かぼすヒラメや関あじ、関さばなどを使いました県産水産物フェアを開催しまして、販路開拓につなげてきた経緯もございまして。

今後こうした現地ニーズに精通しましたAPUの卒業生等の活用も念頭に置きまして、輸出先の需要に対応した販路開拓を進め、輸出拡大に取り組んでいきたいと思っております。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。既に、もうAPUの学生との、卒業生とのつながりの中で、大分県からそういった水産物のPRができていくというふうな、そういった取組もされているというふうな答弁いただきました。

佐伯市の例えばブランド推進課の中では、APUの学生向けのツアーを組んで、大分県の魅力を皆さんに知っていただき、そういった魅力をまた自国に持って帰っていただいて、大分県のPRとか、商談とかに加わっていただけるような体制を築きたいというような声も聞いておりますので、是非市町村とも連携しながら、そういった事業も進めていただけたらというふうに思います。

では、次に移ります。

市町村と連携した人口減少対策について伺います。

少子化をめぐる将来予測として、人口戦略会議が、昨年4月に、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートを発表しました。このレポートでは、2020年から2050年までの30年間に、若年女性人口が50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体と位置付け、全国でその数は全体の約4割に当たる744自治体と報告されています。

本県では、私の地元である佐伯市を含め、1

0市町村が消滅可能性自治体とされています。また、レポートでは若年女性に着目しておりますが、県が少子化対策として取り組む合計特殊出生率の向上や出会いの場の提供などの施策も、若年女性を対象としていることから、本レポートの内容を大変興味深く注目しているところ です。

2014年に実施された同様の分析と比較すると、全国で消滅可能性自治体の数は152減少しており、県内でも杵築市が新たに加わる一方で、日田市と豊後高田市がその指定から外れています。人口減少そのものを直ちに止めることは難しくても、地道な少子化対策の継続により、地域によっては一定の効果が現れ始めると言えるのではないのでしょうか。改めて、人口減少対策には、少子化対策を着実に、粘り強く継続していくことが重要であると再確認させられます。

そうした中で、本県では、急速に進行する少子高齢化と人口減少に対応すべく、本年3月に、第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定し、新たな重点課題を整理した上で、人口ビジョンを含めた課題解決に向けた取組を進めています。

一方、県内18市町村でも、地域の実情に即した独自の少子高齢化・人口減少対策に取り組んでおり、こうした地域の主体的な取組に対して、県として最大限の支援を行うことが求められていると思います。

この戦略を実効性のあるものとし、真に成果を上げていくためには、県と市町村が一体となって取り組むことが不可欠であり、地域の特性、課題等に応じた綿密な連携が何より重要であると考えます。

そこで、市町村と連携した人口減少対策に今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

昨年10月1日現在の本県の人口は108万5千人ということで、前年から1万1千人の減となっております中、県では第3期総合戦略に

基づきまして、自然増とそれから社会増の両面から対策を強化しております。

まず、婚活イベントの開催でありますとか、不妊治療費や保育料助成など、出会いから子育てに至るまで、切れ目ない支援の充実を図っているところでございます。

また、社会増に向けましては、昨年度は、年間34回に上ります移住相談会や就業に向けた資格取得支援を通じまして、過去最多の1,746人の方々の県内移住につなげたところでございます。

なお、佐伯市におかれましては、この移住相談会に積極的に御参加いただきまして、年間173人の佐伯市への移住者を受け入れていただいたところであります。

このように、効果的な人口減少対策を講じるにあたりましては、地域の実情に精通した市町村との協力が欠かせません。そのため、県内六つの振興局においても、地域未来創造総合補助金の活用などを通じまして、各市町村の人口減少対策を支援しております。

こうした取組を効果的に進めるにあたりましては、まずもって、首長さん方のリーダーシップが大切になりますので、一昨年の8月に、知事の呼びかけで新しいおおいた共創会議を立ち上げておりまして、毎回活発な議論等を通じて、十分な連携を図っているところでございます。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。人口減少対策については、もはやもう国レベルの大きな課題であります。消滅可能性自治体については、質問の中でも触れましたが、20代から30代の若年女性の人口が2050年までに半分以上減少するといったところで、多くの若い女性を都市部に持っていけないように、連れていけないように、早くから様々な対策を打っていただいております。

部長の答弁でもありました子育て施策であったり、人口減少の対策であったりは幅広い分野にわたっています。

細かい部分を言い出すと切りがないんですが、大分県では少子化対策の一環として、出生率の

向上を目指すために、子育て満足度日本一の実現に向けた様々な取組が行われています。

また、例えば女性が子どもを育てやすい環境づくりという面で見ますと、男性の育児参加に関する取組が必要です。

私も、まだ子育て世代真ただ中ですので、妻に、パパは本当何もせんというふうな言葉いただきながら妻を支えています。

県では、子育ての情報を欲している父親世代の方たちに対して、「子育てのタネ」というサイトを作るとともに、「楽しむイクボン」などのとても理解しやすい子育ての手引書や支援情報のチラシなど、すばらしい内容のものが作成されています。

先日、助産師さんとお話をする機会があったんですが、子どもを産んだばかりの女性が一体どこに不安を抱えるかという点についてアンケートを取っていました。

アンケートでは、例えば母乳に関することなどとともに、自分の時間が欲しいとかいう意見がありました。また、やはり旦那さんの協力体制がまだまだであり、旦那さんの協力があれば気持ちの余裕が生まれるといったニュアンスの声が多かったということです。

そういったことも県が作った父親世代向けの手引書などには丁寧に記載されております。

ただ、これだけすばらしいものができているんですが、私の地元の子育て世代の方は、その存在そのものをあまり知らないようです。

せっきくのよい取組もいかし切れていないというのが現状であるというふうに感じております。

細かい部分になりますが、市の窓口で、例えば母子手帳をお渡しするときに併せて情報提供を行うなど市と県が連携し、大分県が子育てしやすい地域として選ばれるようになっていくことがとても大切なことだと思います。

県が実行している若年女性に対しての施策が、自治体とうまく連携して機能的に推進できているかどうかというのを、いま一度見直していただき、さらにしっかり広げていただけるようお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

自殺対策について。自殺総合対策の基本理念として、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことが決定されて以降、本県でも、平成16年の321人から徐々に減少し、令和5年には、過去最小の157人まで減少しました。

しかし、近年は下げ止まりの傾向が見受けられ、全国的に見ても、自殺者数、自殺死亡率ともに中位に位置しているのが現状です。特に、20代から40代の働き盛りの世代の割合が多く、全体の約4割を占めています。また、20代から30代にかけては、死因の第1位が自殺であることや職業別では、無職者が全体の約半数を占めている点も看過できない深刻な状況です。

かつては、個人の問題と捉えられがちであった自殺ですが、現在では社会全体の課題として広く認識されるようになり、自殺者数は年々減少傾向にあります。しかしながら、依然として深刻な状況が続いており、決して楽観視できる状況ではありません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的問題であるということのを改めて社会全体で共有し、徹底した理解と認識が求められます。

我が国において、人口10万人当たりの自殺による死亡率が、G7各国の中で最も高く、かけがえのない多くの命が、日々、自殺により失われている現実があります。自殺の危険性が高い人や自殺未遂者への支援では、心の悩みの原因となる社会的要因への対応が重要であることから、その要因に応じた適切な相談窓口の紹介や、さらには経済・生活問題に対応する相談窓口にも、自殺予防に必要な基礎知識を習得してもらい、専門的な医療機関につなげるといった体制が強く求められます。

また、自殺に追い込まれようとしている人を未然に防ぐためには、自殺の危険を示すサインに気づき、その上で声をかける、話を聞く、そして、必要な支援につなげるなど、的確な対応が必要です。

こうしたことを踏まえ、喫緊の課題である県民の命を守る自殺対策について、本県のこれまでの取組と今後の対応策について、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、昨年改定いたしました、いのちを支える大分県自殺対策計画に基づきまして、総合的な自殺対策に取り組んでおります。

まずは相談支援ですが、保健所やこころとからだの相談支援センター、24時間対応の大分のいのちの電話など、多様な窓口で不安や悩みを丁寧に傾聴しております。加えまして、令和2年度からは、開始いたしましたSNS相談については、昨年度237件の相談をいただき、前年度から約1.5倍に増加しております。

こうした相談窓口については、SNSや新聞などでの広告に加えて、窓口を一覧表示いたしましたクリアファイルを作っておりまして、その配布やポスターの掲示などにより周知しているところです。

次に、人材育成も重要です。企業などを対象にした出前講座を、昨年度は16か所で388名が受講しております。今年度は、既に900名を超える受講予定者の申込みをいただいているところです。

また、相談対応職員等への専門研修のほか、身近な支援者となる豊の国こころの“ホッ”とサポーターの養成研修を健康経営事業所の人事担当者やケアマネジャーを対象に実施しております。今年度は、その対象を教職員やスクールカウンセラーなどにも広げて、早期発見と支援につなげたいと考えております。

今後とも、こうした取組を通じまして、県民の命を支える自殺対策に力を入れてまいります。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。相談の窓口を広げられているというふうな部分で、SNSの活用をされて、相談件数も増えてきているというので、これは増えてきているからいいというふうなわけではないんですが、やっぱり声を上げやすい環境になっているというようなこと

は、すごくいいことだなというふうに思います。

先日、スポーツ心理学の先生とお話をする機会があったんですが、自殺について、本当に精神的に落ち込んでいる人というのは、自らもう命を絶つエネルギーすら残っていないと。カウンセリングやお薬で改善の兆しが見えてきて、少し、いわゆる普通の生活に戻って、普通の元氣そうな姿に戻ったときが一番危ないんだとおっしゃっていました。それほどに、本人が死に対して意識していることは周りも気づきにくく、本人がどこかで助けを求めない限りは、救える可能性というのは非常に難しいものであるなというふうに感じます。

この質問を作成するにあたりまして、実は、佐伯市でもやっぱり自ら命を絶つという方が非常に多くて、私の身近な方でもそういったことがありました。本当にその御家族もなかなか、その日の朝まで、そんなふうには見えなかったと。全くそういうサインというか兆候がなかったというようなところで、やはりずっとため込んで、本人には何かあったんでしょうけれども、ちょっと周りも分からないまま、取り残された家族というのはもう非常に今、つらい思いをされています。

大分県もさきほどのお話の中で、相談窓口を設置いただいて、いろんな対策を打っていただいておりますが、やはりその情報を求めている方がしっかりキャッチできるようにするという課題も引き続きあると思います。

また、相談を受けて、それを専門の医療機関につなげた後も、そこで効果的な治療ができていくのかについても、やはり心療内科の先生と情報の共有を行っていき、分析等をしっかりとしていく必要もあるかと思います。一人でも多く貴い命が救われるよう、引き続き、取組の強化していただきますようよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

学校現場での性教育について伺います。

現在、予期しない妊娠等により、悩みや不安を抱える若年妊婦が増加しています。

厚生労働省によると、全国の人工妊娠中絶件

数は、令和5年度で12万6,734件に上り、そのうち未成年による人工妊娠中絶件数は2,705件、さらに15歳未満では153件となっています。

県内においては、未成年の人工妊娠中絶件数は、令和5年度が22件、令和4年度が29件、令和3年度が21件と、20件台で推移しています。これらの件数全てが予期しない妊娠によるものとは限らないものの、性に対する正しい知識を持ち合わせていたのならば、中絶に至らずに済んだケースもあったのではないのでしょうか。

これまで、国内において性教育の在り方について、様々な議論がなされてきましたが、既に国際的には、2009年にユネスコが中心となり、各国の研究成果を基にした性教育の指針である国際セクシュアリティ教育ガイダンスが国際的なスタンダードとして提示されています。この中では、性に関する適切な情報を提供し、考えたり議論する機会をつくることにより、性行動は促進されるのではなく、むしろ慎重になると報告されています。

また、文部科学省は、2020年に各都道府県教育委員会等に対し、性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定についてという通知を発出し、教育委員会や学校が、家庭や地域の専門家等と連携・協力して、就学前の教育・保育を含めた学校等における教育や啓発の充実を図ることが重要であるとして、市町村教育委員会への周知を求めています。

インターネット社会への急速な移行により、性に関する誤った情報が氾濫している現代において、性教育をタブー視するのではなく、不幸を避けるための性教育にとどまらず、幸福を追求するための性教育として、人権を尊重し、子どもたちを守る観点から、正しい性に関する学習機会を保障していくことが不可欠です。そのためにも、専門的な知識を有する産婦人科医などとのさらなる連携が必要ではないのでしょうか。

少子化が進行する中、将来の日本を担う国の宝とも言える青少年に対する大切な性教育の重要性について述べてまいりましたが、学校現場

での性教育の現状と今後どのような取組を進めていくのか、教育長にお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

近年、性に関する誤った情報が氾濫している状況において、児童生徒に対し、発達段階に応じた正しい情報を適切なタイミングで伝える性教育の重要性は一層高まっています。

学校現場では、生殖に関する知識をはじめ、命の大切さや性の多様性、性感染症の予防、さらには性暴力への対策など、幅広い内容の授業を計画的に実施しています。

加えて、本県では、希望する県立学校に対し、専門的な知見を有する産婦人科医や弁護士等を派遣し、デートDVやエイズなどをテーマに、保護者も対象に加えた講習会を実施しています。

参加者のアンケートでは、参加した生徒からは、相手を尊重する大切さを学べた、保護者からも、家庭で話しにくいテーマで大変有益だったといった前向きな感想が寄せられております。

また、教職員に対しても、児童生徒からの相談対応や保護者との連携の在り方等をテーマにした研修会を毎年開催しており、昨年度は約120名が参加したところであります。

今後も、関係機関等との緊密な連携の下、児童生徒が命の大切さを理解し、自他ともに大切にする力を育めるよう、組織的、計画的に性教育のさらなる充実に努めてまいります。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。それぞれのステージに応じた性教育がなされているというふうな中で、いろんな講習会も開催しながら、そこら辺の知識をしっかりと伝えていくというふうな活動や授業も取組もされているというふうにお伺いしました。

ただ、人工妊娠中絶件数においては、大分県内では20件台で推移しておりますが、きちんとした避妊を行わなかったことで妊娠をした不安があるからと、アフターピルを求めてくる、そういった相談をしてくる未成年の子たちが多くいると聞いておりますので、数字だけでは判断できない深刻な状況もあります。やはり正し

い知識を徹底して身につけておくことは喫緊の課題として認識しておく必要があるのかなと思います。

しかし、学校現場の認識としては、性教育を積極的に行い過ぎると、思春期の子どもたちにとっては逆に関心が深まり過ぎてしまうのではないかといった懸念もあるようです。私の地元の助産院の先生は、今の未成年の性に対しての知識不足を大変心配されておるのですが、小学校、中学校、高校とそれぞれのステージでの性教育の内容も大きく変えていけば、うまく理性をコントロールできる体制が築けていけるとおっしゃっていました。そういった意味でも、様々な経験を積まれている産婦人科や助産師さんと連携しまして、教育の中で正しい知識や予防に関する情報を子どもたちへ落とし込んでいただく機会をつくることは、とても効果的であるというふうに思います。

さきほどの教育長の答弁の中では、そういった講習会は開催されているというふうなお話はあったんですが、学校現場に入り込んで、例えば保健の授業とかで専門の知識を持った助産師さんであったり、産婦人科医であったりとか、そういった方に直接話を聞くというのも、先生がするよりも、よりリアルに意識が高まる、とてもいい取組になると思うんですが、その件について、教育長の見解をお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 性教育に関しましては、性に関する誤った知識が氾濫し、若い年代からそういう誤った知識に基づいて、いろんな性被害を受けたりとか、さきほどのお話のあった人工妊娠中絶とか、そういった事態が生じているということで、そこは深刻に受け止めております。

さきほど、答弁の中で申しました専門家派遣ですけれども、毎年希望する県立高校、大体、例年10校程度に産婦人科の医師や弁護士等を派遣して、専門的な観点からの講習を行っているということですが、課題としては、希望によるということですので、特定の高校に偏っているというような嫌いがございます。したがって、今後は募集に際しては、なるべく

広く、この事業を活用できるように、この専門家派遣の意義をしっかりと啓発、周知していきたいというふうに考えております。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。やはり限られた高校で、そういった講習会がされているということを現場で心配されている皆様にとっては、地域によっては温度差があるんじゃないかというふうな見方もされる方もおります。

やはり佐伯で言えば、高校で、そういったさきほどのお話の中でアフターピルを相談してくる子もいらっしゃるような中で、専門の方が、来ていただいて講習をする機会というのは是非つくっていただきたいなというふうに思いますので、限られた高校ではなくて、教育長もそういうふうにおっしゃってくださったんですけれども、できるだけ多くの学校に受講していただけるように取組の拡大をお願いいたします。

次に、闇バイト対策について伺います。

最近の大きな社会問題として、SNSやネットの掲示板などを通じて犯罪の実行役を募る、いわゆる闇バイトによる犯罪が全国で相次いでおります。闇バイトの内容は、特殊詐欺事件のお金の受け取り役から、住宅に押し入って住民に暴行を加えて金品を奪う強盗事件など多岐にわたり、犯罪の手口もますます凶悪化しています。本県では、闇バイトによる犯罪事件は現時点で聞いたことがありませんが、大変危惧されているところであります。

闇バイトでは、短期間で高収入が得られることから、特に若者が犯罪に巻き込まれる事件が目立っており、一度でも闇バイトに応じってしまうと、事前に提供した個人情報に基づき、犯罪組織から脅迫を受け、犯罪を繰り返してしまう危険性があります。高校生の子を持つ保護者からも、大学進学又は就職で親元を離れて独り暮らしを始める子どもが闇バイトに巻き込まれないか心配だ、在学中に闇バイトに巻き込まれないための必要な知識を身につけてほしいとの切実な声が届いています。

昨今の社会状況では、誰しもの思いもよらず闇バイトに巻き込まれる可能性があり、特に社

会経験の浅い若者は、そのリスクが高いと言えます。闇バイトに巻き込まれないための十分な知識や巻き込まれそうになったときの対応策を、日頃から身につけておくことが肝要であります。

現に、警察庁は闇バイトの応募者を積極的に保護する取組を進めており、同庁によると、令和7年2月までの4か月間に保護された闇バイト応募者は248件に上るとされています。その中に、闇バイトに加担する直前に防止された事例も多くあったと考えられます。

本県において、啓発動画や街頭、SNSでの呼びかけによる注意喚起に加え、若い世代を対象とした動画コンテストを行うなど、様々な対策に取り組んでいますが、全国的に闇バイトによる犯罪や被害が後を絶たない現状を考えると、対策のさらなる充実・強化が求められます。

闇バイト防止対策として、SNS等を通じた幅広い周知活動も必要ですが、さきほどの保護者の声や実際に警察に保護を求める事例が多いことから、警察官自らが、学校現場に赴き、児童生徒に闇バイトの危険性を直接伝えるなど、警察官による積極的な関与が強く求められています。

現在でも、各警察署が学校等の要望に応じて防犯教室を実施し、直接学校に出向いていると聞いておりますが、今後は、警察本部が教育委員会等の教育関係機関とより綿密に連携し、プッシュ型で学校現場での指導機会を増やすべきではないかと考えます。

そこで、改めて、これまでに県内で闇バイトによる犯罪が発生していないか伺います。また、教育機関との連携を含め、闇バイトの対策に今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

全国で闇バイトによる強盗や特殊詐欺等が発生している状況が認められるところであります。

本県においては、首都圏等で発生しているような闇バイトによる強盗事件の発生は確認されておりませんが、いわゆる受け子が県外からやってくるような特殊詐欺事件は、数多く

確認されているところであります。

また、県内出身者が県外で特殊詐欺等の犯罪に加担したという事例も把握されております。

そうした実行犯は、闇バイトによって犯行に加担するケースが少なくないというところがございます。県警察といたしましても対策が必要であるというふうに考えております。

そこで、県警察においては、若い世代を対象に注意を呼びかける動画コンテストの開催や新聞、チラシ、SNS等による注意喚起を実施いたしております。

また、教育庁等と連携を深めまして、学校現場で実施する非行防止教室等の機会も活用し、闇バイトの危険性等を理解していただく教育にも力を入れているところであります。

さらに、既に闇バイトに応じてしまった者に対し、警察への相談を呼びかけるとともに、他県警とも連携いたしまして、必要な保護対策等を実施いたしております。

引き続き、こうした対策を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。やはり闇バイトに関係する犯罪があったとしても、県警としては、それがもう最終的に強盗事件であったり、又は詐欺事件としてカウントされていくというところで、闇バイトそのものの件数を出すというのは、非常に難しいものというふうに聞いております。

ただ、捜査を進められていく過程の上では、明らかに闇バイトに起因している事件も必ずあるというふうに、さきほどの本部長の答弁でも、そう認識されているということでもあります。闇バイトそのものの定義もはっきりしておりませんので、なかなか数字を出すというのは難しい面もあると思うんですが、やはり県民の皆さんに身近なところでこういった事件が発生していると、件数がこのくらいあるというようなのは示したほうが、そういった周知をしていくほうが、より強い啓発につながるんじゃないかと思うんですが、その点について、また本部長の見解をお聞かせください。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

いわゆる闇バイトによる犯罪の発生状況というところでございますけれども、さきほど議員からも言及ございましたとおり、闇バイトによる犯行であるのか、また、そうでないのかというところについて、正確な統計を取ることが困難でありまして、数値としてお答えすることはなかなか難しいところでございます。

他方で、さきほども申し上げたとおりでありますけれども、本県においても、闇バイトによる強盗といったものは確認されておられませんけれども、実際に県外から特殊詐欺の受け子が当県の被害者の元にやってくるような事例、また、当県の出身者の者が県外で特殊詐欺等の犯行を行う事例というのは当然ございますので、その点では、正に身近に起こり得るものだということで、我々としても、その危険性についてしっかりと教育、また、広報、啓発をしまいたいというふうに考えております。

大友副議長 成迫健児議員。

成迫議員 ありがとうございます。引き続き、取締りの強化をお願いして、安心・安全な大分県を目指していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で成迫健児議員の質問及び答弁は終わりました。阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕（拍手）

阿部（長）議員 皆さん、おはようございます。

11番、自由民主党、阿部長夫でございます。

本日のこの質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様、本当にありがとうございます。

また、今日はいつものように杵築からいつものメンバーが傍聴、応援に来ていただいております。ありがとうございます。しっかりと頑張って質問していきたいというふうに思っております。知事はじめ執行部の皆さん、どうかよろしくお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

水産業の振興について伺います。

昨年11月、天皇皇后両陛下の御臨席の下、第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～が盛大に開催されました。私自身、式典行事に参加させていただきましたが、これからの水産業を担う、元気で気迫あふれる漁業者の姿を拝見し、頼もしさを感じるとともに、水産業がまだまだ成長する産業であることを再認識したところです。そして、この大会の盛り上がりをも水産業の振興にしっかりと結びつけていくことが重要だと考えています。

昨年、県政にとって、今後10年間の羅針盤となる大分県長期総合計画が策定されました。今年度は、この計画の実行元年に当たりますが、私は、海づくり大会のレガシー継承の実行元年であるとも考えています。すなわち、この1年間で水産業にとって非常に大切であり、諸課題に対しての道筋をつけるとともに、スピード感を持って実行に移し、意欲のある漁業者の経営拡大をしっかりと支えていくことが求められていると思います。

漁船漁業では、何と言っても乱獲や環境変化等による漁獲量減少への対策が急務です。昨年、国東に完成した種苗生産施設では本格稼働を開始し、順調に生産を行っているものとお聞きしました。この施設を最大限に活用し、水産資源の回復に向けた取組を強化していくことが大切であります。海づくり大会の熱が冷めないうちに、漁獲サイズの規制など、新たな資源管理を進めるとともに、高級魚のキジハタなど、新たな魚種の資源造成にもチャレンジしていただきたいというふうに思います。

養殖業では、国際情勢の変化等により、飼料の高騰など厳しい漁業経営が続いています。私は、このようなときだからこそ、足腰の強い産地づくりを進め、環境の変化に左右されない生産体制への転換を図るべきだと考えています。このためには、生産性向上に向けた対策と魚価を支える消費拡大の対策を併せ進めていくことが大切だと感じています。

大分県では、全国ブランドの先駆けの関あじ、関さばに加え、かぼすブリなどのブランド化の成功事例がありますし、これを流通面から支え

てきたマーケットの設置など、他県に先駆けて特色のあるブランド戦略に取り組まれてきたと思います。こうした大分県の優位性を十分にいかしながら、県内の魚食普及はもとより、都市部における大口販路の獲得などにつなげていくことが重要だと考えています。

こうしたことを踏まえ、今後、水産業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。あとは、対面席からお伺いします。

〔阿部（長）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの阿部長夫議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 阿部長夫議員の水産業の振興についての質問にお答えいたします。

天皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催しました、昨年の全国豊かな海づくり大会は、漁業関係者の大きな励みとなりました。

大会による機運の高まりを好機と捉えて、元氣な担い手が活躍する魅力ある水産業を目指して、次の2点に取り組んでまいりたいと考えております。

一つは、つくり育てる漁業の推進であります。

漁船漁業では、水産資源を増やす取組として、まずは漁場環境の整備が大切です。今年度から別府湾と豊前海の沖合で、魚介類の生息環境を改善する大規模な海底耕うんを実施して、漁場の生産力回復を図ってまいります。

あわせて、マコガレイ等の種苗を生育に適した地域に集中放流するとともに、放流後は周辺を禁漁として、効果的な資源造成を今後も進めていきます。

さらに、国東の種苗生産施設を活用して、収益向上が期待できる高級魚のキジハタについて、種苗の大量生産と放流手法の確立に取り組みます。

養殖業では、環境変化への対応や生産コストの低減が重要でございます。

ブリ養殖では、高水温や赤潮等の影響を受けにくい水深に生けすを長期間沈め、衛星通信や

水中カメラを活用して、常時、魚を管理できる手法の実証に取り組んでいきます。

また、経費の多くを占める飼料代の削減を図るため、産学官で魚粉の配合量を減らした低コスト飼料等の実用化を進めてまいります。

二つ目は、県産魚の消費と販路の拡大であります。県内では、大会を契機に始めた全ての小・中学校での海づくり教室や給食への県産魚の提供等により、魚食普及を推進してまいります。県外では、パートナーシップ認定店である量販店、飲食店と連携して、販売促進に取り組んでいきます。これまでに、かぼすブリは認知度が上がり、関東、関西を中心に取扱いが増えてきております。骨切りされたハモも大手天井チェーンで採用されるなど、ブランド力向上と取引拡大が着実に進んでいるところであります。

引き続き、新たな認定店の獲得に努め、県外での販路の拡大を進めるとともに、海外に向けても、米国に加え、需要が拡大する韓国や台湾等への販売を強化していきます。

こうした取組によりまして、水産業の成長産業化を進め、豊かな海を次世代につないでまいりたいと考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。知事から、本当につくり育てる漁業、そしてまた、販路拡大をしていくと。

私、海の近くに住んでおります。漁師の人とよく話をするんですが、今言われましたように、本当に魚が売れないという話をよく聞きます。したがって、しっかりと知事の答弁にありましたように、販路拡大を進めていただきたい。そしてまた、国東の種苗センター、これ、充実させて育てる漁業を進めていただきたい。

そこで、また、漁師の人は漁船漁業、特に油が今、高くなって苦しい思いをしているというような話もしておりました。どこかこれに助成があるといいなというような話もしておりました。何とか助成をお願いできればいいなと思います。

もう1点、私が部長にちょっと再質問させていただきたいと思いますが、私の住む杵築市は、

守江湾という遠浅の非常に環境のいいところでありまして、大量のアサリが以前は生息しておりました。平成24年の九州北部豪雨以降、激減しまして、平成27年からは観光潮干狩りもできていないと。それまで約2万人が潮干狩りの期間に来ておりました。1人500円取って、漁師の皆さんが1千万円ぐらいの臨時収入があるというような時期もありましたが、それが今できません。

このため、アサリの資源回復を目指して、農林水産研究指導センターの協力をいただきながら、今、母貝団地を造成しております。そこには、しっかりとした大きなアサリが生息して、今やもう14トンのアサリがそこにいます。その母貝がしっかりと卵を産んで、小さな稚貝がいっぱい散らばるんですね。ところがそれが定着しない。これを何とか定着させるために、守江湾のアサリ復活プロジェクト、これにしっかりと今、杵築市、県も取組をしていただいているところではありますが、もう少し県と市と漁業者としっかりと取組をして、アサリ、これを復活していただきたいという思いであります、それについて部長の見解をお伺いいたします。

大友副議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 お答えいたします。

議員おっしゃられるように、守江湾のアサリの資源回復には、母貝団地を造成しまして、そこからの産卵量を増加させていただくことが非常に大切だと思っております。

県においては、これまで県の事業でございすけれども、沿岸漁場基盤整備事業というものがございました。それを活用しまして、漁業者組織が取り組みます稚貝の保護、そして、食害をもたらします生物の駆除等に対しまして、支援してきているところでございます。

また、議員が、アサリの稚貝と言っておりますけれども、農林水産研究指導センターで、それに加えて、人工種苗の提供をしたり、増殖技術の指導などもこれまで行っているところでございます。

今後もアサリの母貝団地を拡大していくことが大事でございまして、継続して支援してまい

りたいと考えております。

地元の皆さんが頑張っていただいておりますプロジェクトについては、杵築市とも協力しながら、その活動の周知や、今後、技術指導等でさらなる後押しをしてまいりたいと思っております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。アサリが全国的に今少なくなっているというのは、海水温の環境変化かなというように思っておりますが、杵築市においては、被覆網をしたところではしっかりと育っているというところがあります。したがって、今、部長が言われたように、食害、魚から食われてしまうというところもあるようですので、これを何とかできないかなというところでもあります。しっかりと稚貝もいただいているようでありますので、そこで生まれた稚貝と県からもらった稚貝の違い、これはどうなんかなと思いますが、しっかりとそこで定着してもらえるといいなというように思っています。

次の質問に移らせていただきます。

乾しいたけの生産振興についてであります。

現在、日本全国で行われている原木シイタケの栽培手法は、大分県が発祥地の地と言われており、本県は日本一の乾しいたけ生産量を誇るとともに、全国乾椎茸品評会において25大会連続、通算57回の団体優勝を果たすなど、その品質も高く評価されているところです。

生産者の長年にわたる品質向上への努力もあり、乾しいたけの令和6年度平均価格は、前年度から大きく上昇し、1キログラム当たり6千円を超え、農山村地域の重要な収入源となっています。

一方で、全国的に乾しいたけの生産者は減少傾向にあります。生産量日本一である本県においても、高齢化の進行等により生産者は年々減少しており、ここ10年間で約1,300人減少しております。それに伴い、生産量についても10年前と比較して43%と大幅に減少していることから、生産者減少への対策は、乾しいたけの生産振興を図る上で喫緊の課題となって

います。

乾しいたけ生産への新規参入者を呼び込む上で、高額な初期投資が必要といった点が課題として挙げられます。参入して2年は収入がなく、経営安定に6年必要である一方で、林内作業車や乾燥機などの高額機器への初期投資が必要であることが、新規参入を阻む障壁となっていると言われています。

また、生産者の所得向上対策を行うことも、新規参入者の定着に向けては重要です。乾しいたけの取引価格については、現在好調であることから、生産コストの削減に加え、流通コストの削減にも重点的に取り組むことが、生産者の一層の所得向上につながるのではないのでしょうか。

さきほども申しましたとおり、農山村地域が大半を占める本県にとって、そこから大きなお金を生み出す乾しいたけ生産は、非常に重要な産業であり、農山村地域の維持、活性化に向けて、その振興は欠かせません。

そこで、このような現状を踏まえ、今後の乾しいたけの生産振興についてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

大友副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

質、量ともに日本一を誇る乾しいたけ産地の持続的発展には、新たな担い手の確保と中核的生産者の育成、そして、流通改善等の取組を総合的に進め、生産量を確保していくことが重要でございます。

新規参入では、昨年度から参入時の就業給付金の期間の拡充や子育て世帯への加算等、生活面の支援を強化しているところでございます。

また、ほだ木造成や乾燥機、散水施設など、初期費用の軽減も支援しております。

加えまして、乾燥機等の遊休設備のマッチングを進めるなど、新たな仕組みづくりを今年度から始めているところでございます。

また、技術習得の面では、習熟度に応じました様々な研修に加え、大分県の誇りであります名人の力も借りながら、若手生産者への技術の伝承を進めているところでございます。

こうした取組に加えまして、昨今の価格の上昇もあり、ファーマーズスクール等の受講者が最近急増するなど、明るい兆しも見られているところでございます。

また、産地の継続には、平地化、省力化等による規模拡大が必要でございます。そのため、人工ほだ場の整備や重機の導入等によりまして、単収、そして、生産性の向上につなげてまいります。

そして、温暖化に対応しまして、収量も期待できる新品種もいよいよ今年の秋から収穫が始まる予定です。

流通面においては、選別等のコスト低減のため、生産量の過半を扱います椎茸農協に対しまして、A I 選別機を核とした高機能な流通施設の整備を支援してまいります。

これによりまして、量販店等が求める品質基準を確保し、うまみだけを中心とした販売量の拡大を図ってまいります。

今後も、各段階に応じました支援を総合的に講じながら、おおいたブランドを代表します乾しいたけの生産を支えてまいります。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。大変多くの支援についてお聞きいたしました。

どうか、このシイタケ栽培に若者が入り込んでいけるように支援いただきたい。

そこで、あるシイタケ生産者から、今、乾しいたけは食べる人が少ないんじゃないかなと聞きました。今は、値段が高いけれども、なかなか売れないので、値段が下降ぎみであるということも聞いております。

そこで、その人は大分県椎茸農協がきのこカレーを開発して、これが非常に人気で売れているということから、それに次ぐ加工品、シイタケの加工品を開発してくれんやろうかなと。したら、売行きもよくなってシイタケが売れるんじゃないかなというようなことも言われていましたので、是非、これの取組もお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

これは、大阪・関西万博についてであります。

大阪・関西万博が4月13日に開幕いたしました。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、10月13日までの184日間、大阪市の夢洲で開催され、国内の万博では過去最多となる158か国・地域が参加し、国内から2,470万人、海外から350万人の計2,820万人の来場者が見込まれています。経済産業省が試算した経済波及効果は、約2兆9,155億円とされており、観光や産業面への大きな波及効果が期待されるところです。

開幕当初は、海外パビリオンの建設遅れや開幕初日の入場ゲート、夢洲駅での大混雑などもあり、今後の盛り上がりが心配されたところですが、実際に万博会場に足を運んだ方々の声を聞くと、想像以上に楽しかった、建物やパビリオンに見応えがあったという感想を耳にします。

これまでの来場者数や前売入場券販売数は、2005年に開催された愛知万博を上回る推移となっています。過去の万博の来場者数の推移を見てみますと、万博後半は、前半の約1.5倍の来場者数となっていることから、今回の万博もこれから後半に向けて、さらなる盛り上がりを見せていくことが予想されています。

万博は、世界中からたくさんの人や物が集まるイベントであり、世界各地から英知が集まる場所です。1970年に日本、そして、アジアで最初に開催された大阪万博は、当時の最先端技術の展示を行い、技術がもたらす豊かな明日を示し、日本の高度経済成長を象徴する一大イベントとなりました。

今回の万博においても、経済、社会、文化等あらゆる面において、日本全体にとってさらなる飛躍の契機になることが期待されています。

5月2日には、佐藤知事も万博会場において、株式会社サンリオエンターテインメントの小巻社長とのパネルディスカッションに参加され、ハーモニーランドを核とした本県の観光振興などについて議論されたとお聞きしています。この万博は、本県にとってもインバウンドを含めた観光誘客や県産品の売り込みなどを図る、またとない絶好の機会だと捉えています。

あわせて、空飛ぶクルマなど、世界から万博

に集う未来を見据えた最先端のテクノロジーを活用するなど、この万博の効果を大分県へとつないでいく取組が必要だと考えます。

そこで、この大阪・関西万博開催期間中において、大分県をどのように発信していくのか、また、万博の効果を一過性のものとしないうちにも、終了後、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 大阪・関西万博についてでございますけれども、開幕しまして2か月経過したところでございますけれども、人気のパビリオンはもう長蛇の列ができるなど、連日にぎわいを見せております。

私も機会を捉えて会場に足を運びたいというふうに思っております。万博の熱気や活気を肌で感じるとともに、本県の魅力を発信するよい場になるのではないかとということで、期待しております。

今、御質問いただきましたが5月2日には、日経地方創生フォーラムということで参加しまして、温泉や食、自然、歴史文化など、本県の多様な魅力をPRしてまいりました。先日の日経新聞に報じられていたと思います。パネルディスカッションでは、小巻社長とお話をさせていただきましたけれども、サンリオエンターテインメント、小巻社長ですね、大分県の地方創生や観光誘客の拡大を目指して、長期滞在型のリゾート化に思い切った投資をしたいという、大変力強い発言もいただいたところであります。

また、私、2回目となりますが、5月28日から、5日間開催されました地方創生SDGsフェスというイベントを訪れまして、大分県日本一の地熱の発電など、再生可能エネルギー先進県であるおおいたということでPRさせていただきました。地熱の発電の模型でありますとか、ハンカチの温泉染体験など、見て触れて楽しめる大分県ブースということで、家族連れの方などたくさん集まって、大変好評を博していたところを見せていただいたところであります。

これからの予定では、9月に九州7県の合同

催事ということで、大分県も出展しまして、温泉、そして、御鎮座1300年を迎えます宇佐神宮などの観光・地域資源の発信、それから、ハローキティとか「進撃の巨人」など、本県にゆかりのある世界的な人気コンテンツも積極的に活用して発信していくことにしております。

あわせまして、関西にお見えになりました世界中の様々な地域、人々を大分県に招く、大分を訪問していただくということも進める予定にしております。

また、県内では、大分駅前広場で市町村と連携しました、おおいた地域博覧会というのを開催しまして、これは大分ならではの魅力を大分から発信していきたいというふうに考えております。

地域や経済への万博の波及効果を、期間終了後も本県の観光、産業振興につなげるためには、地域資源のさらなる磨き上げでございますとか、継続的な情報発信というのが大変重要でございます。

万博期間中は、大分空港の愛称としているハローキティは、世界中で愛される日本有数のキャラクターでございます。8月からは、大分空港から杵築駅を通りまして、ハーモニーランドを結ぶ直通バスについても、実証運行することとしているところであります。

今後、包括連携協定を締結しておりますサンリオエンターテインメントとの一層の連携も進めてまいりたいというふうに考えております。

また、万博会場において、空飛ぶクルマのデモ飛行を行いますスカイドライブ社とJR九州、これは2028年度を目途に、本県で九州初となる遊覧サービス、エアタクシーの商用運航を目指している会社でございますけれども、そこと連携協定を結んでおります。このような先端技術を活用した未来創造のプロジェクトにも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

大阪・関西万博を国内外に向けて、本県のプレゼンスを高める絶好の機会と捉えまして、閉幕後も見据えて、選ばれるおおいたの実現に全庁を挙げて取り組んでまいりたいというふうに

考えています。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。しっかりと大分に来ていただけるように、PRをしていただいているようであります。

私も昭和45年、大学1年でありましたが、大阪万博に行きました。愛知万博も行きました。今回、我々が会派で10月に行く予定にしております。しっかりと見ていきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大分空港へのアクセスについてであります。

国内外の活力を取り込み、県内経済の活性化を実現するには、観光需要は重要な鍵になります。県の観光統計調査によれば、去年の県内における外国人宿泊者数は、過去最高の108万人を記録し、ゴールデンウィーク期間中の主な観光施設の入場者数も前年度比で12.9%増加するなど、本県を訪れる観光客は順調に伸びつつあります。

他方、本県の玄関口である大分空港を見ると、令和6年度の利用者数は約191万人と、前年度を7万人余り上回ったものの、コロナ禍前の平成30年度比では95.5%程度と、いま一步、戻り切っていない状況です。さきほど申し上げましたゴールデンウィーク期間中の交通機関の利用についても、フェリーでの県内上陸者数が、前年度比11.5%の増加であるのに対し、大分空港の降客数は2.6%の増加にとどまっています。

これまでも一般質問において取り上げてきましたが、空港へのアクセスは都市の競争力にも直結すると言われております。旺盛な観光需要に伴う地域間競争が激化する中、県都大分市の中心部からバスで約1時間かかるという現状は、大変不利な状況と言わざるを得ません。県民や観光客の利便性を確保、向上させるためには、空港へのアクセス手段について、多様な選択肢があることが望ましいと思います。

このため、大分空港道路の整備はもとより、ホーバー就航による海上アクセスの導入、杵築駅を活用したシャトルバスの実証運航など、様

々な取組を進めていただいているところでありますが、私は、さらなるアクセスの充実として、東九州新幹線による空港アクセス、接続であります。これを検討してはどうかと考えております。東九州新幹線の開業により沿線から九州域内・域外、特に関西圏への到達時間は飛躍的に改善することが見込まれていますが、大分空港を接続することができれば、関東圏への到達時間も改善することが可能となり、大分空港の利便性向上、ひいては九州の東の玄関口として、一層の機能強化が図られるのではないのでしょうか。

一朝一夕にはいかない取組であることは重々承知していますが、10年後に260万人を超える利用者数を目標に掲げる大分空港として、こうした意欲的な検討を進め、空港のさらなる魅力向上に努めていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、大分空港のアクセス向上にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長にお伺いいたします。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 大分空港へのアクセスについてでございますけれども、大分の航空路線を維持、拡充し、ビジネスや観光の需要をしっかりと取り込むためには、御指摘いただきましたように、大分空港へのアクセスの充実、これが大変重要でございます。

これまで空港道路の4車線化あるいは県北部のノースライナーや県南部のサウスライナーの運行に取り組んできましたほか、さきほど知事からもありました、大阪・関西万博の期間は、大分ハローキティ空港ということで、ハーモニーランドやJR杵築駅と空港を結ぶ直通バス、ハーモニーライナー、これも8月から実験的に運行をスタートする予定でございます。

また、懸案のホーバークラフトについても、こちら、早期の就航に向けて、今、関係機関との調整が、大詰めを迎えております。今、正に全力で取り組んでいるところでございます。

その上で、御提案のありましたさらなるアクセスの充実のため、東九州新幹線による空港アクセスを検討してはどうかという提案について

は、一般的に空港と新幹線の相乗効果によって拠点性が高まるというメリット、これは期待できますけれども、現実的に課題も多かろうというふうに感じておるところでございます。

ただ、県としましては、御提案のあったような長期的な視点、これは大事にしていきたいと思ひますし、まずは空港まで、このホーバークラフトをはじめ、足元のこのアクセス改善策といったものに集中し、県民の満足度向上に努めていきたいというふうに考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。知事が進める豊予海峡ルート構想、そしてまた、新幹線が空港に寄る、これが実現できれば大変すばらしいことではないでしょうか。是非、長期的な視点になろうかと思いますが、進めていただきたい。

そしてまた、私が、大分空港に寄せるということは、当然、東九州新幹線は、日本本線ルート、これを軸に、北九州、小倉から中津、それから、両子山をすばっと突き抜けて、そして、空港に寄って別府に行つてというような構想でありますので、是非、我々の会派からも代表質問、そして、一般質問でもこのルートの選定について、もうそろそろ決定する時期ではないかというような話もさせていただいたと思いますが、この東九州新幹線、整備新幹線に格上げするためには、やはりルート決定するという時期に来ているんじゃないかなというように思ひますし、こちら辺のことについて、局長に何かコメントいただければというふうに思っております。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 東九州新幹線について、もう御承知のとおり、4県1市の期成会ということで、もう50年にわたつてこの誘致活動を繰り広げてきたわけございまして、私自身、その歴史というのは非常に重たいものだというふうに認識いたしております。

したがいまして、このルートの検討にあたりまして、これは大分のみならず、福岡、北九州、それから、宮崎、鹿児島と、これらが一致

団結できるルートというのは何なのかといったところをしっかりと念頭に置きながら、進めていく必要があるかというふうに考えております。

忘れてならないのは、ルート以前に、今、我々がなすべきことというのは、今の整備新幹線で終わりということにならないように、この基本計画路線の具体化、これをしっかりと検討していただき、国にかじを切っていただくということだと思います。

そのためにも、この今の非常に限られた新幹線の予算、このままでは、また、あと何十年も、我々待たされるということになりかねませんので、そうしたことがないように、新たな整備財源の確保、こういったものの具体策を国にも今提案しているところでございます。

こうした動きを今後、当然、四国や山陰、いろんな新幹線空白地と言われるような地域と連携しながら、この基本計画路線の格上げ、こういったものに対して、この東九州ローカルの問題ではなくて、全国的な議論へと発展させていくといったことについても、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。具体的な話が全くありませんでしたが、大変残念な御回答いただきましたが、我々自民党で、国交省鉄道局に要望にも行っております。

今、局長が言われました限られた予算、そしてまた、整備新幹線は今、三つ抱えていると、整備中がですね。そこで、それが限られた予算の後にその次が来るというようなことも言われましたが、何としても、これは声を大きく上げていかないと先に進まない。

私が生きている間に工事が始まったなというぐらいまでは何とかかならないかと希望を持っています。どうかよろしく願いいたします。

次に、警察行政についてお伺いいたします。

初めに、治安対策についてであります。

安全・安心なまちづくりの実現は、県民の誰もが願う重要な課題です。全国の刑法犯認知件数の推移を見ると、戦後最悪となった平成14

年の約285万件をピークに減少を続け、令和6年は約74万件と大幅に縮小しているところです。しかしながら、近年増加傾向にある特殊詐欺やSNSを利用した犯罪の多発、無差別殺傷事件、子どもが被害者となる犯罪の相次ぐ発生など、凶悪な事件が後を絶たず、体感治安は依然として改善していないように思います。

先月発生した、大阪市西成区で小学生7人が故意に車にはねられた事件、東京都立川市の小学校での侵入・暴行事件などを見ても、こうした事件は唐突に襲ってくるものであり、また、特殊詐欺やサイバー犯罪なども含め、その形態も手口も多様化、巧妙化しているなど、県民の不安を一層高めているのが現状です。

ここで、本県の犯罪情勢を見ますと、昨年の刑法犯認知件数は3,442件と、10年前と比べて3割以上減少していることが分かります。これは、警察をはじめとした関係機関、そして、地域住民の皆様の連携による不断の努力のたまものであり、深く敬意を表するものであります。しかしながら、ここ数年を捉えてみると、令和4年に2,794件と過去最小を記録した後、そこから2年間は連続で増加している状況となっています。冒頭で申し上げましたような事件などの世相も相まって、地域住民の不安の声は決して小さくありません。

こうした中、地域の安全・安心な暮らしの実現に欠かせないのが、警察による良好な治安の確保です。本年春の組織改編においても、サイバー犯罪や匿名・流動型犯罪グループ、特殊詐欺などへの対応のため、各般の体制強化が図られていますが、県民が安全・安心を実感できるのは、やはり警察官の存在を身近に感じることができるところではないでしょうか。SNSの普及などにより、犯罪の情報はちまたにあふれ、県民が不安を抱きやすくなってしまった今の時代だからこそ、良好な治安の確保を実現する組織体制を構築することが求められているのだと考えます。

そこで、警察の組織体制の在り方も含め、今後、治安対策にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いいたします。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

当県の刑法犯認知件数については、コロナ禍の影響もございまして、令和4年に最小を記録いたしました。去年は3,442件ということで、コロナ禍前の水準まで戻っておりまして、引き続き対策の強化が必要であるというふうに認識いたしております。

また、様々に手口を変えながら実行される特殊詐欺のほか、匿名・流動型犯罪グループや闇バイト、また、ストーカーやDV等の人身安全関連事案、サイバー犯罪、ローンオフENDER等への対策にこれまで以上に複雑で高度な対応が求められているところでもございます。

そこで、県警察では、直面する各課題に対応するため、必要に応じ、サイバー犯罪対策等の専門所属の新設であったり、また、体制の強化等も行っているところでございます。

他方で、現在の複雑化、高度化した治安情勢に照らしますと、単一の所属で対応するよりも、むしろ各所属が部門を超えて連携し、柔軟かつ機動的に対応することが一層求められているところでもございます。

今後も、社会情勢や犯罪情勢の変化に的確に対処できる組織体制を構築するとともに、部門を超えた連携や、また、柔軟で機動的な運用等により、良好な治安の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 限られた人数でいろんな犯罪、事件・事故に対応しなければいけない。これは十分に理解しているところではありますが、県民の安全・安心を守るために、しっかりと取組をしていただきたい、このようにお願い申し上げますとところであります。

次の質問に移らせていただきます。

杵築幹部交番についてお伺いします。

私の地元の杵築市では、今から13年前に旧杵築警察署が統合され、杵築日出警察署が設置されたことに伴い、杵築幹部交番となっています。統合前の警察署であったときと比べ、大きく人数が減っていますが、現在の人数で十分か

と言われれば、不安を抱かざるを得ません。統合する際にお伺いした人数よりも減っているのではないかというふうに感じています。

さきほども申し上げましたが、地域住民にとってみれば、近くに警察署などの拠点があることや警察官そのものを身近に感じるにより、大きな安心感を得ることができます。また、突発的に襲ってくる事件や犯罪に対し、迅速かつ的確に対応できる初動体制を確立しておくことが何より重要であります。

地域住民の安全・安心な暮らしの実現のためには、地域における警察署や幹部交番などにおいて、増員や業務の効率化を進めるなど、さらなる体制強化を図る必要があると考えます。

そこで、地域の治安維持体制の観点から、杵築幹部交番についてどのように考えているのか、警察本部長にお伺いいたします。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

杵築市においては、地域住民の方々の防犯意識が高いことなどもございまして、これまで刑法犯の認知件数は県内でも非常に少ない水準で推移いたしております。

他方で、議員御指摘のとおり、いざというときに警察官がしっかりと対応できるということは、地域住民の方々の安全・安心を確保する上で大変重要であるというふうに認識いたしております。

そこで、杵築幹部交番には、地域の治安を確保するための重要な拠点というふうに考えておりまして、警部の中でも警察署の副所長と同級の調査官の職にある者を交番所長として配置いたしているところでございます。

また、事案発生時には、幹部交番はもとより、警察署や周辺の駐在所のほか、自動車警ら隊といった本部の執行隊も機動的かつ柔軟に運用いたしまして、必要な警察力を投入できるようにしているところでもございます。

今後も、効率的で効果的な組織運営と所属や部門の垣根を越えた機動的かつ柔軟な対応により、地域住民の方々の安全・安心を確保してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。杵築幹部交番は、地域的に重要な拠点であると。そしてまた、何かあれば必要な警察力をしっかりと行使していくというような答弁いただきましたが、やはり人数が減っているということは、これは間違いない。当初、我々が説明を受けた杵築署に統合される前には、これだけの人数を確保しますということをしっかりと説明いただきました。ところが、今はそれが確保されていない現状があります。何とか、限られた人数ではありますが、これをしっかりと確保していただいて、当初の人数配置をしていただきまして、安全・安心を保っていただきたい、これは要望であります。

次の質問に移らせていただきます。

朝夕の渋滞時における交通規制についてお伺いします。

私、大分に来る際は、国道213号と国道10号と一般道、そしてまた、高速道路を通ってくる二つの方法で来ておりますが、下道で来た場合は、別府市内の国道10号において、朝夕の渋滞が慢性的に発生しています。別府市交通安全計画によれば、令和2年までの5年間で起きた事故について、1キロメートル当たりの事故件数は、国道10号と市道で比較した場合、国道10号では約61件と、市道の45倍の事故が発生している状況となっております。事故のうち、追突事故が最も多いことから、渋滞に起因する事故も少なくないのではないかと思います。

こうした交通渋滞の緩和に向けては、交通容量の拡大に向けた道路拡幅などの改良、交通需要のマネジメントに向けた時差通勤・通学の推進など、道路利用の工夫により、空間的、時間的に交通量を平準化する取組が必要です。しかしながら、国道10号の拡幅や利用時間の分散は簡単に実現するものではありません。

そうした中、これまでも信号調整を含めて様々な交通渋滞対策を実施又は検討されていると思いますが、もう一つ検討していただきたいのが、バスレーンの規制についてです。

バスは通行する時間帯が時刻表により決まっていることから、専用レーンである時間帯の運用について、もう少し柔軟な対応を検討してもよいのではないのでしょうか。バス専用レーンをバス優先レーンとした上で、バスの定時性を確保することができれば、渋滞緩和に十分な効果をもたらすのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、朝夕の渋滞時における交通規制について、警察本部長の見解をお伺いします。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

別府市内においては、朝夕の時間に、通勤・通学等のための交通量が大きく増加しておりまして、状況によっては、渋滞等が発生することもあるというふうに認識いたしております。

そうした状況の中、スムーズな走行を求めるドライバーの声と、また、バスの定時運行を求める利用者の声のいずれにも配慮することが必要であるというふうに考えております。

現在、別府市内では、朝夕の時間に限り、2区間、約5キロメートルをバス専用レーンとしておりまして、バスのほかタクシー、二輪を通行可というふうにしているところでございます。

これは、路線バスの定時運行を確保するとともに、マイカー利用者のバス利用を促進することで、自動車の総量を抑制するということを目的とするものでございます。

専用レーンを、これを優先レーンとしつつ、バスの定時運行を確保するためには、後方から路線バスが来た際に、車両が速やかにレーンの外に出られるということが必要となるわけでありまして、それが可能であるか、これを判断するために、道路構造、また、交通量、バスの運行数、利用者数等の推移と効果を詳細に調査・確認をしているところでございます。

その上で、住民の方や、また、利用者の方の意見も踏まえながら、関係機関・団体とも協議を重ねまして、バスレーン規制の在り方については適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。

ちょっとここで、質問を一つさせていただきます。

このバス専用レーンがいつから始まったか、これは本部長にお伺いしたいと思います。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

この別府市内のバス専用レーンの導入については、昭和49年から始まっているというふうに認識いたしております。

大友副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。昭和49年から始まったということで、もう50年が過ぎているわけですが、その当時は高度経済成長で、どんどん人が増え、車が増えているところで、定時運行を確保するためのバスに乗る人たちも増えていたのかもしれない。

ところが、私が今、話をしている専用通行帯、調べさせていただきました。亀川のバイパスから東別府までの間を規制区間としておりますが、朝の時間帯に7時半から8時半までの規制です。このときに、バス会社が2社ありますが、1社は7時11分と7時51分、それから、APU行きが7時20分、それと8時51分です。そして、もう1社は、7時15分と7時41分、それから、8時10分、8時40分。そうすると、これは別府の方面から大分方面に行く片側だけですけれども、該当するのは7時台は1本です。7時51分、あ、2本ですね。7時51分と7時41分。8時台は1本、8時10分です。なおかつ、北浜から駅に入る便がありまして、それがまた出て、流川のほうに上っていくんですね。そうすると、流川から大分方面に向かう東別府までは、7時51分の、これ、大分行きですが、これが1本なんですよ、流川は、この1時間の間に。そこをみるだけでも、そして、乗客数を聞きました。7時41分のこの便、51分の早い便については、ほとんど乗っていない。8時10分の便については、20人ちょっとですかねという話でした。これが公共輸送機関、定時運行を守ることかと。2千人か3千の人たちが影響を受ける道路です。どうか

検討していただきたいというふうをお願い申し上げます。質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で阿部長夫議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。澤田友広議員。

〔澤田議員登壇〕（拍手）

澤田議員 皆様、こんにちは。議席番号36番、公明党の澤田友広でございます。

このたび、一般質問の機会をいただきありがとうございます。また、インターネット視聴で応援いただく皆様に感謝申し上げます。

それでは、一問一答形式で質問を行わせていただきます。知事はじめ執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

初めに、中小企業への支援についてお尋ねいたします。

先日、トランプ・アメリカ政権の関税強化を受け、47都道府県の4割に当たる18県が、中小企業など事業者の資金繰りへの対応をしている、若しくは今後対応を行うとの報道がありました。これとは別に、関税強化を受けて、事業者の経営安定や資金繰りの相談に応じる窓口は、本県を含めて42都道府県が設置したとの調査報告も併せてありました。窓口の設置については、本県では速やかに設置していただき、大変感謝しております。

他方、政府は4月25日に、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージを決定しました。この緊急対応パッケージは5本の柱から成りますが、その一つの柱の中に、企業の資金繰り支援の強化があります。

報道によると、民間の信用調査会社が、今回の米国関税措置に対してアンケートを行ったところ、本県の企業の4割余りが業績にマイナスの影響があると回答したことが分かりました。

我が公明党でも現在、米国関税措置に関する緊急調査を実施していますが、関税に大きく関わる事業者の皆様が、とても心配されている声をお聞きしております。

関税に関わる影響は多岐にわたり、予測困難な事象が発生するケースも増加すると思われます。そうした中、既に米国関税措置の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するためのパッケージを発表している自治体もあります。相談窓口における対応の結果あるいは資金繰りの緊急支援制度があることによって、事業者の皆様の不安軽減につながるのではないかと感じているところであります。

長引く物価高や賃金の上昇、さらに人手不足に伴う生産性の低下や業績の悪化など、様々な苦境に置かれている県内の中小企業にとって、今回の関税強化が追い打ちをかけるようなことになれば、県内経済の減速は免れません。コロナ禍後の回復期にある観光産業など、せっかく見えてきた明るい兆しの中、腰折れを防ぐためにも、県内企業の99.9%を占める中小企業に対し、資金繰り支援も含め、その経営環境を支える対策が必要と考えております。

そこで、米国の関税強化も踏まえ、県内の中小企業への支援について、今後どのように対応していこうと考えているのか、知事にお伺いします。

以下、対面席にて質問を行います。

〔澤田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの澤田友広議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 澤田友広議員の中小企業への支援についての御質問にお答えいたします。

本県には、国際的に競争力のある製品や部品、原材料等の製造拠点が集積しており、米国による関税措置の影響が懸念されます。現在、日米両政府による協議が進められており、その動向を注視しつつ、県内への影響を的確に見極めていくことが何より重要と考えております。

県では、4月3日の自動車への追加関税の発動を受け、直ちに、米国の追加関税措置に伴う

経営・金融特別相談窓口を設置するとともに、県内金融機関に対し、影響を受ける中小企業に寄り添った対応を要請しました。

加えて、500社企業訪問調査等により、県内企業に対するヒアリングも進めています。先週末時点で約350社の調査を終えたところですが、影響ありと回答した事業者は約4%の15社であり、相談窓口への問合せも影響が生じた場合の支援策を尋ねる4件にとどまっています。

また、財務省貿易統計によれば、本年4月の本県から米国への輸出額は、前年同月比でプラス、増となっております。現時点では、まだ大きな影響は顕在化していないものと認識しています。

他方、議員御指摘のとおり、影響拡大や先行きの不透明感を懸念する声もあり、中小企業への支援には万全を期す必要があります。

まず、関税措置の影響で資金繰りが困難になった事業者に対しては、運転資金とし活用できる県制度資金の中小企業活性化資金により支援いたします。また、利用要件が緩和された日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付けの利用も促していきます。

なお、今後、影響が拡大する場合には、国の追加対策と歩調を合わせて、県としてもさらなる資金繰り支援を躊躇なく機動的に講じていく所存であります。

また、米国に輸出を行っている食品関連の事業者等に対しては、ジェットロと連携したセミナーや個別相談会を先月と今月の2度開催して、正確な情報提供を行うとともに、輸出先の多角化等に向けた取組を後押ししています。

中小企業は、本県の経済や雇用のみならず、県民生活や地域社会を支える活力の源であります。引き続き、米国関税措置の影響を注視しながら、商工団体や国、金融機関等と連携して、県内の中小企業を支援してまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 答弁ありがとうございました。本県としても様々な対策を講じていただいていると

いうことで、とても安心いたしました。

一方で、さきほど知事もおっしゃったように、やっぱり刻々と状況というのは変化してまいると思います。やっぱり柔軟な対応というのが非常に望ましいと思いますし、また、今後も引き続き、情報収集に努めるとともに、どうしても当事者の企業も含めた関連企業にもやっぱり被害が発生するおそれも十分あるかと思うので、状況を鑑みながら行っていただきますよう要望いたします。ありがとうございました。

続いて、県職員の働き方改革についてお伺いします。

近年、地方公務員の成り手不足が話題になりつつあります。日本経済新聞社の報道によると、全国の自治体では、公務員試験への応募者の減少が共通の課題となっており、今後は、地方公務員の魅力発信や民間企業と併願しやすい試験方法の改善などが課題になっているとのことでした。

また、全国的に公務員の退職が相次ぐ中、本県でも、2013年からの10年間で、自己都合による退職者の数が2.5倍に上昇しているとの報道がありました。2022年度の自己都合による退職者は37名で、そのうち45歳未満が34名とのことでした。自己都合による退職者が増加し、職員が一時的にも減少すれば、その分、ほかの職員の負担が増えるとともに、県民への行政対応にも後れを取る事態が想定されます。

一般的に、仕事に対してのやりがいや充実感が不足した場合、転職動機が高まると言われており、いかにエンゲージメントを高めるかが離職の防止につながると言われております。

そのような中、各地方公共団体では、早期退職防止、新規採用の増加への取組として、職員の働き方改革を独自で進めています。その中でも最近話題となった取組が、東京都が進めた週休3日制度であります。この制度は、既に、茨城県や千葉県でも導入されておりますが、週休3日制度とは、1週間のうちに3日間休むとの定義ではなく、1日当たりの勤務時間を7時間45分として、4週間で155時間の労働時間

を確保するようにした上で、勤務時間をフレックスタイム制にしながら運用するというものがあります。

また、フレックスタイム制に移行した場合、課のメンバー全員での共有が図れないとのマイナスイメージもありますが、こうした不安を払拭するため、定期的コアタイム時間を設定することで、業務の効率化や意思疎通を図るといった工夫もされているところです。

このようなフレックスタイム制を本県においても導入することとなれば、朝晩の交通渋滞の緩和をはじめ、職員の子育て支援や親の介護支援においても、十分な効力が発揮されるものと思っております。

さらには、働き方の多様化による魅力向上などにより、採用試験応募者の増加や早期退職の防止といった効果が期待できるとともに、県内の民間企業に対しても、その経験を通して助言、アドバイスすることもできるのではないのでしょうか。

確かに、部局によっては導入が困難な場合もあると思いますし、ハードルは決して低くはないと思っております。

他方、国においても、フレックスタイム制度を推進していると同時に、九州内でも長崎県や宮崎市、熊本市、北九州市では導入を既に行っております。大分県の未来を担う有望な人材を確保するとともに、離職させないための対策は喫緊の課題であると考えております。

そこで、このような取組を含めて、県職員の働き方改革にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 県職員の働き方改革についてでございます。

職員が働きやすく、やりがいを持って業務に取り組める県庁を目指して、県では、大分県働き方改革基本方針に基づき、長時間勤務の縮減をはじめ、組織の意識改革や業務改善の推進などに取り組んでまいりました。

特に、人材確保が困難な状況にある中、選ばれる県庁となるためには、どのようなライフス

ページにおいても、自らの持てる能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方を推進することが重要であります。こうしたことから、これまでも在宅勤務や時差通勤制度の拡充など、職員一人一人の実情に応じたきめ細かな取組を進めてきました。

議員御指摘のフレックスタイム制度については、育児、介護はもちろんのこと、通勤混雑の緩和や自己研さんの時間確保、心身のリフレッシュなど、様々な効果が期待されております。また、ワーク・ライフ・バランスに寄与するとともに、職員の意欲向上にもつながるものと考えております。

こうした中、昨年度実施しました職員アンケートにおいて、制度の導入を希望する者が多かったことや、国、他県の取組状況等も踏まえて、現在、導入に向けて積極的に検討しているところでございます。

導入にあたっては、例えば窓口に職員が全くいない時間帯が生じたり、職員の業務の進行管理が不十分になったりすることのないよう、適切な対応が求められます。

そのため、まずは制度を試行し、その結果を検証した上で、適切な制度設計を進めていきたいと考えております。

働き方改革の推進は、人材確保にもつながる重要な課題であり、こうした多様で柔軟な働きかのほか、業務改善や職場環境づくりなど、多角的に進めていくことが肝要であります。常に現状に満足することなく、職員の声に耳を傾けつつ、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、活躍できる組織づくりを目指してまいります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 答弁ありがとうございました。

知事おっしゃっていただいたように、私も確認しましたところ、職員へのアンケート調査の中では、やはり回答者のうち半数を超える職員が肯定的であったという、そういった回答があったということでございました。それを踏まえた上で、前向きに検討していただけるということで、大変にありがとうございます。

やはりフレックスタイム制というのは、もう今の時代に即した、私、働き方ではないのかなというように思っておりますので、是非、早めの設計をしていただきますよう要望申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家の利活用についてです。

全国的に問題となっている空き家対策についてお尋ねいたします。

2023年10月に総務省が発表した本県における空き家率では、空き家の戸数が11万5千戸で、空き家率が19.1%となっており、全国平均の13.8%を大きく上回っております。

空き家は、単に住む人がいなくなった家というだけではなく、管理不足による老朽化、治安の悪化、そして、地域コミュニティの崩壊を引き起こす要因ともなり得ることから、その対策が急がれております。

もちろん本県でも、国土交通省の指針等に基づき、空き家バンク制度の活用や移住時の補助金支援などを行いながら対策を進めていただいております。

しかしながら、まだ対策が必要であることは否めません。

そのような中、国は2024年に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の改正を行いました。この改正の中では、生活、仕事の拠点を二つの地域に持つ二地域居住に関わる拠点への支援制度が創設されました。

二地域居住のメリットはたくさんあり、新たなコミュニティの創出、将来の移住に向けての準備、災害時での避難場所の確保、民泊や地域の憩いの場としての提供など、数えれば切りがありません。

また、都市部においては、空き家の利活用を推進した上で、民泊サイトへの登録を行い、低価格での宿泊が可能となることから、外国人観光客の受入れはもちろん、大型イベントの際には、ホテルでの宿泊難民を阻止できるといった効果も期待されております。

空き家対策を一層進めるには、ただ再生させるだけではなく、再生とともに起業へのステッ

プアップとして支援させるような取組も必要か
と思います。さらに、二地域居住について言え
ば、通勤などを考慮した環境整備やインフラ整
備といった中長期の計画、何よりも市町村との
連携が必要だと思います。

そこで、二地域居住を含む空き家の利活用に
向け、今後、どのように取り組んでいくのか、
企画振興部長にお伺いします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 昨日は、危険な空き家の除
却について答弁いたしましたけれども、今回は
空き家の利活用についてお答えいたします。

県では、官民連携の対策会議を開催しており、
国、市町村や民間団体と情報共有を図りつつ、
効果的な空き家対策を進めております。

まず、空き家を活用して地域のにぎわいの場
を創出するため、令和4年度から地域活力づく
り総合補助金に、空き家ビジネス活用支援枠と
いうのを設けまして、振興局を通じて、この3
年間で計18件、4,941万4千円の支援を
行いました。

次に、移住者による活用を促進するため、空
き家バンクに登録された物件に居住する際の改
修費あるいは購入費、家財などの処分費等を市
町村を通じて助成しておりまして、昨年度は2
44件、3,876万5千円の支援を行ったと
ころです。

加えて、新聞やネット広告で空き家の所有者
等に、その利活用を呼びかけておりまして、相
談窓口としているNPOがございますけれども、
こちらに、昨年度、処分方法や管理等の相談が
計132件寄せられたところでございます。

他方で、昨年、法の改正に盛り込まれました二
地域居住については、由布市の由布院地区で、
現在、国のモデル事業の活用を検討しておりま
すけれども、関係者も注目しております。一定
の成果を得た上で、県内他の市町村へも横展開
してまいりたいと考えております。

引き続き、国、市町村や関係機関と連携しな
がら、空き家の有効な利活用を図ることとして
おります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。今、答弁
いただきましたように、二地域居住を含めた総
合的な取組を、今後も推進していただきたいと
思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、オンライン診療の推進について伺いま
す。

離れた場所にいる医師と患者との間で、診察
や診断などの診療をリアルタイムに行うことが
できるオンライン診療は、交通手段や通院時間
に制約がある患者の負担軽減や生活を続けなが
らの治療の継続、訪問診療及び往診等に伴う医
療従事者の負担軽減などにつながるものと期待
されております。

また、コロナ禍では、医療機関での感染拡大
リスクを軽減するために活用されており、今後
の感染症流行時にも大きな効果を発揮するもの
と思われます。

慢性的な医師不足、医師の高齢化が進む本県
において、医療資源を効果的に活用することが
できるオンライン診療の推進は、へき地や在宅
医療など、地域医療体制の維持や充実の観点か
らも不可欠だと考えます。

一方で、オンライン診療を行うためには、パ
ソコンに加え、カメラやスピーカーなどの周辺
機器、通信環境などを整備する必要があり、特
に小規模な医療機関にとっては、初期投資が大
きな負担となっております。

また、オンライン診療による診療報酬を得る
には、情報通信機器を用いた診療としての施設
基準の届出と併せて、医師の研修受講やシステ
ム導入、セキュリティ対策などといった国が定
める基準に則した体制を整える必要があります。

このように、オンライン診療の必要性があり
ながらも、開始にあたってのコストや手間など
がネックとなっており、全国的にもあまり普及
していないのが現状であります。

住む場所によって受けられる医療サービスが
著しく左右されることのないよう、安心かつ利
用しやすい医療体制を整えることは極めて重要
であると考えます。

こうした状況を踏まえ、オンライン診療の推
進にどのように取り組むのか、福祉保健部長に

お伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、令和3年度から3年間実施いたしました、離島やへき地など4市におけるオンライン診療の実証を踏まえつつ、次のとおり支援を拡充してきました。

まず、患者側で医師とつながタブレットなどの導入補助を4年度から開始いたしました。加えて、高齢者が多い患者側での機器操作等の受診支援を行うため、訪問看護師などの派遣経費の助成を昨年度から追加したところです。

次に、医療機関側では、初期コストの軽減のため、5年度から、通信機器などの導入補助を開始し、今年度はその予算枠を3倍以上に拡大いたしました。

また、診療報酬や届出等の基礎知識や実装事例を学ぶセミナーを4年度から開催しており、昨年度は67名が参加いたしました。

こうした取組もあり、県内のオンライン診療の届出医療機関は、5年4月の63施設から本年4月の107施設へと約1.7倍増加しております。

実施した医療機関では、子どもの発達相談や認知症の診察、内視鏡検査後の結果説明など、様々な診療場面で活用されております。

今後こうした支援を通じまして、対面診療を補完いたしますオンライン診療の推進を図ってまいります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。オンライン診療に関しては、このように成果が着々と出ているということで、本当にうれしい限りでありますけれども、私やっぱりオンライン診療の一つの特色としては、精神疾患をお持ちの方にとっても非常に有効だと感じているんですね。

というのが、実際にひきこもりを長年されている方の御家族と話す機会がありますけれども、やはりこの引き籠もっているケースの場合、どうしても病院に受診したくないということで、受診控えが非常に多いとお聞きしております。そのため、鬱病などの薬を効果的に服用できず

に、悪循環を繰り返しているケースが多いということでも私も聞いたことがあります。

しかし、残念なことに、今、精神疾患の診療報酬がまだ限定的となっているということで、なかなかすばらしいオンライン診療が使えないというところではあるんですけども、これは私もしっかりまた、国に要望していきたいと思っていますけれども、いずれにしても、恐らく今後は精神疾患にも限らず、様々な疾患にも診療報酬の窓口が広がっていくと思っておりますので、その時期が到来したときに、様々な可能性があるこのオンライン診療をやっぱり今、支援することが非常に大事だと思っております。訪問看護の皆様含めて、様々大変なことはあるかと思いますが、また今後もしっかり継続していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続いて、高齢者施策について3点お尋ねいたします。

最初に、高齢単身世帯の住環境についてです。

我が国では、世界に例を見ない水準の高齢社会が到来することを踏まえ、国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を築き上げ、高齢社会対策を総合的に推進するための高齢社会対策基本法が制定されています。

その基本法の中では、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれるとあるように、高齢者の住居に対する配慮が明記されております。

一方で、高齢者の単身世帯は増加傾向にあり、厚生労働省が公表した2023年国民生活基礎調査の概要によると、65歳以上の高齢単身世帯は85万3千世帯に上るとされており、本県においても、2020年の調査では7万1,716世帯で、総世帯数の14.9%を占めております。今後はさらに増加する見込みであり、2040年には18.7%まで増加するとの予測も示されております。

高齢単身世帯では、急な体調の悪化等でお亡くなりになるケースも多いことから、孤独死を嫌う不動産業者が入居を断るケースが社会問題

にもなっております。そのため、高齢単身世帯に備えた住環境の整備は喫緊の課題であると考えます。

国土交通省では、誰もが安心して暮らせるための先導的な取組を行う事業者を支援していく人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業というのを展開しております。この事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進するため、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応したモデル的な取組を実施する民間事業者などを公募した上で、学識経験者から成る評価委員会を経て、先導性が認められたプロジェクトを支援するというものであります。

この認定事業を見ると、中には高齢単身世帯の不安を軽減できるシステムもありました。簡単に説明すると、Wi-Fiセンシングを利用したシステムであり、24時間、365日のIT見守りを行う機器の導入により、高齢者の活動や睡眠の状況をプライバシーに配慮しながら見える化するというものであります。

離れて暮らしていても状況をタイムリーに把握することが可能になるため、高齢者御本人と御家族双方の安心につながり、孤独死の防止にもつながることが期待されることから、このシステムを活用して、沖縄県をはじめ、佐賀県みやき町などの自治体による実証検証がスタートしております。

複雑な工事もなく、既存住宅でも簡単に設置できることから、汎用性が高く、操作性も簡便なこのシステムを普及させることで、高齢者の幅広い生活支援にもつながることが可能になると思います。本県でも、公営住宅等において、その有用性を検証してもよいのではないのでしょうか。

そこで、今後一層の増加が見込まれる高齢単身世帯の住環境について、どのように対応しようと考えているのか、土木建築部長にお伺いします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

高齢単身世帯の増加に伴い、民間賃貸住宅の

役割がますます重要となる中、入居に対する家主の不安解消や入居後の安定した居住環境の構築が課題となっています。

このため県では、家主の不安解消に向けて、不動産業者等と連携し、孤独死保険や家賃債務保証の活用を推奨しているところです。

また、入居後の安定した住環境の整備として、不動産業者や福祉事業者などから構成される住居支援協議会を通じ、見守りサービスや買物代行など、生活援助の利用を促進しています。

10月施行の改正住宅セーフティネット法では、終身建物賃貸借の認可手続の簡素化やICTを活用した安否確認などのサービスを備えた居住サポート住宅の認定制度が創設されるなど、家主、高齢者への支援の充実が図られる予定です。

県では、新たな制度も活用しながら、取組を強化し、高齢単身世帯が安心して健やかに暮らせる住環境の実現に努めてまいります。

なお、県営住宅でのWi-Fiセンシング等の活用に関しましては、入居者の負担や導入方法などについて、まずは他県の取組状況を収集し、効果等について分析していきます。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。今、高齢化が進んでいまして、やはり民生委員さんも非常に確保が難しいという問題も出てきております。やっぱり誰かが見に行かないといけないとか、そういった状況の中で、こういったICTを活用していくというのは非常に有効的だと思いますので、是非、また、様々な検証しながら、前向きに進めていただきたいと思いますので、要望して終わりたいと思います。

次に、県営住宅の住み替えについてお伺いしてまいります。

さきほど来、議論してきました高齢者の課題に関連しますが、県議会において以前にも議論のあった県営住宅における住み替えについてお伺いします。

県内に点在する県営住宅については、建設から既に40年以上が経過している住宅が多く、建設当時まだ若かった入居者の皆様は大半が7

0代を超える年齢を迎えているという現実があります。病気や足腰が弱ったことにより、2階以上にお住まいの方は大変な苦勞されております。あわせて、湿気が多く、階段の踊り場などでは、壁から結露が大量に発生するなどの環境劣化によるストレスの声もお聞きしております。

公営住宅法第1条には、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとありますが、一部の県営住宅においては、残念ながら健康で文化的な生活を営むに足りる住宅とは言いにくいところも多くあります。

また、不幸なことに病気や事故で四肢が麻痺する病態であったり、内科的疾患で階段を上ることを医師から許可がいただけない方であっても、現状は今の住宅からの住み替えに時間がかかる制度となっております。当然限りある予算の中で、住み替えに向けた修繕等住宅の整備を行うには難しい側面があると理解はしております。その上で、昨年末の答弁では、現在、大分市内において住み替え希望者が57名、そのうち修繕を行えば入居できる住戸は33戸という状況であり、迅速に対応すると述べておられました。

そこで、昨今からの進捗を含め、県営住宅における住み替えの現状は今どうなっているのか、また、今後も増加が見込まれる住み替え希望にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県では、入居者が高齢、傷病等により階段の昇降などが支障になり、現在入居している住戸に住み続けることが困難となった場合に住み替えを認めています。

令和7年5月末現在、大分市内では63世帯が住み替えを希望する中、管理代行者である住宅供給公社において、住み替え先の場所や間取りなどの希望を確認しながら進めているところ

です。

希望に合致した住戸から順次修繕を行っており、27世帯が修繕待ちであります。住み替えに係る修繕については、これまで新規入居者用と同仕様にしていましたが、今年度から部屋の状況に応じて壁の塗装範囲を変更するなど、修繕内容を見直すことにより、修繕住戸を増やしていくこととしています。今後も一人でも多くの希望者が早期に住み替えができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅供給公社と連携し、工夫を図りながら取り組んでまいります。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

今答弁ありましたように、もう27世帯、今、待ちということでもありますけれども、県営住宅の入居率が本年5月末時点で約80%、そのうち60歳以上の方がいる世帯が71.6%にも上るということで、非常に高齢化が進んでいるというところでございます。もちろん、私よく電話するんですけども、この住宅公社の方や土木建築部の皆様が大変努力して、本当によく頑張っているということは重々分かっております。もう感謝もしているんですけども、ただ、やっぱり入居者の高齢化を踏まえると、既存住宅のエレベーター敷設、私はこれはもうどうしても必要ではないのかないつも思っているところでございます。

現在、エレベーターのない県営住宅の割合について、その分を伺いたいと思いますし、また、今後10年間、取壊しや建て替え計画にのっていない住宅にはエレベーター敷設も検討するべきと考えておりますが、その見解を伺います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

令和7年4月1日現在、県営住宅387棟を管理しており、そのうちエレベーターが設置されていない住棟は335棟、約87%でございます。県営住宅の多くは、エレベーター設置に伴い、各住戸につながる廊下などの施設の改修が必要となることから、県は、これまでも改修事業と併せてエレベーターを増設するトータル

リモデル事業を活用し、敷戸住宅で実施してきました。現在は、大分県公営住宅マスタープラン2020に基づき、明野住宅の建て替え事業にて、5棟にエレベーターの設置を進めているところでございます。今後は個々の住棟の老朽化の状況等を勘案して、建て替え事業やトータルリモデル事業等の活用を検討しながらエレベーター設置に努めてまいりたいと思います。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

私も公営住宅マスタープラン2020を穴の開くほど読ませていただいているんですけども、やっぱりそういうマスタープランの中にも今現在住まわれていらっしゃる方、70歳以上の方はたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった方たちが、じゃあ、あと何年待たないといけないのかというのをすごく気にされていらっしゃる方もいらっしゃいます。ですから、そういった今後の計画であったりとか、エレベーターを敷設するのであれば、そういったエレベーター、どこを何棟するのかとか、そういったのも今後計画していただければ助かるなというふうに思っております。

余談になりますけれども、私、よく県営住宅の皆様からお話を聞いて現場に行くんですね。その際に4階、5階まで何うことって非常に多くて、私、毎日1万歩以上は歩くようにしております、昨日話題に上った「あるとつく」をもちろん活用して、ポイントもしっかりためておりますけれども、足には自信があるんですが、4階まで上がったら、もうはあはあいって、もう踊り場で休まないと難しいんですよ。そういった御苦労されていらっしゃる方がたくさんいらっしゃる、何人いるかというのは避けられますけれども、いらっしゃることは事実でございますので、どうか皆様の負担がこういったものかというのを考慮していただきながら、予算の増大をしっかり勝ち取っていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者の交通安全対策についてお尋ねいたします。

昨今、高齢者や児童が被害者となる事故が絶えません。警察庁が公表した令和5年度の交通事故の状況を精査した報告書によると、交通事故死亡者数は2,678人で8年ぶりに増加しています。65歳以上の交通事故死亡者数が全体に占める割合は、平成元年では22.7%だったのが、令和5年では54.7%と近年は高い割合で推移しています。当然社会全体の高齢化が進んでいるため割合が高くなるということは否めませんが、高齢者が被害に遭うケースは今後も高くなることが予想されています。また、歩行中の高齢者の事故死については、平成7年が1,600件を超えているのに対し、令和5年では687件と減少傾向にあるものの、依然として歩行中の事故死が群を抜いて高いことが報告されております。

本県においては、令和6年の県内における交通事故の死者数は28人で、統計が始まった1952年以降で過去最少を記録しております。一方で、亡くなった28人のうち65歳以上の高齢者が19人と、その7割を占めております。さらに大分県警が公表した資料によると、令和5年度の歩行者の事故としては発生件数が294件、うち死亡数が11人、負傷者数が288人となっております。また、横断歩道がない道路を横断する高齢者も多数見られますが、その背景には、やはり横断歩道の間隔が長く、足が悪いため、その横断歩道まで歩いていけないとの理由があるようです。

道路交通法第38条の2には、車両等は、交差点、又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならないと規定されております。

歩行者は2車線以上ある交通量の多い道路の横断を禁止されていますが、そうでない限り、横断歩道がなくても歩行者が横断しようとしているときには、その通行を妨げてはいけないことをドライバーがしっかり認識することで悲惨な事故はもっと軽減されるのではないのでしょうか。さらに、県内の道路などにおいても、横断歩道の間隔が長いため、高齢者の皆様が大変な

思いをされていることをよくお聞きしております。横断歩道を設置する条件は様々あることは十分に承知しておりますが、一方で、通学通園時、高齢者、身体障がい者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所においては、設置間隔を短縮することができるとの見解も示されております。

現在、県内にある横断歩道橋も劣化が進んでいるように見えますし、歩道橋の階段を上るのがきつから道路を渡れないと切実な声を上げられていらっしゃる高齢者の方もいらっしゃいます。今後ますます高齢化が進み、運転免許証の返納も加速される中、歩行して目的地に移動する高齢者に対する交通安全教育の強化や県内の横断歩道の設置対策が求められます。

こうしたことを踏まえ、高齢者の交通安全対策に今後どのように取り組むのか、警察本部長にお伺いします。

嶋議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

本年5月末現在の数値でありますけれども、県内で歩行中の交通事故で亡くなられた方は7名でありまして、うち5名が高齢者となっております。こうした事故を防ぐためには、運転者及び歩行者の双方が交通ルールを遵守し、安全な行動を取ることが重要であるというふうに認識いたしております。

そこで、ドライバーに対しては、指導取締りや広報啓発等を通じまして、横断歩道などにおける歩行者優先と、また、安全運転の徹底を図っているところでございます。

また、高齢者に対しましては、加齢に伴う身体機能の変化による影響を理解いただき、安全な行動を取れるような交通安全教育というものを高齢者サロンなどで実施しているところでございます。

例えば歩行シミュレーターを用いるなどしまして、横断歩道以外の場所であったり、また、走行車両の直前直後といった場所を横断することの危険性について具体的に啓発をさせていただいているところでございます。

これらに加えて、必要な場合には、交通

環境の改善にも取り組んでいるところでございます。

議員から御指摘のありましたとおり、横断歩道は原則定められた基準に基づいて設置いたしておりますけれども、設置間隔等については、交通実態なども考慮し、柔軟に対応する場合もございます。引き続き高齢者や子ども等に配慮しつつ、各地域の交通需要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

今、今年度に入った死者数の話もありましたけれども、やはり当然そこは本当に大事な部分でありますけれども、昨年の例でいいましたら、やっぱり288名の高齢者の方が負傷していると。高齢者の方が負傷すれば、本当に大したことじゃないというふうに思われる方もいらっしゃると思いますが、やはり骨を折っただけでも、そこから寝たきりになったり、家に戻れなくなるというライフスタイルが完全に奪われるような事象というのがこの中にはたくさん私はあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、やはり今、本部長がおっしゃっていただいたように、しっかり道路交通のルール、徹底していただくとともに、歩道橋、また、横断歩道の要望がありましたら、是非前向きに様々な検討していただきたいなというふうに思っております。

私が住む南大分地域でも、約1キロメートルの区間で歩道橋しかないんですね。周辺に住む高齢者の皆様が要は道路を渡れないということで非常に苦勞されておまして、私、夜、そこを帰るときに必ず何人かが通っているんですよ。要は渋滞していないもんですから、結構飛ばします。大体40キロメートル、50キロメートルですね。そしたら、やっぱり突然高齢者の方が、ぱっとライトで当たって見えるっていうことが多々あるんですね。どうしても今暑くなってきましたから、高齢者の皆様は、朝早く、また、夜遅くに出かけられて、そして、コンビニが近くにあるもんですから、コンビニエンスストアに行かれたりとか、そういった生活のス

タイルがありまして、本当に危ないなというのはいつも肌身で感じている次第でございます。

こういった事象というのは、私が住むこの南大分地域に限らずに、大分県内様々なところでたくさんあると思いますので、是非、地域の声をしっかり一つ一つ吸収していただければと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

では、最後に、給食費の無償化についてお尋ねします。

2023年6月に閣議決定された、こども未来戦略方針では、子育てでの経済的、精神的負担感を軽減していくとの方針の下、小・中学校の学校給食費の無償化の具体策を検討するとされております。

本年2月には、我が公明党と自民、日本維新の3党合意により、2026年度に、まずは小学校から無償化を開始するとし、中学でもできる限り速やかに始めるとの報道がなされているところであります。無償化については、子どもの貧困など、社会的格差の解消という観点や保護者の家計や心理的負担の軽減という観点からもその必要性は高く、特にコロナ禍や物価高騰により収入が減ってしまった家庭においては、保護者の経済的な安心感を向上させ、子育て意欲を高めることが可能になると考えます。

一方で、給食費の無償化のためには、その財源が必要になるといった課題もあります。また、給食費を補うための予算の増大を抑制しようとして、給食の品質や栄養バランスが低下してしまうようなことは避けなければなりません。学校給食の無償化については要望も多く、今後の動向を見守ってまいりたいと思いますが、現在、国において具体的な制度設計が行われているところであり、県としても実施主体となる市町村と密に連携し、円滑な導入を実現していただきたいと思っております。

こうしたことを踏まえ、今後、県内における給食費の無償化についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

学校給食は、児童生徒の健やかな成長と健康を支える教育の一環であり、給食費の無償化は、家庭の経済的負担を軽減するだけでなく、子どもの貧困対策にもつながる重要な取組と考えております。

このため、県では、昨年度から給食を提供する県立の特別支援学校等において給食費を無償化したところであります。一方、市町村においても、現在8市1村が小・中学校の給食費を無償化、2市が中学校のみを無償化、また、別の2市では2人目まで半額、3人目以降無償などといった、子どもの数に応じた一部無償化を行っています。

本来、学校給食は、公平性の観点から全国一律の制度であるべきであり、現在、国において進められている無償化に向けた具体的制度設計の検討状況を注視しているところであります。また、小・中学校全体の給食費無償化には多額の予算を要することから、地方負担が増大しないよう、引き続き全国知事会等を通じて国に要望していきたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございます。

どうしてもやっぱり予算というところもありますので、我々も引き続き国に対しては強く要望していききたいと思っております。

今、正に答弁でもおっしゃったように、やはり自治体においては、小刻みにそういった無償化に準じた施策をされている自治体もあります。やっぱり同じ大分県内に住んでいらっしゃるのに、平等にそういった無償化になっていないというところもございますので、そこはしっかりと今後我々も要望として取り組んでいきたいと思っております。

昨日、森議員からも要望がありましたけれども、県内全ての市町村において中学校の給食費が無償化になった場合、県立豊府中学校に関しては、現在給食の制度がありません。昨日、教育長も答弁されておりましたけれども、やはり私もこの地域に住んでいるんですが、この豊府中学校の保護者の方からは、何とか給食制度をつくってほしいという声はたくさんお聞きして

おります。

さらに、これはなかなか難しいと思うんですが、豊府は中学校と高校が同じ敷地内に併設しているということもありますので、この中高一貫した教育で、給食に関してもいいんじゃないかなというふうに思っております。是非また検討いただければと思います。

そして、給食に関してもう一つお伺いいたします。

給食は子どもたちの健康にも寄与する大事な制度であります。そのため、この品質の保証というのは非常に大事なんですけども、残念なことに、昨年、大分市の小学校、2校の中学校の給食に異物が混入した事案が発生しました。幸いなことに人的被害はありませんでしたけれども、とても心配しました。この事案に関しては、共同調理場の調理器具の部品劣化が原因と判明しております。そこで、今後、県として調査や更新への指導等を率先して行うべきではないかと思いますが、この各市町村への対応について見解を伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

まず、1点目の豊府中学・高校への給食の実施の件ですけれども、まず、豊府中学の給食については、昨日、森議員へ答弁いたしましたように検討の必要性を感じております。実施に必要な施設整備、あるいは財政面を含めた課題も含め、急ぎ整理検討してみたいと考えております。

それから、豊府高校について、これもちょっと昨日申し上げましたように、そもそも高校は学校給食法上、給食を提供する対象となっていないということで、やはり高校の給食についても全国一律に実施されるべきものであると思いますので、これについても、また、国における検討を待ちたいというふうに考えております。

給食への異物混入については、今年に入って4件発生したということで、大変遺憾に感じております。県教委といたしましては、毎年、調理員や栄養教諭等を対象にした研修を実施して、調理器具の定期点検や更新、調理過程における

衛生管理の徹底を指導しているところでありますが、今回の相次ぐ事件発生を受けまして、全ての市町村教育委員会に対し、改めて点検を行うように緊急に通知を行ったところであります。現時点で全ての給食調理場で点検が完了したことを確認しております。

今後とも市町村と連携して、児童生徒が安心して給食を摂取できるような環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

嶋議長 澤田友広議員。

澤田議員 ありがとうございました。

今の御答弁を聞いて安心しました。また今後ともしっかりと安全な給食確保に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で澤田友広議員の質問及び答弁は終わりました。小川克己議員。

〔小川議員登壇〕（拍手）

小川議員 本日の最後でございます。よろしくお願いしたいと思います。

質問に入る前に一言、利光商工観光労働部長におかれましては、3年間でありましたけれども、大分県の振興・発展のために大変御尽力いただきましたことにお礼を申し上げて、本省に帰ってからの御活躍と同時に、今後ともこよなく大分県を愛していただいて、支えていただいて、佐藤知事をさらに支えていただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って質問に移らせていただきたいと思います。

まず、農業政策について2点お伺いします。

まず、1点目が、農業振興について。

近年、日本の農業は、かつてないほど多くの課題に直面しています。中でも我が国の食料自給率は38%と低水準にとどまっており、国際的な価格変動や供給途絶に対して極めて脆弱な食料供給体制となっております。加えて長引く円安や国際情勢の不安定化によって、飼料・肥料価格が高騰し、生産コストは増大、農家の経

営はかつてないほど厳しい局面に直面しています。

さらに、昨今問題となっている米価格の高騰に見られるように、品不足や価格の大幅な上昇、流通の混乱といった現象は、正に食料安全保障の根幹を揺るがすものと言えます。この背景には、かつて生産調整やコロナ禍による需要変動の影響などが挙げられますが、いずれにせよ、一日も早く消費者が安定的に米を入手できるとともに、稲作農家の方々が安心して経営を継続できるように、国への働きかけなどを県としてもできる限りの対応をお願いしたいと思います。

こうした中、食料安全保障の確保を図るためには、やはり地域農業の持続的な発展を実現することが不可欠だと考えます。国においては、みどりの食料システム戦略をはじめとする各種方針が示されています。県としても、これまで農業の構造改革や経営強化に継続的に取り組んでおられるところですが、県民の食を守るという広い視点から、さらなる農業の振興策を検討していく必要があると考えます。

一方で、現場を顧みれば、中山間地域の多い本県では、1経営体当たりの経営耕地面積が全国に比べて小さく、小規模な経営体は減少傾向にあるのに加え、高齢化や担い手不足といった構造的な課題を抱えています。また、鳥獣被害や農地の荒廃といった問題も深刻化しています。

農業者の声に耳を傾けると、もうからない、将来が見えないという理由で農業を離れる人が後を絶ちません。これに対応するには、農業はもうからないという固定観念を打破し、農業で生活が成り立つ、農業は将来性のある職業であると、希望を持って就業できる環境づくりを進めることが必要であると強く感じます。

県では、これまででもうかる農業を目指し、高収益な園芸品目への転換や規模拡大などにより、農業の成長産業化を推し進めているところですが、今回の米国関税交渉における農産物の輸入拡大や米の価格高騰を踏まえた政策転換のような問題が起こると、農業者は不安を抱き、今後の経営に悲観的になってしまうのではないかと危惧しています。

農業は、単なる産業にとどまらず、地域社会の基盤であり、環境保全や文化の継承にも深く関わる重要な分野です。県民の命と暮らしを守る観点からも、現場の努力と意欲を政策的にしっかりと支え、誰もが誇りとやりがいを持って取り組める農業を築くことが県政の重要な使命と考えます。

こうしたことを踏まえ、今後、農業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以下、対面席にてお願いします。

〔小川議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの小川克己議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 小川克己議員の農業振興についての質問にお答えいたします。

本県農業は、現在の国際情勢の不安定化や気候変動など幾多の変化に直面する一方で、食料安全保障の観点からは国産化の機運が高まるなど、一部には追い風も受けているところでございます。こうした変化に柔軟に対応するとともに、好機をしっかりと捉えて、本県農業を将来にわたり持続的に発展させていくことが必要となっております。

そのため、農林水産業振興計画では、とりわけ今後の農業従事者の減少も見据えながら、経営体と産地の両面から生産性の向上を図り、農業の成長産業化を目指すこととしております。

経営体の育成については、省力化等を進め、収益向上を図っています。優良農地の集積、集約化や園芸基幹品目の拡大に必要な設備導入を支援するとともに、衛星データを活用した生育管理や自動操舵システム等のスマート農業技術の導入など、経営拡大に向けたチャレンジを後押ししていきます。

産地の拡大については、マーケットに対応した生産基盤づくりを推進していきます。国産需要が高まる花樹や加工業務用野菜の大規模園芸団地を県内各地で整備するほか、圃場の大区画化、汎用化等を進めてまいります。

こうした両面からの取組により、収益性が高

いもうかる農業を実践する中核的経営体が増え、産地が活性化することで、多くの新規就農者や資本力ある企業など、新たな担い手と呼び込む好循環が各地で生まれてきつつあります。

九重町でも国内有数のねぎ生産量を誇る参入企業が遊休農地を再生して大規模生産を始めており、さらなる拡大が計画されています。好循環をさらに推し進めるためには、労働力確保に向けた体制を整えておくことが大切でございます。ドローンを使った防除作業など、農業者を支援するサービス事業体の育成やマッチングを図り、労働力の外部化を進めてきているところでもあります。

また、中山間地において営農活動を持続するには、地域計画の見直しなど、各地域の実情に応じた対策が必要であります。市町等と農業成長産業化推進本部において、課題解決に向けた議論を進めているところであります。

現在、国では、水田政策の在り方も含めまして農政についての検討がなされております。その動向も見据えながら、関係機関と力を合わせて、本県農業の振興に取り組んでまいります。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 ありがとうございます。

ピーマンが、我々は60億から70億に持っていくのも大変だろうというふうに思っておりますけれども、昨年は100億を突破するというようなことで、非常に、これから若い人たちにとってはもうかる農業を実感しながら取り組んでいけるというふうに思っております。

さきほど来から集約化やスマート農業、あるいはまた、ドローンを使ったとかというような話もありました。常々いろんな意味で、支えるばかりで農業はもうからんじゃねえかと部長も思っておられるかもしれませんが、これはもうどうしてもやっぱり支えてもらわないと、私はどうにもならないというふうに思っておりますので、他県並みに農業産出額が上がるように、是非今後とも御支援、御協力を賜りたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いします。

それから、次に、畜産振興についてお伺いし

ます。

令和7年度は県の長期総合計画と同じくして策定された大分県農林水産業振興計画の実行元年であり、ビジョンの実現に向けた取組を加速する重要な1年になると考えています。これまでの取組において、ねぎの産出額が100億円を突破したことなど、園芸振興に関する明るい話題があった一方、畜産振興では、最近の産出額は増加しているものの、長引く円安やウクライナ情勢等の影響を受けて飼料価格は依然として高止まりの状況が続いており、畜産農家は厳しい経営を強いられています。

このような中、肉用牛においては、昨年、玖珠町に設置されたキャトルステーションが本格的に稼働し、畜産農家から預かる子牛の頭数が徐々に増加していると聞いています。この取組で担い手の規模拡大が進むことはもとより、キャトルステーションを軸として発育のよい子牛が増えることで市場が活性化することを期待しているところでもあります。

また、全国的に和牛子牛の上場頭数が減少していることから、本年3月には、和牛子牛価格が2年ぶりに60万円台になっており、県内の子牛価格を見ても、全国と同様、少しずつ上昇していることが分かります。この機を捉え、肉用牛の増頭や品質向上を図るなど、収益性の向上対策に取り組んでいくことが重要であります。

他方、酪農においては、生乳取引価格が上昇傾向であるものの、生産コスト上昇分を吸収するほどの値上げ額には至っておりません。こうした状況に対応するため、販売価格の高い交雑種等を種つけし、子牛を販売してきました。その結果、後継牛が減少し、今後の生産乳量が大幅に減少することが危惧されており、酪農経営基盤の強化に向けた後継牛の確保策も必要と感じています。

こうしたことを踏まえ、畜産農家の経営を改善するとともに生産基盤の強化を図るため、今後、畜産振興にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

嶋議長 渚野農林水産部長。

渚野農林水産部長 お答えいたします。

昨今の飼料価格高騰等によりまして、畜産経営が厳しい中においても、将来を見据え、関係者が一体となり、スマート機器導入による省力化、そして自給飼料の生産拡大等、耕畜連携の取組を推進してきたところでございます。

最近では、価格の高騰が見られるものの、今のうちにさらなる品質の向上と生産性の向上に取り組んでおくことが重要だと思っております。

肉用牛においては、肉質に優れた子牛を生産するため、ゲノム検査を活用した優良な遺伝子を持つ繁殖雌牛への早期転換を進めているところでございます。また、約1年前から稼働しておりますキャトルステーションは、価格面や出荷労力の軽減等で生産者からも好評を得ております。今年度は、呼吸器疾患をはじめとします疾病予防実証にも取り組みまして、その結果を地域に還元し、発育優良な子牛の出荷を増やすこととしております。加えまして、新規就農者等の意欲ある担い手に対する施設整備や繁殖雌牛の導入も支援してまいります。

酪農においては、乳量の多い後継牛の確保に向けまして高能力な乳牛の受精卵導入やゲノム選抜を進めています。また、今年度からは、ホルモン処置を行う繁殖周期のコントロールにも取り組みまして、受胎率を向上させ、生産者の収益アップにつなげてまいります。

さらに、輸入飼料からの転換においては、コントラクターと連携して、青刈りトウモロコシの広域流通をすることに加えて、飼料用米の単収向上にも力を注いでまいります。また、新たに由布市や玖珠町等においても、草地基盤の整備を進めていくこととしております。今後も生産から消費に至る過程で関係者が役割をしっかりと担いまして、畜産振興にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 ありがとうございます。

本当に今年の3月から4月、5月、6月は若干下がりましたがけれども、それほど深刻というほどではありませんけれども、今の状況が続けば、畜産農家も意欲的に取り組んでいけるというふうに思っております。また、それぞ

れの市場でキャトルステーションから上場する子牛については、キャトルステーションというたすきをつけて入場するわけでもありますけれども、本当に改めてキャトルの牛は高いなというのを実感しております。もう半年前は、家畜市場に行くのがちょっと気持ちの上で何となく畜産農家の状況を見ると、足が向かないような思いもしましたがけれども、今年はそういうことで、農家の皆さん方も、あるいはまた、若い就農者も意欲的に取り組もうということでされております。したがって、様々な面でよろしく御指導賜りたいというふうに思っております。

それから、酪農です。慢性的な乳価の低迷、そしてまた、飼料価格が高騰というようなことで、本当に離農する方々が、正直申し上げて多くなっていました。何とか今後の牛乳をそれぞれの子どもたちに調達するためにも、ある一定程度の酪農は育てていかなければならないというふうに思っておりますので、これについても、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っております。畜産の振興については、そういうことで、引き続きよろしくお願ひします。

次に、子ども・子育てについて2点お伺いします。

1点目が、児童虐待対策についてです。

将来を担う全ての子どもたちがその権利が保障され、心身とも健やかに育ち、希望に満ちた生活を送ることができる環境づくりは、我々に課せられた大きな使命であるということは言うまでもありません。しかしながら、虐待による子どもの死亡事件など、痛ましい報道が全国で後を絶たず、令和5年度の児童虐待相談対応件数は全国で22万5,509件と過去最多を更新するなど、児童虐待は今なお深刻さを増しています。

現在、警察や教育現場などから通報体制は整備されていますが、依然として多くのケースが未発見のままであり、支援の手が届かない子どもたちが存在しているのではないかと懸念されます。

児童虐待が発生する背景には、家庭の経済的困窮や親の精神的、身体的な問題、社会的孤立

など複合的な要因があると考えられます。このような現状に対して、児童相談所のみならず、市町村や地域の支援団体など、県内全ての関係機関と連携を図り、オール大分県で、子どもが住み慣れた家庭、地域で安心して生活ができるように児童虐待の発生予防に全力で取り組む必要があると考えます。

一方で、子どもの生命、安全を第一に守るべく、やむを得ず親子分離を判断しなければならない場面も数多くあり、県内では約450人の子どもが児童養護施設や里親家庭等で生活しています。それら代替養育先では、子どもの心のケアや身の回りの世話など、日々尽力をいただいているところでありますが、子どもや保護者が、この先、一つ屋根の下で再び生活することを望むのであれば、一日でも早く親子関係を再構築し、家庭復帰を目指すための支援が必要です。家庭復帰に向けては、児童相談所が中心となった保護者に対する養育プログラムの実施、家庭復帰後の子どもの支援については、関係者と認識を共有した上で総合的な支援計画を作成する必要があると思います。児童虐待の発生予防策や家庭復帰に向けた子どもや保護者への支援、家庭復帰後のフォロー体制の構築など、児童相談所を中心としてオール大分で取り組む必要があるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、児童虐待対策にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いしたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 児童虐待対策についてでございます。

児童虐待対応については、困りを抱える子どもと家庭を早期に発見して、適切な支援につなげることが重要でございます。令和5年度の児童相談所への相談件数は、過去最多の1,852件となりました。これは経済社会の様々な要因があるほか、警察など関係機関との連携強化、虐待に対する県民意識の高まりの影響もあるのではないかなというふうに考えております。

相談件数の増加に対応するため、県では、児童相談所において、24時間体制で相談や虐待通告を受けているほか、本年4月には、児童福

祉司など6名を増員いたしました。加えて、対応が増加しています大分市を管轄する城崎分室を大分支所に改組しまして、意思決定を迅速化するとともに、子どもの生活環境の改善のために一時保護所の個室化等の改修を急いでいるところでございます。

また、市町村では、母子保健と児童福祉を一体的に所管しますこども家庭センターの設置が進んでおります。家庭訪問による見守りなどを通じて、困難を抱える子どもや家庭の早期発見と支援につなげているところであります。さらに社会福祉法人が運営します県内5か所の児童家庭支援センターでは、社会福祉士等が生活の困りなどの相談に応じており、各地域で虐待を未然に防止するための体制の整備が進んでおります。

こうした中で、様々な事情により家庭から離れて里親や児童養護施設で生活する子どもについては、本人の意見を聞きながら、家庭復帰や家族交流など、将来の見通しを持てるような個別の支援計画を作成しております。また、保護者に対しても、可能な限り子どもと再び一緒に生活や交流ができるよう、適切な養育スキルや関わり方を学習してもらうプログラムを実施しているところであります。

そして、家庭復帰の際には、児童相談所や市町村、学校、児童家庭支援センターなどが参加する要保護児童対策地域協議会において、援助方針を共有して役割分担を確認した上で、一人一人丁寧に支援しているところでございます。

今後とも、子どもの最善の利益を守りながら、関係機関と一層連携を深め、児童虐待対策に全力を尽くしてまいります。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 ありがとうございます。

もう本当に、豊後万歳でも、子どもが宝よ、じいさんが、ばあさんが宝よという節がありますけれども、本当に次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うと、もう本当に児童養護施設の重要性、あるいはまた、里親制度の必要性を強く感じているところであります。今お聞きしますと、児童福祉司、あるいは社会福祉士等々

も増強したというような答弁もいただきました。今後とも引き続き児童福祉に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、2点目の部活動の地域移行についてお伺いします。

国は、学校部活動の存続と教員の負担軽減の両立を図るため、公立中学校等の学校部活動を可能な限り早期に地域に移行するという方針を示しています。令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、実証事業等に取り組み、先月には最終取りまとめを行っています。その取りまとめでは、地域移行から地域展開という名称に変更することや、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題解決に向けた方策等が見いだされているといった成果などが示されました。これまで休日の移行に加え、平日の移行も視野に入れることとしており、令和8年度からの6年間を改革実行期間としてさらに取組を進めるなどとなっています。

本県においても、こうした国の動きを受け、学校部活動改革サポート事業に取り組んでおられます。この事業の中では、地域クラブ活動の運営主体と学校との調整等を担うコーディネーターを各地域に配置するとともに、指導者への謝金や生徒の移動手段の確保などといった運営経費に対し助成をしております。

このような支援もあり、実際に県内でも地域移行の具体的な動きが出てきています。例えば、玖珠町では、町内唯一の中学校の部活動を全面廃止し、民間が主体となって運営する地域クラブに移行するとしています。もちろんすぐに完全移行というのは難しいため、まずは休日の部活動を原則として取りやめ、令和10年度までには平日の部活動も全て廃止するという段階的な移行を進めるとしています。

こうした取組は、地域全体で子どもたちの成長を支えようという大変意義深い挑戦であると高く評価する次第であります。

一方で、これまでの学校が担ってきた教育的役割や子どもたちの安心・安全な活動環境をどのように地域で維持確保していくかということ

は、引き続き課題として認識しなければなりません。

そこで、これまでの取組の成果も含め、今後、部活動の地域移行にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

県では、令和7年度末までに休日の部活動を地域へ展開することを目指し、県独自の補助事業の実施や指導者人材バンクの設置等により市町村を支援してまいりました。来年度は、12市町村が地域クラブ等で休日の部活動を実施予定であり、現在、各市町村で可能な種目から段階的に取組を進めているところです。

こうした取組の成果として、今年度の中体連の大会には100以上の地域クラブが参加し、小規模校では難しかったサッカーやソフトボール等の団体種目にも新たに生徒が出場できるようになっています。

また、さきほど議員からも言及がありましたが、玖珠町では、宇宙科学やWeb開発など最先端の知識や技術を学べる民間主導の地域クラブが設立されており、全国的にも珍しい取組として注目されております。

議員御指摘とおり、部活動の地域展開においては教育的意義の継承と安全な活動環境の確保が重要な課題であり、その対応には指導者の確保と資質向上が不可欠です。そのため、県内大学生を対象とした指導者養成プログラムの導入や公認資格を有するスポーツ少年団関係者等への働きかけの強化を進めており、教育観と倫理観を兼ね備えた指導者の人材バンク登録拡大に努めてまいります。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 中学校の部活動については、今、山田教育長からありましたけれども、もう本当に働き方改革もありますが、警察とかも一緒ですけども、非常に皆さん方からは注目をされた職業であるにもかかわらず、だんだんだんだん教員志望が減ってきています。

私どもも非常に残念でありますけれども、地域と共に子どもたちを健やかに育てていくとい

うことは大きな意味があるというふうに思っております。引き続き状況を注視しながら、学校部活動の地域移行に向けてトータル的に支えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、3番目の県民の安全・安心についてお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目が、防犯カメラの設置についてであります。

近年、全国的に犯罪の多様化、巧妙化が進む中で地域の安全・安心をどのように確保、維持していくのが重要な課題となっております。実際、全国的にも本県においても、ここ数年、刑法犯認知件数が増加に転じているところです。記憶に新しいところでは、SNSや闇バイト掲示板を通じて若者をリクルートし、強盗に関与させるという全国的な広域強盗事件が相次いで発生しましたが、こうした事件は、一般家庭も被害対象になるなど、どこでも起こり得るという不安感を社会にもたらしました。最近では、通り魔的な犯行が連日報道されるなど、感覚的にも治安が悪化していると思っている県民も多いのではないのでしょうか。

このような状況を改善するには、やはり警察の力に期待したいところですが、地域の安全・安心を警察だけに頼ることは限界があると思えますし、長年にわたっての地域の防犯を担ってこられた自主防犯パトロール隊の皆さんも高齢化や担い手不足に直面しており、その構成員数は年々減少しています。こうした人的な防犯体制が縮小傾向にある中で、無人かつ客観的に24時間見守りが可能な防犯カメラは重要なインフラであると考えます。

県では、以前から自治会や商店街組合等で取り組む防犯カメラの設置に対し支援をしており、昨年度までに473台設置していると伺っています。カメラの設置によりコンビニ強盗犯の早期検挙や交通事故の被疑者の特定などの成果も出ており、犯罪抑止だけでなく、行政の効率化にもつながっています。今後は、こうした成果をさらに広げていくためにも、県として設置を希望する地域への支援を一層強化していく

ことが重要と考えます。

こうしたことを踏まえ、県民の安全・安心に向けた防犯カメラの設置にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

全国でいわゆる闇バイトによる強盗等が多発をしている中、防犯カメラは犯罪被害の未然防止、また、犯人の早期検挙に極めて有効であるというふうに認識いたしております。実際、本県においても、市街地を中心に防犯カメラが各種の事件事故の解決に大きく貢献しておりまして、防犯カメラは地域の安全・安心を確保する上でなくてはならないものというふうになっております。

他方で、郊外では防犯カメラは必ずしも十分に設置されていないというのが現状でございます。

県警察といたしましては、これまでも犯罪の発生状況や、また、住民の要望なども踏まえまして、市町村や自治会等に街頭の防犯カメラ設置を働きかけるとともに、その設置促進のために、自治会等に対しましては設置に要する経費の一部を補助するなどしているところでございます。加えて、今年度の当初予算では、そうした経費の補助額というのは、前年と比べて増額もいたしております。さらに今年からは、家庭用の防犯カメラの設置促進のため、国の交付金も活用した補助事業の実施についても市町村に働きかけをしているところでございます。

防犯カメラは、地域における現在及び将来にわたっての安全・安心の確保に大きく貢献するものというふうに認識しておりまして、引き続き設置促進を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 警察本部長の力強い答弁に非常に感動いたしました。

プライバシーとかいろいろ申される方もありますけれども、犯罪の抑止、そういった意味合いで防犯カメラが非常に効果を現しているとい

うふうに実感しております。

別府署管内で3年前に発生したひき逃げ事件については、今年、殺人犯というようなことで全国に指名手配されました。

あれあたりにしても、防犯カメラの追跡で、はだして逃げていく状況を見たときには、これはすぐに検挙されるだろうというふうに思っております。しかし、まだまだまだに逮捕されておられません。大分東署管内でも、かつて、五條堀さんが不明になって、まだ何ら情報がないということです。防犯カメラをさらに強力に設置に努めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、警察官の人材育成についてお尋ねします。

警察官は県民の安全・安心を守るために日々重要な役割を果たしています。しかしながら、最近では全国的に警察職員による不祥事が続いております。県民の信頼が揺らいでいるのではないかと大変心配しております。

警察庁の発表によると、昨年1年間の懲戒処分を受けた警察職員は全国で239人、そのうち、強盗、詐欺、横領等によるものが52人と処分理由として2番目に多くなっているなど、その資質を問われるケースも多いのではないのでしょうか。

こうした事案は、警察全体の信頼を損ねるだけでなく、真面目に職務に当たっている多くの警察官の士気にも関わるおそれがあります。改めて警察官一人一人が高い倫理観と強い使命感を持って行動していただきたいですし、組織としても不祥事等を未然に防ぐ対策を講じることが急務だと感じています。

他方、あらゆる業種において人手不足が深刻化する中、警察職員も例外ではありません。苛酷な業務や不祥事等に起因する警察官という職業の魅力の低下は、志望者の減少に一層拍車をかけるのではないかと危惧しています。

こうした中で、常に県民からの期待と信頼に応える行動を意識する必要があるという職責が求められる警察官ですが、その高い資質を備え

た優秀な人材をどのように今後確保していくのか、いかにして意欲と使命感を持って職務に臨める人材として育てていくのかが問われていると思います。

そこで、警察官の人材育成についてどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

県警察が県民の期待と信頼に応える組織であるためには、高い意識と能力を備えた優秀な人材が不可欠であります。一方で、そうした優秀な人材から選ばれるためには、県警察が、個性をいかし、能力を発揮できる魅力ある組織であることが重要であるというふうに考えております。優秀な人材の確保育成と魅力ある組織づくりは、どちらが欠けてもうまくいくものではございません。両輪で取り組んでいくことが肝要であるというふうに認識いたしております。

人材育成に関しましては、様々な機会を通じて、職員が高い規範意識と必要な知識、技能を備えることができるように取り組んでいるところでございます。例えば、警察学校等において、採用時、昇任時の研修や、また、専門分野ごとの研修を実施しているほか、職場においても日頃の指導や業務を通じて規律保持の徹底と、また、職務遂行能力の向上を図っているところでございます。

組織づくりに関しましては、面談等を通じ、各職員の苦労や悩み、仕事への思いや将来の希望等についても丁寧に把握するようにしております。それらをしっかりと受け止め、応えていくことにより、職員が個々の持ち味を生かして能力を発揮することのできる士気の高い組織の実現を図っているところでございます。

こうした取組により、優秀な人材の確保育成とその能力をいかすことのできる魅力ある組織づくりを進め、県民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 ありがとうございました。

かつて、私どもも、警察というと一歩引いて

おりましたけれども、本当に今、民主的に様々な犯罪の抑止等々に御尽力をいただいておりますので、引き続き高い倫理観の下に警察官の指導に御尽力を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、県道戸畑日田線の整備についてお尋ねします。

県民の安全・安心を実現する上では道路整備も重要であります。災害時には救急救命活動や緊急支援物資の輸送、避難路としての役割を果たす命の道の確保が欠かせません。急峻な地形の多い玖珠・日田地域では、河川の氾濫や法面の崩壊等により度々道路が寸断されることがあります。

こうした状況から、ふだんは生活道路としての住民の暮らしに欠かせない存在であるという側面に加え、いざという場合には命の道として重要な役割を担っている路線も多いのが現状であります。中でも、県道戸畑日田線は、玖珠町戸畑と日田市元町をつなぎ、地域間の連携、交流を支える欠かせないインフラとして多くの方々に利用されています。

それと同時に、記憶に新しい令和2年7月豪雨の際には、長期間全面通行止めとなった国道210号の迂回路として、地域住民にとって重要な役割を果たしたところであります。

他方、この戸畑日田線は道幅も狭く、道路の線形も悪い区間が続くことから、沿線住民の要望等を踏まえ、車道拡幅、線形改良工事が進められてきました。現在、日田市の東部に位置する東有田では道路改良が進んでいますが、玖珠町の戸畑では、まだまだ狭小な道幅で線形不良な道路が続いている状況です。付近には高塚愛宕地蔵尊もあり、地域住民のみならず、域外の方々も多く利用する路線であり、通行の安全性を確保する上でも、一日も早い改良工事の実現が期待されているところです。

そこで、事業中の工区の進捗状況を含め、県道戸畑日田線の整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県道戸畑日田線は、地域の生活道路であるとともに、地域間の連携や交流を支える重要な道路であるものの、日田市と玖珠町との境界付近では道幅も狭く、急峻な地形で見通しの悪い箇所が続いている状況です。そのため、日田市側、玖珠町側の両側から順次道路改良工事を進め、現在事業中の箇所の早期完成に努めているところでございます。

日田市東有田地区では、令和3年度から延長約440メートル間で事業化を行い、5年度末までに約160メートル間を供用し、現在、用地買収や河川の付け替え工事などを進めています。また、玖珠町戸畑地区でも、令和3年度から延長約700メートル間で事業化を行い、関係者の御協力もいただきながら、昨年度から用地買収に着手したところでございます。

残る未着手区間は、特に高低差が激しい箇所であります。多額の費用と長い期間が見込まれます。地域の方々の意見を参考に事業を実施している区間の進捗状況を勘案しながら、今後、整備について検討してまいります。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 小野土木建築部長におかれましては、今、日田市東有田の月出山付近だろうというふうに思っておりますけれども、日田市側は着々と進んできました。しかし、まだまだ残りが、4、5キロメートルあるわけで、正直申し上げて、離合もできないような道路でありますので、できるだけ予算措置等を講じていただいて、210号が通れない、高速道路が通れないということがあるので、そのような代替道路としての整備、これを限りなくやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、民生委員の一斉改選についてであります。

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設され、100年以上の歴史があります。制度開始当初から一貫して生活困窮者の支援に取り組んでおり、戦後間もない昭和23年に民生委員法が制定されてからは、時代の変化に応じた新た

な活動に取り組むなど、地域福祉の増進のため、常に重要な役割を果たしてきました。また、民生委員は、地方公務員として非常勤の特別職にも位置付けられており、高い公益性を有しています。近年は、高齢化の進行や単身世帯の増加、地域住民相互のつながりの希薄などの社会変化の中で、孤独・孤立、児童虐待、ひきこもりなどの課題が増加していることもあり、地域の身近な行政相談、見守り役、専門機関へのつなぎ役として、その活動に対する期待がますます高まっています。

一方で、民生委員の業務が多岐にわたっていることから、負担に感じている方が多く存在しているのも事実であります。そのため、委員の選任に苦慮する市町村が多く、また、近年では委嘱後1年以内で辞任する人の割合が増加しているなど、このままでは民生委員による地域福祉活動の維持が困難になってしまうのではと危惧しているところであります。

折しも、今年は3年に一度の一斉改選が行われる年であります。今年度の当初予算には民生委員確保のための事業が計上されていますが、県と市町村が緊密に連携して、民生委員の担い手確保に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、県として、民生委員の一斉改選に向け、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県内の民生委員は、本年4月1日時点で定数2,993人に対しまして、充足率は97.9%でありまして、63人の欠員が生じております。県では、新任委員への手引書やQ&A集の配付のほか、経験年数に応じた研修の実施など、きめ細かな支援を行っており、充足率は全国平均を上回っておりますけれども、担い手の確保は喫緊の課題と認識しております。

そこで、12月の一斉改選に向けて、市町村や各民生委員協議会が取り組む確保策、例えば、民生委員のOBによる新任委員との同行訪問などのサポートに加え、タブレットの活用やオンライン会議による業務の効率化などに対して助

成いたします。

また、働きながら活動する民生委員もいらっしゃるため、企業や団体へ協力を依頼するとともに、退職予定の自治体職員に向けた民生委員活動の周知も新たに行っております。さらに、円滑な民生委員活動には住民の理解が欠かせませんので、県や市町村、社会福祉協議会の広報紙等を通じて、見守り訪問活動など、その内容の周知に力を入れております。こうした支援策を通じまして、市町村における民生委員の確保を図ってまいります。

嶋議長 小川克己議員。

小川議員 民生委員も本当にこの地域の支え合おうといひましようか、大変なこの任務の中で、もう辞めさせていただきたいというのが本音でございますので、引き続きよろしく願いしておきたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。（拍手）

嶋議長 以上で小川克己議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。

日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日は、これをもって散会します。お疲れさまでございました。

午後2時40分 散会

令和7年第2回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月20日（金曜日）

議事日程第4号

令和7年6月20日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

第2 特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

日程第2 特別委員会設置の件

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 大友 栄二
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	井下 秀子
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

さきの令和7年第1回定例会において採択した請願の処理結果報告については、お手元に配付の請願処理結果報告のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

本日の議事は、議事日程第4号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長 第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。岡野涼子議員。

〔岡野議員登壇〕（拍手）

岡野議員 おはようございます。5番、自由民主党、岡野涼子です。

一般質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。そして、本日は日田市から多くの方が傍聴に来てくださっています。朝早くから本当にありがとうございます。今回も大分県全域に係る諸課題から、地元日田市に直結している課題について質問させていただきますので、知事はじめ執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。

県民の安全・安心について質問させていただきます。

災害に強い県土づくりについて。

今年も梅雨の季節となりました。本県でも先日、梅雨入りが発表された途端、避難等の警報が発令され、またこの季節が来たのかと不安になりました。昨年を振り返りますと、梅雨前線豪雨による三郎丸橋の被災に始まり、台風第10号では国東半島中心に県内各地で大雨が降り、道路や河川護岸が崩壊し、広範囲にわたって浸水被害が発生するなど、災害の多い大変な1年でした。

近年、気候変動の影響による自然災害の激甚化、頻発化が叫ばれておりますが、新たな長期総合計画の安心分野において、先頭に強靱な県土づくりの推進を掲げられた知事とは、災害対策の重要性において思いを一つにしていると感じているところです。

山間部が県土の7割を占める本県においては急峻な地形が多いことから、土砂災害の防止対策にも力を入れる必要があります。土砂災害警戒区域の指定は着実に進む一方で、その箇所数は2万5千か所を超えており、要対策箇所の整備率は3割程度にとどまるなど、手を緩めるこ

となく取り組んでいかなければなりません。

昨日策定されました第1次国土強靱化実施中期計画においては、前計画を5兆円上回る20兆円強の事業費が確保されるなど、豪雨災害も含めその対策が強化される見込みであり、本県においてもこれらの事業を活用した県土の強靱化が望まれます。

こうしたことを踏まえ、昨年発生した災害の復旧状況と今後の見通しも含め、県として災害に強い県土づくりをどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

以降については、対面席から行わせていただきます。

〔岡野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの岡野涼子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。岡野涼子議員の災害に強い県土づくりについての質問にお答えいたします。

近年の災害は全国的に頻発、激甚化しており、本県においても昨年6月の梅雨前線豪雨や8月の台風第10号により、県内各地で甚大な被害が発生いたしました。

このうち日田市の三郎丸橋では、令和8年度内の完成を目指し、国や市と連携をしながら、スピード感を持って復旧を進めているところであります。

また、台風第10号では、県管理河川などの公共土木施設が385か所被災しました。人家等に接する箇所では、河岸の補強や堆積土砂の撤去など、応急対策は既に終えています、引き続き、避難等の備えは必要な状況にあります。

本復旧については、現在、被災箇所の約8割で工事を進めております。9月末までには全ての箇所に着手いたします。出水期間においても、十分な安全対策を講じた上で、最大限工事を進め、一日も早い復旧に全力で取り組んでまいります。

このように繰り返される災害に対し、長期総合計画では、安心分野の先頭に災害に強い県土づくりを掲げ、流域治水や土砂災害対策の推進

等に取り組んでいるところであります。

まず、流域治水では、氾濫をできるだけ防ぐ対策が特に重要です。気候変動に伴う降雨量の増加に対応するため、堤体のかさ上げなどを行う安岐ダム再生事業を着実に進めています。

また、津久見川では、河川改修が完了していたため、台風第10号の浸水被害を防ぐことができました。現在、河川改修を進めている玖珠川や山国川等も早期完成を目指してまいります。

これらに加えて、農業用ダムやため池の事前放流、田んぼダムの推進など、流域のあらゆる関係者と協働して治水対策に取り組めます。

次に、土砂災害対策では、要配慮者利用施設や避難所がある区域を優先しながら、砂防ダムや急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所数を226か所に倍増して進めており、引き続き早期完成に向けて取り組んでまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、安定的な予算の確保が必要不可欠であり、先日も国に強く要望してまいりました。

今月6日には、第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されましたので、本県としましては最大限これを活用して、災害に強い県土づくりをさらに加速、深化をさせてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 力強いお言葉、本当にありがとうございます。また三郎丸橋の迅速な対応も、本当に土木事務所の皆様にも感謝申し上げます。災害が今日、明日起こるかもしれないという不安の中で生活する地域住民の皆様にとっては、知事がこうして方向を示しくださることは大変ありがたいものだと思います。

先日、知事の提案理由の中でありました道路啓開計画、今年3月に改定されたということで、私も確認させていただいたんですが、実はその中に本県の、大分県中山間地等の孤立集落発生の可能性とその状況に関する調査というものがありました。調査の結果では、大分県内で孤立可能性がある集落数は1,202か所となっておりまして、実は全集落数に対する孤立集落数の割合が一番高いのが、大分県の中ではやはり日田市ということでございました。

このような計画の下に災害対応が行われているんだなと感じながらも、災害時、孤立集落になってしまう可能性の高い、日田市の場合でいいますと、上津江、中津江、前津江、大山、天瀬の皆様は安心・安全をしっかりと担保していただけるように、長期総合計画の強靱な県土づくりの推進を力強く推し進めていただきたいと思います。

続きまして、避難所の支援についてに移ります。

3月末、国の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが南海トラフ巨大地震の被害想定を見直し、その結果を発表いたしました。被害想定によると、本県では最大1万8千人の死者、約20万人の避難者が発生する可能性がありますとされています。特に発災直後には避難所の混乱が予想され、さらに避難生活が長期化することで、避難者の健康状態や安全確保が深刻な問題となることが懸念されています。

昨年1月1日に発生した能登半島地震では、ボランティアの受入れ体制が十分に整っておらず、支援のミスマッチが生じた点が指摘されます。支援を必要とする人と、提供可能なボランティアとの間で適切な調整が行われず、結果として十分なサポートが行き届かない状況が発生しました。また各避難所では、その設置や初期運営に混乱が生じたことに加え、寒冷環境の影響を受け、温かい食事の提供が求められていたにもかかわらず、調理器具や食材の不足、さらには人員不足により、炊き出しの供給が遅れたといったことも報告されています。さらに、避難生活の長期化に伴い、心身の不調を訴える避難者が増えているとのことです。

防災対策においては、ハード面の整備だけでなく、ソフト面の充実についても、事前に対策を講じておくことが極めて重要です。

こうしたことを踏まえ、今後、避難者の支援についてどのように充実させていくのか、具体的な方策について、生活環境部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

県では、避難者の支援強化を図るため組織改正を行いまして、この4月に協働・共助推進室を設置いたしました。また、能登半島地震の避難生活で課題となりましたトイレ、ベッドの確保や温かい食事の提供など、いわゆるTKB等をはじめとする生活環境の充実が特に重要であると捉えまして、市町村等と連携し、事前の備えを進めているところでございます。

具体的には、振興局へのトイレカーの配備や簡易ベッドの備蓄に加えまして、ソフト対策として避難所の初動体制の指導や助言ができる人材の育成に向け、避難所運営コーディネーターを今後3年間で100人養成する予定です。

また、避難者からの多様なニーズに対応して、県内のNPOなどが効果的に活動できるよう、今回八つの団体から補助金申請のありましたキッチンカーやペットの移動診療車など、支援に必要な資機材の導入に助成を行うことといたしております。

さらに、被災地ニーズの把握、それとそれに対する支援調整を行い、県内外の専門ボランティアのコーディネートを担う災害中間支援組織の設立について、準備段階からサポートしてまいりました。来週24日に設立総会が開かれますが、その翌日25日には、設立しましたその新団体と県と全国組織の団体との3者で協定を締結し、支援体制を整える予定でございます。

今後とも、有事の際、避難者にきめ細かな支援が行き渡りますよう、市町村はもとより、県社協、NPOなどの関係機関と連携し、取組を進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。災害発生後の対策、本当に日頃の準備がとても大切だと感じております。さきほど御答弁の中にありました、大分県西部地域キッチンカー連絡協議会、今、西部振興局の皆様が中心に非常に頑張ってくれているんですけれども、災害時に機動力のあるキッチンカーで温かい食事を提供する仕組みをつくろうとしてくれております。令和6年2月には、玖珠町の山浦地区の避難訓練の際に、大規模災害を想定した避難所訓練、支援訓練を

実施して、キッチンカーで食事の提供をしたところ、アンケート結果では、その必要性の項目が、なんと必要ありで100%の回答だったということで、非常に有効だというふうに感じております。

また、日田市では、水環境ネットワークという民間団体が防災かわら版という取組で、自分たちで自分たちの地域の危険箇所を紹介したり、土のうを作ったり、それをポスターや動画で配信しているんですけれども、この企画、一から子どもたちがつくっているということで、幼い頃から防災意識を高めるというのも非常に重要なんだなというふうに思っております。

もちろん避難訓練は災害時の備えなので、楽しいだけでは駄目ですけれども、キッチンカーと協働したり、体験型を取り入れたり、是非コミュニティの中で地域住民の方々の顔と顔が見える、それが地域力につながると思いますので、民間の協議会やNPOと連携して、災害を身近に捉えてもらうための環境づくり、行っていたいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

誰もが活躍できる社会づくりについて、女性の活躍推進について。

社会のあらゆる分野で性別による差別をなくすことを目的とした男女共同参画社会基本法が平成11年に施行され、20年以上が経過しました。総務省の労働力調査によると、15歳以上65歳未満における女性の就業率は年々増加し、平成17年の58.1%から令和6年には74.1%と、女性の社会参画が進んできたことがうかがえます。

その一方で、日本の少子高齢化は深刻化しており、総人口は減少の一途をたどっております。国立社会保障・人口問題研究所によると、日本の将来推計人口は、2056年には人口が1億人を下回り、15歳以上65歳未満である生産年齢人口は、ピークである1995年の8,726万人から2070年には4,535万人まで減少する見込みです。このような少子高齢化の状況に対応するためには、誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境づくり、中でも女性の

さらなる活躍推進が不可欠だと思います。

県内に目を向けますと、令和2年度には11.4%であった管理職に占める女性の割合が令和6年度には13.3%となるなど、女性活躍は、少しずつではありますが、進んできています。しかしながら、女性登用にあって、家庭との両立が難しい、必要な知識や経験を有する女性を育成する場がないなどの課題を抱えている事業所も少なくないことから、女性に選ばれる魅力的な職場づくりに取り組む事業所を支援することが非常に重要であると考えます。

女性が働きやすく存分に活躍できる社会の実現に向けて、家庭、職場、地域での意識の変革を促すとともに、業種、業界ごとに抱える様々な問題を解決するための具体的な対策について、県においても議論する必要があるのではないのでしょうか。

このような状況を受け、県は、女性活躍応援県を宣言し、県独自の企業認証制度を始めるなど、様々な取組を行っておりますが、県内における女性活躍の現状をどのように捉え、今後どのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 女性の活躍推進についてでございます。

誰もが生き生きと活躍できる共生社会おおいの実現には、女性の活躍が不可欠でございます。県では、これまで、女性活躍応援県おおいの旗印の下、建設や交通なお、女性が少ない分野で活躍する女性にスポットを当てた情報発信など、経済界と連携した様々な取組を行ってきました。

昨年度実施した県民意識調査では、女性が仕事を続けたほうがよいという意識は男女問わず高いものの、実現には周囲の理解や労働環境等が課題との回答が女性から多く寄せられたところであります。また、男は仕事、女は家庭との考え方が若年層には全く支持されていない一方で、高年齢層にはまだ残ることも分かりました。

こうした女性や若者の意識と、職場や社会とのギャップが、女性の活躍を阻害する要因の一

つというふうに言われております。

そこで、女性の継続就労と職場や社会の意識変革を促すために、三つの取組を推進しているところであります。

一つ目は、企業に対する支援であります。女性の働きやすい環境づくりに積極的な女性活躍推進宣言企業は456社まで増え、管理職比率等の基準を満たした、おおいキャリアエール認証企業も71社に達したところでございます。こうした先進企業に見える化を推進するとともに、就労環境の改善や女性の職域拡大などに取り組む企業への支援も充実いたします。

二つ目は、女性に対する支援でありまして、妊娠、出産など女性のライフイベントを見据えたキャリア形成を支援するセミナーや、業界ごとのスキルアップ講座などを開催するとともに、企業の垣根を越えた女性ネットワークの構築も進めてまいります。

三つ目は、仕事と家庭を両立できる環境づくりであります。男女が協力して家事や育児を担う共家事、共育ての推進や、性別による先入観を子どもが持たないよう親子ワークショップの開催等に取り組んでまいります。

この秋、幅広い業種、業界の女性たちと経済界の代表が意見交換を行うフォーラムを初めて開催する予定にしております。私も参加しまして、当事者の声をしっかりと伺い、今年度策定する次期の男女共同参画プランにも反映してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。フォーラムも大変期待するところなんですけれども、知事、毎回毎回、私、女性活躍の項目ですみません。女性議員が少ないので、伝え続けることが私たちの役割だと感じています。

そういった中で、実はちょっとうれしいことがあります。女性活躍応援県おおい認証企業、昨年的一般質問の中で、羅列されるだけで非常に見えにくいというお話をしました。すると、キャリアエールの認証企業の応援の方々が使える補助金等があって、それが妊娠、不妊や月経等の女性の健康課題の支援などが盛り込ま

れているのを発見しました。ちょうど今、その補助金の募集期間ということもありまして、やっぱりこうして進んで取組を推進していただくさに改めて感謝を申し上げるところであります。

女性活躍、ますます期待するところではあるんですけども、続いての質問も建設産業における女性の活躍について伺わせていただきます。

建設産業は、災害の対応や復旧・復興をはじめ、社会資本整備や老朽化対策の推進などを担う基幹産業であり、地域の安全・安心や維持、発展に欠くことのできない重要な存在であるといっても過言ではありません。しかし、その建設産業を将来にわたり持続可能なものとするためには、担い手確保が喫緊の課題だと感じています。

こうした中、建設産業の就労者は、他産業に比べ55歳以上の割合が高く、高齢化が著しく進んでおり、また29歳以下の割合は1割にとどまるなど、偏った年齢構成になっております。特に建設業で働く女性の割合は10.2%と、全産業の37.2%と比較すると非常に低いと言わざるを得ません。このように深刻な人手不足を解消するための方策の一つとして、女性が働きやすく、かつ働き続けられる産業となることが大事だと考えます。

これまでも、県では、建設産業における女性活躍の先進事例を紹介する経営者向けセミナーや、女性同士の交流を深める成果発表会に、就職を控えた高校生の参加を促すなどの事業を展開してきました。

こうした取組も影響しているのか、令和6年3月の新規学卒者のうち、建設産業に県内就職した女性の人数は57名と、前年に比べ21名増加しております。セミナー参加者からは、女性の考えや、他社の取組が伺えてよい勉強になった、広報手段など業務に直結する内容で早速実践したいなど、好評を得ているとお聞きしています。私も今年2月に開催されました成果発表会に参加させていただいたんですけども、働く女性たちが自信を持ってそれぞれの立場で活躍していることに感銘を受けると同時に、伝

えること、情報発信の大事さを改めて痛感したところです。

そこで、建設産業における女性のさらなる活躍を進めるとともに、その定着を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

担い手不足が深刻化する中、建設産業における女性の活躍や定着の推進は大変重要です。

県では、これまで、経営者の意識改革セミナーや、働く女性と高校生との交流により、建設産業のさらなるイメージ向上などに取り組んできました。

しかしながら、依然として建設産業に就職する女性の割合は他の産業に比べ低い状況です。そこで、女性に選ばれる産業となるため、新たに二つの視点で取り組んでいます。

一つ目は、魅力発信の強化です。県内20の高校などで、建設産業で働く女性による出前講座を実施します。直接、経験談を伝えることで、女性を含む多くの学生が、将来、建設産業に就職することを期待しています。

二つ目は、活躍分野の拡大です。今年度から、建設ディレクターの資格取得を目指す女性に対し、講座受講料の補助制度を新たに創設しました。

こうした専門知識を身につけ、女性がバックオフィスから現場を支援する体制を整えることで、女性活躍の場のさらなる拡大や、リモートワークの活用による育児と仕事の両立につながられます。

今後も女性が活躍でき、働き続けられる産業となるよう、関係団体としっかり連携して取り組んでまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。正におっしゃるとおり、バックオフィスから現場を支える、非常に大切だと思っています。

先日、BLOCKS（建設産業における女性活躍を推進する事業）の成果発表会で実は私が一番印象に残ったのは、女性社員さんが最初に

就職をしてお給料もらったときに、こんなにお給料もらっていいのと感じたという点でした。そのお話を聞いたのでちょっと調べてみますと、令和4年に内閣府の男女共同参画局が発表したデータがありまして、そのデータでは男女間の賃金格差の状況。大学等を卒業して正社員で入社する際にはほぼ給与に差はないんですけれども、55歳以降になると男女間で132万円の差が生じております。差が生じ始めるのが35歳以降からの年齢であることを見ると、やはり出産や育児、介護など、何かしらの働き方を変えていることが分かるんですけれども、だからこそうような女性の方々に、実は建設業は男女間の賃金格差がなくて稼げる仕事だということをしつかり伝えていくことって大事なんじゃないかなと、そのときに感じましたので、高校生への、若い世代への意識改革と同時にキャリア、セカンドキャリアとしての建設業のイメージアップ、是非行っていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、福祉的就労の環境づくりについて伺います。

次に、障がい者の活躍について。

佐藤知事は、昨年策定しました安心・元気・未来創造ビジョン2024の中で、誰もが生き生きと活躍している共生社会おおいたの実現を目指すとされています。そして、障がい者施策においても、これまでの障がい者雇用率日本一を核とした取組に加えて、福祉的就労や地域生活、芸術文化、スポーツも含めたあらゆる分野で活躍する障がい者を応援するとして、新たに障がい者活躍日本一を掲げられました。

このことは、県内で暮らしている障がいのある方々に一層寄り添いながら支援していくという県の姿勢を示したものであり、御家族を含め、大変勇気づけられている方も多いのではないかと思います。今後は、その実現に向けて、特に就労の面では、従来から力を入れてきた一般就労対策はもとより、企業での就労が難しい方に対しても、これまで以上に就労の場を充実させていくことが大事だと思います。

私は、キャリアコンサルタントとして、これ

まで大学生をはじめ、様々な世代への教育と支援を行ってきましたが、やはり一番大切なのは、世の中には多種多様な価値観や働き方があることを社会全体で共有していくことではないかと考えています。そして、障がい者の福祉的就労の環境づくりにあたっては、よりこの考え方が必要不可欠であり、必要なサポートを受けながら無理のないペースで働くことができる就労継続支援B型事業所の役割が重要となってくると思います。

そのような中、昨年12月に公表された就労継続支援B型などの事業所における平均工賃月額、算定方法の変更もあり、額は伸びたものの、全国順位は6位から11位へと大きく低下をしてしまいました。障がいのある方が自立した生活を送るためには、工賃向上に向けたさらなる取組の強化が必要だと思います。

そこで、県として今後どのように工賃向上に取り組む、福祉的就労の環境づくりを進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

障がいのある方がそれぞれの適性や能力に応じて働ける福祉的就労の環境づくりを推進するためには、就労継続支援事業所の機能強化とあわせて、業務を発注する企業との関係構築が不可欠です。

まず、事業所の機能強化に向けましては、今年度から、業務の拡大や新規分野への進出を後押しするための助成制度を創設したところです。

既に、機密データの入力等の業務の受注に必要となるプライバシーマークの取得や、動画編集を行うための機器整備など、工賃の高いIT分野を中心に10件を超える申請を受けております。

また、企業との関係づくりにも力を入れております。4月には、就労継続支援事業所に対しまして、営業スキルの向上研修を実施いたしましたほか、共同受注センターを通じて、これまで発注実績のない企業などへ積極的な営業活動も行っております。

加えまして、これら双方をマッチングする交

流会を開催いたしまして、企業の理解促進と互いの関係構築を図ることで、受注の機会創出につなげてまいりたいと考えています。

引き続き、こうした取組を通じまして工賃向上を図り、福祉的就労の環境づくりに努めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。福祉的就労の支援も本当に大変重要だと感じております。実は今回この質問をさせていただいたのも、友人のお子さんが障がいをお持ちで、そのお子さんの仕事場を探すのがとても大変だったという話を伺ったからです。さきほどの答弁のとおり、福祉的就労の支援は多くの関係各所との連携が必要となります。今回質問させていただきました福祉保健部、また企業への就労になると商工観光労働部、また特別支援学校の就職支援になると教育委員会と所管が違うため、友人も自分の欲しいサポートとは違う話をされてしまって、もうどうしていいか分からなかったという悩みを抱えておりました。大切なのは、やはり、一般の方への分かりやすさだというふうに思います。

そこで、そういった分かりやすさをどう提示していくのか、その分かりづらさというのをどう解消するのか、福祉保健部長にもう一度伺わせてください。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

障がいのあるお子さんの就労先を探すという意味で、本人のその特性とか能力とかいろいろ、本人の希望とかもいろいろある中で、今おっしゃったように福祉的就労、あるいは一般就労等、いろんな選択肢がある中で、どのように選んでいくかというのはなかなか御苦労もあることだと理解しております。

そうした中で、福祉的就労ということであれば、例えば特別支援学校に在学中のお子さんであれば、その学校の中での進路指導とか、適切に助言、指導を受けられる体制ができていていると思うんですけれども、そうでない在宅の方とか、卒業後時間がたっているような方の福祉的就労

となれば、まずは、障害福祉サービスの決定権、サービスの給付決定を行うのは市町村の仕事ですので、市町村の窓口にご相談いただく。あるいは身近な地域にある、相談支援事業所がございますので、そういったところに御相談いただくというような形でスタートすれば、そこからその人に合った利用計画をつくったり、実際の契約につながってB型作業所で就労できるというような流れに乗ることができるかと思います。

ただ、議員がおっしゃったように、縦割りじゃないですけども、いろんな組織がある、いろんな相談機関、支援機関があるということで分かりにくいというような話もありますので、いろんな機関、相談に行けば、必ずそこが違う必要な機関も紹介してくれますし、つなぐということもできているというふうに認識しております。

また、県ではいろんな窓口や相談機関、支援機関、「障がい者福祉のしおり」というようなものも作っていますので、そういったものを各市町村の窓口でもお配りできるようにもしていますし、ホームページとかでももちろん公開しておりますし、市町村もそれぞれ窓口でそういう工夫をされていると認識していますので、引き続きその利用者の方、当事者の方に分かりやすい情報発信とかそういう相談支援に努力してまいりたいと考えております。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。是非各市町村と連携をして、分かりやすさというのを大切にさせていただければと思います。特に障がいをお持ちの方の親御さんですね。保護者の方々は、自分たちがいなくなった後のお子さんの生活のことも大変心配されております。そうした不安に寄り添う意味でも、福祉的就労への手厚い支援をお願いしたいと思います。

それでは、続いての質問にまいります。

三つ目、人口減少対策についてです。

一つ、出生率の向上について。

先日、県議会の第29回政策勉強会において、日本文理大学の橋本学長より、「大分県の知の総和“質×数”を考える」という御講演をいた

できました。その中で、出生率を踏まえた大分県の20歳人口は、2023年が1万165人であるのに対し、20年後には6,264人になるというデータが示されました。その数の少なさに愕然といたしました。人口減少や出生率の低下がただ一つの要因、一つの課題でないということは周知の事実だと思います。

そこで、今回は、身近な女性たちの声からかいま見えた、2人目の壁という問題から、出生率の向上対策を質問させていただきたいと思えます。

この2人目の壁とは、経済的な理由や仕事との両立、年齢などの理由から第2子の出産をためらうことを意味します。情報サイトである「マイナビ子育て」のデータによりますと、既婚の男女約3千人に実施した2024年の調査では、78.9%の人が2人目の壁を感じると回答しています。その理由は、経済的な理由が圧倒的に多く73.4%、次いで、第1子の子育てで手一杯が45.3%、ゆとりのある時間、自由な時間が取りにくくなると心理的な理由がいずれも43.3%、そして年齢的な理由が41.9%と、2番目以降の理由は同じぐらいの割合で続いています。注目すべきは、過去10年間の調査で徐々にこの数値が高くなっていること、つまり、年々、この2人目の壁が高くなっていることです。経済的理由に対しては、厚生労働省が発表した標準的な出産費用に係る自己負担の原則無償化や児童手当の拡充、高校の無償化など、様々な対策が行われておりますが、気になるのは、第1子の子育てで手一杯や、心理的な理由といった回答の数値が高くなっていることです。

先日、第1子が2歳未満のお母さんたちと実は意見交換をさせていただいたんですけども、その際にも、2人目は欲しいけれども今が手一杯で考えられない、産後ケアのサービスなどあるけれども、自分たちが使っているのかの基準が分からない、自分の時間が欲しいと言うとわがままに聞こえそうで、怖くて周りの人に言えないなど、様々な声を伺いました。実は、母親はこうあるべきというようなバイアスをお母さん

たち自身が感じていることが分かりました。

各市町村において実施している様々なサービスありますが、その情報を必要としている人にしっかり届ける仕組みと、お母さんたちがもっと周りにも頼っていいんだという雰囲気づくりが重要なのではないかなと感じます。

別府市では、新湯治とウェルネスを掛け合わせ、温泉や宿泊施設を活用した産後ケアサービスを昨年から行っているそうなんですけれども、これが申込多数で大変好評だったそうです。

初めての出産や初めての子育ては本当に不安との闘いです。そのようなママたちをサポートする直接的な支援は市町村が行うことだと思いますが、県としても市町村と連携しながら、母親の心理的な障壁を下げ、寄り添っていくことが大切であると考えます。

そうしたことを踏まえ、子育て満足度日本一を目指す大分県として、出生率の向上にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、これまで全国に先駆けて、第2子以降の保育料や不妊治療費などに助成してきたほか、こども医療費を昨年度からは高校生年代まで拡充するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に力を入れてまいりました。

一方、市町村においては、現在設置が進んでおりますこども家庭センターなどを核といたしまして、出産前後に少なくとも2回面談をして、その親子の状況に応じて、保育サービスとか、ファミリー・サポート・センターとか、ショートステイ、そういったサービスの、必要なサービスにつなぐ伴走型支援というふうなものも行われております。議員から御紹介のあった別府市の産後ケアサービスの例も含めまして、こうしたサービスの情報が必要な方に届き、気兼ねなく利用いただくことが大切であると思えますので、県では現在、今年度、子育て支援サービスの具体的な紹介をする動画を作成いたしまして、制度の周知に活用する予定でございます。

また、夫の家事、育児時間が長いほど第2子

以降が生まれやすいというデータも踏まえまして、県の子育て支援ポータルサイト、子育てのタネというのがございますが、そちらの父親向けのページに、新たに男性の育休体験、あるいは母親の体調への気遣いといったような情報をさらに充実させてまいります。

引き続き、市町村とも緊密に連携しながら、子どもを産み育てやすい温かい社会づくり、進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。子育てのタネ、私もよく見せていただくんですけれども、本当に非常に分かりやすいですし、動画等もありますので、いいと思います。さきほども動画で、またこれから配信していくということなので、非常に期待をさせていただきたいところです。

今回、第1子を出産されたお母さんたちと話をしまして、現代の少子化は将来不安への反動だということが本当に強く感じました。人口減少対策として出生率の向上というのは必要ですけども、その視点だけではなくて、一人でも多くのお母さんたちが、大分でなら安心して子育てできるとしてもらえるような施策を私たちも一緒につくってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きましては、おおいた産業人財センターの機能強化について伺います。

人口減少、少子高齢化が進行する中、多くの産業で人材不足が深刻化しています。人口の社会増を実現するためにも、県内外の若者をはじめ、県内企業の将来を担う人材の県内就職、定着を促進する取組が求められています。また、本県が持続的に発展していくためには、さきほども申し上げたとおり、若年層のみならず、女性や障がい者、シニア、外国人など、様々な人材が活躍できる環境づくりがますます重要となっています。

とりわけ、昨年の県内外国人労働者数は、前年から2,194人増え、1万2,176人に達し、過去最高を記録するなど、外国人材は地域産業を支える重要な存在となりつつあります。

また、国においては技能実習制度が抜本的に見直され、人手不足が深刻な分野の人材育成、確保を目的とする育成就労制度の創設が決定されるなど、外国人材を取り巻く環境も大きく変化しております。こうした中で、外国人材に選ばれる大分県になるための取組も重要です。

県においては、本年度、産業人材の確保と若者の県内就職を促進する、おおいた産業人財センターの機能強化を図るとともに、企業向け外国人材雇用相談窓口も新設することであり、こうした本センターの取組に大変期待をしております。

おおいた産業人財センターは、秋に大分駅ビル、アミュプラザおおいた内に移転する予定のことですが、今後のスケジュールや強化した支援策の具体的な内容、またその効果をどう見込んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えいたします。

多くの産業で人手不足が深刻化する中、県経済の持続的な発展には、多様な人材の活躍や確保、育成が喫緊の課題です。

9月におおいた産業人財センターをアミュプラザおおいた内にリニューアルオープンいたします。良好なアクセスをいかし、産業人材に係る総合支援拠点として機能強化を図ってまいります。

まず、企業に対しては、支援部門を新設します。アドバイザーによる企業の魅力向上支援や、人材確保、定着に向けた伴走支援などを新たに実施していきます。

あわせて、企業向けの外国人材雇用相談窓口も新設します。在留資格など、制度面の理解促進やマッチング支援などを行い、外国人材が県内企業でさらに活躍できるよう、支援体制を強化してまいります。

また、多様な求職者に対して、県内企業との交流の場の創出や、一人一人に寄り添った相談体制の充実など、きめ細やかな支援を通じて、県内企業への就職を促進してまいります。

人材は、本県の安心・元気・未来創造の基盤

です。県内企業と求職者の双方が気軽に相談でき、様々な課題をワンストップで解決できる場となるよう、まずはセンターの円滑な移転、立ち上げに全力で取り組んでまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。さきほどの福祉的終了の分野でも申しましたが、雇用に関しても新卒採用や外国人雇用、支援内容が全く異なりますので、どこに相談していいかわからないという入り口に課題があると思います。そういった意味でも、さきほど答弁の中にありました、ワンストップで対応ができていたり、専門の方がいらっしゃるって非常に大きいと思います。このおおい産業人財センター、大変期待をしておりますので、今後も注目させていただきます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移ります。

日田地域の道路の交通安全対策についてです。

最後は、地元日田地域の道路整備について伺います。

昨今、車両が通学途中の児童の列に飛び込むといった痛ましい報道が多くされております。中には故意によるものや飲酒後が疑われるものなど、悪質なケースもありますが、高齢者が加害者となっているケースも見受けられます。平成24年の京都府亀岡市における10名もの死傷者が出た痛ましい交通事故などをきっかけに、今では教育委員会や警察、道路管理者などによる通学路合同点検等が行われ、整備が着実に進められてはいるものの、いまだ交通安全対策の必要な箇所は多く存在しています。

例えば、日田市高瀬を通る県道小畑日田線は、沿線の小・中学校の通学路であると同時に、前津江振興局へつながる緊急輸送道路となっておりますが、歩道がない状態であることに加え、車道の幅も狭く非常に危険な状態となっていることから、歩道整備など、早急の交通安全対策が望まれています。

こうした対策の必要性は、周辺地域においても同様です。日田市大山町西大山、国道212号の中川原地区は、令和5年の交通量調査でも1日に7,115台の車が通る、大変交通量の

多い道路です。住宅のほか、医療機関や金融機関、店舗等も立地していますが、歩道が整備されていない上に、木材を運搬するトレーラーなど大型車の通行が多く、歩行者や自転車にとって危険な箇所が多々ある道路となっております。歩道が整備されていないため、大山小・中学校の児童生徒は、大山川沿いの自歩道を通行しておりますが、人目がなく薄暗い自歩道は、防犯上の課題もあります。私も朝、国道212号、実際に歩いてみましたが、大型トラックが横すれすれを通過し、本当に身の危険を感じる場所もありました。

こうした通学や生活において、対策の必要な箇所は多くあると思いますが、一刻も早く利用者の安全が確保されるよう、歩道整備等の交通安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、日田地域の道路における交通安全対策について、今後どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県では、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の防止を目的として、学校関係者や県警などと毎年行う通学路合同点検で危険箇所を把握しながら、交通安全対策に取り組んでいるところです。

議員御指摘の県道小畑日田線では、高瀬交差点から高瀬小学校までの約1.1キロメートルの区間について、車道の拡幅と歩道の整備を進めています。

また、国道212号中川原地区では、県道日田鹿本線との交差点から日田市大山振興局付近までの約0.5キロメートルの区間において、自歩道を設置する事業の来年度着手に向けた準備を進めているところです。

このほか、県道日田玖珠線東有田地区や国道212号柚木地区などでは、歩道からの転落を防ぐ防護柵の設置や、ドライバーに注意を促すカラー舗装など、即効性の高い対策も行っています。

今後も、関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に応じて、見守り活動の強化や交通規制

などのソフト対策を効果的に組み合わせながら、子どもたちの安全・安心を確保する対策を着実に進めてまいります。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。来年度着手という大変うれしい答弁いただきまして、感謝を申し上げます。本日も日田からたくさん傍聴に来てくださっておりまして、最初の災害に強い県土づくりのところでも申しましたとおり、やはり日田市は災害やこういった道路整備というのが非常に重要な地域になっております。私も交通安全対策の視点から、この道路問題は生活に密接に関わる問題だと思いますので、本当に一日も早い改善をお願いできればと思うと同時に、実は日頃から朝のあいさつ運動もさせていただいているんですけれども、毎朝、交通指導員の方が子どもたちの登校の見守りをしていています。交通安全対策自体は警察署の所管ではありますが、こういった土木事務所と警察署の皆さんとしっかり連携を取っていただきながら、今後も子どもたちの安全を確保していただきたいと思います。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。女性の働き方支援やおおいた産業人財センターの企業強化など、一昨年、そして昨年質問させていただいてから政策が進んでいることが今回の質問で分かりまして、大変ありがたく、うれしく感じております。これからも執行部の皆様と共に、誰もが安心して暮らせる大分県づくり行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと早いですが終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で岡野涼子議員の質問及び答弁は終わりました。御手洗朋宏議員。

〔御手洗（朋）議員登壇〕（拍手）

御手洗（朋）議員 25番、県民クラブ、未来を共に、御手洗朋宏です。一般質問の機会をいただきありがとうございます。傍聴の皆さん、ネット中継御覧の皆さん、ありがとうございます。1年ぶりの質問ということで、ちょっと張り切り過ぎて盛りだくさんになっています。手

話通訳、よろしくお願いします。

物価高対策及び賃上げの促進について質問いたします。

さきの第1回定例会において、ガソリン税等に係る暫定税率の廃止等を求める意見書が否決されたことに対し、県民の方から疑問やお叱りの声を頂戴しております。様々なものの価格が上がり続けている今、県民の多くが移動手段として自家用車を利用している実態からも、ガソリン等の価格高騰は家計を圧迫する要因の一つとなっています。加えて、米の流通が滞り、こちらも価格が高止まりしています。日本人の主食であるはずの米の入手が困難な状況は、食糧安全保障の観点からも非常に重大な問題と考えます。

先日、ある個人経営のお店を訪ねた折、その店主の方から、今回の物価高は終わりが見えない。非常に大きな不安であるという切実な声を伺いました。とりわけ小規模事業者等にとって、仕入価格の上昇や光熱費の高騰は死活問題です。即効性かつ実効性のある物価高対策を講じていくことが、県民の暮らしと地域経済を守る上で不可欠です。

また、県民の暮らしにおいて物価高を乗り切るには、所得の向上も不可欠です。しかしながら、3月の実質賃金は3か月連続のマイナスとなるなど、物価の上昇に見合う賃金の伸びが十分に確保されていない状況においては、生活の実感として厳しさが続いていると言わざるを得ません。物価上昇を上回る賃金の上昇を実現するとともに、それを一過性のものとせず、持続的な経済成長につなげていくことが求められるのではないのでしょうか。そのためには、中小企業等の生産性向上や価格転嫁などを推し進め、賃金引上げの流れを着実なものとするべく後押ししていくことが重要です。

先の見通せない国際情勢が続く中ではありますが、だからこそ県民の暮らしを守るために、足元の物価高対策と持続可能な賃上げの実現がより一層重要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、物価高対策及び賃上げの促進にどのように取り組んでいくのか、知

事に伺います。

以下、対面席より行います。

〔御手洗（朋）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの御手洗朋宏議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 御手洗朋宏議員の物価高対策及び賃上げの促進についての御質問にお答えいたします。

県内の景気は、日本銀行大分支店によりますと、個人消費は底堅く推移しているものの、回復のペースが鈍化しているとされているところでもあります。また、本年4月の大分市の消費者物価指数は、電気、ガス代の高騰等により、前年同月と比べて3.5%上昇しております。現在実施中の500社企業訪問調査でも、既に訪問した企業の約9割が物価高の影響があると回答しており、物価高の影響を受ける県民生活や事業活動を守っていくことは、県政の重要課題となっております。

先般追加提案しました補正予算案では、エネルギー価格高騰対策として、国の支援対象外であるLPガスや特別高圧電力を使用する一般消費者や中小企業等に対して、県独自の負担軽減策を講じます。また昨年の12月補正予算で創設しました資材等の価格高騰の影響を受ける農家等に対する支援も継続しております。

持続的な経済成長には、賃金と物価の好循環の創出が欠かせません。連合大分が今月公表しました春闘交渉の集計では、賃上げ率は5.94%と全国平均を上回る水準となっております。この流れを県内中小企業に波及させることが重要であります。

県では、中小企業の賃上げを後押しするために、補助事業における賃上げ枠を今年度から12事業に拡大したほか、国の業務改善助成金に対し県独自の奨励金を上乘せしています。また経営力強化を通じて持続的な賃上げを目指す中小企業向けに、昨年度創設しました保証料免除の県制度資金は78件、約17億円の利用がありまして、金融面からの下支えも継続いたしま

す。

賃上げに向けた環境づくりには、円滑な価格転嫁も不可欠であります。本年1月に開催しました大分県政労使会議では、物価上昇に負けない構造的な賃上げや価格転嫁の円滑化に取り組むことを県内経済団体等と宣言いたしました。

また、サプライチェーン全体で構造的な価格転嫁を実現すべく、先月、いわゆる下請法が改正されました。来年の施行に向けて関係機関と連携をして、セミナーの開催等を通じて見直し内容等の周知徹底を図ってまいります。

このほか、ガソリン価格の店頭表示についても関係者に依頼しております。引き続き、県民生活や中小企業の事業活動を全力で支え、足元の物価高対策と持続可能な賃上げの実現にしっかりと取り組んでまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 答弁ありがとうございます。知事の掲げます、安心・元気・未来創造の施策のベースとなるものだと思っております。

例えば、多くの子どもたちが楽しみにしている修学旅行がありますけれども、当然ホテル代の高騰とか運賃の上昇を受けて、年々かかる費用は増加傾向にあります。もちろんそれだけではなくて、旅行先で使うお金も必要ですし、それに向けて準備するものというものはあります。公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会が、県内の小6、中2の保護者及び中3の生徒と保護者に配付している「知っていますか？ 就学支援のための制度」という冊子によりますと、就学支援に関する制度は拡充する一方で、高校進学に必要な費用もかなりの額となっております。授業料無償化になったとしても、やっぱり家計を圧迫することは間違いないと思っております。

子育て満足度日本一を掲げておる佐藤知事ならば、そういったことにも配慮していただきまして、保護者負担の軽減にも積極的に取り組んでいただきたいと、佐藤知事の強いリーダーシップに期待して、次の質問に移らせていただきます。

次は、人口減少対策です。

一つ目は、移住・定住の促進についてです。

人口減少は、様々な分野に深刻な影響をもたらせています。本県では、2035年の県人口100万人維持に向けて、自然増、社会増の両面から積極的な取組を行っております。特に社会増については、以前から移住・定住の促進に様々な施策が講じられており、移住者数も順調に増加していると伺っております。

他方、人口減少対策は全国共通の課題であり、常に他県との競争にさらされています。その競争を勝ち抜くのは容易ではなく、さらなる取組の深化、拡充が必要と考えます。特に、移住者数を増やしていくことはもとより、現在の県内各地域の状況に合わせ、どのように移住者を確保していくのか、県や市町村、地域等の関係者でビジョンを共有し、取り組んでいくことが重要と考えます。

ここで、私の地元の大分市川添地区の状況を御紹介したいと思います。この地区では、このたび、20年にわたって活動してきたNPO法人川添なのはなクラブが解散することとなりました。総合型地域スポーツクラブとして、地域住民総参加の下、身近な場所で気軽にスポーツや文化芸能活動等に参画しながら、いつまでも健康で活力ある安全・安心の地域づくりを推進してきた当クラブは、県内はもとより、国内外からの視察等を受け入れるなど、他地域の見本として活動してきました。日常的、継続的なクラブ運営により、情報の共有化が進み、人々とのネットワークが築かれ、健康づくりに加えて青少年の健全育成、福祉、さらには環境問題等々、時代の変化に伴う諸問題にも柔軟に対応していくことが可能になり、これまで以上に住民の融和と調和のとれた地域づくり、人づくりが図られるという活動目的は十分に達成できていたと思います。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が続いたことに加え、地域住民の高齢化による担い手不足が大きな要因となり、解散に至ったと伺っています。

この担い手不足は、川添地区に限ったことではなく、県内の多くの地域で地域コミュニティを担ってきた団体等が直面している課題である

と考えます。県は、長期総合計画の未来創造分野でも、持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承を掲げ、特にネットワーク・コミュニティの取組に力を入れております。好事例も少なくありませんが、それを上回るスピードで地域コミュニティの持続が困難となっているのではないのでしょうか。また市町村によって抱える課題が異なる部分があることから、よりきめ細かな支援が必要であると考えます。

そのため、私は、移住・定住の取組においては、現役世代や子育て世代といった、将来地域コミュニティを担ってくれる層の移住を進め、定住してもらうことが、地域における高齢化の課題の解決し、今後の持続可能な地域づくりにつながっていくのではないかと考えております。

そこで、移住・定住の促進にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 移住・定住の促進についてでございます。

先月発表しました昨年度の本県への移住者数は1,746人ということで、5年連続で過去最高を更新しまして、うち30代以下の移住者は5割を超えております。

その一方で、65歳以上の住民が5割以上を占める県内の高齢化集落は、昨年度末で1,956集落と、全体の5割弱に達しているところでありまして、地域の高齢化は確実に進んでおります。

そうした中で、先月、ふれあい対話で訪問しました国東市の女性の県外から移住してこれました移住者グループで鬼汁歩荷隊というのがあるんですけれども、そこでは若手メンバーが主体で始めた健康づくり活動を、地域を巻き込んで早朝のヨガでありますとか、海岸の清掃活動など、地域を元気づける、そういう活動していただいている例もございます。

このように、地域を元気にする若年者を迎え入れることは、地域活性化の起爆剤となることから、県では、若年者、子育て世帯に重点を置いた移住・定住施策を推進してきております。

まず、若い世代にとって、移住決断の壁とな

っているのが就職先の確保であります。そこで、県が委託いたしております3名のアドバイザーが、個別面談や就職先のあっせん、面接試験対策などを通じて、きめ細かな伴走支援を行っております。

また、移住前にITスキルの習得や介護福祉士等の資格取得も支援しております。この4年間で172世帯255名の移住につなげてきました。

加えて、今年度からは、金融機関等からのニーズが高いファイナンシャルプランナーの資格取得支援も開始したところであります。

次に、収入や貯蓄の少ない若年者にとっては、移住に伴う経済的負担の軽減も必要であります。東京圏からの移住者に対する国の支援制度に加えて、本県独自に、東京圏以外からの移住者にも一世帯当たり100万円を支給するとともに、子育て世帯には子ども1人当たり30万円の加算も行っております。さらに、本年10月からは、子育て世帯の移住を重点的に後押しするために、子どもの加算額を50万円に引き上げることとしております。

これら県の支援策に加えて、各市町村でも、知恵を絞って移住体験施設の整備や、住宅改修支援など、独自の施策を講じているところでございます。

ふるさと回帰支援センターの統計では、全国的に相談件数が年々増加しており、地方移住への関心は、コロナ禍後も堅調に推移してきております。この追い風を最大限に生かしながら、若年者の移住をさらに促進してまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。移住・定住の取組、大変詳しく分かりました。

その一方で、私のようにずっとその地域に住み続けている人たちというのも一定数いますので、そういった人たちに対しても何らかの対応があるといいのではないかなと思っておりますので、共に考えていただければというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、やはり地域に愛着を持つということが非常に大事になってくる

んですけれども、そのためには、義務教育段階で地域について学習することが非常に重要じゃないかと私は思います。ただ、地域に根づいて、子どもたちと一緒にその地域のことを考えるべき先生方を、おおむね10年間で三つの地域に人事異動させるといってんでもない愚策によって、その地域にじっくり腰を据えて教えることができなくなっている。このことは、このツケは、きっとこの先、大きな影響を及ぼすということは、はっきりと指摘しておきたいと思います。

次に移ります。

若年産業人口の確保についてです。

人口減少は、地域の維持のみならず、各種産業における人材の確保にも深刻な影響をもたらしております。特に若年産業人材の確保は、県としても戦略的に取り組んでいく必要があると考えます。そのためには、そのターゲットとなる高校生のニーズを把握することが重要です。

令和5年に実施された全高校生オンラインアンケート調査によると、あなたは、将来大分県に住み続けたいと思いますかという問いに対して、県外に一度出たいが、将来的には大分県に戻って住み続けたいが31.2%と最も多くなっています。折しも、県では、遠隔教育配信センターを整備し、県立高校の一部で遠隔授業が開始されるなど、県内どの地域に住んでいても、多様で質の高い高校教育を受けられる環境が整いつつあります。これにより難関大学等を志望する生徒の増加も見込まれます。

そのような中、人材確保に向けては、生徒の学びを後押ししつつ、進学で県外に出た若者に大分県での就職、定住を促すことが何より重要ではないでしょうか。

現在、子ども3人以上の世帯への大学等の授業料等無償化の施策が講じられていますが、大学進学、特に県外への進学には、引っ越しや送りなども加わり、家庭の経済的負担が非常に大きいのが実態です。さきのアンケート調査でも、あなたは、子どもを産み育てることにどのようなイメージを持っていますかという問いに対し、5割以上の高校生が、金銭的な負担が大

きいと回答しているのも、そうした背景が一因であると考えます。

岐阜県では、清流の国ぎふ大学生等奨学金という制度を設け、将来岐阜県にUターンして活躍する意思がある学生に奨学金を貸与するとともに、県内での就業等を条件に返還を免除するという取組を行っております。

本県でも平成30年度から令和2年度にかけて、中小製造業や情報サービス業の研究者、開発技術者などを対象とした、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業が行われておりましたが、残念ながら現在は新規の募集は停止されております。その時点での事業効果の問題もあったのですが、既に5年が経過し、状況も変わっているのではないかと思います。

もちろん、奨学金の返還支援は一つの例であり、企業と若者のニーズに寄り添った人材確保策の構築が重要となります。全国的に人材獲得競争が激化する中、本県としてもしっかり事業費を確保し、腰を据えて若年産業人材の確保に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、若年産業人材の確保にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えいたします。

次世代を担う若年産業人材の確保は、本県経済の持続的な発展を支える上で欠かすことができません。

議員御指摘のものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業は、令和2年度までの3年間で56名の学生を認定しましたが、約半数の26名が、6年間の就業要件を満たさずに離職しています。

認定者への調査によれば、県内就職の動機は、この支援事業の有無よりも、仕事のやりがいや企業の魅力と回答した学生が多い状況でありました。現在、県内14市町が奨学金返還支援等を独自に実施していることなどを勘案し、県としては、県内企業とのマッチング支援などに重点を置いて取組を実施しているところであります。

進学者数の多い福岡県において、拠点施設のd o t.（ドット）を活用し、県内企業との交流イベントや、切れ目のない情報発信などにより、学生ニーズに寄り添った就職支援を行い、d o t. を介したUターンは着実に増加しております。

また、9月には人材確保の総合支援拠点として、おおいた産業人財センターをリニューアルいたします。企業と学生の交流スペースの設置や、一人一人に寄り添ったマッチング支援の強化に加え、人材確保に向けた企業への伴走支援などにも取り組んでまいります。

引き続き、企業と若者の双方のニーズを聞き、それにしっかり応えながら、若年産業人材の確保に努めてまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。非常に悩ましい部分もあるかと思いますが、進学に伴ってやっぱり金銭的な負担がすごく大きいということは紛れもない事実ですので、やはりそこにフォーカスしていった施策も必要かなと思いました。大分県で働きたいという人材と、それを確保したい企業側と、両方がウィン・ウィンの関係となれるような施策になればいいかなと思っております。

人材不足が今深刻なのは教員とか、あるいは県の職員も優秀な人材を確保したいというところであると思いますので、民間もありますけれども、そういった公務職場の人材確保のために何か先進的な取組をやっていただければということ要望して、次に移ります。

民間企業のハラスメント対策についてです。

ハラスメントの撲滅は社会的な課題です。残念ながらハラスメントに起因すると考えられる悲しい事件の報道が後を絶ちません。中には、大切な命まで失われるケースも出てきております。

令和2年6月から、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。あわせて、既に男女雇用機会均等法において措置を講じる

ことが義務づけられていたセクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティーハラスメントについても防止対策が強化されたところです。また、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いも禁止されています。しかしながら、果たしてこれが実効性を伴っているのか疑問があります。

4月4日に、県立学校の元校長の在宅起訴について、大分県教育委員会が公表会見を行い、その詳細が報道されています。この件では、被害を受けた方が学校事務長に相談し、県教委にはこの校長から報告があったとのことですが、当事者である校長自らが県教委に報告を上げるという、何とも奇妙な構造となっています。報告の内容までは分かりませんが、自身が加害者とされる事案です。今回の事案においては、当事者である校長が県教委に対して報告をしていますけれども、もし報告がなかった場合、どういうふうになっていたのでしょうか。

さきほど、ハラスメント防止対策が強化され、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いも禁止されたと述べましたが、ハラスメントが起きる関係性としては、その多くが今回の学校での出来事と同様、上司から部下に対するものであり、言い換えれば、防止措置や不利益取扱いの禁止を行うべき立場の者がハラスメント行為の当事者となることも多いということです。

今回は県立学校で発生したセクハラに関する事案を紹介しましたが、ハラスメント行為に対する相談窓口は、民間企業においても広く設けられています。しかし、その相談窓口がどれだけ被害者保護の機能を有しているのか、被害者本人に必要以上の負担がかかっていないか、そして、そうした制度が周知徹底されているのか、再検証すべきではないでしょうか。

県としても、民間企業の職場におけるハラスメント防止対策の現状や課題を把握した上で、その適正な運用を促していくべきと考えます。

そこで、民間企業のハラスメント対策に、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えいたします。

職場におけるハラスメントは、働く人に精神的苦痛などを与え、能力発揮や活躍を妨げるのみならず、企業にとっても業務への支障や貴重な人材の損失にもつながる重大な問題と認識しております。

県では、毎年、千事業所を対象に、ハラスメント対策の取組状況を含む労働条件などを調査しております。ハラスメント対策を実施している事業所の比率は年々増加し、例えば8割を超える事業所では相談窓口を設置しています。他方、ハラスメント防止マニュアル等の整備や、従業員への研修、講習の実施などは約半数にとどまっており、さらなる取組が必要と考えております。

そのため、出前講座やセミナーの開催、情報誌「労働おおいた」での注意喚起やSNSでの発信を通じて、労働者からの相談に適切に対応し得る体制整備の必要性などについて、事業者などへの周知に努めているところであります。

加えて、県労政・相談情報センターは、事業所外の相談窓口として、昨年度、約200件のパワハラや職場内いじめなどの相談を受け付けました。大分労働局などと連携し、さらなる被害を招かないよう、相談者に寄り添った対応を実施しているところであります。

引き続き、関係機関と共に県内企業のハラスメント対策の実効性の向上を図ってまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 まだまだ相談件数があるということで、引き続きの取組をお願いしたいと思っております。

やはりハラスメントの被害に遭った方は、それだけでも非常に傷ついているんですけれども、場合によっては、自分が受けた被害を自身で証明しなければならないというような状況に陥らざるを得ないということもありますので、やはり第三者委員会的な、客観的な事実を解明していくことも必要ではないかと思っていますし、執行部の皆さんにおかれましては、公務職場においても同様のことが言えると思いますので、

引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、女性への支援について質問いたします。

まず、困難な問題を抱える女性への支援についてです。

男女雇用機会均等法が1985年に制定され、40年が経過しました。女性の社会進出が進んだとはいえ、配偶者からの暴力や性的被害、経済的困窮など、新たな問題も含めて、解決すべき多くの課題が山積しています。

そのような中、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難に直面することが多いことから、問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が昨年4月1日に施行されました。

大分県においても、大分県困難な問題を抱える女性への支援計画を策定し、大分県婦人相談所を大分県女性相談支援センターに改称し、様々な事情で困難な問題を抱える女性に寄り添い、本人の意向を十分に尊重しながら、安心、信頼、誠実で応えるセンターを目指すことを掲げ、困難な問題を抱える女性が、地域で安定して自立した生活が営めるよう支援に力を入れていくこととしております。

一時保護の件数が減少傾向にあるようですが、いわゆる自己責任論の風潮が蔓延する中、相談そのものを躊躇する傾向が強まっているのではないかと危惧されます。本計画でも、課題として、女性相談支援センターの役割の周知、市町村の相談体制等挙げておりますけれども、行政側から積極的にアウトリーチの手法で適切な支援を行っていく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、昨年度、新たな法律に基づき名称を改めた女性相談支援センターの周知について、

30歳未満の若年女性に向けたSNS広告や、県立高校の3年生女子生徒へのカード型チラシの配布などの広報に努めてまいりました。

その結果、昨年度の相談件数は899件と、前年度から33%増加いたしました。このうち若年女性からの相談も24%増えております。

相談件数の増加に伴いまして、一時保護所や女性自立支援施設の利用実人数も約1.5倍に増加しましたほか、退所後は、自立した生活を送れるよう、希望者全員に対しまして電話や訪問など、アウトリーチによるアフターケアを確実に実施しております。

これら若年女性の相談件数などは、県の計画の目標指標となっております。昨年度は全て達成できたところでございます。

相談内容については、DVや生活困窮など多岐にわたりますので、支援にあたりましては、警察や民間支援団体などと定期的な会議を通じまして情報共有等を行っているほか、市町村に対しましても個別訪問により体制強化を促しているところです。

こうした取組を通じまして、女性相談支援センターを核として、困難な問題を抱える女性に寄り添った支援に努めてまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。いろんな取組をされているということなんですかけれども、聞き間違えていなかったら、高校3年生の女子生徒だけと言いましたけれども、それをなぜ女性生徒だけにする必要があるのかなというのは思っております。このセンターがあることは、別に女性だけが知っておけばいいという話じゃないんじゃないかなと思います。

いろんな場で発言していますけれども、やはり当事者、若しくはその代弁者が意思決定の場にいるということが必要だと思います。これまでも困難な問題を抱える女性たちを支援する活動をしてきた方々がたくさんおります。そういった方々としっかり連携して、さらに取組を進めていただきたいと思いますし、困難な問題を抱えているのは何も女性だけではありません。全ての県民が地域で安定して自立した生

活が営めるような、包括的な取組に是非力を入れていただきたいと思います。

続いて、DV対策について質問いたします。

近年は男性の被害者も認知されていますが、圧倒的に女性のほうが被害に遭っているのがDVです。昨年末に行方不明となった女性が、5月に川崎市の住宅で遺体として発見された事件でも、当初、警察に相談があったのは、交際相手からの暴力でした。DVやストーカー行為に関わる報道は枚挙にいとまがなく、このように人命が失われることも少なくありません。本年3月には、第5次大分県DV対策基本計画が策定されました。五つの基本目標と20の重点施策から成る本計画により、適切な措置及びDVを容認しない社会の実現が期待されます。

さきほど述べました、困難な問題を抱える女性への支援と密接に関係していることなんですけれども、本計画は生活環境部の担当となっております。福祉保健部、教育委員会、警察本部に加え、市町村や民間団体等とも密接な連携が欠かせないと思いますけれども、多分野に及ぶあまり、様々な部署をたらい回しにされるようなことがあってはなりません。相談者にとって、何かあったらここに相談すればいいという利用しやすい環境を実現することが重要であり、そのためには、横断的かつ包括的な体制を構築することが必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、DV対策についてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお伺いいたします。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

DVには複合的な問題が含まれていることから、被害者の意向や緊急度に応じたきめ細かな支援が重要と考えております。

そのため、身近なところで相談ができるよう、県、市町村、警察に相談窓口を設置し、幅広く周知するとともに、県内各地での出張相談会も開催しております。また、支援機関の相談員等の資質向上のため、被害者支援に知見のある民間団体などと連携した研修等も実施しております。

議員御指摘の横断的かつ包括的な体制については、行政や警察、弁護士会、民間団体など支援に関係する25の機関で構成するネットワーク会議を設置しております。会議では、各機関の取組の情報交換や役割分担、支援の流れの確認等により、顔の見える関係を構築いたしております。

このネットワーク会議については、今後、DV対策法に基づく法定協議会への改組を進める予定でありまして、この法定協議会では、守秘義務の下で、個別事例の情報交換や支援内容の検討などが可能になるため、相談対応や一時保護、自立支援等の実効性がより高まるものと見込んでおります。

引き続き、各支援機関と共に、被害者の意向を尊重したきめ細かい支援に努めてまいります。
嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。もちろんやはり支援をする側には様々な御苦労があるということは私も存じておりますので、引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと思いますし、やはり、今ありましたようにネットワーク会議等、当事者とまではいかなくても、そういった取組をされている方に、リアルな声を吸い上げながら、取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

基本目標の1番は、暴力根絶のための啓発と教育の充実であります。学校等での出前講座などが行われているというふうにお伺いしましたが、やはり根幹は人権に関わる非常に大切な内容だと思っておりますので、引き続き啓発活動をしっかり行っていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。

教育現場の働き方改革についてです。

本年5月、東京都立川市の市立第三小学校に男2人が押し入り、教職員5人を殴るなどする事件が発生しました。子どもたちの安全・安心が守られるはずの学校でこのようなことが起きたことを大変遺憾に思うと同時に、文字どおり体を張って子どもたちを守ろうとした教職員の皆さんの使命感には心を動かされました。もち

ろんただの美談に終わらせることなく、事後の対応をきちんとやっていただきたいというふうに思っております。

この事件は極端な例ではありますがけれども、児童生徒、そして保護者への対応の在り方や避難訓練、安全点検等の見直しが必要となり、学校現場の多忙化がさらに増すのではないかと危惧されます。結局、何か問題が起きるたびに、学校、そして教職員に対して求められることが増える一方なのが実情です。いわゆる、学校・教師が担う業務に係る3分類を文科省が示してから随分経過しましたが、効果が限定的であるように聞いております。部活動の地域移行においても、当初の計画どおりには進んでおりません。また教育課程の内容が過剰になり、児童生徒や教員に過大な負担がかかっている状態がありますカリキュラム・オーバーロードの問題も指摘されております。授業時間数に対して授業内容が過剰に詰め込まれており、子どもたちが学習内容を深く理解することが難しくなるとともに、教員も指導内容の準備や授業運営に多大な時間を費やす状況の改善を求める声も強くなっております。そもそも、教員1人当たりの持ちコマ数が多過ぎるという問題がございます。

現在の学校現場、人員も配置できない、業務量も削減できないとなれば、あとは金銭的な対応しかないと考えます。義務教育費国庫負担制度のことは当然承知しておりますけれども、大分県独自の措置を講じることでもしなければ、ますます学校現場が敬遠されると考えます。

折しも、国会において、給特法等の一部改正法案が審議され、学校現場の課題や教員の働き方がクローズアップされています。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教職員が本来行すべき業務に集中できる環境をつくり、長時間労働を是正するための働き方改革が必要となります。

そこで、学校教育現場の働き方改革について、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

これまで教員の業務負担の軽減に向けて、スクールカウンセラー等の専門スタッフやサポートスタッフを活用するチーム学校の推進など、様々な取組を行い、時間外在校等時間は、徐々にではありますが、減少傾向にあります。

一方で、依然として長時間勤務を行っている教員が存在することから、新たに教育長計の目標指標に、時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合を設け、100%達成を目指し、取組の強化を図っているところであります。

教員が担う業務量の適正化を進めるため、今年度から小学校への登校支援員の配置拡大や、保護者対応等の事案に係る学校等からの相談窓口を新設しました。

さらに、部活動の地域展開や年間授業時間数の見直しについても、市町村の抱えている課題に対し、先行する市町村の事例等を踏まえ、丁寧な指導・助言を行ってまいります。

今国会で成立した給特法改正法では、教職調整額の増額など教員の処遇改善とともに、各教育委員会に教員の業務量の適切な管理と健康を確保するための計画の策定、公表を義務づけています。今後、市町村教育委員会とも情報共有を図りながら、真に実効性のある計画を策定し、働き方改革の取組をより一層加速してまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。

昨年私は、必要な人員が配置されるまでは始業式を行うなということをして2回言いましたけれども、これはもう当たり前のことなんですよ。飲食店とかホテルなど、従業員が確保できなければ予約を断っているわけです。倒産理由には、従業員が確保できないというのがあるわけですよ。学校だけ特別扱いしているということ、これはもう本当におかしなことなんです。法で定められた人員が配置できないということは、子どもたちの安全が保障できないということなんです。チーム学校とおっしゃいましたけれども、水泳の授業の監視の人が足りないから学校事務職員に手伝うように言ってきた管理職がいるわけですよ。それぐらい学校現場は今、追いつめ

られている。

一昨日、若山議員が教員不足のことを質問しましたがけれども、そのときの教育長の答弁は、昨年の私の同じ質問の答弁と何も変わっていないじゃないですか。できることは何でもするというは、逆に言ったらできないことはしないということですよ。大分県の教育の最高責任者である山田教育長には、今、正に学校現場で命を削って働いている教職員に報いる、言い換えるならば、その皆さんが何とか頑張ろうと思える答弁を是非お願いしたい。よろしくお願いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 学校現場が大変厳しい状況にあるということは、私も重々認識しております。我が国の発展の礎は教育であると、正に我が国の発展を支えてきたのは教育の力であり、その教育を支えてきたのは、現場で努力する教員の献身的な力ということであると考えております。

そういう意味で、教員の確保については、今回、様々な採用試験の見直し等を行いまして、これも少しずつではありますが成果が上がっております。ですが、それでも今回また始業式の時点で欠員が生じていることについては、大変申し訳なく思っております。

教員の人材の確保ということは、正に子どもたちの教育の質を高めていくために絶対に必要なことでありまして、県教委といたしましても、精一杯努力してまいりたいというふうに思いを新たにしているところであります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございます。

定年延長しないまま60歳で辞めたり、定年延長したけれども、もう働けないといって辞めていく人がたくさんいます。若い人たちの確保、すごく力を入れている、分かりますけれども、定年延長、あるいは再任用の人たちが、賃金が7割、6割5分では、この業務量ではやれないと、切実な声も当然教育長も聞いていることは知っています。教育長自らが文科省に対してやはり60歳超の処遇改善について強く求めているということも私は聞いておりますので、一緒

にできることは一緒に頑張ってやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、スポーツの振興について質問いたします。

まず、障がい者スポーツの振興についてです。

大分県では、長期総合計画において、障がい者活躍日本一を新たな目標に掲げ、本人の希望や特性に応じた福祉的就労や芸術文化、スポーツ分野等での活躍など、障がい者が支援を受けるだけでなく、社会を構成する一員として自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参画できる社会づくりを目指しています。このことは大変有意義なことで、その実現に向け、県民一体となって取り組む必要があると思います。

その中でも、スポーツはパラリンピックや大分国際車いすマラソン等に代表されるように、観る者に感動を与えてくれます。また、障がいの有無にかかわらず、共に競技できるものも数多くあり、スポーツを通じた交流が様々なところで実施されています。そういった観点からも、障がい者スポーツの振興は重要な取組です。

先日には、イタリアのトリノで開催された2025年スペシャルオリンピックス冬季世界大会において、スピードスケートのショートトラックで金メダルに輝いた廣瀬武尊選手が佐藤知事に結果を報告しています。廣瀬選手は、体のふるえが止まらないぐらい、それぐらい緊張した。まさかメダルを取れるとは思いませんでした、うれしかったと喜びを伝えており、多くの人に勇気と感動を与えてくれたと思います。

一方で、障がい者スポーツといっても多種多様であり、認知度があまり高くなく、運営をほぼボランティアで賄っている団体も少なくありません。障がい者活躍日本一を掲げている大分県において、障がい者スポーツへの支援は欠かせませんが、普及啓発はもとより、特にその振興に必要な不可欠な指導者の確保、育成が重要だと考えます。

そこで、障がい者スポーツの振興についてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、希望する全ての障がい者がスポーツに親しむことができる社会を目指し、次の二つに力を入れて取組を進めております。

一つは、身近な地域における機会の提供です。昨年度は、障がいの有無にかかわらず参加できる体験会を県内各地で19回開催いたしまして、400名を超える障がい者がスポーツを楽しんだほか、総合型地域スポーツクラブと連携した交流機会も設けたところです。

加えて、今年度は、県内のパラスポーツを紹介する動画を制作しまして、その魅力を積極的に発信することにより、参加を促してまいります。

2点目は、活動を支える側への支援です。まず、各種競技団体に対しましては、円滑な運営に資するよう、大会への出場や地域での活動などに要する経費へ助成をしております。

また、御指摘の指導者の確保、育成については、毎年日本パラスポーツ協会公認指導者の養成講習会を開催しており、昨年度は22名が新たに資格を取得いたしました。本年3月末時点の指導者数は458人に上っておりまして、これは人口当たりで見ますと全国4番目の高さ、多さとなっております。

引き続きこうした取組を進めまして、障がい者スポーツの普及振興を図ってまいります。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 答弁ありがとうございます。

引き続きの取組をお願いしたいと思いますけれども、やはり私も例に挙げましたけれども、パラリンピックとか車いすマラソン大会、マスコミで取り上げられたりするところは裾野も広がってあるんですけれども、やっぱり本当にそこには乗っからないといえますか、また、違う方向性でやっている団体もたくさんありますので、是非きめ細かな目配りをお願いしたいというふうに思います。

それと、児童生徒数は年々減少しているんですけれども、特別支援学校とか特別支援学級の

在籍の子どもたちの数というのは増えていると。障がい者スポーツの振興には、やっぱりインクルーシブの観点も欠かせないかなと思います。もちろん、特別支援学校、部活動に励んでいる子どもさんもいまして、その部活動を指導されている先生方もいるんですけれども、それが全てというわけではないんですが、やっぱり県民の皆さんが共に活動できる場というのをさらに広げていただきたいということを要望いたします。よろしくお願いします。

それでは、スポーツによる地域の元気づくりについてです。

昨シーズン、唯一の開催となりました大分市での横浜キヤノンイーグルスのラグビーの試合観戦に行ってまいりました。そのときの観客数は5千人ほどで、2019年のラグビーワールドカップの大観衆を経験した身としては、少々寂しく感じたところです。

県では、おおいたラグビー次世代継承事業費において、横浜キヤノンイーグルスとの連携に関する経費を2千万余り計上しておりますけれども、シーズンに1試合しか開催されないというのは大変残念でありますし、観客数増のためにも、もっと宣伝方法等を工夫すべきではないかと感じました。5月には20歳以下のラグビー日本代表や日本代表のセカンドチームが県内で合宿を行い、海外チームとの強化試合も行われましたけれども、こちら盛り上がりにかけていたように思っております。

スポーツには、見る人を夢中にし、感動させる力があることは言うまでもありませんが、近年はスポーツの振興による地域の活性化という効果にも注目が集まっています。

本県は、トリニータをはじめとする複数のプロスポーツチームの本拠地があり、これまでもスポーツによる地域活性化に取り組んできたと思います。

他方、全国的にスポーツの持つ地域活性化効果に注目が集まる中、北海道の北広島市など、自治体による積極的な取組も進んでおります。本県も、もう一度スポーツにより地域の元気づくりに本気で取り組んでいくべきではないでし

ようか。

今こそ、ラグビーワールドカップ2019のレガシーを継承し、さらに発展させていくことが求められております。ラグビーを含め、様々なスポーツの振興を図りながら、地域の元気づくりにつなげていくことが重要ではないかと私は考えます。

そこで、スポーツによる地域の元気づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

県は、ビジョン2024に基づきまして、スポーツによる地域の元気づくりやライフステージに応じた県民スポーツの推進に取り組んでおります。

昨年度は、過去最多の25件のスポーツ合宿を誘致しまして、その合宿期間を通じまして、選手と地域住民の方々との交流も県内各地で活発に行われたところでございます。

また、毎年約3万人の来場があり、10億円程度の経済波及効果をもたらしておりますツール・ド・九州は、この秋3回目の開催となりますけれども、長崎・宮崎両県が今回初参加というようなことになるなど、年々広がりを見せてきております。本県も当然参加いたします。

さらに、今回大変残念ですけれども、川添のなのはなクラブさんの解散で一つ減りまして、31団体となりましたけれども、県内の総合型地域スポーツクラブの皆様方とも連携をしまして、県民がライフステージに応じて身近にスポーツを楽しめる場所の提供なども進めてきたところでございます。

一方で、スポーツによる地域振興に力を入れている自治体も、議員御紹介のように全国的に増えており、先日閣議決定されました骨太の方針においても、このスポーツを通じた地域経済の活性化という項目、今回明確に位置づけられたところでもあります。

本県においても、今年度から私どもの企画振興部、担当部署の体制を強化いたしまして、他県事例や県内施設の現状も踏まえまして、県民

ニーズに基づいたスポーツ環境整備の在り方について、現在検討を加速しているところでございます。

嶋議長 御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員 ありがとうございました。本当にやっぱり地域、どうしていくかということ、人口減も含めて課題となりますけれども、引き続きお願いします。

福祉保健部長から企画振興部長に移られた工藤部長の辣腕で、是非大分県、ビッグイベント、また、誘致していただきたいということをお願いして、本日の私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で御手洗朋宏議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

————→…←————

午後1時00分 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。首藤健二郎議員。

〔首藤議員登壇〕（拍手）

首藤議員 皆さん、こんにちは。議席番号8番、自由民主党、首藤健二郎、ただいまから一般質問を行います。この機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様、感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、早速まいります。

男女の出会い応援についてであります。

現在、我が国では少子化が急速に進行し、将来的な人口減少や地域経済の縮小といった深刻な課題に直面していることは言うまでもありません。

そのような中、各自治体においては、結婚を希望する男女が出会う機会を積極的に提供し、少しでも人口増につなげようとする取組が行われております。結婚や出産は、個人の自由であることを尊重しつつも、結婚を望む方々が安心して出会える環境を整備することは、行政に課せられた重要な役割の一つであると考えます。

本県においても、平成30年度に出会いサポ

ートセンター「えんむす部」が開設され、結婚を希望する男女への支援に取り組んできました。出会いの機会を提供するマッチング支援や結婚に向けたセミナー、イベントなどを実施し、多くの若者に利用されております。特に、令和5年度からは、知事公舎を会場とした婚活イベントもスタートし、知事公舎という、ふだん見ることできないような場所で特別感のある催しが開催されてきました。今年度は第三弾として、先月18日に「ガーデンスイーツパーティー縁結びin知事公舎」と題して、男女合わせて40人の参加により大変盛り上がったと伺っております。

出会い支援の取組の成果として、これまでに230組を超える結婚の報告がなされており、私が先日訪れた際には、237という数字がバルーン文字で表されておりました。そのバルーン文字をバックに写真を撮るカップルも多いそうです。

着実に成果を上げてきた証左であると評価いたしますし、私自身も先日婚活イベントナビゲーターの養成講座を受講し、えんむす部の部長に就任された荒木直美さんからその心得を学ばせていただきました。今の時代に即した進行の工夫や参加者がリラックスして交流できるような盛り上げ方がいかに重要であるかを実感いたしました。参加者をマッチングさせることなく、まずは婚活をさせるということが重要であり、恥ずかしさを取り除き、積極的な気持ちにさせる声かけが大切などと、婚活イベントを運営する上で非常に大事な学びを得た感じしております。

これからの婚活イベントは、単に出会いの場を提供するだけではなく、参加者一人一人が自然体で交流できるような雰囲気づくりが一層求められていると思います。

さらに、イベントを開催するだけではなく、若者が出会いの場に積極的に参加しようという機運を醸成していくことも重要であると考えます。結婚や出会いに対するポジティブな意識を育て、参加のハードルを下げる広報活動や周囲の理解促進にも取り組んでいく必要があるのでは

はないでしょうか。

そこで、男女の出会い応援について、どのように取り組んでいこうと考えているのか、知事にお伺いします。

以下は対面席で行います。

〔首藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの首藤健二郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 首藤健二郎議員の男女の出会い応援についての御質問にお答えを申し上げます。

先日、公表されました人口動態統計では、本県の昨年の出生数は約6千人を下回り、婚姻数も減少傾向が続いております。少子化の流れに歯止めがかからない中、出生数に直結する婚姻数を伸ばすことが必要と考えております。

県が設置しております出会いサポートセンターは、1対1のお見合いの仲介や婚活イベントの実施を担っており、今月末には開設7周年を迎えます。

公設の安心感やスタッフの丁寧な対応もあり、会員数は1,400人を超え、お見合いの仲介による成婚者数は、令和5年度時点で年平均40組に上り、全国33府県にある同様の施設の中で4番目の多さとなっております。

4年度からは、AIを活用して価値観や相性の合う相手を紹介しており、成婚された方からは、思いがけずすてきな出会いがあったなど、好評を博しているところでございます。

一方で、1対1のお見合いにハードルを感じる方もいるため、複数の男女が気軽に参加できる婚活イベントも充実をさせております。

私が知事就任以来、さきほど御質問いただきました、毎年知事公舎を婚活イベントの会場として使っていただいております。これまでに延べ103名が参加をしまして、17組のカップルが誕生しております。

また、来週末には、ホーバーターミナルを会場としまして、ホーバーにも乗船していただくイベントを開催予定としております。こうした地域の特性や観光資源をいかしたイベントを、企業や団体と連携しながら県内各地に展開して

いきたいと考えております。

さらに、10月には、県内外の男女100名が参加する広域的な婚活イベントを、JR九州の観光列車も活用して開催する予定であります。

婚姻数を伸ばすには、結婚支援に携わる人材を県内全域で育成することも重要でございまして、先月、市町村や地域の企業、団体職員などを対象に、御質疑にありましたように、えんむす部部長の荒木直美さんからイベントの企画や運営のノウハウを学ぶ情報交換会を開催いたしました。御質疑、誠にありがとうございました。

加えて、今年度は企業版ふるさと納税などを活用したCMの放映も予定しております。県民に向けた出会い応援の機運醸成を図りたいと考えております。

今後とも、関係機関と連携しながら、結婚を希望する方々をしっかりと応援してまいりたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。もう正にそのとおりでございまして、私も取材といいますか、先日えんむす部にお伺いしたときに、正にこれ公設のやるよさが出ている場で、やっぱり個人情報はどうしても扱われたりとか、信頼性だとか安心感だとか、非常にあそこでは守られているという利用者の方も多いようでございますので、是非今後もえんむす部を含めて、盛り上げていただきたいと思います。

次の質問にまいります。本県のPR戦略についてお伺いします。

情報発信の強化についてであります。

新型コロナに係る水際対策が撤廃された2023年4月末以降、日本のインバウンド需要は急速に回復し、昨年の訪日外客数は、コロナ禍前の2019年と比較しても15.6%増となる過去最高を記録しております。旅行消費額の大宗を占める国内旅行についても、2019年と比較して14.7%増となるなど、旺盛な観光需要が国内経済の下支えをしているとも言えます。

本県でも、大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1300年などを絶好の機会と捉え、国内外へ

その魅力を発信し、さらなる誘客促進や県産品の販売促進など、地域経済の活性化に取り組もうとしているところだと思います。しかしながら、このような状況は全国どこも同じであり、加熱する地域間競争の中、明確なPR戦略を持って本県の存在を打ち出さない限り、その他大勢に埋もれて終わってしまうのではないかと危惧しております。

そこで、全国のみならず、世界に向けた本県の情報発信力強化を図るため、サンリオの人気キャラクター、ハローキティとの連携をさらに深め、新たな展開に取り組むことはできないかと考えております。キティちゃんは世界中で高い認知度を持ち、年齢、国籍を問わず幅広い層に愛されている日本発のキャラクターです。特にアジア圏を中心としたインバウンド観光客にとっては、キティちゃんは日本らしさを象徴する存在でもあります。

本県では、株式会社サンリオエンターテインメント等との包括連携協定に基づき、万博期間中、大分空港の名称を大分ハローキティ空港としたり、空港とハーモニーランドを結ぶバスの運行など、ほかの自治体にはまねできない独自の取組が進行中です。キティちゃんのような世界的に認知されたキャラクターを活用することは、今後の地域間競争においても非常に有効であると同時に、本県の認知度向上を図る、またとないチャンスではないかと考えます。

今回のキャンペーンは、期間限定ということですが、せっかくの効果を一過性で終わらせず、引き続き県のPR戦略として、コラボによる本県の魅力や情報の発信強化に努めていただきたいと思います。

SNSといった現在の広報手段から考えると、その話題性に伴う拡散具合は桁違いなのではないでしょうか。例えば、本県のPR動画としてキティちゃんとコラボしためじろんダンスなども考えられます。全国的にも活躍しているチアリーダーチームが私の地元にあります。そうした地域の団体等とPRチームを結成し、チアリーディングのパフォーマンスをしていただくなど、欲を言えば切りがありません。県とし

での取組だけではなく、県産品とのコラボによる御当地キティちゃん商品の開発なども考えられるのではないのでしょうか。

そこで、サンリオとの連携も含め、今後情報発信の強化にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 情報発信の強化についてでございます。

大分県では、平成25年度から温泉と食に焦点を当てた「日本一のおんせん県おおいた 味力も満載」のフレーズを活用したプロモーション動画を制作し、おんせん県おおいたの浸透に取り組んできました。

その結果、温泉と言えば大分県というイメージは大いに定着してきたものの、豊かな天然資源や貴重な歴史的文化遺産など、温泉以外の優れた地域資源については、その認知度の向上について、まだまだ課題があるというふうに感じているところでございます。

地方創生に向けた地域間競争は、日々激化してきております。各自治体が情報発信にも様々な趣向を凝らす中で、本県としましては、温泉県おおいたで定着してきました地域ブランド力を時代に即した新たな広報戦略により、さらに高めていかなければならないところであります。

今や日常の情報収集の手段、テレビやラジオからスマートフォンなどのデジタル端末にシフトしてきております。民間調査によりますと、その割合は既に6割を超えているところであります。そのため、ターゲットの属性に応じた効果的なアプローチが可能なSNSなどによる情報発信にも力を入れる必要がございます。

令和4年度からデジタルマーケティングの視点から全庁の情報発信について取り組んでいるところでございますけれども、あるYouTubeの広告では58万回閲覧されるなど、一定の成果も得られつつあります。

加えて、大阪・関西万博の開催期間に合わせまして、大分空港をサンリオキャラクターで華やかに彩る大分ハローキティ空港としたところ、各方面から大きな反響をいただいております。

こうした世界的に認知度が高く、訴求力のあるコンテンツを活用した情報発信の強化策についてもさらに検討を進め、いろいろとアイデア、御意見等もいただきながら、国内外から選ばれるおおいたを実現してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 御答弁ありがとうございました。

いい意見をいただきましたが、今知事もおっしゃったとおり、デジタルツール、SNSとかがこれから活用していかなくちゃいけないと思うんですけども、やっぱり名前だけじゃなくて、これ大分空港に行ったら、いや、キティちゃんおったでとかになると、しかも躍ってたでとかになると、これは本当に皆さんが動画で撮って、それを拡散してくれるっていうことにもつながりますので、常時じゃなくてもいい、とにかくキティちゃんに会える、あつ、大分って会えるのかみたいな、そういうものを、来ていただいた方が、皆さんがそれぞれが発信するというのが何かできないかなと思って、今回キティちゃんというこのアイデアを出したんですけども、そういった戦略を是非これからいろいろと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問にまいります。農林水産物の輸出促進についてであります。

昨日も農林水産物の流通について議論がありましたけれども、本県の農林水産業の発展に向けて旺盛な海外の需要を獲得していくことが重要です。人口減少、少子高齢化により国内市場が縮小していくと言われて久しいところですが、これらを背景に本県でも農林水産物の輸出促進に向けた積極的な取組が行われてまいりました。

日本の食材、食品、食文化への関心の高まりも追い風となり、我が国の農林水産物、食品の輸出額は年々増加し、2024年の実績では1兆5,071億円と過去最高の輸出額になりました。正に輸出は本県のブランド力を世界にPRする絶好の機会でもあります。

その輸出先を見ますと、米国向けは堅調に伸びてきており、2024年にはホタテガイ、牛

肉、日本酒などの品目が増加したことから、国・地域別の輸出額で、米国が香港、中国を抜き、20年ぶりに1位になりました。本県にとっても、養殖ブリ、牛肉、製材品を中心に輸出が行われている米国は、重要な輸出先の一つとなっております。

そのような中、本年1月に発足した第2次トランプ政権により、日本を含む各国に高関税措置が発動されております。本県が輸出している主な品目では、養殖ブリや牛肉が追加関税措置の対象とされており、今後の影響が心配されるところです。

このように、貿易においては、輸出相手国の都合により突然関税や規制などのルールが変更されてしまうことが珍しくありません。過去を見ますと、2023年8月、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴い、中国政府が日本産水産物の輸入を全面的に一次停止となったことがありました。先般、再開に向け、政府間で合意したとの報道はありましたが、現時点ではまだ再開されていないところです。

これらのリスクを勘案しつつ、県産農林水産物の輸出拡大を図っていくためには、輸出先の多角化が必要であると考えますが、今後農林水産物の輸出促進にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

大友副議長 洲野農林水産部長。

洲野農林水産部長 お答えいたします。

令和6年度の輸出額は、旺盛な海外需要を受けまして、国のフラッグシップ輸出産地に認定されました牛肉や養殖ブリなどが牽引しまして、57億円を超える過去最高額となっております。引き続き海外の多様なニーズを逃さぬよう、戦略的に販路開拓に取り組むことが大事です。

牛肉においては、米国、台湾等に加えまして、EU輸出に挑戦します。畜産公社が4月にEU向け輸出施設の認定を取得したところでありまして、早速この秋に予定されております国際展示会への出展等によりまして、新たな取引先の確保につなげてまいります。

養殖ブリにおいては、県漁協の蒲江加工セン

ターを活用した台湾等へのフィレ加工品や、韓国で需要が見込める活魚など、現地ニーズを踏まえまして、関係事業者と共に販路拡大を進めてまいります。

そして、こうした需要が高い牛肉や養殖ブリの販路を活用しまして、合わせ技で一緒にやるんですけれども、白ねぎや乾しいたけ、養殖マガキなど、大分の魅力的な食材を食べ方もあわせてPRしていきたいと思っております。

あわせて、梨についても、今後フラッグシップ輸出産地の認定に向けてチャレンジしていく予定にしております。

加えて、製材品においては、今後、国内の新設住宅着工戸数の伸びがちょっと難しいことが予測されますものですから、アジア圏を中心に販路開拓に努めてまいります。

また、現在、米国関税に係る影響は軽微と見込まれますが、その動向は今後も注視してまいります。

中国についても、現地商社との連携を強めまして、水産物の輸出再開に備えてまいります。

今後も輸出先国の多角化や輸出産地づくりを進め、長期計画に掲げます輸出目標80億円の達成を目指してまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁ありがとうございます。今もおっしゃっていただきました、牛肉を白ねぎとか乾しいたけとかあわせてというのは、非常にいい案だと思います。

国と同様に本県の輸出額も昨年度は過去最高になったと伺っております。前年度比20%増となる10億円近い伸びとなる中、特に牛肉は25%もの伸びを見せております。

しかしながら、国際情勢におけるリスクも考えると、多様な輸出先の確保が重要であると思っておりますので、引き続き輸出の多角化等に努めつつ、本県の魅力、味力を世界各国に発信し続けていっていただきたいと思っております。

他方、ただ、バイヤーに任せて素材の力のみで勝負するのではなく、もっと売り方や食べ方を工夫してはどうでしょうか。例えばおおいた和牛ですけれども、いかに優秀な牛肉とはいえ、

焼き肉やステーキなどにおいても、脂身の少ない肉質のほう好まれるという場合もあるのではないのでしょうか。

牛肉全体としては、そのほうが流通量も多いような気がしますし、いろいろな食べ方を素材に合わせて提供する。さきほども答弁にありましたように、以前、木田議員が提案していましたが、例えばすき焼きとか、あとは私、牛肉のおすしとかもいいと思うんですけども、あるいはおにぎりとか、牛肉に限らず、農産物等売り込む際には、そういった食べ方とか食文化などの、アイデアを合わせて海外に売り込む戦略も必要かと思っておりますので、是非今後の検討をお願いして、次の質問に移ります。

物流を巡る諸課題についてであります。

2024年4月の働き方改革関連法施行から1年がたちました。トラックドライバーの労働規制で物が運べなくなると言われてきた、いわゆる2024年問題ですが、我々消費者視線では、物流にそれほど大きな不便さは今のところ感じられておりませんし、表面上は2024年問題にうまく対策できているように見えます。

全日本トラック協会が昨年11月に実施したアンケートでは、よい影響としては、運賃、料金の値上げができたが最も多く、68.5%と3分の2を超える状況となっております。次に、労働時間、拘束時間を縮減できたが45.8%、続いて、処遇を改善するきっかけになったが36.4%と、ドライバーの労働環境、労働条件の改善に関する内容が挙げられており、働き方改革として一定の成果は得ているように見受けられます。

一方で、悪い影響もございます。事業者からの回答では、運送コストが増加したが46.8%と最も高く、続く、ドライバーの採用が困難になったは41.2%と、いずれも4割以上が悪化したと捉えている状況です。

特にコストについては、国が示す標準的運賃に対し、実際の運賃はその7割以下の水準にとどまる事業者の割合が半分以上を占めるなど、苦しい状況が伺われます。

ドライバーの確保にしても、必要な数を確保

できているとの回答は37.7%にとどまり、全体の6割超が不足している現状です。

このような人手不足や運賃水準の低迷は、特に中小の運送事業者にとって深刻な打撃となり、事業継続そのものが危ぶまれる事態も出てきております。結果として地域内の物流網が細り、配送困難なケースも生じかねないなど、県内各地の生活インフラに影響を及ぼすおそれも否定できません。

運送事業者は、今後、人口減少に伴い、さらなる人手不足が見込まれる中、ドライバー確保のために是非とも賃金アップを図りたいところですが、荷主との運賃交渉が難航し、賃金アップを容易に行えないようにも見受けられます。このように運賃事業者には負担が多いままでは、いつか本当にものが届かなくなる日が来るのではないかと大きな不安を感じております。

そこで、2024年問題の現状を県としてどのように捉えているのか、また、問題の解決に向けてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長にお伺いします。

大友副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 トラック運送業界でございますけれども、かねてから長時間労働であるとか低賃金といった課題に加えまして、荷主から適正な運賃が収受しづらいといった、そういった構造的な問題を抱えているところでございます。人手不足によって、依然として物流の停滞が不安視をされているということは、大きな課題でございます。

ドライバーの人手不足を解消するためには、賃上げや現場の処遇改善が、これが不可欠だというふうに考えておりまして、運賃価格を荷主へしっかりと転嫁をすると、こういった、できるような環境を整備するということが重要でございます。

このため、県としましては、現在、口頭ではなくて書面でこの荷主との価格交渉に積極的に取り組む事業者に対しまして、大型トラック1台につき4万5千円などの、この支援金を給付しているところでございまして、ドライバーの働き方改革、賃上げなどに一定の成果が出てい

るんじゃないかというふうに感じているところでございます。

また、大型免許の取得や女性ドライバーの採用に加えまして、今年度からは現場の荷役作業の負担軽減のための支援なんかも行っているところでございます。

そうした中、国では、今月、貨物自動車運送事業法が改正されまして、適正な原価を下回る、いわゆるダンピングのような運賃の制限、あるいは運送の再委託の制限、さらには違法トラックの取締りなんかも内容とされておりまして、対策が強化される予定となっております。

今後、さらにトラック・運送業界をめぐる取引環境の改善が一層進みますよう、国や業界とも連携しながら必要な対策を講じてまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。

ややもすると、マスコミ報道といいますか、2024年問題の前には、これは大変なことになるぞっちゅうニュースが、わっと出て、それ以降ニュースがないと、何だ、大丈夫じゃないかみたいな、状況が報道によって、これ大したことないんじゃないのという空気が生まれる土壌もありかねませんので、そこはやっぱり本当に現場の皆さんのお声を聞きながら、きっちり対策をしていただきたいというふうに思います。

続きましての質問は、大分港大在地区の利用促進についてであります。

昨年策定された県の長期総合計画、安心・元氣・未来創造ビジョン2024では、未来を創造する大分県づくりの施策の一つとして、九州の東の玄関口としての空港・港湾機能の強化が掲げられております。中でも、物の流れの拠点化に向け、国と共に港の機能強化を進めている大分港大在地区では、先月、新たなRORO船ターミナルが完成し、供用が開始されました。

私も現地を拝見いたしました。真新しい岸壁とその背後に広がるDX技術を導入した広大なシャーシ置場を目の当たりにして、大分港大在地区が九州の東の玄関口にふさわしい物流の拠点として着実に整備されていることに感銘を受けたところです。

さて、その利用状況に着目してみますと、RORO船については、物流の2024年問題を背景としたモーダルシフトの進展により、海上輸送のニーズはますます高まっており、取扱貨物量は増加傾向にあります。しかし、関東方面からの貨物量に比べ、大分発の貨物量が少ない状況となっており、まだまだ貨物を増やせる余地があるのではないかと考えています。

また、隣接するコンテナターミナルにおいても、令和5年に過去最高を記録するなど、近年取扱量が増加傾向にあります。一方で、ヤードが手狭な状態となっており、今後、物流拠点としての機能が十分果たせなくなるのではないかと心配しております。

将来、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の開通など、条件が整ってくれば、九州内外と関東方面や海外との結節点として大分港大在地区の機能がより高まり、物流をさらに活発化させることで、本県経済の活性化や雇用の創出につながっていくものと、大いに期待しているところです。新しいRORO船ターミナルが完成した今だからこそ、次に向かってさらに発展させていくチャンスなのではないでしょうか。

そこで、大分港大在地区のさらなる利用促進に向け、ソフト、ハード両面で今後どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

先月、供用開始したRORO船ターミナルでは、大型船にも対応できる水深9メートルの耐震強化岸壁や、シャーシ管理システムを導入した埠頭の整備により、輸送能力の向上や荷役作業の効率化などの大幅な機能強化が図られました。

新ターミナルの完成は、2024年問題を背景としたモーダルシフトにより、海上輸送の拡大が進む中、大分港の競争力を高める大きな一歩になるものと期待しています。

さらに、隣接するコンテナターミナルでは、現状のヤード不足と将来の貨物量増加を見据え、

新たに4.2ヘクタールの埠頭用地造成工事を進めており、早期完成を目指します。

加えて、老朽化したコンテナクレーン2基について、荷役能力のより高いものに順次更新しており、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

大分港からの貨物量を増やす取組も重要でございます。ポートセールスの活動範囲を広げ、半導体関連の情報収集や官民連携による企業訪問、県外でのセミナー開催などを今後も積極的に展開してまいります。

あわせて、海上輸送への転換を促す助成制度についても、周知徹底・利用拡大を図ってまいります。

今後も選ばれる港を目指し、港湾機能の強化とポートセールスの両面から取組を進めてまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。

現地を見て、この間も供用の式典がありましたけれども、そのときにもやっぱりDX化が今回進んでいるということで、今までRORO船ですと、さきほどのドライバーと荷物の部分が離れて、自分の荷物を探すだけでもぐるっと回って結構大変だったということが、今回の技術によって、もうその場ですぐ分かるようなシステムが導入されているということで、時間短縮にもなるということを聞いて頼もしく思っております。

取扱貨物量をしっかりと増やしていただきたいんですけども、例えば大分県の本材は豊富でありまして、海外輸出が盛んである一方、一部は県外の港から輸出されているというふうにも伺っております。このRORO船ターミナルが移転して、これまでシャース置場として利用していた埠頭用地がありますが、これを本材を置く場所として利用できるのではないのでしょうか。それまでは点在したといいますか、離れていたところですが、シャース置き場が空いて、一緒にするのかなど、今後どのようなデザインをしていくのかなど、これまでのシャース置場の跡地利用について再質問をさせていただきます

す。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

埠頭用地の使用は、これを希望する事業者の申請を基に随時許可する仕組みとなっております。

さきほど議員からお尋ねのありました埠頭用地については、それぞれ目的に応じて分割して使用されておりますので、今のところそこについては集約する予定はございません。

シャース置場の跡地については、令和5年度末に港湾輸送事業者を対象に説明会を開催しておりまして、利用者を募ったところでございます。跡地の一部では、許可を受けた事業者が今月から大在地区の岸壁で積卸しを行う建設資材置場として使用をもう既に始めておりまして、今後は議員御指摘の本材置場としても利用をされる予定でございます。

今後も適切な埠頭用地の利用に努めてまいります。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 いろいろな利用で今進められているということでございますので、是非引き続きよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。指定管理施設の活性化についてであります。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを取り入れることによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図るものであると理解しています。しかし、現在、賃金や物価が継続的に上昇する中、その目的どおり、それぞれの管理者が創意工夫を凝らしながら利用者ニーズに対応した運営がなされているのでしょうか。

指定管理者制度における賃上げ等の対応については、昨年の定例県議会において、我が会派の森議員、木付議員が続けて質問をしておりました。私も昨年の第4回定例県議会において、賃上げや原材料価格の上昇を踏まえた中小企業の支援の観点から質問をさせていただきました。

その際、指定管理施設における賃上げにあわ

せて、指定管理者が発注する警備や清掃などの外注経費についても、適切に対応していただきたい旨、要望したところです。この警備や清掃業務に係る経費は、大部分が人件費で構成されております。これらの業務は、施設の安全確保や衛生環境の維持に直結するものであり、安定的な人材確保が欠かせません。

結果として、昨年度、指定管理施設の職員に関しては、直近の人事委員会勧告まで踏まえた人件費の上昇を補正予算により措置していただいたところですが、外注経費についてはどのように対応されているのでしょうか。もちろん、どのような内容で第三者と契約するのかは、指定管理者の判断だと思いますが、施設所有者として県もしっかりとフォローアップをしていたきたいと思います。

一方で、賃金や物価の上昇による管理経費の増加は施設のサービス低下を招きかねません。県では、施設ごとに将来ビジョンを定め、その活性化に向けて取り組んでいるところですが、制度導入の本来の目的を果たすためには、管理者の創意工夫を一層引き出し、さらなる施設の魅力向上を図ることにより、利用者の増加や満足度の向上を実現する必要があると考えます。

そこで、賃金や物価の上昇に対する県としての対応を含め、指定管理施設の活性化にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 指定管理施設の活性化についてお答えいたします。

指定管理者制度の運用にあたりましては、民間ノウハウを最大限に活用し、県民サービスの向上と効率的な施設運営の両立が重要と認識しております。

県では、指定期間中の物価や賃金水準の変動等は、基本協定によりまして原則指定管理者の負担としておりますが、災害や想定を上回る物価変動時には、委託料の変更を可能として運用しております。

これまで御紹介いただきましたが、高騰著しい光熱経費については、令和4年度から3年連

続で委託料の増額を行ったところです。また、人件費についても、近年の大幅な賃金上昇を踏まえ、令和5年及び6年の人事委員会勧告の内容を基に昨年度増額を行いまして、サービスの提供に支障が生じないよう措置してきたところであります。

加えて、今年度は指定管理者の更新もございますことから、今後の物価変動や賃上げの動向にも円滑に対応できるよう、御指摘いただいた外部への委託費も含めまして、基準価格の在り方について、現在検討しているところであります。

引き続いて、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、この指定管理者制度のメリットを最大限に生かして施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 何かちょっとはっきりした答弁なのか分からない現状ですけれども、現在検討中だということですので、引き続きお願いしたいと思います。

私も前回質問させていただいて、じくじたる思いがあるんですけれども、詰めが甘かったなといいますか、やっぱり指定管理者という制度は、民間のノウハウとか、それこそ効率だとかを利用してしっかり管理していただくということが本来の目的でありますから、その目的を果たすために、我々は契約するけれども、これ第三者契約はもう別の契約ですからそのままですよとかね。そのような態度ではなく指定管理者と共に汗をかい、あるいは努力して知恵を絞って、何とかこの現状をやるためにという努力をお互いにしていただきたいんです。ですから、今後もし是非その辺りの指導も兼ねて、よろしくお願いいたします。

続きましての質問に移ります。いじめ・不登校対策についてであります。

これまでも、県ではいじめ・不登校対策として様々な取組を講じていることは承知いたしております。令和7年度当初予算においても、未然防止や早期発見、伴走支援のために、登校支援員やソーシャルワーカーの充実など、相談体

制の強化が図られたところです。

このように、いじめ・不登校に直面する児童生徒の受皿を用意したり、いじめの件数を減らすことも重要ですが、いじめをなくそうと対策すれば、表面上だけ、あるいは数字の上では減少するかもしれません。今、ネット上での誹謗中傷といったいじめも問題になっていますが、近年こうしたネット上のいじめが増加している背景には、表面上ではいじめのない状態にしておいて、見えないところでやってやろうといったような側面もあるのではないのでしょうか。

いじめを定義づけして新たな対策を講じても、隠れたいじめの発生など、その形を変えるだけになるかもしれませんし、いじめの撲滅という本質的な意味では、数字だけを追いかけても無意味なのかもしれません。

そこで重要なのは、早期の対策、つまり早期の発見ではなく対策ですね。幼稚園や小学校低学年時での対応ではないかと私は考えます。要は、いじめる側がその行為こそが恥ずかしいと思うような土壌をつくるのが重要なのだということです。

それには家庭環境も大きな要因となるため、保護者とのコミュニケーションも大事です。私の父親は、「一年生になったら」という歌を引き合いに出し、100人も友達はいらんのじゃ、1人でいい。その代わり大事にしるとよく言っておりました。今にして思えば、みんなに愛想よくしようとすればつらくなるし、表面上だけになる。信頼できる友人をつくり、それを大事にしろと言いたかったのではとありがたく感じております。その後の私の人生、交友関係にも大きく影響しており、非常によい教えだったと実感しております。

こうした幼少期の気づきや学びが、その後の人格形成に大きな影響を及ぼすことは言わずもがなですが、そうしたいじめをさせない環境づくりのための早期対策は、学校現場だけではなく、家庭、地域が一体となって進める必要があると思います。

そこで、こうした早期対策への対応を含め、いじめ・不登校対策にどのように取り組んでい

くのか、教育長にお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

本県では、学校におけるいじめの早期認知・早期解消に努めていますが、さらに重要なのは、いじめ・不登校の未然防止に向けた対策を進めることであるとは議員御指摘のとおりであります。

幼少期における気づきや学びがその後の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、発達段階に応じた様々な取組を行っているところであります。

まず、幼児期は、遊びの中で生じたけんかに折り合いをつけることや、絵本の読み聞かせによる気づきなどの体験を通して、道徳性や規範意識の芽生えを育みます。

小学校では、善悪の判断や思いやりの心を育てるため、いじめや他者との関わり方を考えさせる授業や、活動を通じて道徳性を養う学習に力を入れています。

また、子どもを取り巻く地域社会全体でいじめのない環境をつくるため、家庭や地域とも連携して、人権講演会の開催やネットモラル啓発活動等に取り組んでいるところであります。

今後とも、学校、家庭、地域が一体となり、子ども同士が互いを思いやり、違いを認め合い、自己肯定感を持ち、感情を適切に表現できるような教育を推進して、いじめ・不登校の防止に結びつけていきたいと考えております。

大友副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。まずは、いじめをさせない環境づくりとか雰囲気づくりが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、大事なのが、学校に行きたいと児童生徒が思えるようになることだと思います。誰もがこぞって学校に行きたくなるような雰囲気づくり、これも重要ではないかと考えております。

その際、その一助となるのは、学校給食ではないでしょうか。我々も学校で一番楽しみにしていたものの一つだったと思いますが、そこで、

朝食を給食として提供してみるのはいかがかと考えております。

学校では、朝が忙しく、食べてこない子どもも多いと伺っております。家庭の負担軽減にもつながりますし、何より三食しっかり食べるという、健康づくりや食育にも資する取組になるかと思います。

このような毎朝楽しみを持って学校に向かう動機づくりについても御検討いただきたいとお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で首藤健二郎議員の質問及び答弁は終わりました。今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕（拍手）

今吉議員 こんにちは。10番、自由民主党、今吉次郎です。今回質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様に感謝です。

では、質問にまいります。

1点目は、南海トラフ地震に備えた防災対策についてです。

本年3月末に、国は南海トラフ地震の被害想定を約10年ぶりに見直しました。この見直しの中では、避難者数が最大で約1,230万人に上るとされています。これは約47万人が避難した東日本大震災を大きく上回っており、その被害の規模の大きさがうかがわれます。

本県については、最大震度が6強、死者は1万8千人、津波の高さは佐伯市で14メートル、中津市では4メートルといった想定がされています。また、南海トラフ地震における県内の津波到来までの時間は、最も早いところで16分程度と見込まれており、早期の避難が特に重要です。

災害時には、自助・共助・公助の連携が重要であることは言うまでもありません。しかしながら、自分の命を自分で守ろうにも、75歳以上の高齢者はここ30年で約3倍に増えてます。地域住民で協力し合うにも、65歳以上で独り暮らしの方は約4.1倍、町内会や自治会の参加も減り、近所のつながりも弱くなっているのが現状です。また、地方公務員は、30年で14%ほど減少し、消防団員も減少するなど、自

助・共助・公助の取組は年々難しくなっております。

県としては、建物の耐震化に力を入れておりますが、簡単に進むものではありません。福祉施設では、津波リスクのある施設や、山間部で急傾斜地等の位置にある施設も多くあり、移転等の対策を検討しなければならないようなケースもあります。老朽化の進む上下水道管も地震対策は進んでないなど、ハード対策にも限界があります。

他方、被害の軽減に向けては、何より事前の周知が重要です。県民一人一人に住宅の耐震化や家屋内での家具の固定、食料や水の備蓄、避難経路の把握など、あらゆる機会を通じて広く説明していくことが最も大事だと思います。今回の被害想定見直しにおいても、すぐに避難行動を取る人の割合が増えれば、津波による死者数が大幅に減らせるとされているところです。

また、過去の災害での経験も大事ですが、一方で、時代の流れの中、様々な場面で新たな問題点も指摘されています。災害関連死や避難所でのプライバシー、多様性への配慮、避難生活の長期化なども考慮する必要があるでしょう。

さらに、最近では、地域における外国人の方が多くなり、多文化共生社会の中で、自治体としても様々な苦情や問題を抱えるようになってきています。こうした社会環境の中では、日頃から外国の方々と地域の連携を深めていくことが、災害時においても重要なポイントになるのではないのでしょうか。

少子高齢化が進む中、外国人の方々は、各地域で重要な存在となっており、県としても市町村が取り組む日本語学習をはじめとした各種施策を後押ししていただきたいと考えます。

県では、災害に向けた様々な対策に取り組んでいると思いますが、南海トラフ地震は国難とも言える災害だけに、さらなる自助・公助の取組の強化が急務だと思います。

こうしたことを踏まえ、県民の意識改革などを含め、南海トラフ地震に備え、どのような防災対策に取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

あとは対面席でお願いします。

〔今吉議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの今吉次郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 今吉次郎議員の南海トラフ地震に備えた防災対策についての質問にお答えを申し上げます。

国が公表した新たな被害想定では、県内で甚大な被害が見込まれておりまして、ハードとソフト両面で各種対策を加速する必要があると考えております。

まず、最も大きな被害が想定されます津波対策でございます。人的被害を最小限にするためには、堤防や避難路等の整備はもとより、迅速な避難行動に向けた意識の醸成や地域全体の防災力の底上げが不可欠でございます。

このため、広く県民に地震や津波の怖さを身近に感じてもらえるよう、地震体験車やバーチャルリアリティーによります啓発を行うほか、消防団や防災士会などと連携した津波避難訓練を実施いたします。加えて、より多くの自主防災組織に避難訓練を促すとともに、訓練内容の充実も図ってまいります。

外国人への対応も重要でございます。中津市が2月に開催をしました外国人向けの防災体験イベントでは、非常食の試食や早期避難の重要性を伝えるセミナーが行われました。こうした取組を横展開しまして、県内居住の外国人の防災意識の向上にも努めたいと考えております。

次に、建築物の倒壊対策でございます。今年度から最大150万円まで自己負担なく耐震工事ができるよう、補助制度を拡充したところがあります。この活用により、住宅の耐震化を加速させます。また、家具の固定化や倒壊家屋からの電気火災を未然に防ぐ感震ブレーカーの普及も図ってまいります。

さらに、災害関連死を防ぐ取組にも力を入れてまいります。一人一人の被災状況に応じて伴走型支援を行う災害ケースマネジメントの体制を、市町村や社会福祉協議会に加えまして、新たに設立されます災害中間支援組織等とも協力

をしながら整えてまいります。

加えて、避難生活の長期化に備えて、トイレカーの配備や簡易ベッドの備蓄の拡充、民間団体によるキッチンカー等の導入を進めるほか、避難所のプライバシー確保に向けても、女性視点を取り入れるための懇談会を立ち上げまして、検討を進めていきます。

こうした対策とあわせまして、新たに確認されました国東半島沖の活断層による地震など、影響が見込まれる七つの地震について、県独自の被害想定を策定して、防災の取組をさらに充実させていきたいと考えております。

南海トラフ地震のような広域での被害が想定される災害では、行政だけでの防災対策には限界があります。県民一人一人に、自らの命は自らで守るという意識をさらに促していったり、地域全体での防災対策を進めてまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 答弁ありがとうございました。いろいろと複合的な対策が必要かと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、今、知事も言いましたけれども、国東半島沖での新たな活断層が確認されました。これも含め、県の被害想定見直しはこれからどんどん進んでくると思います。地震はいつ発生してもおかしくありませんし、急ぎ対応はいただくようにお願いします。

また、上下水道管の地震対策について触れましたが、能登半島地震で多くの管路などが損壊して復旧作業が難航していました。断水の長期化は復旧、復興作業に大きな支障をもたらしますし、市町村だけでは財政的にも人的にも厳しい状況があると思いますので、県としても、是非市町村と連携して、上下水道管の地震対策に取り組んでいただきたいと思います。これをお願いいたします。

では、次の質問に移ります。産業の振興についてです。

自動車産業の振興について、本県における自動車関連産業を改めて振り返りますと、2004年にダイハツ九州が中津市に立地して以降、他地域からの企業誘致や県内企業の自動車関連

産業への進出が進み、2002年には1,136億円だった輸送機器の製造品出荷額は、2022年には7,603億円になり、県全体に占める割合の4%から13.6%まで拡大しています。

また、2006年に設立された大分県自動車関連企業会の会員数も147社に達し、産業の裾野も確実に広がっております。

このように、自動車関連産業は、本県にとって非常に重要な産業の一つであると言えます。

こうした中、米国トランプ政権下において、自動車に対する25%の追加関税措置が課されるなど、米国の関税措置が我が国の自動車をはじめとする産業、経済、さらには世界経済にも大きな影響を及ぼしかねない状況が続いております。

政府は、引き続き米国との協議を通じて一連の関連措置の見直しを求めるとともに、米国関税措置を受けた緊急対策パッケージなどの対応策を講じていますが、本県においても引き続きその動向をしっかりと注視していくことが重要であると思います。

米国の追加関税措置については、複数の国が対象となっており、その水準も国によって異なるため、その影響を正確に予測、把握することは困難ではありますが、県におかれましては、状況に応じて適切な対策を講じていただきたいと思います。

加えて、現在、自動車業界は100年に一度の変革期にあるとされています。我が国においても、2035年までに自動車の新車販売の100%を電動車にするという高い目標が掲げられていますし、足元ではEV需要の低迷についての報道も見受けられますが、先日中国の自動車メーカーが2026年度後半に日本の軽EV市場の参入することを発表するなど、自動車関連産業を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

県内企業もこうした変革に適応していくことが求められると考えますが、加えて人材育成や人材確保についても喫緊の課題であると思います。

こうした世界的な大きな動きの中で、本県の自動車関連産業の振興に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 自動車産業の振興についてでございます。

本県の自動車産業は、ダイハツ九州の進出を契機に集積が進み、県経済を牽引する基幹産業の一つへと大きく成長してきました。今月からダイハツ工業は約3年ぶりの新型車ムーブの販売を開始しましたが、製造はダイハツ九州で行われており、本県経済への波及効果に大きな期待を寄せているところでございます。

一方、自動車産業を取り巻く環境は、世界的な転換期にあり、その影響を的確に把握して、迅速に対応していく必要があります。

まずは、米国の追加関税への対応であります。ダイハツ九州が製造する車は、全て国内市場向けと聞いておりますけれども、他の自動車メーカーの部品を製造する県内企業も多く、影響が広範に及ぶことが懸念されます。そのため、県では、特別相談窓口を開設するとともに、金融機関に対して、中小企業に寄り添った柔軟な対応を要請してきました。引き続き、国等と連携して、状況把握と企業支援に万全を期していきます。

次に、電動化への対応でございます。世界的に進みます電動車への移行を県内企業の成長の機会にできるよう、自動車関連企業会を通じた取組を進めております。例えば、電動化に伴うビジネスチャンス等を周知するセミナーや、実際の部品を用いて構造や機能を学ぶ講座などを開催しているほか、電動車向けの技術開発の支援も行っているところであります。

また、こうした変革の中にあつては、新たな取引先の開拓に挑戦することも重要であります。商談会の出展支援に加えて、自動車メーカーの派遣人材等で組織したチームにより、県内企業の取引マッチング等をサポートしております。

加えて、産業の基盤となる人材の確保、育成も重要な課題であります。県立工科短期大学校では、ダイハツ九州等の現役技術者を講師に迎

えて、即戦力人材の育成を行っています。さらに、企業会との共催により、15年続く金型保全技術者育成講座では、これまで延べ232名が受講して、県内企業の技術力を下支えしていただいております。

裾野の広い自動車産業の集積は、本県の大きな強みであります。引き続き、関連投資の呼び込みや関連企業の持続的発展に向けた挑戦をしっかりと後押ししてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございます。

もう今、自動車業界も変革期に来てますし、県内でも重要な産業ですからということは、今、知事が言われましたけれども、県立工科短期大学のレベルアップも、是非ともよろしく願ひいたします。

では、次に、建設業界の担い手確保についてです。

建設業界は大きな転換期を迎えているといっても過言ではありません。長期労働時間の常態化や休日の少なさは、若手の業界離れを加速させる要因につながっています。人口減少やこうした要因を背景とした労働力不足、高齢化、デジタル化の遅れなど、多くの課題を抱える中で、働き方改革を契機とした労働環境の改善やDXの推進など、新たな取組を実現することができなければ、地域を支えるべき産業であるにもかかわらず、衰退の一途をたどってしまいます。また、この建設業界は、災害などのときにも大変重要な役割を担ってもらう業界でもあります。

そうした中、大分県は、今年の3月に策定したおおいた土木未来（ときめき）プラン2024の中で、建設産業の担い手の確保・育成に関する施策として、関係機関や建設関係団体との連携を図りながら、適切な入札・契約制度の運用、就労環境の改善や生産性向上、建設産業のイメージアップなどに取り組むことを掲げています。

建設産業は、イメージとしては苛酷な仕事や外での作業が多く、近年の温暖化の中では大変な産業だと思います。そうした環境そのものの

改善は難しいでしょうが、企業として福利厚生を充実させ、社員にとって働きやすい職場環境に改善し、社員の働くモチベーションを高めていくことが何よりも大事です。

また、人手不足に対応するため、企業としては定年延長も再度検討しているかとは思いますが、当然給与も上げざるを得ません。

このように、建設産業における企業として、自社で働きたい人材を増やすには、まず自社内の労働環境を改善することが重要だと思います。

おおいた土木未来プラン2024の中で、県が建設産業担い手確保に向けて施策として上げているので、具体的にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺ひいたします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

建設産業の担い手を確保するためには、就労環境の改善などの取組を進めるとともに、将来を担う若い世代に建設産業の魅力を伝えていくことが重要と考えています。

県では、設計労務単価の引上げや週休2日工事の推進により、工事発注を通じて就労環境の改善に取り組んでいます。

さらに、若者の定着・育成に向けて、各社が取り組む育児休業や退職金制度の規程整備などのほか、若年技術者の資格取得に係る経費を助成することで、若者の雇用に意欲的な企業を支援しているところです。

また、建設産業の魅力を伝えるため、産学官が連携して人材の確保・育成を支援するBUILD OITAでは、土木・建築に触れ合うバスツアーなどの体験型イベントを開催し、親子に興味を持ってもらう活動も行っています。

今年度は、小・中・高生別に3種類の広報冊子を配付することで、土木建築分野への進学や就職の意識づけを行っていきます。

今後も、誰もが働きやすく、魅力を感じ、若者から選ばれる産業となるよう、産学官の連携を図りながら、担い手確保に取り組んでまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございます。

今、大変これから災害が多くなって、大変重要な業界でもあるんです。ただ、このくらい暑かったりいろいろすると、働けなくなるんで、契約制度もちょっとどういうようにするかを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次は、持続可能な地域社会の構築についてですけれども、急速に進む人口減少、少子高齢化の中、県内の各地域において、県民が豊かに暮らすことができる地域社会を構築するためには、様々な分野における対策が必要です。

1点目は、準公共分野のD Xの推進についてです。

そこで、まず地域の社会基盤を支える医療・介護や教育、子育て、防災、モビリティなどといった準公共分野におけるD Xの推進について伺います。

現在、我が国では、急速に進展するデジタル技術の波に乗り、行政の効率化とサービス向上を実現するため、昨年にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されるなど、デジタルトランスフォーメーションが強力に推進されています。特に県民の生活に密接に関連し、行政による関与が大きく、他の民間分野への波及効果も大きい準公共分野でのD X推進の重要性は、今後さらに高まっていくものと考えられます。

本県においても、人口減少や少子高齢化の進行に対応しつつ、地域社会を持続可能なものとするには、準公共分野におけるデジタル技術の活用が不可欠です。例えば人手不足に直面する保育や介護の現場では、業務を効率化し、職員の負担を軽減させつつ、さらに利用者の利便性を向上させるため、I C T機器の導入などが急務となっております。また、地域の移動手段の確保に向けては、需要に応じた新たなモビリティサービスの導入などの解決策が求められます。

加えて、D Xの取組が県民生活に的確に浸透するには、官民間問わず様々な関係者が一体となり、利用者目線でD Xに取り組むことができる環境整備や仕組みづくりも欠かせません。しか

しながら、現場の課題は多岐にわたり、縦割りの行政体制では対応が難しいケースも考えられます。

こうした課題に対し、住民の生活やその課題に、最も身近な市町村のD X推進の担い手としての責務も大きいと言えますが、財政的・人的リソースの制約からD Xを独自に進めることが難しい自治体も少なくありません。そのため、県においては、例えば人材確保の支援など、市町村を側面から支える取組とともに、広域的な視点からの情報提供などを通じ、県全体でD Xを進めていく取組の強化が必要だと思います。

折しも本県では、デジタル政策を総合的に推進するための司令塔として、デジタル政策課が新設され、スピード感を持ってD Xに取り組む体制が整えられました。県では、これまでも行政手続の電子化などで一定の成果を上げていますが、準公共分野におけるD X推進も本格的に力を入れていただきたいと思います。

そこで、県として、準公共分野のD X推進にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いいたします。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 お答えいたします。

人口減少の進行による担い手不足などに対応し、県民サービスを維持向上させるためには、幅広い分野でデジタルの活用を加速することが重要でございます。

昨年度策定いたしました行財政改革推進計画2024では、介護や子育て、防災、教育といった準公共分野のD X推進を目標に掲げ、新たにデジタル政策課を設けたところでございます。

今年度は、外部アドバイザーを活用した技術的サポートや、D X推進リーダーの育成・活用などにより、関係施策が着実に進むように伴走支援に取り組んでまいります。

また、子育ての分野等では、市町村の取組が不可欠であることから、県が中心となって共同目標を定めつつ、専門人材の派遣やシステムの共同調達等支援を強化してまいります。

加えまして、A Iをはじめとした技術革新を積極的に取り入れていくため、県のD X推進戦

略の改定にも着手いたします。有識者の知見も取り入れながら、実効性を高めるため、新たに指標の設定等についても検討してまいります。

引き続いて、関係機関と連携し、県民目線に立った施策の推進により、準公共分野のDXを加速してまいりたいと考えております。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございます。

もうとにかく時代の流れがどんどん変わっていつていますので、今度デジタル政策課もつくりましたから、是非ともこのレベルアップをするために頑張ってください。

では、遠隔教育の推進についてです。

DXも含め、教育分野における課題についてお伺いいたします。

本年2月に中央教育審議会がまとめた高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめでは、これからの高校生の在り方に関わる基本的な考え方として、一つの学校の中だけで教育活動の全てを果たそうとするのではなく、他校のリソースも活用していくという考え方が重要であり、このための方策として遠隔授業の活用が有効であるとされています。

本県においても、人口減少の進行に伴う生徒数や教職員数の減少が予想される中、県内どの地域においても質の高い学びを実現するには、遠隔教育等の多様な学習機会の提供は喫緊の課題となっております。

県教育委員会では、今年度、配信センター方式による遠隔教育の拠点となる遠隔教育配信センターを大分上野丘高校に開設し、臼杵高校、佐伯鶴城高校、日田高校、宇佐高校の4校に授業の配信をスタートしました。さらに、今夏からは、県内全域の普通科等設置校の生徒を対象に、長期休業中の特別授業や動画教材の配信を開始すると聞いております。

もちろん、配信センターの体制・環境整備や受信校側に必要な機器整備などの財政的な課題もあると思います。しかし、遠隔教育は、県内どの地域においても生徒の可能性を最大限に伸ばすことができるほか、地域の高校では、生徒の多様な進路実現にもつながり、地域の高校の

魅力向上が一層図られるなど、様々な可能性を秘めています。

先般、実際に私ども、上野丘高校の配信センターに行って遠隔教育の授業を拝見しましたが、遠隔教育による子どもたちのレベルアップが、学力レベルが上がる大変希望の持てる教育だと感じた一方で、まだ少人数での授業となっていることから、より多くの子どもたちが受講できるようにしていただきたいと思っております。希望者だけしか今受けていないということなので、クラス全体のレベルを上げるために、やってほしいと思います。

今後、本県独自の取組が全国の遠隔教育の先進モデルになれるよう、多様で質の高い教育の展開を期待しています。

こうしたことを踏まえ、遠隔教育をどのように推進していくのか、教育長にお伺いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

遠隔授業の配信を開始して2か月が経過しました。受講した生徒からは、先生と同じ教室にいるような感覚であるとか、期待どおりの授業で得られるものが大きいといった感想が寄せられており、おおむね順調にスタートできたと考えております。

また、生徒と直接向き合うことによる信頼関係の構築も重要であるため、受信校に直接出向く対面授業も複数回予定しており、デジタルとリアルの組合せによって、教育効果の最大化を図ってまいりたいと考えています。

さらに、今年の夏からは、大分市内も含む県内全ての普通科等設置校を対象に、遠隔による学習支援も開始します。

さきほど議員からより多くの子どもたちが受講できるようにという御指摘もありましたが、希望者全員を受講対象とし、より多くの生徒に学習機会を提供したいと考えております。

現在、難関大学志望者向けの短期集中特別講座や、入試問題解説などの大学入試対策に役立つ動画教材の配信に向けて、コンテンツの作成や受信校側の環境整備等を進めているところで

あります。

今後とも、生徒や教員の声に耳を傾けながら、見えてくる課題に迅速・的確に対応し、遠隔授業と遠隔による学習支援の両輪で取り組み、大分モデルの早期確立を目指してまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございました。

大変期待するところなんですけれども、この前見学行ったときは、本当5、6人しか受けていない、クラスの中で。それが今度普通科にどんどん広がりますから、できれば全クラスの人が受けれるような体制づくりをしてほしいと思います。よろしくお願いします。

では、地域における医療体制についてです。

長引く物価高騰、昨今の人件費の上昇は、医療機関の経営を直撃しています。独立行政法人福祉医療機構の調査によれば、2023年度は一般病院の半数が赤字、診療などの医業の利益率も、統計を公表して以来、過去最低となっております。また、日本病院会などが実施した2024年度診療報酬改定後の病院経営状況調査によると、診療に係る費用が収益を上回り、赤字の病院が6割超に拡大したそうです。コロナ対応の補助金があったときは、経常収支では黒字の病院が多かったそうですが、2023年度に補助金が終わり、一気に経営が悪くなったというのが現状のようです。

医療機関に支払われる診療報酬は、公定価格として価格が決まっており、医療機関の判断で上昇した分の経費を上乗せはできません。2024年度の改定では、医療従事者の人件費などに回る本体部分はプラス0.88%と、近年では比較的大きな改定となりました。一方で、医療関係者から、こうした引上げ以上に物価上昇が続いているといったような声も聞かれて、このような社会情勢の中、民間病院は絶滅するとの報道もなされているところです。

さらに、病院の電子カルテの更新には、莫大な費用がかかるなど、政府が進める医療DXの導入に係る負担ものしかかっています。

地域における住民の暮らしを守るには、地域医療提供体制の確保が欠かせません。そのため

には、医療機関だけでなく、市町村においても各医療機関と連携して、自らの地域の医療の在り方を検討し、より一層の役割を地域で果たしていくことが、高齢化社会の進む今後、必要となるでしょう。

医療政策における様々な取組は、地元の市町村の主体的な意思や積極的な行動があって初めて成り立ちます。日頃から市町村が地域の初期救急や二次救急の医療機関と調整を行い、あわせて、県もしっかりと連携を深めていっていただきたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、地域における医療提供体制の確保に向け、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

県では、長引く物価高対策といたしまして、医療機関などに対して、食材費や電気代等高騰分の一部を助成するほか、ICT機器の導入やタスクシフトなどによる業務効率化の取組への支援を行うこととしております。

一方、持続可能な地域医療体制の確保のため、少子高齢化がさらに進みます2040年とその先を見据えて、新たな地域医療構想の策定に向けた議論を、市町村も含めた幅広い関係者の参画の下、地域ごとに丁寧に進めてまいります。

その一環として、昨年度からは、郡市医師会単位で、医療や介護の従事者による会議を順次開催しており、在宅医療の提供体制の強化に向けた連携の在り方を検討しておるところです。

こうした中、地域での連携も進んでおります。中津市においては、本年4月に地域救命救急センターに指定した市民病院を中心として、整形外科病院などと連携し、地域内で必要な医療が受けられる体制の構築が図られております。県では、市と連携した産科医や小児科医の確保、あるいは自治医科大学卒業医師の派遣などを通じまして、地域での取組を支援しております。

今後とも、市町村とも連携しながら、地域における医療提供体制の確保に努めてまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございました。

改めて、今、病院は大変だということが認識できました。

この前、佐藤病院局長のところに行ったときも、県立病院も赤字という話をお伺いいたしました。そのくらい大変なんですね。

2019年度に厚生労働省が公表した地域医療の再編、統合の議論が必要な病院として、実に全国424の公立公的病院が挙げられ、大分県でも杵築の市立山香病院とか臼杵市医師会立のコスモス病院とかが統合・併合が必要と挙げられました。これは全国でも波紋を呼びました。

近年は新型コロナウイルスの感染症の流行もあってペースダウンはしておりますけれども、引き続き重要課題として位置づけられていて、いくつかの病院は再編をしています。いろいろな地域で自治体病院の存続をめぐり、問題が起こっています。

団塊の世代が全て75歳以上になる今年度、病床の機能分化や連携等、民間病院を含めた地域医療体制の確保が一層大事だと考えますので、さきほど中津市の例もありましたけれども、県としてもそういう連携に向けた後押しをよろしくお願いしたいと思います。

では、次に、保育体制の充実について質問します。

少子高齢化社会において、一番大事なことは子どもたちがたくましく育ち、日本や地域の未来を背負っていく人材になることだと考えます。様々な課題解決に向け、地域において次代を担う人材を確保するためにも、子育て環境の整備を忘れてはいけません。

その施策として、小学校に入学する前の保育所や幼稚園における支援、環境づくりが大変重要です。近年、児童虐待は増加傾向にあるなど、子育てに困難を抱える家庭の課題が顕在化しています。一昨年、中津市においても痛ましい事件があったことは記憶に新しいところです。

子どもの発達の悩みや家庭の貧困など、保育に関する相談支援を行う保育ソーシャルワーカーは、以前から地域の保育所、こども園などで必要に応じて一緒に問題の解決に取り組んでいるところです。

こうした中、こども家庭庁は、児童虐待防止の対策を強化するために、昨年、新たな国の認定資格、こども家庭ソーシャルワーカーを設けました。児童相談所や児童養護施設などの職員、保育士らが対象で、高い専門性を持って、虐待を受けるなどした子どもや保護者の相談支援を行うそうです。実務経験に加え、研修をした上で、認定機関である一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが行う試験に合格をし、登録すれば取得できるそうですが、今年の3月に初の試験が行われ、全国で703人が合格しています。また、こども家庭庁は、資格取得のための費用助成も行うなど、積極的に取得を促進しています。

こうした背景には、子どもを取り巻く問題が複雑化し、保育所等だけでの対応が難しくなっている現状があります。そこで、国は保育ソーシャルワーカー事業などに取り組む自治体への補助を実施していますが、2023年度の九州・山口における利用実績はゼロだったそうです。他方、独自に支援に乗り出す自治体もあります。

保育所の運営等について定めた国の保育所保育指針にも、地域と連携した家庭支援が盛り込まれています。時代の変化の中で、保育士だけで様々な問題解決に取り組むことは難しく、このような専門家や自治体の連携と保育を進めていく必要があると考えます。

そこで、県として、保育体制の充実に向け、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

本県では、議員が御紹介された保育ソーシャルワーカーと同様の役割を担います保育コーディネーターの養成研修を、平成26年度から独自に実施してまいりました。

その養成研修では、講義や事例検討のほか、児童養護施設や児童発達支援センターの視察など、計36時間の充実したプログラムを実施しております。

これまでに851名を保育コーディネーターとして認定しておりまして、これは県内で働く

保育士の約7人に1人に相当いたします。

認定された保育士は、こども園などで、支援が必要な子どもと家庭の早期発見や問題解決に向けた園内のコーディネート、専門機関との連携などの役割を担っていただいております。さらに、市町村の5歳児健診や子育て支援拠点での相談会に参画するなど、地域と連携した活動も行われているところです。

また、より専門性の高い職種として、こども家庭ソーシャルワーカーについては、県内からこの春の試験で6名が合格しておりまして、県においても、児童相談所の体制強化のため、児童福祉司1名の資格取得に必要な予算を計上したところでございます。

今後とも、保育所、幼稚園、認定こども園をはじめ、市町村や専門機関と連携しながら、乳幼児期の保育の充実に努めてまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございます。

保育の子どもたちの対応というか、さきほど首藤健二郎議員の質問ありましたが、学校へ行く前が一番大事なやっぱり教育になるんですね。だから、当然コーディネーターというのは県もやっていたと思いますけれども、今回、国の認定になった、国家試験としてですね。レベルを上げるためにも、こども家庭ソーシャルワーカーを増やして、レベルを上げていくようにお願いいたします。

では、次は、多文化共生社会の実現についてです。

地域にとって、今や外国人材はなくてはならない存在になっています。本年3月に策定された第5期大分県海外戦略では、生産年齢人口の減少、各産業での人材不足の深刻化を踏まえ、外国人が本県で働くことを選び、安心して暮らせる多文化共生社会の実現が基本戦略の一つに掲げられています。

日本に在留する外国人数は、令和6年12月末で約377万人、県内では1万9,860人と、いずれも過去最高となっており、私の地元、中津でも、外国からいらっしゃった実習生が多く、多文化を身近に感じるようになりました。

働き手が不足する中で、外国人は貴重な戦力として活躍されており、今後、特定技能の対象職種の追加、受入れ上限の拡大など、在留資格制度の見直しによって、さらに増加していくのではないかと考えます。

一方、新たに創設された育成就労制度では、転職要件が緩和されることから、人材の流動化が進み、本県で就労する外国人が県外へ転出するおそれもあります。そのような中で、外国人材を確保していくためには、企業が魅力ある職場をつくることはもとより、県や市町村、関係団体などが、安心して暮らせることができる環境を用意していくことも重要だと思います。

また、在留外国人の増加に伴い、技能実習生の失踪や窃盗事件など、外国人による犯罪も報道などで都度耳にすることがあります。地域住民から不安の声も上がってくるようになりました。このような心配をなくすために、外国人住民が孤立せず、地域の一員として活躍できるよう、地域住民との相互交流と理解の促進を重ねていくことも大切じゃないかと考えます。

そこで、第5期大分県海外戦略の実行初年度にあたり、多文化共生社会の実現に向け、どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

大分市や中津市など、県内5か所の外国人総合相談センターに寄せられている相談は、年々増加しておりまして、昨年度は前年比から3割増しの960件に上っております。

近隣とのトラブルに関する相談が多いことから、今年度は、県内の、例えばベトナム人協会やグローバルおおの、豊後大野の支援団体ですが、こういった支援団体と連携しまして、日本の生活マナーであるとか外国の伝統行事等を日本人も含めてお互いに学び合える、相互理解のための交流会を計画しております。

また、コミュニケーションに苦勞している外国人も多いということから、APUと連携した初歩的な日本語教室や指導者育成に加えて、オンラインでの日本語講座も実施しているところ

ろでございます。

さらに、災害時でも迅速な避難行動が取れますように、地域の防災士等を対象として、外国人への避難時のサポートセミナーを随時開催しておりまして、地域の外国人も参加する避難訓練での実践を呼びかけているところでございます。

なお、来月からは、県内在住の外国人の方、3千人を対象とした生活実態に関する調査を予定しておりまして、その結果も踏まえて、多文化共生社会の実現に向けて実効的な対策につなげてまいりたいと考えております。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございます。

当然、県としてもいろいろしていると思いますが、中津市は昨年が2,582名ですかね。一番多いのはミャンマーか。ミャンマー、ベトナム、インドネシアの方がかなり増えております。

やっぱり今、中津市も外国の相談センター設けていますけれども、いろいろやっぱり、どういいますかね、さきほど災害対策でも外国人との交流もお願いしましたが、外国人の中でも技能実習生、介護職等は日本語教育を受けてから日本に来るんですね。が、中津市の外国相談センターの方に確認しましたら、日本語を話せない人も多く、その対応もやっぱり大変らしいんですよ。市町村でも日本語教育に取り組んでいるところもありますが、指導者がいないなど、やっぱり課題もなかなか多いんですね、指導する人がいないというか。

県としても、地域と連携し、さらなる政策の充実を図ってはいると思いますが、また、外国の方々のトラブル等、各地域の外国人相談センターでは対応が難しいことなどもやっぱりあるらしいんですよ。県の外国人総合相談センターとも協力して対処するなど、連携は深めていっているんですけれども、県として、日本語教育の充実や、県の施設である外国人相談センター、国際政策課と市町村との連携強化に向け、どのように取り組んでいくのかということを企画振興部長にまたお伺いいたします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

今御紹介いただきましたように、私もちょうど3年前か、北部振興局長のときによく中津に伺いましたけれども、本当、町なかに外国人が多いなと思っておりました。ただ、そのときも、数字で見ると、中津市内での外国人の方、2,100人ぐらいだったんですけれども、今御紹介いただいた、多分昨年の数字だろうと思いますけれども、2,600人ぐらいということで、もう500人増ということで、すごいペースで外国人増えていらっしゃるんで、本当にいろいろ相談事も今から出てくるのかなというふうに思っております。

私、昨年度まで福祉保健部の所管でしたので、例えば福祉保健部でも、子育てほっとラインとか、障がい者の方々からの相談センターとか、ヤングケアラーとか、医療的ケア児の保護者の方々、いろいろ相談を受ける、そういった対応に携わってきましてけれども、やっぱり共通して、いい相談センターになるためのポイントといいですか、共通して言えることは、やはり寄せられた困り事に、苦勞しながらではありましたが、一つ一つ解決につなげていくというようなことが大事かなと思っております。そうすると、センターとして非常に自信持って対応できるというようなことになるんだろうなと実感しましたけれども、この外国人の総合相談センターも、そういった意味ではこれからの取組が大切だろうというふうに思っております。

今御紹介いただいた県のセンターが大分市内にありますし、他の市の各市のセンター、こういったところとしっかり連携協力。それからお得意、不得意がありますんで、お互い補完し合いながら、やはり受けた相談をしっかり解決につなげていくということで、県内で暮らす外国籍の方々にとって、本当に役に立てる、選んでもらえる、そういった相談センターになっていくようにしていきたいなというふうに思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っています。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございました。

もう多文化の共生社会は止められようがないので、どうしても、県としても地域のことを思ってそういう連携するように、また、よろしくお願いします。

では、次は街路樹の管理についてです。

最後に、地域生活における環境に関する課題について触れたいと思います。

近年、街路樹や公園の樹木が倒れたり、枝が落下したりする事故が相次いでいます。ここ3年半の間に全国で計1,732件もの事故が起きています。国土交通省の調査で明らかになっていますが、街路樹だけでも年平均約5,200本が倒れているそうです。原因は台風等もありますが、根や幹が腐ったり、病害で弱ったりしたことに加え、自治体では、人手不足や予算が限られており、手が回らないことも多いそうです。

本県においても、県が管理する道路は多く、当然街路樹の点検も大事な仕事だと思いますが、佐賀県の事例では、県唐津土木事務所が車による見回りを週2回から毎日に、徒歩では週1回から2回に増やしているといった事例もあります。それでも、事務所が把握するだけで、枝の落下による車の損傷など、約5年間で7件起きており、見た目はしっかりした松が折れるなど、管理の難しさがあるそうです。また、公園の樹木では、除草や剪定などに係る経費が大きく、維持管理費の増大につながるといった課題もあります。

街路樹や公園樹は、景観の向上や大気の浄化など、様々な大事な役割を担っていますが、国内の街路樹政策も転換期が訪れているのではないのでしょうか。高度経済成長期以降、車の排気ガス対策などから、街路樹を増やす機運が高まり、積極的に植樹が行われました。しかし、木は物ではなく生き物なので劣化します。植えて終わりではなく、老化した木をどのようにするのか、長期的かつ計画的なスケジュール感を持って考えていく必要があると思います。

そこで、県として、街路樹の管理にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺い

いたします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県では、道路の沿道の環境保全や都市公園の景観形成などを目的に樹木を植樹し、施設を安全に利用できる環境を維持しています。

議員御指摘のとおり、道路や公園では、植樹後、時間が経過し、枝折れなどによる事故も発生していることから、樹木の状況に応じ、長期的・計画的な管理が重要と認識しております。

樹木の管理は、日々の巡視による点検を行うとともに、専門業者による剪定や肥料の散布などを適切な時期に行っています。

さらに、利用者への重大事故が懸念される高さ3メートル以上の街路樹や、都市公園の園路沿いなどでは、樹木医や専門技術者による診断を行い、老朽化が著しい樹木は速やかに撤去するなど、対策を講じているところです。

加えて、歩道幅の狭い区間では、地域の実情を踏まえ、住民や利用者の意見を聞きながら、植樹帯を歩行空間に転換して、安全性や利便性の向上を図る対策も進めています。

今後も、安全で快適な道路・公園環境を維持するため、樹木の状態に注意しつつ、求められるニーズを踏まえ、適切に管理に努めてまいります。

大友副議長 今吉次郎議員。

今吉議員 ありがとうございました。

たまたま一昨日、新聞に載っていたんですよ。「相次ぐ倒木」、街路樹の件が。街路樹っちゅうのは明治頃できたんですよ。私、横浜に住んでいましたが、横浜の馬車道で初めできたんですよ。ただ、今一番言えるのは、もうどんどんどんどん減って、平成17年からは617万本も木が減っているそうです。その中には、この暑さ、この暑い中で街路樹の必要性もありますけれども、木は植えたままですとそのまま生きていくわけじゃないんで、常に県が管理しながら、危険がないように、また皆さんがそういう目に、遭わないように、是非ともよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。これで、質

問を終わります。（拍手）

大友副議長 以上で今吉次郎議員の質問及び答弁は終わりました。

次に、上程案に対する質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。

猿渡久子議員。（拍手）

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 皆さん、大変お疲れさまです。日本共産党の猿渡久子です。

まず、第66号議案、教職員定数条例の一部改正についてから質疑をさせていただきます。

今回の定数条例の改正では、県立学校は増員させる一方、市町村立学校は減少させています。児童生徒数が減少しているためということですが、現在の教員不足は、20年以上定数を減らし続けてきたことが原因だと考えています。かねてから、教員の定数を増やすこと、1人の教員が持つ授業時間数を減らすことが必要だと訴えてきましたが、同時に教職員の働き方改革に取り組むことも重要だと考えております。

教職員の病気休職者数は、平成27年度の85人に対し、昨年度は107人と増加し、そのうち精神疾患は63.5%から78.5%と15ポイントも増えています。また、長時間労働が課題となる中、業務を自宅に持ち帰る、持ち帰り仕事の実態も気になるところです。

さらに、支援者の方から、教育相談コーディネーターや特別支援教育コーディネーターの業務を教員が、しかも兼務で担っているとお聞きしています。教員は多忙で、兼務ではなく専任で配置すべきと考えます。

そこで、持ち帰り仕事やコーディネーター配置の現状を含め、教職員の働き方改革にどのように取り組んでいるのか、伺います。

また、大分県として、通信制課程の教員を含め、教職員定数を一層増やすとともに、国にも定数増の働きかけを行うべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

大友副議長 ただいまの猿渡久子議員の質問に対する答弁を求めます。山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 お答えします。

教職員定数は、法律によって算定基準が定められており、児童生徒数の減少に伴う定員削減は避けられません。一方で、県が独自に30人学級の導入や複式学級の解消など、現場ニーズに即した加配措置を実施しています。

また、教職員の負担軽減に向け、サポートスタッフや専門スタッフの配置、ICTの活用による業務改善など、様々な取組も実施しているところであります。

昨年度の持ち帰り仕事は、1日平均で小学校が24分、中学校が18分、高等学校も18分、特別支援学校が14分で、全ての校種において、平成28年に実施した前回の調査よりも減少しています。

教育相談や特別支援教育のコーディネーターは、校務分掌の一つであり、原則として専任配置は想定していませんが、特定の教職員に負担が偏らないよう、配慮することとしています。

通信制を含めた教職員定数の改善に向けては、今月4日、国に対して少人数学級のさらなる拡大と加配定数の拡充などを直接要望したところであります。

国も、今回の骨太の方針において、来年度から中学校の35人学級実現に向けた教職員定数の改善や働き方改革の加速化等を打ち出しており、こうした動きと歩調を合わせ、実効性のある取組を進めてまいります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 ありがとうございます。

県民の皆さんから、教員の仕事が大変多岐にわたり過ぎて重労働になっているという御意見など、少人数学級や教職員増員を願う声、多くいただいております。

特に教育関係のコーディネーターについて、これからの学校運営のキーになると思うという御意見いただいております。兼務ではなく専任配置を今後に向けて是非努力いただきますように、重ねて求めたいと思います。

1点、再質問ですが、中学2年生、3年生について、国も考えているところではありますけれども、少しでも早く35人学級を県独自でできるように実施すべきと考えますが、教育長の

見解をお願いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 少人数学級については、教員の負担軽減もさることながら、教育の質の向上という意味からも非常に有効であるということで、本県においては、他県に先駆けて小学校1年、2年、それから中学1年、30人学級に取り組んでいるところであります。

このたび、国において35人学級を中学にも拡大するという方針が打ち出されました。中学1年というような限定ではなくて、中学に対する35人学級の導入ということで、現時点では詳細は明らかにされておりませんが、中学全体に拡大されることを私どもも期待しております。

一方で、少人数学級の導入には、教員が必要になりますし、あと、教室の確保も必要になります。そういう意味で、一気呵成にというのはなかなか難しいのではないかと気もしますが、国の詳細な検討状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 では、次に、一般会計補正予算について伺います。

物価高騰対策として、LPガス料金等への支援について、補正予算案が提出されています。これも必要なことだと思いますが、今、中小業者等への賃上げと米の価格高騰、このほうがより切実で、重要な課題だと考えています。

まず、中小企業等への賃上げ支援について伺います。

日本共産党は、564兆円にも上る大企業の内部留保のうち、アベノミクス以降にため込まれた約200兆円に対して、時限的に課税し、10兆円の財源をつくり、中小企業等への賃上げへの直接支援を抜本的に強化しようと提案しています。

他方、岩手県・徳島県・群馬県・奈良県などでは、県独自で中小企業等への賃上げへの直接支援を実施しております。

例えば岩手県では、物価高騰対策賃上げ支援金として、19億円の事業費を計上し、時給6

0円以上の賃上げを1年間継続して実施することを条件に、従業員1人当たり6万円、最大300万円を支給しています。申請が簡単で、家族従業員も対象になり、事業者の賃上げを後押ししたことが評価されています。県独自の支援はなかなか不十分ではあるものの、中小企業等の賃上げを直接支援する先駆けた取組だと思います。

これに学び、本県でも、中小企業等の社会保険料の軽減や賃上げ補助金などの支援策に思い切って取り組むべきだと考えます。

こうしたことを踏まえ、本県の中小企業等への賃上げ支援にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

大友副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 お答えします。

県内の雇用の92%を支える中小企業における賃上げは、物価高が継続する中での家計負担の緩和などの効果が期待されます。一方で、企業が賃上げを持続できなければ、事業の継続や雇用への影響が懸念されます。

そのため、県として、中小企業が持続的な賃上げに踏み出せる環境整備に努めてまいりました。例えば業務改善助成金などの生産性向上と賃上げをあわせて行う中小企業向けの国の事業への上乗せ補助や、賃上げに向けて経営力強化を図る企業向けの県制度資金の創設などを通じて、多くの中小企業の取組を後押ししてまいりました。

引き続き商工団体などと連携して、企業の声をしっかり聞きながら、他県の取組も参考にし、中小企業の賃上げを支援してまいります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 今、行われている支援策は、生産性向上などとセットになったものなんですけれども、こうしたセットになったものではなくて、それが使いづらいと利用できない事業者もありますので、賃上げ自体に対する直接支援、これが今、求められていると思います。

知事、この点、いかがでしょうか。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 一過性ではなくて、持続可能な賃上

げであることが大変重要であるというふうに考えております。

さきほど利光部長が答弁をさせていただきましたラインで支援をしてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 先進例に学んで、是非考えていただきたいと思います。

次に、米政策について伺います。

子どもには御飯を食べさせるけれども、自分はパンやパスタなどにしているというお母さんや、やむなく値上げをしたけれども、それもつらいという飲食店の方など、皆さん大変苦勞をされています。

現在の米の値上げ、米不足は、歴代自民党の失政の結果だと思います。その理由として、日本共産党は次のように分析しています。

1点目は、政府は50年間農家に減反・減産を押しつけており、2021年、22年には、コロナ禍も理由に2年間で50万トン分の減反・減産を進め、コロナ後で需要が増加した結果、米不足をもたらしていること。

2点目は、民主党政権が導入した所得補償を自民・公明政権が2018年に廃止し、米農家から1,500億円以上もの所得を奪う一方で、市場任せにして安売り競争を招いた結果、米作って飯食えねえという事態が広がり、2000年以降、主に稲作を生産する農家は3分の1の53万戸に激減したこと。

3点目は、77万トンものミニマムアクセス米、これ義務ではないにもかかわらず、二十数年来、輸入し続け、生産基盤の弱体化を加速させたこと。

これらが今回の事態を招き、その責任は自民党政治にあると考えています。

私は、主食の米は大丈夫なのかと指摘したことがあります。大分県としては、もうかる農業、経営継承が重要だとして、国が示した目安よりさらに減反し、水田の畑地化を加速してきました。その結果、本県の米生産量は8万7,400トンで、全国の1.3%となっています。

米の価格高騰と品不足を打開するために、日

本共産党は、緊急に農林水産業予算を1兆円増やすよう求め、減反・減産の押しつけをやめて増産に切り替えること、価格保障・所得補償により安心して米を作れる農業にすること、外国産米の輸入を中止すること、この3点を提案しています。

米作って飯食えねえという状況を変えていくためには、生産費と販売価格、つまり農家の手取りの差額を補填する価格保障制度と環境維持や景観保全などに必要な所得を保障する制度の創設、さらには、輸入米を廃止することを県としても国に求めるべきです。

増産でゆとりある政策へ転換し、大小多様な農業を支援し、消費者に手頃な価格で提供することが政治の責任だと思います。本県としても、支援品目に米を加えるなど、米の増産に向け、支援することが必要だと考えます。

国への働きかけを含め、本県の米政策をどのように進めていくのか、農林水産部長に伺います。

大友副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 お答えいたします。

本県農業の持続的発展には、マーケットに対応した産地づくりによる高収益化や農地を生かし、次世代につなぐ地域営農の取組が大切です。

長期計画においては、今後の農業従事者の減少や食料安全保障を念頭に、経営体と産地の両面から生産性を向上させ、足腰の強い農業を目指すこととしております。

この両面の取組で、もうかる農業を実践する中核的経営体が増え、産地が活性化し、新たな担い手を呼び込む好循環が各地で生まれてきました。

米など、水田での生産も同様でありまして、経営体の育成では、省力化等を進め、収益向上を図ってまいります。

農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業や乾田直播栽培等の技術導入を推進していきます。

また、高温の耐性があり、収量も期待できる品種であります。なつほのかの作付を進めていくほか、園芸品目導入へのチャレンジを今後も

力強く後押ししてまいります。

産地づくりにおいては、生産基盤の強化などの取組が大切です。圃場の大区画化や汎用化を各地で進めており、今後は宇佐平野での農地再編なども控えております。

中山間地域でも、地域計画の見直しを進め、基盤整備等につなげるほか、地域を面的に支えています集落営農活動なども支援してまいります。

加えまして、労働力確保も大事でございます。ドローン防除等農業支援サービス事業体の育成や、マッチングで作業の外部化も進めてまいります。

現在、国では水田政策の在り方を含め、農業構造転換の検討がなされているとともに、先週には食料システム法が成立したところであり、今後、米を含めた適正価格の議論も本格化してくると思われまます。こうした動向を注視しながら、本県農業を振興してまいります。

大友副議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 大規模化ばかりではなくて、大規模経営、中小農家、兼業農家、新規参入、いろいろ

ろな形態の、どこも大事な担い手として大小の経営が維持できるように、しっかり支援していくことこそ大事だと思います。

E Uでも、価格保障、所得補償、アメリカなどでもこういう政策、しっかり行われています。米不足を輸入で補えばよいということではなく、主食の米について、気候や経済変動などで需給ギャップが生じても、米不足にならないようにすることが政治の責任だと考えています。

米の価格高騰を抑えて、安定供給に国が責任を持たなければならない、このことを強調し、大分県として米の増産に力を入れていただくことを重ねて求めて、質疑を終わります。ありがとうございました。

大友副議長 以上で猿渡久子議員の質疑及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっております各案及び今回受理した請願2件は、お手元に配付の付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名	付 託 委 員 会	
第 6 0 号議案	大分県税条例の一部改正について	総 務 企 画
第 6 1 号議案	大分県税特別措置条例の一部改正について	総 務 企 画
第 6 2 号議案	大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	総 務 企 画
第 6 3 号議案	工事請負契約の締結について	農 林 水 産
第 6 4 号議案	工事請負契約の変更について	土 木 建 築
第 6 5 号議案	土地の取得について	土 木 建 築
第 6 6 号議案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	文 教 警 察
第 6 7 号議案	令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）について	総 務 企 画 商工観光労働企業
第 2 号報告	大分県税条例等の一部改正について	総 務 企 画

—————→…←—————
日程第2 特別委員会設置の件

大友副議長 日程第2、特別委員会設置の件を議題といたします。

特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

1、名称

防災減災・県土強靱化対策特別委員会

2、目的

令和7年1月に南海トラフ巨大地震の今後30年の発生確率は、「80%程度」に引き上げられ、南海トラフ地震の発生リスクは高い状態が続いている。また、台風や線状降水帯による水害をはじめとした大規模な災害が県内外で発生している。

こうした中、令和6年1月の能登半島地震での孤立集落の支援活動の困難さの教訓や同年9月の能登半島豪雨による土砂・洪水氾濫などの複合災害の発生を踏まえ、半島を抱える本県でも対策を一層強化する必要がある。

このため、災害に強い県土づくりのあり方及び大規模災害に備えた孤立集落対策や避難所運営、先端技術導入など防災に関する体制づくりや人材育成について調査研究を行い、今後の防災・減災対策に向けた政策提言を行う。

3、期間

令和7年6月20日から令和9年3月31日まで

4、付託する事件

- 1、南海トラフ巨大地震対策について
- 2、頻発・激甚化するあらゆる災害対策について
- 3、県土強靱化について
- 4、防災に関する体制づくり・人材育成について

5、委員の数

15人

令和7年6月20日

発議者 大分県議会議員 御手洗吉生

〃 〃 志村 学

〃 〃 中野 哲朗

〃 〃 阿部 長夫

〃 〃 森 誠一

〃 〃 井上 明夫

〃 〃 古手川正治

〃 〃 麻生 栄作

〃 〃 吉村 尚久

〃 〃 木田 昇

〃 〃 二ノ宮健治

〃 〃 玉田 輝義

〃 〃 戸高 賢史

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

大友副議長 御手洗吉生議員外12名の議員から、お手元に配付のとおり、特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を設置し、本事件について付託の上、期間中、継続調査に付することにしてと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を設置し、本事件について付託の上、期間中、継続調査に付することに決定いたしました。

防災減災・県土強靱化対策特別委員会に付託する事件

- 1、南海トラフ巨大地震対策について
- 2、頻発・激甚化するあらゆる災害対策について
- 3、県土強靱化について
- 4、防災に関する体制づくり・人材育成について

大友副議長 お諮りします。ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の委員氏名表のとおり指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名の

議員を委員に選任することに決定しました。

――→…←――
 防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員氏
 名表

御手洗吉生
 梶田 貢
 穴見 憲昭
 岡野 涼子
 中野 哲朗
 宮成公一郎
 首藤健二郎
 小川 克己
 御手洗朋宏
 福崎 智幸
 成迫 健児
 原田 孝司
 堤 栄三
 佐藤 之則

――→…←――
大友副議長 なお、特別委員会は委員長及び副
 委員長互選のため、閉会后、お手元に配付の特
 別委員会招集通知書のとおり、委員会を開催願
 います。

――→…←――
大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終
 了しました。

お諮りします。23日、24日及び25日は
 常任委員会開催のため、26日は議事整理のた
 め、それぞれ休会としたいと思います。これに
 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、23日、24日、25日及び26日
 は休会と決定しました。

なお、21日及び22日は県の休日のため休
 会とします。

次会は、27日定刻より開きます。

日程は決定次第通知します。

――→…←――
大友副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時59分 散会

令和7年第2回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和7年6月27日（金曜日）

議事日程第5号

令和7年6月27日

午前10時開議

- 第1 第60号議案から第67号議案まで及び
第2号報告並びに請願10、11
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、
採決）
- 第2 第68号議案から第70号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決）
- 第3 議員提出第2号議案から議員提出第8号
議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決）
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第60号議案から第67号議案まで
及び第2号報告並びに請願10、1
1
（議題、常任委員長の報告、質疑、
討論、採決）
- 日程第2 第68号議案から第70号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決）
- 日程第3 議員提出第2号議案から議員提出第
8号議案まで
（議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続調査の件

出席議員 43名

議長 嶋 幸一 副議長 大友 栄二
志村 学 御手洗吉生

梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	井上 明夫
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	久家 里三
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林 拓
企画振興部長	工藤 哲史
企業局長	渡辺 淳一
病院局長	佐藤 昌司
警察本部長	幡野 徹
福祉保健部長	首藤 丈彦
生活環境部長	首藤 圭
商工観光労働部長	利光 秀方

農林水産部長	渕野 勇
土木建築部長	小野 克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	藤川 将護
観光局長	渡辺 修武
労働委員会事務局長	一丸 淳司
財政課長	小野 宏
知事室長	姫野 智代

午前10時 開議

嶋議長 皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る20日に設置した防災減災・県土強靱化対策特別委員会の委員長に御手洗吉生議員が、副委員長に戸高賢史議員がそれぞれ互選されました。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、5月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 第60号議案から第67号議案まで及び第2号報告並びに請願10、11

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕

今吉福祉保健生活環境委員長 おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果

について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました請願1件であります。

委員会は、去る24日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、請願11高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りではなく、白紙撤回を求める意見書の提出については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長小川克己議員。

〔小川議員登壇〕

小川商工観光労働企業委員長 商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る23日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第67号議案令和7年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

嶋議長 農林水産委員長森誠一議員。

〔森議員登壇〕

森農林水産委員長 おはようございます。

農林水産委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る23日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第63号議案工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

嶋議長 土木建築委員長阿部長夫議員。

〔阿部(長)議員登壇〕

阿部（長）土木建築委員長 皆さん、おはようございます。

土木建築委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案2件であります。

委員会は、去る24日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第64号議案工事請負契約の変更について及び第65号議案土地の取得については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

嶋議長 文教警察委員長清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田文教警察委員長 おはようございます。

文教警察委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る23日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第66号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

嶋議長 総務企画委員長太田正美議員。

〔太田議員登壇〕

太田総務企画委員長 おはようございます。

総務企画委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案4件、報告1件及び請願1件であります。

委員会は、去る24日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第60号議案大分県税条例の一部改正について、第61号議案大分県税特別措置条

例の一部改正について、第62号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について及び第67号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、第2号報告大分県税条例等の一部改正については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

また、請願10適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書の提出については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤でございます。

今議会に上程をされました各議案、そして、請願等について討論をしたいというふうに思います。

まず、第66号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正についてです。

今回の条例改正では、市町村立学校の教職員定数は23人削減され7,076人に、県立学校では高等学校が14人減ではありますが、特別支援学校の学級数の増や夜間中学の新設で、全体では21人増となり、3,550人となっています。

教員の病気休職者数は、2015年度から2024年度までで延べ901人に上り、うち精神疾患は延べ594人、全体の66%を占めています。これは、業務の多様化・複雑化や長時

間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。痛ましい過労死までも起きています。

このような大変厳しい状況の中、学校現場の教職員は、保護者や子どもの声に真摯に向き合い、様々な創意工夫で分かりやすい授業や不登校・いじめ対策などに取り組んでいます。今回の条例のように、定数の削減ではなくて、教育環境の整備や少人数学級の拡大、無理な統廃合の中止、正規教職員の増員と待遇改善こそ行うべきであります。

また、国会では給特法が改正され、教職調整額の割合が現在の4%から、2026年1月には5%へ、そして、2031年までに段階的に10%へと引き上げられますが、結局、残業代は不支給となり、長時間労働は解消されないままとなるのではないのでしょうか。

さらに、教員間に階層と分断を生んでしまう主務教諭の職が新設されます。このような教員の長時間労働を放置するような法改正に厳しく抗議するとともに、県として教員の定数削減をやめるよう求め、反対討論といたします。

続いて、請願10インボイス制度の見直しを求める請願についてです。

自公政権による消費税のインボイス制度の導入から、今年10月で2年となります。現場では新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による膨大な事務など、恐れていたことが小規模事業者やフリーランスにのしかかっています。営業と暮らしに与える害悪は明らかであり、制度の存廃は死活問題となります。

業者間の取引でインボイスがないと、仕入れ分の消費税を差し引くことができなくなりました。インボイスは課税事業者でないと発行できないため、年間売上げ1千万円以下の免税事業者は、課税事業者になってインボイス登録することを迫られます。

免税制度があるのは、零細な事業者は価格を自分で決める力が弱いからです。課税事業者になると利益を削り、身銭を切っても消費税を納めなければなりません。財務省の試算では、免税事業者の年間粗利益は平均154万円で、課税事業者になった場合、15万円の消費税負

担が生じます。税率を変えない増税と言われるゆえんです。

導入から3年間は、納税額を売上げに係る消費税額の2割とするなど、負担軽減措置はありますが、時限的なもので、事業者の負担が重くなることには変わりありません。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が、制度開始後初の確定申告を終え、実施したアンケート調査には、2週間で7千人超の回答が寄せられました。回答者の9割超が、インボイス制度にデメリットを感じており、制度の見直しや中止を求めています。消費税の負担感については、インボイス登録事業者の6割は、負担軽減措置終了後のめどが立たない、負担が大きく、事業が成り立たなくなりそうだと回答しており、消費税や事務負担の費用を価格転嫁できず、身を削って補填するとしています。

また、免税事業者の4割超が、制度開始後に、重要な取引先からの値引き・発注量の減少など、何らかの不利益を被ったと答えています。

インボイス制度は、免税事業者がインボイス登録をするか、消費税相当分の値引きをするかの悪魔の二者択一を取引先から迫られる制度です。物価高騰の下、零細事業者やフリーランスとして働く人たちに深刻な負担増をもたらし、多数の事業者を廃業の危機に追い込みます。

一方、大企業優遇税制では、研究開発減税だけでも、2022年度では7,636億円に上ります。大手半導体メーカーには1社で、何と約1兆2千億円の補助金を出しています。大企業優遇を改め、中小・零細たきをやめるべきです。そして、消費税を一律5%に減税すれば、インボイス制度の導入の口実もなくなります。インボイス制度はきっぱり中止も含めて見直しをすべきであります。

本請願と同趣旨のものが埼玉県議会や佐賀県議会でも採択されていることを申し添え、本請願に対する賛成討論を終わります。

続いて、請願11高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りではなくて、白紙撤回を求める請願についてであります。

本請願の提出者である大分県社会保障推進協

議会は、県下の医療機関や医師団体、労働組合や事業者団体など多岐にわたる団体で構成されております。県民の健康と医療負担の抑制を実現してほしいとする切実な請願であります。

今回の高額療養費制度の改正では、治療が受けられない、命綱を断ち切るものだというのがん患者や難病患者らの怒りの声が、そして、凍結・白紙撤回を求める世論の高まりにより、政府は制度改正の凍結を言い出しました。

本制度は高額な医療費がかかった際、年収に応じて月ごとに負担限度額を設け、患者の自己負担に歯止めをかける仕組みです。今回、厚労省は全ての所得層、全ての年代で限度額を引き上げるという改正を打ち出しています。

その中で今回見直し、凍結するのは、長期の治療で直近12か月以内に3回以上、限度額に達した人について、4回目以降は限度額を下げる多数回該当の部分です。見直し案では、4回目以降の限度額について、例えば現行の月4万4,400円を年収510万から650万の人は6万3千円に、650万から770万の人では7万6,800円に引き上げる予定でしたが、これを凍結し、据え置くとしています。しかし、患者の多くは治療のため収入が下がり、入院に伴う様々な保険外の負担もかかり、現状でも重い負担に苦しんでいます。

全国保険医団体連合会などの家計・子育てへの影響調査では、高額療養費負担増の改悪で、4割超が治療を中断する、6割が治療の回数を減らすと答えています。がんや難病の患者にとって、受診抑制は命に直結をします。

許し難いのは、厚労省はこの改悪により2,270億円分の受診抑制が起きることを想定し、それでも改悪をしようとしていることです。国民の命と健康を守るという役割を放棄するものです。

政府は、制度見直しの理由に、現役世代の保険料軽減を挙げてきました。しかし、保険料軽減は平均で月258円、労使折半後では129円にすぎません。現役世代からも改悪への悲痛な声が上がり、世代分断論が破綻すると、制度維持のためと言い出しました。

改悪による給付費削減は5,330億円、来年度の軍事予算の6%、予算総額の0.5%にすぎません。重い病気の人に負担を強いて、命を危険にさらし、財源をつくるやり方は容認できません。軍事拡大・特定企業優遇をやめ、財源をつくり、高額療養費削減改悪は白紙撤回すべきであります。是非、請願を採択していただきたいと考えます。

以上、両請願に対する賛成討論といたします。
(拍手)

嶋議長 猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。

令和7年度大分県一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

先日の質疑でも申し上げましたが、物価高騰対策として提案されているLPガス等への支援も必要だと思いますが、現下の県民生活を考えると、やはり中小企業等の賃金アップと米不足・価格高騰への根本的な対策が必要だと考えます。

岩手、徳島、奈良、群馬県などに続き、茨城県でも物価上昇を上回る賃上げを促進しようと、令和7年度いばらき賃上げ支援金の募集が6月2日から始まっています。

本支援金は、1時間当たりの賃金を35円以上引き上げた中小企業を対象として、正規雇用1人当たり5万円、非正規雇用同3万円を支給するものです。企業の99.9%が中小企業である本県としても、このような取組に学ぶべきだと考えます。

本県でも、賃上げを促進する補助事業がありますが、県内の約3万1千件の中小企業のうち、賃上げ枠を設けた補助金の昨年度の採択件数は、僅か71件であり、事業者数から見るとほんの一部です。条件付ではなく、事業者の負担にならない直接支援が求められます。岩手県や徳島県などのように賃上げだけを条件とするシンプルで使い勝手がよく、幅広い中小企業の賃上げを応援する助成を求めます。

次に、県民の皆さんが苦労している米の価格高騰と品不足についてです。

現在の米をめぐる状況は、農家に減反・減産を押しつけ、所得補償を廃止した一方で、ミニマムアクセス米を輸入し続けた歴代政権の失政の結果だと考えます。その責任は重大であり、国民の生活、命と健康よりアメリカと大企業を優先する政治の結果だと思います。また、本県でももうかる農業が重要だとして、国が示した目安よりさらに作付面積を削減し、水田の畑地化を進めてきました。

質疑でも訴えた減反・減産の押しつけをやめて増産に切り替えること、価格保障・所得補償により安心して米を作れる農業にすること、外国産米の輸入を中止すること、この3点を国に求め、本県としても米の増産に向けた支援を実施することが必要だと考えます。

増産により、ゆとりある需給・備蓄を確保し、大小多様な農業経営を支援することで、消費者に手頃な価格で提供する、これが政治の責任だと思います。国の対策を待たずに、大分県が中山間地のおいしい米作りを支援してもらいたい。米作って飯食えねえ、今の状況では米作りはできないという声をしっかり受け止め、応えるべきです。

今回提出された補正予算案には賛成ですが、以上2点について要望しておき、討論を終わります。（拍手）

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第60号議案から第65号議案まで、第67号議案及び第2号報告について採決します。

各案件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第66号議案について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決でございます。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数でございます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願10について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願11について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

—————→…←—————

日程第2 第68号議案から第70号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長 日程第2、第68号議案から第70号議案までを一括議題とし、提出者の説明を求めます。

—————→…←—————

第68号議案 人事委員会委員の選任について

第69号議案 公安委員会委員の任命について

第70号議案 収用委員会委員の任命について

—————→…←—————

嶋議長 佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

ただいま上程されました人事議案について説

明を申し上げます。

第68号議案人事委員会委員の選任については、石井久子氏の任期が来る7月21日で満了するため、中村多美子氏を新たに選任することについて、第69号議案公安委員会委員の任命については、平川加奈江氏の任期が来る9月7日で満了するため、同氏を再任することについて、第70号議案収用委員会委員の任命については、田中朋子氏の任期が来る7月31日で満了するため、同氏を再任することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、これに同意することに決定しました。

日程第3 議員提出第2号議案から議員提出第8号議案まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、議員提出第2号議案から第8号議案までを一括議題とします。

議員提出第2号議案 里親制度の充実を求める意見書

議員提出第3号議案 地方財政の充実・強化を求める意見書

議員提出第4号議案 2025年度大分県最低賃金の改定等に関する意見書

議員提出第5号議案 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

議員提出第6号議案 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

議員提出第7号議案 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

議員提出第8号議案 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

嶋議長 提出者の説明を求めます。森誠一議員。
〔森議員登壇〕

森議員 ただいま議題となった議員提出第2号議案里親制度の充実を求める意見書の提案理由を説明いたします。

様々な理由から、家庭で暮らすことができない子どもたちを、公的な責任の下で養育する社会的養護の必要性が高まっています。

より家庭に近い環境での養育を行う里親制度は、子どもの自己肯定感を育むなど、子どもの健やかな育成を図る重要な制度です。本県では、児童相談所に里親支援専任部署を設置するなど、独自のモデル的な取組を実施し、全国トップクラスの里親等委託率を実現していますが、国が定める目標の達成には至っておりません。

本県は、民間の補助制度などを活用し、夜間及び休日に子どもの緊急受入れが必要となった場合に、待機している里親が短期間の受入れを行う乳幼児短期緊急里親制度を導入するとともに、里親レスパイトの充実に向け、児童福祉施設に専任職員の配置を行ってきたところであり、これらの取組は、里親制度の推進に非常に有効

であります。

よって、国会及び政府に対しまして、本県独自の取組を国の制度として早期に創設するとともに、里親制度の積極的な啓発活動と地域の実情に応じた予算措置等を行うよう、強く要望するものです。

案文は、お手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

嶋議長 福崎智幸議員。

〔福崎議員登壇〕

福崎議員 ただいま議題となった議員提出第3号、第4号、第5号について、一括して提案理由を説明いたします。

まず、第3号議案地方財政の充実・強化を求める意見書です。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育ての施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多様にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府は、これまで骨太方針に基づき、地方一般財源水準を示してきましたが、増大する行政需要は、また、不足する人員体制を踏まえると、今後はより積極的な財源確保が求められています。

よって、2026年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、政府が進める持続的で構造的な賃上げが可能となる地方財政を実現するための10点の項目について、措置を講ずるよう、政府に強く要望するものです。

次に、第4号議案2025年度大分県最低賃金の改定等に関する意見書についてです。

国内経済は、名目賃金が上昇しているものの、原材料やガソリン価格の高騰、円安、異常気象

により、食料品などの価格上昇は継続しており、物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要不可欠であります。

最低賃金については、誰もが安心して暮らすことができる時給1千円はいまだに実現しておらず、一日も早く全ての都道府県において、最低賃金を1千円以上に引き上げるとともに、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために、最低限必要な水準までさらに引き上げていく必要があります。

あわせて、最低賃金の引上げのためには、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業、小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持確保ができるよう、業務改善助成金をはじめとする国の各種施策の拡充・強化が求められています。

よって、大分県最低賃金のあるべき姿への引上げとコロナ後における中小企業、小規模事業者支援のさらなる拡充のための3点の項目について、強く求めるものです。

次に、第5号議案義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてです。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いています。

2021年の法改正により、段階的に行われている小学校の学級編制標準の35人への引下げは、2025年度に完了となり、中学校においても2026年度から引下げをする方針となっていますが、今後は、高等学校での早期引下げの実施に加え、きめ細かい教育活動や豊かな学びを実現するために、さらなる学級編制標準の引下げと少人数学級の実現が必要であります。

一方、厳しい財政状況の中、本県においては、小学校1、2年生、中学校1年生の30人学級の定数措置が行われていますが、義務教育については、自治体間、地域間の格差が生じることがないように、国の施策として財源を保障し、全

国どこに住んでいても、子どもたち一人一人にきめ細かな対応や豊かな学びを保障するための教育環境の整備が不可欠であります。

よって、国会及び政府に対し、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものです。

案文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださいますようお願い申し上げます。

嶋議長 吉村哲彦議員。

〔吉村（哲）議員登壇〕

吉村（哲）議員 ただいま議題となりました議員提出第6号議案、第7号議案、第8号議案について、一括して提案理由の説明を行います。

初めに、議員提出第6号議案地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書についてです。

消費者被害を防ぐため、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金推進事業は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持など、事業継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念されます。

また、相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により、速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要であります。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は、新たなシステムの整備を予定しておりますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきであります。

よって、政府に対し、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置することや消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること

など、3点を求めるものであります。

次に、議員提出第7号議案事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書についてです。

大規模地震や近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えがますます重要になってきております。

大規模な災害により被災した市町村は、復興まちづくり事業に取り組むこととなりますが、事前に人口減少や少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模で復興まちづくりの目標や実施方針を検討していくことは、よりよい復興を実現するために重要な取組であります。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害復興法に基づき、国は特別な必要があると認めるときは、復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができることとされており、市町村でも、これらに基づき、復興計画を策定することができることとされております。

国土交通省では、事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定し、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、一定程度、定着してきていると考えられますが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状であります。

よって、政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金や復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などのさらなる支援の強化を求めるものであります。

最後に、議員提出第8号議案米国の関税措置に対応した中小企業支援策の拡充を求める意見書についてです。

アメリカの関税措置により、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられております。特に、我が国の基幹産業である自動車関連企業をはじめ、多くの事業者の設備投資や賃上げへの判断に深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められます。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り、支えることが、今後の日

本経済の成長には不可欠であります。

よって、アメリカの関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした具体的かつ手厚い施策を講じるよう、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めることや日本政策金融公庫のセーフティネット貸付けについて、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知、広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じるとともに、事業者への影響を踏まえて、セーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すことなど、政府に対し、3点について求めるものであります。

以上、案文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略いたします。

慎重御審議の上、御賛同いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

発言の通告がございますので、これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 日本共産党の堤でございます。

今、上程されました議員提出議案について、二つ、反対討論を行います。

まず、第3号地方財政の充実・強化を求める意見書についてであります。

本意見書では、地方一般財源総額の確保や社会保障経費の充実、拡充など、地方財政の充実・強化等を求めています。これらに反対するものではありませんし、これらは当然のことながら、国の責任において推進すべきものです。た

だ、個別要求項目の中に、偏在性の小さい消費税の課税の問題、さらには、自治体業務システムの標準化等については是認していることについては、残念ながら反対せざるを得ません。

以下、その理由を述べます。

消費税は、食料など生活必需品や光熱水費など暮らしに不可欠な支出に幅広く課税されています。さらに、一昨年10月から実施されたインボイス制度は、零細事業者にとっては実質的な増税であり、円安等による物価高騰で収益減少など疲弊している零細事業者に追い打ちをかけるものです。

このような逆進性のある消費税は廃止すべきものです。意見書で言うような地域間の財源偏在性の是正に向けては、大企業優遇税制の是正や大企業法人税率の引上げ、富裕税や為替取引税など、新たな税制の創設などによって実施すべきであります。

また、自治体業務システムの標準化では、2025年度までに税や福祉など、20の業務について標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけると進められていますが、遅々として進んでいないのが現実です。

さらに、デジタル行政改革会議で決定した基本方針では、この20業務以外にも一定の基準に合致した業務を標準化していくという方向性が示され、国として住民の個人情報を含むデータを活用したいという狙いが示されています。

標準化の名で自治体を国の鋳型にはめることは、地方自治にも反します。各自治体では、独自の住民税の減免、国民健康保険税や介護保険料、利用料の減免、被災者への減免など実施しており、住民の福祉等を下支えしております。

しかし、国は、業務にシステムを合わせるのではなくて、システムに業務を合わせることで、独自施策に必要なシステムのカスタマイズをなくすよう自治体に求めています。これでは、住民サービスの抑制につながってしまいます。

さらに、システム障害や不正アクセスも懸念され、クラウドサービスは一度利用を始めると、他社への切替えが難しく、サービス価格引上げ

や透明性の低下も危惧されます。

全国市長会からも、財政支援などの意見書が提出されていますが、このような問題のあるシステムの標準化を推進するための意見書には、反対せざるを得ません。

次に、議員提出の第7号議案です。事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書についてであります。

本意見書では、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し適切な規模で、復興まちづくりの目標や実施方針を検討するとなっていますが、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興対策は、既存の制度を押しつけるのではなくて、現場の声を反映させ、被災者や被災地にとって使い勝手のよい支援制度とすることが必要です。上からの計画では、地域コミュニティの再構築は不可能です。国は、必要な財源を確保し、地域の判断で行う被災者支援を支えるようにすべきであります。このような立場でない意見書には、反対せざるを得ません。

以上、提案された各意見書に対する反対討論といたします。

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、議員提出第2号議案、第5号議案、第6号議案及び第8号議案について採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第3号議案及び第7号議案について、起立により採決します。

各案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数であります。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第4号議案について、起立に

より採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数でございます。

よって、本案は、否決されました。

日程第4 議員派遣の件

嶋議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

大分市

3 期間

令和7年7月15日

4 派遣議員

首藤健二郎、吉村哲彦

嶋議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、各議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、各議員を派遣することに決定しました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

嶋議長 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、デジタル政策の推進に関する事項について
- 6、学事に関する事項について
- 7、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 8、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 9、広報及び統計に関する事項について
- 10、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 11、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 12、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画及び青少年に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、先端技術に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事

項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

→...←

嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

嶋議長 これをもって令和7年第2回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時51分 閉会

なお、閉会后、前副議長井上明夫議員に対し、全国都道府県議長会感謝状が伝達された。

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
10	令和7年6月12日	大分市大津町1丁目1－29 大分県商工団体連合会 会長 木村鉄男	
件 名 及 び 要 旨			
適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書の提出について インボイス制度は、令和5年10月から開始した仕入税額控除の方式であるが、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められ、発行できない場合に不当な値下げや取引の打切りが懸念されていた。 制度導入にあたっては、インボイス発行事業者となった場合、3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられたが、制度開始から1年以上が経過した現状として、インボイス発行事業者となった小規模事業者等からは、減収や消費税の申告・納付が義務付けられたことによる税負担により経営状況が悪化したとの切実な声が上がっている。さらに、原材料費等の高騰や人材不足が深刻化し、経営は一層厳しさを増す中で、インボイスに係る経理事務も過大な負担となっている。また、契約書などの電子データを保存すること等を義務付ける電子帳簿保存法の電子帳簿等保存制度についても、特に小規模事業者等には事務が煩雑で事業に支障が生じかねない。 このようなインボイス制度開始後における小規模事業者等の苦境や昨今の経営状況を鑑みれば、国の支援措置の拡充が急務であり、小規模事業者等の経営持続や県内経済の活性化の観点からもインボイス制度の適用範囲や要件の見直し、負担軽減策のさらなる拡充が早急に必要である。 ついては、インボイス制度の見直しを求める意見書を国に提出していただきたい。			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	総務企画	不採択	

請 願			
受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名	
1 1	令和 7 年 6 月 1 2 日	大分県大分市古ヶ鶴 1 丁目 4 番 1 号 大分県社会保障推進協議会 会長 川 野 桂 吾	
件 名 及 び 要 旨			
高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りでなく、白紙撤回を求める意見書の提出について 高額療養費の負担限度額引上げを含む 2 0 2 5 年度の政府予算案が 3 月 4 日に衆議院を通過したが、当事者、患者団体、医療関係者から引上げの全面凍結・白紙撤回を求める世論が急速に広まり、石破茂首相は 3 月 7 日、引上げを見送り、事実上凍結することとした。 高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が 1 か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給するものであるが、現在日本は物価上昇に賃金が追い付かず、家計も厳しい状況にある。その上、重篤な疾患患者は闘病と就労制限を余儀なくされている方も多く、高い治療費の支払で苦しい生活を強いられており、本来であれば、物価上昇分を考慮して患者の負担を減らすべきである。 全国保険医団体連合会が子どもを持つがん患者を対象に実施した調査では、限度額が引き上げられた場合、4 割が「治療中断」、6 割が「治療回数減」を考えると答えており、受療行動へ大きな影響を及ぼすことが示された。 高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な患者にとって正に命綱であり、今回の制度見直しは、命に関わるものである。 については、高額療養費制度の負担上限額引上げの実施見送りでなく、負担増を強いる制度見直しそのものを全面的に中止し、白紙撤回を求める意見書を国に提出していただきたい。			
紹介議員氏名	付託委員会	結 果	備 考
猿 渡 久 子 堤 栄 三	福祉保健生活環境	不採択	

請 願 処 理 結 果 (令 和 7 年)

(第 1 回 定 例 会 採 択 分)

受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名
8	令和7年2月26日	大分県宇佐市院内町下船木152番地 赤 松 健一郎
件 名 及 び 要 旨		
しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願 しいきアルゲリッチハウス（以下「ハウス」とする。）は、故椎木正和氏から建設費の寄付と県有地の長期借受けにより、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団（以下「財団」とする。）が建設し、平成27年に開館した。 財団では、別府アルゲリッチ音楽祭（以下「音楽祭」とする。）の運営をはじめ、子どもから大人まで参加するピノキオコンサートや国内外の音楽家が出演する室内楽シリーズなど、マルタ・アルゲリッチ氏の功績の顕彰と音楽文化の発信を行ってきたが、今後のハウスの管理運営にあたっては、老朽化に伴う保全改修、サロン文化や人材の育成等に向けてのさらなる活用促進が課題となっている。今後もハウスを末永く維持管理しながら、音楽祭の成果とマルタ・アルゲリッチ氏の功績を顕彰し、後世へと引き継いでいくことが大分県の芸術文化の発展に不可欠である。 ついては、大分県における芸術文化の発信と人材育成の観点から、ハウスの県有化について以下のとおり求める。 1 財団からハウスの寄贈を受け、その運営方針に掲げる取組がより深化するように施設を管理すること。 2 マルタ・アルゲリッチ氏の名前を冠した品格が漂う施設となるよう、これまでの財団の実績を評価し、自由な発想と主体的な取組で運営させること。 3 教育や人材育成の場として、教育委員会等関係機関とも連携し、ハウスを積極的に活用すること。		
処 理 の 経 過 及 び 結 果		
県としても、しいきアルゲリッチハウスは、永年にわたるマルタ・アルゲリッチ氏の本県に対する功績や、今年で25回を数える別府アルゲリッチ音楽祭の足跡を後世に伝える拠点と位置付けており、運営方針を踏まえてハウスを積極的に活用することで、本県芸術文化のさらなる発展につながれると考える。 このため、新しい時代に即した管理運営方法はもとより、県民の期待に応えられる活用方法など、県有化に向けた諸課題について検討している。		
紹介議員氏名		付託委員会
志 村 学 嶋 幸 一		総務企画委員会